

副島種臣と明治国家

SOEJIMA Taneomi and the Meiji State

早稲田大学大学院社会科学研究科
地球社会論専攻 地域研究 日本研究・日本歴史論

齋藤 洋子
SAITO, Yoko

2008年12月



副島種臣肖像画

『日本大家論集』第9編(博文堂、明治22(1889)年)掲載

目次

序章 副島種臣研究史と本稿の課題	1
一 副島種臣と明治国家	1
二 副島種臣研究史	6
三 問題の設定と本稿の構成	9
第一章 明治六年政変後の副島種臣	15
はじめに	15
一 民撰議院設立建白書の提出	15
二 賜暇願と佐賀の乱	18
三 神典の研究	22
三一 副島と小河一敏の交流	22

三―二・小河一敏の副島登用意見	24
四・清国漫遊	28
四―一・漫遊への風聞	28
四―二・漫遊中の日本	30
四―三・一時帰国と再渡清	35
おわりに	37
第二章・副島侍講就任をめぐる	51
はじめに	51
一・侍講就任の背景	53
一―一・副島の帰国と大久保利通の遭難	53
一―二・宮中派の副島登用運動	54
一―三・愛国社の再興	62

二・副島の侍講就任とその波紋	69
二―二・副島の処遇をめぐる	69
二―二・伊藤博文の懸念	72
おわりに	80
第三章・副島侍講排斥運動	89
はじめに	89
一・問題の起点	90
二・副島批判の真偽	98
三・政府と官府の対立	102
おわりに	106
第四章・副島種臣と「御宸翰」	115

はじめに	115
一・副島の辞意と元田永孚の慰留	117
一―一・元田宛副島書翰	117
一―二・副島宛元田書翰	119
二・天皇の「御宸翰」	122
二―一・元田による宸翰の起草	122
二―二・「御宸翰」と辞意撤回	123
三・副島の辞意とその背景	126
おわりに	128
第五章・副島種臣と佐賀開進会	133
はじめに	133
一・佐賀開進会	134

一―一・開進会主義書	134
一―二・開拓使官有物払下問題	137
二・副島と諸岡正順	139
二―一・諸岡の人物像	139
二―二・諸岡と東洋社会党	146
三・東京改進会	152
三―一・副島と東京改進会	152
三―二・佐賀開進会と東京改進会	154
おわりに	156
第六章・明治十五年の「副島種臣建言」について	163
はじめに	163
一・「明治十五年建言」とその背景	164

一―一. 明治十五年前後の副島	164
一―二. 「明治十五年建言」の目的とその性質	168
一―三. 「明治十五年建言」大意	170
二. 副島の王土論とその波及	172
二―一. 副島の王土論	172
二―二. 副島の「地券改正」論	174
二―三. 元田の「地産券」論と岩倉具視の「地所名称更定等ニ関スル意見書」	175
三. 副島の官民調和論	178
三―一. 政党の誕生	178
三―二. 官民調和に奔走	179
おわりに	184
第七章. 明治十六年の副島種臣―九州遊説願いをめぐって―	193

はじめに	193
一・「黒田ノ旗揚」と遊説願い	194
一―一・遊説の目的とその背景	194
一―二・黒田清隆への期待	196
二・周囲への波紋	200
二―一・大木喬任・岩倉・元田の懸念	200
二―二・副島の人撰論	201
二―三・九州遊説願いと佐賀開進会	203
三・遊説断念とその後の副島	207
三―一・遊説の断念	207
三―二・副島の憂慮	208
おわりに	211

第八章 内務大臣副島種臣と第三議會

はじめに	221
一 副島の内務大臣就任とその背景	223
一―一 枢密院副議長へ就任	223
一―二 第二回総選挙と佐賀	224
一―三 内相就任の受諾	228
二 第三議會開始前の副島内相	231
二―一 副島の「議會談」	231
二―二 副島の板垣退助訪問	232
二―三 選挙干渉と地方官処分問題	235
三 第三議會と副島内相の辞任	236
三―一 議會停会	237
三―二 議會再開と副島内相の辞職	239

三―三三 「蒼海政談」	242
おわりに	244
終章 総括と今後の課題	255
一 総括	255
二 今後の課題	260
【参考史料】	263
【参考文献】	285

《凡例》

- 一、合字・変体仮名は通行の表記に改めた。
- 一、漢字は新漢字があるものは適宜それを用いた。
- 一、引用史料について、仮名遣いは原文に従い、適宜句読点を付した。
- 一、年代表記は本文中では原則として元号を用い、註の参考文献については西暦で表記した。

序章 副島種臣研究史と本稿の課題

一 副島種臣と明治国家

副島種臣は文政十一（一八二八）年九月九日、父枝吉忠左衛門種彰（号は南濠）と母喜勢の次男として、佐賀城南堀端赤松町に生まれた¹。通称は二郎（初め龍種）、蒼海、一々学人と号した。後に副島利忠の養子となつて家名を嗣いだ。枝吉家は漢の王室劉氏の、副島家は菅原道真の末裔であるという。現在残る副島の書の何点かに、「劉種臣」、「菅原種臣」と記されている所以である。

副島の思想形成は、兄神陽を抜きにしては語ることは出来ない²。副島の父南濠は晩学でありながら、藩校弘道館の教諭となり子弟の教育にあたった³。特筆すべきは、藩主への忠節が第一とされた封建社会にあつて、南濠が日本一君論を主張したことである⁴。

日本には天子の外に君無し。君臣とは唯天子と国民との関係をいふべきのみ。然るを其の他の主従関係にも猶君と称へ臣と呼ぶは、大義を誤るの甚だしきものなりとて之を弾斥すること最も烈し。是れ長尾東郭が徂徠の東西帝説を論責したるを一層推拡したるものにして、此の論旨を貫徹すれば、幕府が諸藩に君臣の礼を執らしむる非を破毀するに止まらず、諸藩士が藩主を君と唱へ自ら臣と称することをも否認すべき結論を生ずるなり。

こうした南濠の思想を実行に移したのは、長子経種（号は神陽）であつた。副島は後年、「私の兄枝吉が其学校（藩校弘道館：註筆者）の国学教諭になられたることは、尚ほ若き時にして二十七人であつた。是は天性博学強記の人で、一度目に触るゝと終身忘れぬと云ふ風であつた」というから⁵、神陽はかなりの秀才であつたのであろう。しかのみならず、行動の人でもあつた。

嘉永三（一八五〇）年五月二十五日、神陽は従兄弟の島義勇らと計り、楠公義祭同盟を組織した。義祭同盟は、楠公父子の

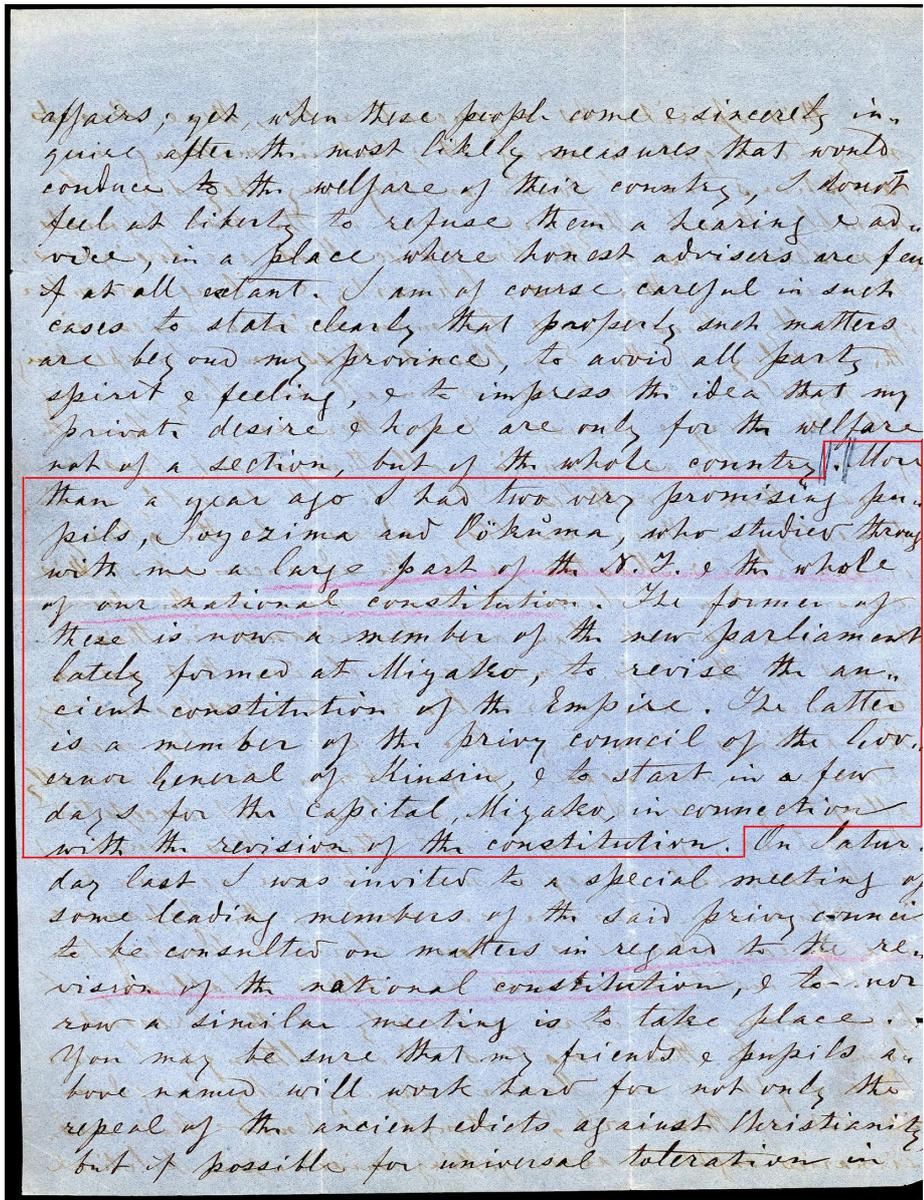
木像を祭りその忠孝を敬慕する祭祀であり、幕末佐賀における「勤王運動のはじまりであった」という⁶。この同盟には、神陽、種臣兄弟の他、島義勇、大木喬任、江藤新平、大隈重信、久米邦武など、後年明治政府で活躍した人々が参加した。丸山幹治氏は、

維新前後に佐賀藩から有力の人物を輩出させたものは、前に述べた如く枝吉家の勤王思想だ。その枝吉家の学風は南濠先生が礎石を置き神陽先生が建築をしたのだ

と、南濠から神陽へと受け継がれた枝吉家の勤王思想が、維新时期に活躍した佐賀藩士を育てたと記している⁷。また近年、従来の指摘に加え、明治新政府において佐賀藩出身者が法制面で活躍した背景には、神陽から授かった律令格式や国史の知識があったという見解が示されている⁸。副島自身、「我輩は兄等の教育を受けて居るものであるから、物に依て吾が言ふ所は兄の言ふ言葉なりとなる」と、兄の影響が絶大であることを語っているように⁹、こうした家庭環境の中で成長したことは、副島の思想、行動に多大なる影響を与えたのである。

以下、副島の履歴について簡単に紹介することとしたい。

嘉永元（一八四八）年、副島は二十一歳で弘道館内生寮首班となった。同三（一八五〇）年、兄神陽が主導した義祭同盟結成に参加した。同五（一八五二）年、そして安政二（一八五五）年と、二度にわたり藩命により京都に留学し、諸藩の志士と交わり日本一君論を鼓吹したという。安政六（一八五九）年三月には、副島家の養子となり、藩校の国学教諭となった。文久元（一八六一）年には、明善堂心得として江戸に派遣されるも、翌二年中野方蔵が捕縛され、詮議の手が副島にも及ぶことを恐れた藩吏により、旧藩主の御側という名義を与えられ佐賀へ送還された。元治元（一八六四）年、大隈重信の誘いに応じ長崎へ遊学し、宣教師フルベッキから英学を学んだ。フルベッキはアメリカの友人に宛てた書翰の中で、自分が教えた二人の有望な生徒として副島と大隈の名前をあげ、二人は新約聖書の大部分とアメリカ憲法を学んだと記している¹⁰。慶応三（一八六七）年三月に、副島は大政奉還を説くため大隈と共に脱藩、上京したが、五月には佐賀に送還され謹慎を命ぜられた。幕末佐賀藩主鍋島直正（号は閑史）は、血気盛んな若者を妄りに処分することはなかったが、彼らの意見を受け入れて率先して倒幕



affairs; yet, when these people come & sincerely in-
quire after the most likely measures that would
conduce to the welfare of their country, I don't
feel at liberty to refuse them a hearing & ad-
vice, in a place where honest advisers are few
& at all wantant. I am of course, careful in such
cases to state clearly that properly such matters
are beyond my province, to avoid all party
spirit & feeling, & to impress the idea that my
private desire & hope are only for the welfare
not of a section, but of the whole country. More
than a year ago I had two very promising pu-
pils, Soyezima and Ookuma, who studied through
with me a large part of the N.T. & the whole
of our national constitution. The former of
these is now a member of the new parliament
lately formed at Miyako, to revise the an-
cient constitution of the Empire. The latter
is a member of the privy council of the Gov-
ernor General of Kiusiu, & to start in a few
days for the Capital, Miyako, in connection
with the revision of the constitution. On Satur-
day last I was invited to a special meeting of
some leading members of the said privy council
to be consulted on matters in regard to the re-
vision of the national constitution, & to-mor-
row a similar meeting is to take place.
You may be sure that my friends & pupils a-
bove named will work hard for not only the
repeal of the ancient edicts against Christianity
but if possible for universal toleration in

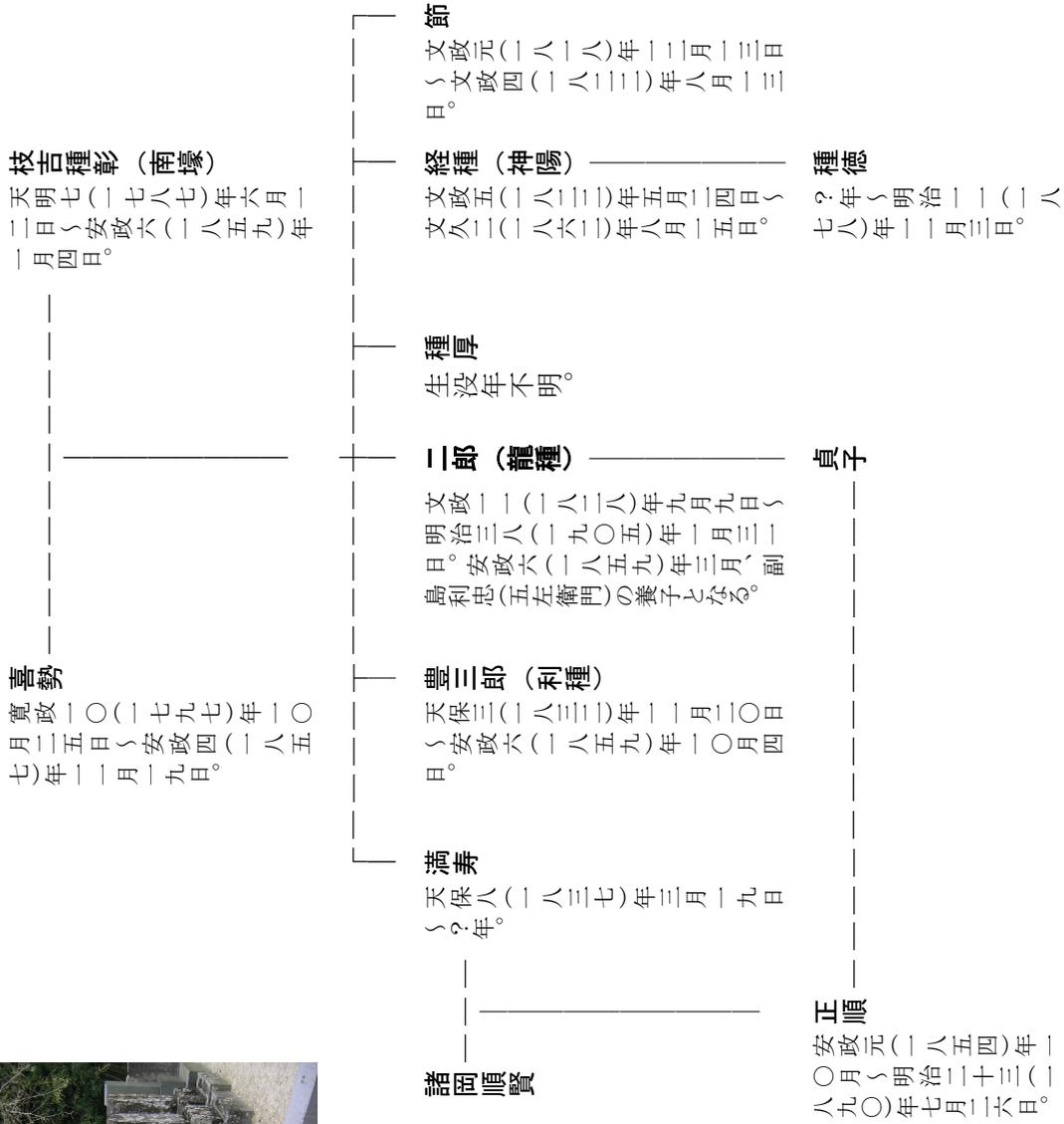
フルベッキが慶応4(1868)年5月4日、J・Mフェリス師に宛てた書翰
(Gardner A. Sage Library 所蔵)

More than a year ago I had two very promising pupils, Soyezima and Ookuma, who studied through with me a large part of the N.T. and the whole of our national constitution. The former of these is now a member of the new parliament, lately formed at Miyako, to revise the ancient constitution of the Empire. The latter is a member of the privy council of the Governor General of Kiusiu, and to start in a few days for the capital, Miyako, in connection with the revision of the constitution.

【拙訳】一年あまり以前になりますが、私の許に将来性のある学生が二人いました。副島と大隈という名で、彼らは私の指導で、新約聖書の大部分と米国憲法の全部を学びました。二人のうち、前者(副島)は最近、この帝国の古い憲法を改正するために、ミヤコに新設された議会の一員となっています。後者(大隈)は、九州総督の私設評議会のメンバーで、憲法改正の関係で、数日後には、首府に向けて出発することになっています。

運動に加担することもなかった¹⁾。佐賀藩が幕末倒幕運動において遅れを取ったことは、維新政府における佐賀藩士の立場にも、多大な影響を及ぼしたと言っても過言ではないであろう。慶応四（一八六八）年三月、副島は維新政府の参与となり制度事務局判事に任ぜられ、政体書や職員令の起草にあたった。明治二（一八六九）年七月には参議となり、四（一八七一）年五月、副島は樺太境界問題交渉を委任されロシアポシェツト湾に向かったが、ロシア側の申し出により函館で領事と談判をした後、東京へ戻った。函館から戻った副島は、自分の留守中に太政大臣が設けられたことに抗議して参議を辞任したが、岩倉使節団派遣が決定すると、同年十一月、岩倉具視の後任として外務卿に就任した。マリア・ルス号事件や日清修好条規の批准など、外務卿としての副島はその手腕を十分に発揮したが、六年十月二十五日、征韓論争に敗れて参議を辞任、野に下った。翌七年一月、副島は板垣退助、後藤象二郎、江藤新平らと共に民撰議院設立建白書を政府に提出した。その後何度か任官の誘いはあったが応じることなく、九年秋から十一年春にかけて、二度にわたり清国を漫遊した。そして、帰国から約一年後の十二年四月、副島は宮内省御用掛兼一等侍講侍講局総裁に就任した。その後、十九年二月の宮内省官制改革に伴い宮中顧問官へと転じ、二十一年四月の枢密院設立と同時に顧問官に任じられた。二十五年三月、第二回総選挙における選挙干渉によって世論が騒然とする中、乞われて内務大臣に就任するが、わずか三ヶ月で辞任、再び枢密院顧問官に任ぜられた。そして生涯顧問官を全うし、明治三十八年一月三十日、七十八年の生涯を閉じた。

【系図一】 枝吉家系図



枝吉家の墓所 (佐賀市・高伝寺)

《典拠》「副島種臣項」(霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成
 成新修旧華族家系大成』所収、霞会館、平成八年)、国立
 国会図書館憲政資料室所蔵「副島種臣関係文書」、佐賀県
 立図書館郷土資料室所蔵「南壕先生日記」、個人蔵「枝吉
 忠左衛門系図」、青山霊園副島種臣家墓地、丸山幹治『副
 島種臣伯』、「副島種臣略年譜」(副島種臣編『副島種臣書』
 所収、二玄社、昭和四二年)、「副島種臣略年譜」(佐賀県
 立美術館編『副島種臣展・躍動する魂の書』所収、佐賀県
 立美術館、平成一〇年)など。

二. 副島種臣研究史

昭和十一（一九三六）年、柳田泉氏は『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想―という一文を発表したが、その冒頭には次のように記している¹²。

維新以来の偉人功臣で大抵な人々は大きな伝記をもつてゐる、伝記がなければ全集とか何とかいふ名の下に關係文献の全資料が発表されたりして、まことに都合よく出来てゐる。勿論さういふものゝない人も多からう。中には何うでもいゝやうなものゝが立派な装釘で見えることもある。だが何うしても無ければならぬのに、伝記も關係文集もないのは、副島種臣である。私は種臣の伝記が何うして出ないのか、不思議に思つてゐる。子孫が零落したといふのでもない、崇拜者が少ないといふのでもない、資料集めが面倒といつても誰かゞ奮発したら（例へば佐賀出身者の会合といつたものが中心になつてやつてもよからう）出来ぬことはなからう（中略）種臣伝は是非無ければならぬ。私はさう思ふ。

柳田氏の指摘以前に、副島伝が全く存在しなかつたかという点、必ずしもそうとは言えない。例えば、大正六（一九一七）年に刊行された『明治功臣録』に収録された「副島種臣伯」は、朝比奈知泉氏が種臣の嗣子道正から史料の提供を受けて著されたものであり、百余ページにわたつてゐる¹³。しかし、あくまで明治功臣の一人として副島を取り上げたものであり、柳田氏のいう「大きな伝記」にはあたらぬと言えよう。

柳田氏の指摘から数カ月後、丸山幹治『副島種臣伯』が刊行された。丸山氏は、これ以前に雑誌に副島伝を掲載していたが¹⁴、「遅々として進まず、昨年の夏、急に思ひ立つてあとを書き上げた」という¹⁵。丸山氏はその序文の中に、

蒼海先生ほどの大人物にして、まだ単行本の一つもその伝記が出版されないのは不思議といふべきであるが、これから続々、大家の著述も出るであらうから、余としては、あくまで独断を避け、偏見を防ぐために色々の素材原料をそのまゝにならべ、先生を世人に認識せしめる資料とした次第である

と記したが¹⁶、その後刊行された副島伝は、その大半を丸山氏の著述に依拠しており¹⁷、『副島種臣伯』は、副島伝の端緒で

あると同時に、現在でも第一級の伝記史料であり続けている。

以上のように、副島の伝記研究は決して盛んとは言いがたい状況であったが、近年画期的な試みとして『副島種臣全集』の刊行が開始された。二〇〇八年六月現在の既刊は、『蒼海全集』の復刻版である「著述編Ⅰ」、『副島蒼海先生講話精神教育』、『副島先生蒼海閑話』、『副島伯経歴偶談』の新訂版である「著述編Ⅱ」、著述・談話筆記の一部を収録した「著述編Ⅲ」の三冊である¹⁸。今後は、関係文書等の刊行が予定されており、副島研究の進展に寄与すること大であろう。

次に、副島を専門的に取り上げた主な研究論文を、テーマごとに整理して概観しておこう。

まず、副島外交を取り上げた主な研究としては、犬塚孝明「明治初期外交指導者の対外認識―副島種臣と寺島宗則を中心に―」（日本国際政治学会編『国際政治』第一〇二号、日本国際政治学会、一九九三年、二二―三八頁）、毛利敏彦「副島種臣の対清外交」（大阪市立大学法学会編『大阪市立大学法学雑誌』四一（四）、大阪市立大学、一九九五年、四八五―五一九頁）、安養寺信俊「明治六年の対清交渉にみる『副島外交』の検討」（岡山大学大学院文化科学研究科編『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』二〇、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇五年、一六六―一五五頁）、同「副島種臣の国際関係観」（岡山大学大学院社会文化科学研究科、二〇〇七年、八五―九四頁）、などがある。また、近年刊行された森田朋子『開国と治外法権 領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件』（吉川弘文館、二〇〇五年）は、イギリスの外交文書などから、マリア・ルス号事件における日本政府の対応を詳細に追う中で、外務卿として同事件にあたった副島の言動についても考察している。

明治初期の官職制度、法制度と副島の関係を取り上げた研究には、島善高「律令法から西欧法へ―副島種臣を手がかりとして―」（早稲田大学アジア歴史文化研究所『アジア歴史文化研究所 シンポジウム報告集』、早稲田大学アジア歴史文化研究所、二〇〇五年、四九―六四頁）、がある。副島は、「政体書」や「職員令」の制定など、明治初期の法整備に深く関与した。島氏は、それが可能となったのは、副島が古代律令制に対する豊富な知識を有していたこと、そしてそれは幕末佐賀藩で兄神陽から受けた教育という底流があったこと等を指摘し、更に副島が手がけた法整備は、同郷でやはり神陽の薫陶を受けた江藤新平

に受け継がれたとしている。

副島の思想面については、柳田泉『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想―（我観社編『我観』我観社、一九三六年、一二七―一三七頁）、島善高『神典』前史（大倉精神文化研究所『大倉山論集』第五三、大倉精神文化研究所、二〇〇七年、五―二六頁）、安養寺信俊「副島種臣の『君主専制』論」（岡山大学大学院文化科学研究科紀要）一六、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇三年、一―一四頁）、同「副島種臣の『神道』論」（岡山大学大学院文化科学研究科編『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』二二、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇六年、一九五―二〇六頁）などがある。中でも本稿第五、第六章は柳田論文に多くの示唆を受けている。

その他、安岡昭男「東邦協会と副島種臣」（日本政治経済史学研究所『政治経済史学』一六九、日本政治経済史学研究所、一九八〇年、一―一二頁）は、晩年副島が会頭を務めた東邦協会との関係を論じ、島善高「副島種臣―その人と思想―」（法史学研究会『法史学研究会会報』一〇、法史学研究会、二〇〇五年、一七―二七頁）は、副島の経歴、副島の書、副島と神の三点から、副島の思想を考察し、同「近代日中関係史の曙―副島種臣と李鴻章―」（書法漢學研究会編『書法漢學研究』二、アトライフ社、二〇〇八年、五二―五八頁）は、副島と李鴻章の交流を論じ、野村亮「慶応四年の長崎鎮定と副島種臣」（早稲田大学大学院社会科学研究科『社会学研論集』一一、早稲田大学大学院社会科学研究科、二〇〇八年、一六〇―一七四頁）は、慶応四年初頭長崎滞在中の副島の動向を考察している¹⁾。なお、家近良樹「副島外務卿排斥運動と『明治六年政変』」（文化史学会『文化史学』三八号、文化史学会、一九八二年、五五―七一頁）は、明治六年政変過程において外交問題をめぐり政府内に副島排斥運動が存在したことを論じたが、本稿第三章の検証過程において家近論文の根拠となった書翰が明治十二年のものであったことが判明した。詳細は第三章註五を参照されたい。

ところで柳田氏は、先に引いた論文の中で、次のような指摘もしている。

副島種臣の伝記的なものは、誰が書いたものでも、明治六年征韓論の時までは明瞭であるが、それ以後ははつきりでない。

明治二十五年に品川弥二郎が選挙干渉で喧しい問題を起こした後をうけて内務大臣になったことがあるが、これは真の一

時だから、先づ征韓論以後は大体政治の主流から遠のいてゐる形になつてゐる。これが矢張り漸次世人の記憶から忘れられた一因であらう。

確かに、先行研究を概観すると、その多くは明治六年十月の征韓論争で下野する以前、つまり維新政府における副島を取り上げたものであることがわかる。殊に政治史の側面で副島研究を顧みるならば、副島が明治初期政府で参議、外務卿を勤めたことから、そのほとんどが同時期の副島を扱ったものである。柳田氏の弁は、現在の副島研究に投じられた指摘とも言うことが出来るであらう。

三. 問題の設定と本稿の構成

ではなぜ、柳田氏の指摘から七十余年を経た現在においても、明治六年政変後の副島を対象とした研究が稀少なのであろうか。その最大の理由は、史料的制約にあると考えられる。

現在、副島に関するまとまった史料群としては、国立国会図書館憲政資料室所蔵「副島種臣関係文書」がある。これは、一九五五年に個人からの寄託を経て一九九四年に寄贈されたもので、数量は百五十二点に及ぶ²⁰。しかしその大半は、副島が参議或いは外務卿として政策決定に関係した史料である。こうした史料の乏しさが、征韓論争以降の副島に関する研究が進展しなかった最大の要因といえるのではないだろうか。

副島研究は、現在緒に就いた段階であることは前述したとおりであるが、一方で、書や漢詩といった副島の作品は長く人々を魅きつけてきた。二〇〇六年には故郷佐賀の県立美術館において、副島の没後百年を記念し大規模な書展が開催された。そして二〇〇七年には、東京の五島美術館で副島の書展が開催され、双方とも大変な盛況であった。逆説的ではあるが、副島が書や漢詩といった芸術面に長けていたことも、征韓論争以降の副島に関する研究が進展しなかった理由の一つとは言えないだ

ろうか。すなわち、文化人副島種臣がクローズアップされる中で、下野後の副島は、書や漢詩といった趣味の世界に埋没し、遁世的な日々を送ったという印象を与えてきたように思われる。

さて本稿では、主に明治十年代前半の副島の言動を検討対象としている。明治十年代前半の副島を取り上げる意義はどこにあるのだろうか。

大久保利通は、維新以来の三十年間を三つの時期に区切り、第一期は明治元年より十年までの兵事多き創業の時期、第二期は十一年より二十年までの殖産興業の時期、第三期は二十一年からの十年間で新世代による新たな時代と区分し、第二期を自ら内務卿として臨む重要な時期と位置づけていた²¹。西南戦争の終結により、明治六年政変以降各地に勃発した士族反乱は一応収束し、明治国家はその基盤固めへと一步を踏み出した。しかし、その矢先に大久保内務卿が暗殺され、政府は絶対的牽引者を失った。大久保の後継者として内務卿に就任したのは伊藤博文であったが、伊藤が真の主導権を得るには時間を要した。坂本一登氏は、「二四年政変は、伊藤に即してみれば、最高指導者としての地位を必ずしも確立するものではなかった」とし、欧州での憲法調査を経て『立憲カリスマ』とでも称すべき威信の獲得に成功した」と指摘している²²。明治十年代は、立憲制導入が具体化したことによって、憲法の諸原則をめぐる論争が活発化した時期であり、確固たる最高指導者の不在によって、様々な対立や競争が生じていた。こうした状況下で副島もまた積極的な言動を繰り返し、その言動は官民双方に影響を及ぼしていた。したがって、明治十年代という不安定な政局を考察する上で、副島という存在に注目する意義は大きい。以上のような観点に立脚し、本稿では以下の二点の課題に取り組んでいきたい。

第一点は、明治六年政変後の副島の政治的言動を、出来る限り一次史料によって明らかにすることである。前述のように、当該時期の副島に関する史料は極めて少ない。しかし、それは研究の可能性を否定するものではない。例えば、副島と同時代を生きた人物の史料を狩猟し、ある人物の日記、或いは第三者間の書翰などにおける副島に関する記述をつなぎあわせることで、副島の言動を追うことも可能であろう。また、新聞や雑誌に掲載された副島の談話や副島関連記事なども、大きな手がかりとなるであろう。

第二点は、明治六年政変後の副島の政治的位置づけを明らかにすることである。明治六年政変後、副島は政権の中枢にいたことはなかったが、明治十四年政変、条約改正問題、国会開設など様々な局面で重要な発言をしている。一方で、民権議院設立建白書にも名を連ね、民間からの人望も篤く、官と民の双方に影響を及ぼしていた。官民双方が注目した副島の言動を追うことは、明治期の政治過程を探る上で極めて有益であり、薩長閥に即して語られがちな明治政治史において、新たな視点を投じることが出来るのではないだろうか。

以下、本稿の構成について述べることにする。

第一章「明治六年政変後の副島種臣」では、下野直後から二度目の清国漫遊に出発する明治十年末までを対象とし、副島の言動を考察する。

第二章「副島侍講就任をめぐる」では、副島の侍講就任に至る過程を検証する。侍補グループらの熱心な進言にもかかわらず副島登用には時間を要した。そこにはどのような問題が存在したのかを、同時期の社会情勢、そして副島の処遇をめぐる政府内の議論など複合的な視点から考察する。

第三章「副島侍講排斥運動」では、侍講就任後わずか半年足らずで生じた、政府内の副島侍講排斥論について考察する。副島への非難は、断固排斥論を唱える黒田清隆らと、副島擁護を唱える大隈重信が辞職を賭して対立するという事態へと発展した。一方、侍補グループによる「天皇親政運動」の加速化は、徐々に政府との対立に発展し、明治十二年十月の侍補職廃止という結末をむかええる。侍補グループらの強い要請により侍講に就任した副島に対する排斥と侍補職の廃止が、同時期に進行していた背景についても検討を加える。

第四章「副島種臣と『御宸翰』」では、明治十三年に副島の辞意を慰撫するために、明治天皇が下賜した宸翰について、具体的な起草過程も含めて検証する。

第五章「副島種臣と佐賀開進会」では、明治十四年に佐賀に成立した政治結社である開進会と副島の関係を中心に、明治十四年政変前後の副島の政治的言動を考察する。また、同時期東京で組織された東京改進会と副島の関係、佐賀開進会と東京改

進会の関係についても考察する。

第六章「明治十五年の『副島種臣建言』について」では、これまで紹介されてこなかった、明治十五年に副島が天皇に上奏した建言書の内容を紹介すると共に、その内容から同時期の副島の政治課題について検討する。

第七章「明治十六年の副島種臣―九州遊説願いをめぐって―」では、第六章で論じた政治課題実現に向けて、副島が九州遊説という実践的行動に出ようとしていたことを検討し、同時期における副島の政治的影響力について検証する。

第八章「内務大臣副島種臣と第三議会」では、副島が明治二十五年第一次松方正義内閣の内務大臣に就任する過程と、就任からわずか三ヶ月で辞任に至る過程を検証する。

¹ 副島の履歴については、「副島種臣略年譜」（佐賀県立美術館編『蒼海 副島種臣―全心の書―展 図録』所収、佐賀新聞社、二〇〇六年、一五六―一五七頁）、「副島伯経歴偶談」（島善高編『副島種臣全集』二所収、慧文社、二〇〇四年）、丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）などを参照した。

² 枝吉神陽については、史料が乏しいためか従来あまり研究が進んでこなかったが、近年、龍造寺八幡宮楠神社編『枝吉神陽先生遺稿』（出門堂、二〇〇六年）が刊行された。

³ 枝吉南豪、神陽の経歴については、枝吉勇『枝吉南豪・神陽略伝 草稿』（私家版、一九七八年）を参照されたい。

⁴ 久米邦武編述、中野礼四郎校補『鍋島直正公伝』第一篇（侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年）三〇五頁

⁵ 副島種臣「副島伯経歴偶談」三一六頁

⁶ 楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会『楠公義祭同盟』（楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会、二〇〇

○三年）一二二頁

7 丸山幹治『副島種臣伯』二八頁

8 島善高「幕末に甦る律令 枝吉神陽伝」（小林宏編『律令論纂』所収、汲古書院、二〇〇三）一七九―二三二頁

9 副島種臣「蒼海閑話」（島善高編『副島種臣全集』二所収、慧文社、二〇〇四年）三一六頁

10 高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』（新教出版社、一九七八年）一二五頁

11 丸山幹治『副島種臣伯』四一―四六頁

12 柳田泉『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想（我観社編『我観』、我観社、一九三六年）一二七―一三七頁

13 朝比奈知泉編『明治功臣録』玄の巻（帝国図書普及会、一九一七年）二九三―四〇一頁

14 丸山幹治「副島蒼海先生」は『日本及日本人』（政教社）に、大正三年九月十五日号（二五九号）―大正四年十月一日号（二八六号）に二十四回に分けて掲載された（二六〇号、一六七号、一七一号には掲載無し）。

15 丸山幹治『副島種臣伯』一頁

16 丸山幹治『副島種臣伯』一―二頁

17 『副島種臣伯』以後刊行された主な副島伝には、巨勢進・中村宏『元田東野・副島蒼海』（明德出版社、一九七九年）、大橋昭夫『副島種臣』（新人物往来社、一九九〇年）などがある。

18 島善高編『副島種臣全集』一（慧文社、二〇〇四年）、『副島種臣全集』二（慧文社、二〇〇四年）、『副島種臣全集』三（慧文社、二〇〇七年）

¹⁹ 書、漢詩、題字など文化的側面から副島を取り上げたものについては、本稿のテーマとの関連性を考慮し省略した。

²⁰ 国立国会図書館憲政資料室による『副島種臣関係文書』の概要説明による。(参照「副島種臣関係文書」
http://www.ndl.go.jp/jp/data/kensei_shiryo/kensei/soejimataneomi.html)

²¹ 笠原英彦『天皇親政』（中央公論社、一九九五年）一三〇頁

²² 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』（吉川弘文館、一九九一年）六頁

第一章 明治六年政変後の副島種臣

はじめに

明治六年政変により副島は廟堂を去った。そして、その後約三年間の御用滞在を経て、九年秋から十一年春にかけて二度にわたり清国を漫遊した。本章では、当該期間を対象として副島の言動を考察する。この時期に関する史料は乏しく、廟堂を去った副島がどのような日々を送っていたのかを詳細に検証することは難しい。そこで、関連史料や新聞記事などを分析し、民撰議院設立建白書の提出、佐賀の乱を契機とした国内の相次ぐ士族反乱など、混沌とした世情において、政府が辞職した前参議副島をどのように見ていたのか、すなわち副島とは政府にとってどのような存在であったのかという視点を持って検討を進めてみたい。

一 民撰議院設立建白書の提出

明治七（一八七四）年一月十七日、副島は、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平らと共に民撰議院設立建白書を左院へ提出した。建白書の概略を紹介すると、

臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而独有司ニ帰ス。夫有司、上帝室ヲ尊ブト曰ザルニハ非ズ、而帝室漸ク其尊崇ヲ失フ、下人民ヲ保ツト曰ザルニハ非ラズ、而政令百端、朝出暮改、政情実ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ヅ、言路壅蔽、困苦告ルナシ。夫如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル。

因仍改メズ、恐クハ国家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハズ、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已。天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已。則有司ノ権限ル所アツテ、而上下其安全幸福ヲ受ル者アラン。

と政府の有司専制を批判し、「国家土崩」を防ぐためには「天下ノ公議ヲ張」らねばならず、故に民撰議院設立を主張した¹。また、「夫人民、政府ニ対シテ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス」と、納税者の参政権を主張した。そして、「今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰、我民不学無智、未ダ開明ノ域ニ進マズ、故今日民撰議院ヲ立ル尚応サニ早カル可シト」と、尚早論を予期して「民撰議院ヲ立ツ、是即チ人民ヲシテ学且智ニ、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道也」と民撰議院を立てることこそが、人民を開明に導く道であるとした。

建白書は提出翌日に、イギリス人ジョン・R・ブラックが主宰していた『日新真事誌』に掲載された²。これによって世間はいわゆる「民撰議院論争」を引き起こしたことは周知のとおりである。新聞紙上で激しい舌戦が繰り広げられた一方で、政府の反応は冷ややかであった。大久保利通は、五代友厚、税所篤に宛てた書翰の中で、

一、自ら御聞及も可有之、頃日旧参議其余三四名之連名にて民撰議院を起之建白有之、趣意者、当時万機宸断ニ出ルと覚る名者有之候得共、其実者三四之有司擅にする之政と言へし、人民各々其権利を有候得者、両三之有司に束縛压制を受る道理無之故、人心を鼓動して是非天下之論を以て公議に決し、政府を破らんと之の策と相見得候、併此建白之事者よほと失策に陥り、一人として甘心する者無之、何しらぬ者訖訛笑し外国人迄も種々異論有之由ニ聞え候、大概是にて其浅深を謀られ、我か為にハ幸に御座候

と建白者らを痛烈に批判し、政府にとっては却って幸いであるともまで記している³。

建白者にとって打撃となったのは、建白書提出の三日前に赤坂喰違で右大臣岩倉具視襲撃事件が生じたことと、建白書に名を連ねた前参議江藤新平が帰郷し、不平士族に擁立されて佐賀の乱を起こしたことであった。『自由党史』は、

喰違の凶禍を謀りし者は、悉く土佐人に出で、而して多くは板垣等と同じく征韓の議破れし為に、野に退きし者に係り、

而して佐賀事変は、他の諸元勳と重望を斉うせる江藤新平の与みする所に出で、且つ民撰議院の建白に連署し、志を前途に同ふする者なりしが故に、遂に謗言四出、偶ま政府をして乗じて公議制度の尚早に藉口するの地を作らしめたり。識者今に至て仍ほ憾事と為す

と語っている⁴。政府は、建白者らが民撰議院設立を謳い文句として反政府勢力を結集し、「私心を挟んで政権を奪はんとする者」ではないかと警戒したのである⁵。従来、民撰議院設立の建白は、自由民権運動の契機とはなったが、直接政府の政策に反映されなかったとされてきたのは、こうした政府の反応に因るものである。しかし近年、建白書を再評価する言説が発表されている。鳥海靖氏は、「民撰議院設立建白は、それが新聞という公開の場で発表されたことによつて民撰議院論争を呼び起こし、それまで政府部内だけで検討されてきた議会制度の創設という問題についての知識と関心を世に広めたという点で、大きな貢献を果たしたことは疑う余地が」なく、「こうした観点からその歴史的意義を積極的に評価できるのではあるまいか」と指摘した⁶。また、池田勇太氏は、「世上において人民の政治参加が課題とされるなか、元田はそれまでの教育としての君徳輔導論を立憲政体論における裁定者としての天皇の輔導・輔弼を課題とした君徳輔導に組み替え、君主立憲の本体にあたる天皇の親裁を可能にする環境を作り始めた」とし、元田の君主主義的な立憲政体論は、民撰議院論争の中から生まれたと指摘している⁷。さて、この民撰議院設立の建白は、副島にとつてどのような意味を持ったのであろうか。後年副島は、この時の模様を次のように回想している⁸。

扱是より先き、明治六年の末に民選議院の建白書を板垣後藤等諸君が出すことになった。此草案は大方古沢滋が書いたものであらう。素とより翻訳的文章にして、其眼目たる主として君主専制を咎め、之に代ふに議院政治を以てせむことを望むに在り。而して我に同意しろと諸君が望まれた。そこで我は曰く、「君主専制を咎むるやうなことでは拙者同意することはない。抑も我輩志士が勤王と云ふのは他無し、唯君主が専制を為す能はさることを憂ひて起つたものである。即ち畏くも若し我が陛下が御自身に神武天皇の御教導を遊ばされたならば、民心脱服して奔命に狂するであらう。故に此原案の君主専制を咎むる議論には拙者は同意することを得ず」と断はりたり。是に於て板垣等諸君が、然らば此処だけをど

うなりとも書直すべきが故に同意を望むと言った。然らば宜しい、君主専制の字を有司専制と改正したなら宜しからう。蘇我馬子も有司専制に外ならず、淡海公の子孫も有司専制であつたから、今の世も往々有司専制となるかも分らぬ故に、有司専制の弊害を防御するがために議院を作ると云ふならば、我輩も亦同意をしようと言ふもので、乃ち私も其連署に加はりて建白をしたことで有つた。

建白書は、英国留学から帰国した古沢滋が起草したもので、板垣、後藤から賛同を求められた副島は、「君主専制」の文字を「有司専制」に改めるといふことで同意した。民撰議院設立建白書の起草において、副島は決して主体的な役割を果たしたわけではない。しかし、建白書に名を連ねたことは、後年まで副島の政治的立場に影響を及ぼすことになった。この点については、本稿で論じる問題とも密接に関連している。

第三章で論じる明治十二年に生じた副島侍講排斥論において、黒田清隆は「副島元来征韓論ヨリ民撰議院論ニ及ヒ、其政府ト反対論者タルハ言フ俟タ」ないと弾劾した¹⁰。その際、副島を弁護した元田永孚も、「陛下ノ副島ヲ用キルハ其陛下ノ益アルヲ見テ未タ政府ニ害アルヲ見サルナリ、民権論ニ至テハ決シテ昔日ノ見ニ非ス」と語っている¹¹。

政府要路者は、建白者が民撰議院設立を口実に政権奪取を企んでいるのではないかと警戒していたことは前述したが、その後も建白者が「政府ト反対論者」であるという認識を容易に拭う事は出来なかつたのである。

二. 賜暇願と佐賀の乱

明治五年十月二十四日に辞表を提出した副島らに対して、翌二十五日に政府は辞表を受理した上で御用滞在を命じた。辞職した征韓派前参議らが帰郷することで、廟堂内の対立が全国各地に飛び火することを恐れたためであろう。しかし、国立国会図書館憲政資料室所蔵「副島種臣関係文書」に残された書類からは、副島は六年十二月末から七年一月にかけて、少なくとも

四度賜暇を願っている¹¹¹。

種臣

依所勞十二月廿七日付を以テ 御用滞在被差免度段奉願候処不被及御沙汰旨御付紙相成、同三十日同断、依所勞為運動百日之御暇被下候様奉願候処又々不被及 御沙汰旨御付紙相成奉畏候、然二最前依所勞辭職願候折其通御免為相成儀二候処、為保養願出候筋を御聞届不相成候てハ一円落着不仕、夫普天卒土孰非王土縦令東京之土ニ不在候とも 御用ニ相立候様健康相復候節ハ何時にても帰京可仕、左なくて所勞之身却而束縛之様ニ相成候てハ保養致せと之 御趣意ニ違候わず哉、もし又未位階返上不致故ニ候半ハ唯今返上可仕候間、素願之趣被 聞召届度奉懇願候、此段筋々宜御執 奏被下度、伏而頼入義候

一月十日

副島種臣

史官御中

副島は十二月二十七日、三十日そして一月十日と立て続けに暇を願い出た。一月十四日に「再度之願ニハ候得共別段御用之筋有之不被及 御沙汰候事」として斥けられると、その翌日には再度休暇を願い出ている。

種臣

第一月十日付ヲ以テ為保養御用滞在被差免内地旅行仕度段奉願候処、同十四日別段御用之筋有之不被及 御沙汰旨御付紙相成奉畏候、然二直様願立候テハ思召モ如何ト奉存候得共、臣之心底今一應申上度有様種臣在官中ヨリ腸胃不調和加ニ肝臟膨張之症相煩、ドクトルミルトル、ドクトルホフマンヨリモ充分之運動致ヨリ外治療法有之間敷旨申聞候得共、余り御用多ニテ一六ノ休暇并昨年第八月休暇給候折トモ寸暇無之、幸此節特別之 御厚恩ヲ以テ辭職被 仰付候折コソ運動可出来、何計ン別段 御用筋可有之トハ、若右別段御用筋譴責ノ筋ニ有之候半無致方、左ナクハ山野蕭散之姿病痾^{（こ）}眩^{（め）}弦^{（じゆん）}之軀、何卒束縛ヲ不受様 御深慈ヲ以 御沙汰相成度奉願候、此段筋々宜御相違被成下度、頼入存候也

十一月十五日

史官御中

副島種臣

先の一月十日付けの願い出は、副島の憤懣やるかたない心情が滲み出ているが、十五日の書面では体調不良を切々と訴えている。これほどまで執拗に副島が休暇を願い出たのは、決して体調不良が原因ではない。副島の「内地旅行仕度」とは、単なる保養休暇ではなく、佐賀への帰郷に他ならなかった。

西郷隆盛が辞表を提出した十月二十三日、佐賀では征韓党が組織された。そして代表者が上京し、副島と江藤に対し帰郷して人心を鼓舞して欲しいと懇願した。副島は江藤と共に帰郷を承諾したという。結局、江藤一人が帰郷することとなったが、この間の事情を板垣は次のように伝えている¹²。

是より先き佐賀の士族にして深く親政を悦ばざる者、陰に相結んで封建の旧制を復せんと謀る。之を称して憂国党と云ふ。而して征韓の議破裂するに及んで、征韓党又た憂国党と対峙し両々相下らず、以て水火の争を為せり。曩に秋田県令たりし島義勇、内旨を承けて往て諭すに当り、身却つて憂国党の首領と為り、征韓党と相合するに至り、形勢日に漸く危し。時に江藤新平方に京に在り、民撰議院の建白に連署し、公議制の樹立に力を尽さんと期せしも、郷国不穩の報を得て憂慮に堪へず、副島と相議し、子弟鎮撫の爲め、遂に促装して西帰せり。是れ建白提出に先つ数日前の事にして、江藤は其の結果を見るに及ばずして去れる也。初め江藤の発せんとする前夕、即ち一月十二日の夜に当り、建白の同志等副島の邸に会す。当時板垣は副島と其居相遠からざるを以て、会の散ぜし後も猶ほ江藤副島等の強て留むるに任せ、其席にありて時事を談ぜしに、副島等は何事か憂慮するものゝ如く、互に隱語もて語るを見受けたるにより、板垣は遠慮しつゝありしが、兩人遂に板垣氏のみは差問なからんとて、談ずるに佐賀不穩の状あるを以てし、且つ二人俱に鎮撫の爲めに西下せんとするの意を告ぐ。板垣眉を顰めて曰く、事洵に憂ふべしと雖も、両君の爲に謀るに、恐らくは策の得たる者に非ず。両君は鎮西の重望、衆の仰いで宗と為す所、今日両君帰郷せば、県下人士の勇氣は百倍し、忽ち騎虎の勢制すべからざるに

至らん。若かず身は東京に在りて、遙かに書を寄せ人を遣はして、之が綏撫の策を運さんには。然る時は想ふに同志の諸士も亦両君を都下に孤死せしむると。江藤曰く、板垣氏の言、至理あり、我輩豈に自ら省ずして可ならんや。因て副島氏は京に留り、余一人西帰せん、是れ勢の已むを得ざるに属すと。板垣猶ほ鎮撫の難きを慮り、江藤の或は誤りあらんことを憂ふと雖も、其の制すべからざるを見て、懇に戒告する所あり、遂に別る。

佐賀の状況が緊迫していることは、当然政府当局者の耳にも入っていたであろうから、副島の「賜暇願」に許可など出すはずはなかった。一方、副島にとって「御用滞在」は「天子の命令」であり、全く無視して帰郷することなど出来なかったであろう。そのため再三にわたり賜暇を願い出たのではないだろうか。名分を重んじる副島らしい行動である。結局、板垣が案じていたように、帰郷した江藤は激昂する子弟を抑えることは出来ず、刑場の露と消えた。

佐賀の乱が一段落した後も、政府は副島の動向を警戒していた。八月十七日、副島を訪ねた大木喬任は、その様子を岩倉具視に報じている¹³。

副島種臣へハ小臣昨日罷出緩々談話仕候、同人ニも当時格別用心謹慎之模様ニ見受申候、江藤、島御処分之事丈ハ承知ニ罷在候得共、重松、福地、副島謙助等之事ハ承知不被罷在、小臣談話中間毎ニ驚然被致候、尤右者皆以同人親類之義ニ候へ者、彼是と痛心被致候義ニ御坐候、小臣を以テ考勘仕候処、当時決而副心ハ不被在候、同人之性質ヲ推論仕候へば、固り忠義名分ハ充分担当認体被致人物ニ候得共、先々来之事ハ全ク勢ニ乗じ候、些少之不平心ニ粗略之混淆候而内地旅行義之事逼迫被申出候事と相見申候、此義当時全ク思止り居候ニも無之候得共、強而被申出義ニも無之、今少々なやし候ハ、折合相付可申奉存候、小臣ニも十分之目的相在居候間、御引受可申上奉存候

前述のように、副島は再三にわたり賜暇を願い出、帰郷を望んだ。結局、副島は東京に留まったが、帰郷していれば恐らく江藤と同じ運命を辿っていたことであろう。不平士族の起爆剤となりかねない副島の動向に、政府が注意を払ったのはむしろ当然であった。一方で、親類知己を失った副島の痛心は計りしれず、その後新設の元老院議員へ就任するよう求められるも、副島が出仕に応じることはなかった¹⁴。

三 神典の研究

三―一 副島と小河一敏の交流

副島は、元老院議官就任を拒んだ理由の一つとして「段々皇国上古の書物熟読したるに、御国体を御祖神より万世に御伝への御位なれば、則 当今様も御祖神の御名代なれば、決して君主定律論も唱へたれ共、今日は其の不可を發明」したと語ったという¹⁵。後述するが、事実この時期の副島は、熱心に国学や神道の研究をしていたようである。こうした副島の知識を高く評価して、副島の修史局副総裁、または教部卿就任を強力に訴えた人物がいた。幕末岡藩における勤王運動の先駆者であった小河一敏である¹⁶。

あまり言及されていないが、副島と小河の交流は浅からぬものがあつた。小河と副島がいつから交流を持ったかは明らかではないが、副島は、「小河先生神道碑」の冒頭に、

余曾待罪家居。而秋月人海賀宮門。時々見訪。常為称豊後岡有小河先生。其人端重樸実忠愨。此君子者。而至於勤王大節。宣揚名分。欲廢征夷大將軍府。停天下列藩。郡県治之。誠亦巍然烈丈夫。余因歎喑焉。及後見小河先生。允如其言。小河先生同邑人広瀬友之允。言小河先生事尤悉矣

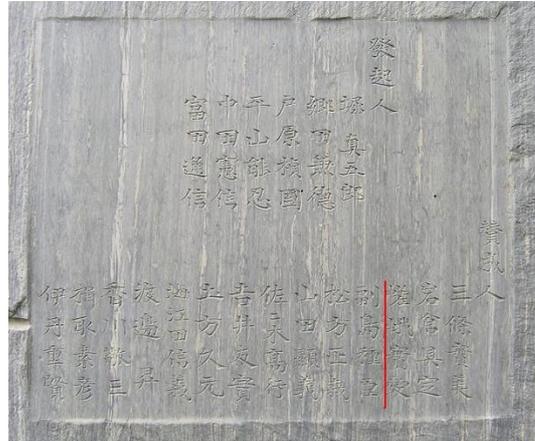
と既に幕末佐賀時代に、小河と同郷である広瀬を通じて、小河の噂を耳にしていたと記している¹⁷。慶応四年三月、両者とも維新政府に出仕を命じられているので、少なくとも明治初年には面識はあつたと考えられる。

また、国立国会図書館憲政史料室所蔵『小河一敏関係文書』中には、副島と小河の関係を窺うに足る史料が所収されている。例えば「副島氏論語疑」は¹⁸、論語の解釈について記されたものだが、両者が論語について談じ、副島が論語の教えに異論を唱えた部分や、小河が印象に残った解釈などを書きとめたものと考えられる。国史や論語の解釈といった知的交流を通して、両者の関係は親密度を増していったのであろう。それを示すのが、「小河廉夫長男一麻呂、二男信麻呂、副島種臣仮子約束書」である¹⁹。小河の長男廉夫は、明治九年三月、十二年十二月に一麻呂、信麻呂の二男児を授かっていた。約束書は小河によつ

第1章 明治六年政変後の副島種臣



【写真1】小河一敏記念碑（東京・染井霊園）



發起人
堀直五郎
郷田兼徳
戸原慎国
平山能忍
中田憲信
富田通信

賛成人
三條實美
岩倉具視
嵯峨實愛
副島種臣
松方正義
山田顕義
佐々木高行
吉井友實
土方久元
海江田信義
渡辺昇
香川敬三
榎取素彦
伊丹重賢

「小河一敏記念碑」
君、諱一敏、稱彌右衛門。小河氏豊後岡人也。按状、其先出鎮守府將軍藤原利仁。利仁裔日吉之居越前小河谷。国民焉至吉之。孫一時明曆中還於豊後、仕岡藩。世祿五百石。祖諱一正、考諱一寧、妣太田氏。君才兼文武、為衛兵隊長、年廿四。參藩政蓋特典也。君嘗究邦典、慨然抱大志、常憤 皇室式微。屢獻策藩主。忤旨罷職。嘉永癸丑米人至浦賀、請互市。孝明帝勅、幕府絕之、幕府依違不決。君与中山卿臣田中河内介密相結托。及河内介遣客西遊。義士皆奮躍。君日時至矣。遂往向肥、結交志士。藩恐獲罪。幕府命君閉門。萬延庚申復出境徘徊。蒙譴致仕。而四方志士就君謀事者愈多。文久壬戌島津久光將朝京師。君与肥人宮部鼎藏長人堀真五郎入薩。見小松帶刀以下。約俱致力。王事。告藩主、曰方今非与薩結好、則不可遂。与同志十餘人赴浪華、寓薩邸与有馬新七等、謀逼、島津久光舉事、新七等見殺。君謀不果行。是時 朝廷詔毛利氏与島津氏留護闕下、四方志士稍二聚于京師。帝聞君名。勅岩倉大原二卿咨問大計。国疏急務以上。帝嘉納之、賜金若干。兩藩主屢促君歸。帝特賜 叡感書。時文久壬戌八月也。已歸、藩吏忌之、囚於城中。朝旨諭、藩主赦之、即命入京。會 朝議一變。君亦罷歸。托遊獵以韜晦。然藩吏益忌君、下之獄。經三歲。釋屏居自警而已。幕府奉還大政。尋有鳥羽伏見之役。朝議以君先天下入京論事乃咨。君拜內國事務局權判事兼參与、亦為內國事務局判事、轉大阪府判事。叙從五位。徙堺縣知事。及 今上遷都東京。咨有所論、乃上疏言。待異邦、御諸侯、置彈正臺、數事。又致書當路、屢論事。在縣三年。尋拜宮内大丞。一年坐事褫官位。囚鳥取邸、既而免白。補太政官七等出仕。修歷世 皇統譜。自三等修撰進二等編修。更叙正七位。修史館始建、拜四等編修。轉宮内書記官、猶修 皇統譜。明治十一年以年老解職。進位一級。後給事宮内省。賜勳五等。叙從五位。時君已病。自知不起。因三條公上封事。十九年一月三十一日病篤。詔進正五位。是日卒。年七十四。特旨贈三百金。配田近氏。有一女。養長澤健助為婿使繼宗祀。後娶武衛氏。生二男。庶夫先沒。次忠夫嗣。君天資剛毅忠亮、深敬神、恤人、困窮急於為己。堺縣帶石川淀川大和川每歲潦溢為災。君修堤捍水瀕河。沮洳為良田數萬石。民大悅立碑頌德。先是民未知。養靈命之植桑葉林覆野。民謂之小河桑。會歲口小。民艱食、有偽造貨幣者。商賈因緣為姦民多被害。君欲以官金換之又欲與河功令民就食。並請之。民部大藏二省未報。乃歎曰、民急矣不可待命。直施行之。坐受譴責。宮内省祭儀猶用浮屠法。上疏論之。今春秋大祭復舊制。蓋用君言也。頃者故舊相謀建碑。忠夫來請銘。余知君也久矣敢不銘。諸銘曰、百折不屈其志遂伸。卓乎大節。無愧古人。豐城之劍光照斗間

井龜泉刻

明治二十四年九月 久邇宮朝彥親王篆額

副島種臣撰

巖谷修書

て記された下書きのような筆致であるが、まず一麻呂の誕生日と場所、そして母親の出自が記入された後「十五年三月二十四日為 菅原朝臣副島種臣先生仮子」とあり、続いて信麻呂の誕生日と場所が記された後に同様の記述がある。仮子とは養子縁組のことであるが、実際副島が小河の孫二名を養子にしたという史料は他に見当たらない。明治時代どのような場合に仮子契約が行われたのかについて調査をする必要があるであろうが、恐らくこの場合実際この約束が交わされていたとしても儀礼的なものであったのではないだろうか。なお、小河の長男忠夫は、十七年に参事院在在官中に病没し、一麻呂を除く二子も夭折したという。現段階ではこの「仮子約束書」について、どのような性質のものであるのか、これ以上の探求をし得ないが、少なくとも副島と小河が親密な交流をしていたことは察せられる。

嗣子忠夫は小河の臨終の様子を次のように記している。

君臨終ニ先タチ敢テ異状ヲ見ス、君ニ一人ノ孫アリ名ハ一麻呂常ニ之ヲ愛シ毎夜句読ヲ授ケテ終テ少量ノ酒ヲ酌ミ寝ニ就クヲ例トス、前夜モ亦例ノ如クシ翌朝寝ヲ出テ盥漱シ悠然トシテ立ナカラ大ニ呼吸スルコト二回、絶息シテ頗ル家人驚視レハ瞑セリ

これを聞いた副島は、「豪傑ノ臨終ハ当ニ斯クノ如クナルヘシト」と嘆じたという²⁰。小河の死後も副島は、「小河先生神道碑」²¹、「小河一敏記念碑」を撰文し（【写真一】参照）²²、忠夫が著した『先人小河一敏事略』に題字「中興翹楚」を与え²³、忠夫の子「国麿」の命名をするなど²⁴、故人との親交を大切に思っていた様子が窺える。

常に自己の信ずるところを忌憚なく述べ憚らなかつたこと、そしてその実直さ故に、時に要路者から疎まれたことなど両者の共通点は少なくない。そして何よりも、国史を重宝したことが両者の関係を深めたのである。

三―二・小河一敏の副島登用意見

小河は、三年九月宮内大丞となつた後、「御系図調ヲ担当センコトヲ請」い、十月御系図御用掛を命じられた²⁵。そして六年十一月、歴史課御系図調掛に出仕以来、十一年三月に老年のため宮内権少書記官を辞す迄、一貫して「御系図の事のみを管理」

した²⁶。幕末岡藩において、小河は藩政の中核から追いやられた身でありながらも、憚ることなく度々建言に及んでいたが、維新後も実に多岐にわたって意見を具申ししている。

八年四月十四日、歴史課は修史局と改称され総裁には長松幹が就任し、六月二十四日に、侍講伊地知正治が兼任副総裁となった。伊地知の就任以前である五月十二日、小河は岩倉に上書を呈し、副島の副総裁就任を進言した²⁷。「過日も申上候通副島氏を副総裁ニ被立度候」とあるから、これ以前にも副島登用を訴えていたのであろう。そして二十一日、小河は再び岩倉に書翰を送り、人心の荒廢を嘆き、「挽回之愚考」はあるものの、採用されないであろうから暫く黙まっているが、神道興隆についてのみ進言するとし、速やかに副島を教部卿に据えるよう訴えた²⁸。

二十一日付岩倉宛書翰の中で、小河は、「皇国の神道も是かきりと奉存候」とまで案じているが、その背景には教部省内の対立があった。教部省は、仏教の衰微とキリスト教の伝播とを憂慮した左院の建議に基づき、神祇省と大蔵省戸籍社寺課を廃し、五年三月に設置された。その目的は、神道仏教による国民教化であったが、設置された教部省は薩摩閥の影響が濃く、神道色が強かったため仏教側から反発の声があがった²⁹。仏教側を主導した島地黙雷は、まず「三条教則」を批判し、政教の分離、信教の自由を訴えた。黙雷の教部省批判は、やがて廃止論へと展開していったが、その後ろ盾となったのは、木戸孝允、伊藤博文といった長州閥の人々であった。「將又宍戸大輔不体裁之事は承りて耳を驚かし候」、「もし此儘被差置候は、黒田も辞官之外有之間敷」とは、長州出身の教部大輔兼文部大輔宍戸璣と、薩摩出身の教部少輔黒田清綱の対立を差しているのであろう。実際、宍戸の運動の結果、三島通備、黒田は教部省を去ることとなった。神道を重んじる小河はこうした事態を憂慮し、副島登用を訴えたのである。

当該書翰中の「副島氏は兼々神祇尊崇之処、去年來は神祇道大に研究、其進歩大方ならぬ事にて、真に幽理に通し不可思議之事共不少候、此義は逆も筆紙に難申上候」との記述は、下野後の副島の動向を示す貴重な史料である。副島は、靈学研究で本田親徳と親交を持ち、「国学に就ては本田翁の訓へを受け」、「又た鎮魂と帰神の伝を受け、実地に就ても随分翁の指導を受け

て研究修行した」とされ、九年には本田が審神者さきにになって帰神かむがかりを修したというから³⁰、小河のいう「真に幽理に通し不可思議之事共不少候」とは、副島が本田靈学を研究していたことを指していると推測される。「今日神祇道興隆之事御委任候は、空海の真言をひらき候よりは遙にすゝみ可申候」という言葉からは、小河の副島に寄せる期待の大きさが窺えよう。

しかし、事態は願い通りに進展せず、五月三十一日、小河は三度岩倉に書翰を送った³¹。当該書翰によれば、真宗寄りである宍戸が「神道ノ如キハ一ツ之祭式ニ供センノミ」としたのに対し、黒田、三島が抗論してきたが凌ぎ難く、結局大久保の忠告を受け、三島は教部省を去り、常世は昨日辞表を提出し、黒田も「一義論之上」辞職の覚悟のようである、と小河は教部省内の状況を嘆じている。「然候ハ、教部モ神道事務局モ是限ニ御坐候、其如クニテ尚宍戸ニ御委任可有之ヨリハ速ニ教部ヲ被廢、山陵卜社寺之事ヲ内務へ被付候方遙ニマサリ可申候」と、このまま宍戸に任せておくのであれば、教部省廃止も已むなしとしている。それでも一縷の望みを捨て切れない小河は、「速ニ副島氏ヲ御推任カ、宍戸ヲ免職カ転任カ、夫モ不叶候ハ、早々教部省ヲ被廢候様、三策之中ニ至急ニ御決奉仰候」と三者択一を岩倉に迫った。しかし宍戸は転任することなく、一方で黒田は元老院議官へ転じた。小河の示した三策は、いずれも採用されなかったのである。

それでも小河は、副島登用を断念することは出来なかった。九年一月付けで小河が岩倉に送った書翰には、次のように綴られている³²。

前参議副島殿とハ毎々皇統之事も申談し、同氏にハ免官後も頻に国典をしらへて、いかにも其議論卓絶明了に御坐候、瓊々杵尊を御初代に仕辺など確然たる論ニ御坐候、又大日本史に神功皇后を御世代に除けたるハ光圀卿之大罪として其子細云々の明辨も御坐候、其外数多之議論私共に於テハ一々感服仕候、今非職ニハ候へ共、御私邸になりめされ、皇統之見込委細御聞届被遊候ハ、御勇決の御ふまへと成申義、此外無御坐と奉存候ニ付、此旨別段内々申上候、誠恐誠懼、謹言

右書翰には、小河が副島を推薦する理由が、これまでよりも明確に綴られている。『古事記』や『日本書紀』では、初代天皇は神武天皇とされているが、小河は瓊瓊杵尊を初代と考えていた³³。小河は書翰中で、副島もまた瓊瓊杵尊を初代と考えていると語っている。確かに副島は「蒼海窓閑話」の中で、「五世親尽と云ふ事あれとも非なり。若五世親尽とせば天倫の道滅裂し

て尽るなり。何則瓊々杵尊より御當代に至る迄幾十百世なるや、「瓊々杵尊已下御歴代の帝祖の廟社未だ朝廷建るあらざる者、是朝廷の闕典と云はざるを得ず」と語っている³⁴。こうした言葉は、瓊瓊杵尊が初代であるという前提に立っていることを反映したものと言えよう。また、『日本書紀』は神功皇后を第十五代天皇としているが、徳川光圀が編纂した『大日本史』では帝位から除いている。小河はこれにも異を唱えており、副島もまた「光圀卿之大罪」と断じていたという。

小河が「其議論卓絶明了」と、副島の学識の深さを評価している点については他の人々と同様であるが、他者が副島の漢学に対する知識の深さを評価していたのに対して、小河は国史、国学への教養の深さを評価していた。前述したように副島は、霊学研究者本田親徳と交流し、副島が質問し本田が答えた内容を「真道問対」、「滄海窓問答」に見ることが出来る。また、副島が語ったところとして「滄海窓閑話」、「滄海窓雑話」が残っている³⁵。これらの内容は難解で容易には理解し難いが、記紀に登場する神々になぞらえて話を進める場面が多く、副島が国史そして神道に対して造詣が深いことを知るには十分である。小河が副島と交流し、その知識の豊富さから修史局副総裁、教部卿にと推挙したことも頷ける。小河は、皇統に対する意見が一致したのみで副島を推挙したのではなく、国史、神道への造詣の深さ故に副島登用を再三に及び訴えたのである。

副島は、侍講となって天皇に「大学」や「中庸」を進講するなどしたため、時に漢学者と語られることもある。勿論、漢学の知識についても他者に抜きん出ていたといわれるが、副島は常に国史、神道に重きを置いていた。そして、明治六年政変で下野し、「御用滞在」という名目で東京に留め置かれた副島は、本田や小河との交流に見られるように、神典の研究に勤しんでいたのである。

四・清国漫遊

四―一・漫遊への風聞

明治九年、清国漫遊を企図した副島は、旅費を捻出するため霞ヶ関の自宅を売却する。

私は兎角に鬱々として楽しまぬから、丁度私が旧屋敷は霞ヶ関であつて、其屋敷は一万七八千坪あるが、其頃有栖川の宮様を買ひたいと仰しやるに依つて高値に云ふた所が、我も貧にあるに依つて我為めに安く売つて呉れると仰しやつて、それから二万五千円を年賦で御払ひになつた。今持つて居ると数十万円になつたらう。貧生と云ふものは常に貧なるもので……呵々……。私は当時其金を持つて支那漫遊と出掛けた³⁶。

副島の決意が固いことを認めたのか、九年九月九日付けで政府は御用滞在を免じた³⁷。この時、政府内にどのような議論があつたのかは不明であるが、副島の甥で副島家に同居していた諸岡孔一は、八月二十五日付の両親宛書翰に次のように綴つて
いる³⁸。

当年ハ殊ニ御国元ハ大旱魃ニ付、殆ント渴水ニ立チ至リ候趣、嘸御難渋可有御坐奉察候、尚暑氣障リ共無之様御加養被為在度奉祈候、爰地ニモ龍種殿始メ皆々無恙消光罷在候間、乍憚左様思召可被下候、殊ニ龍種殿ハ支那国游歴願中ニ候、此事ニ付テハ政府ニテ色々奇妙ナ評議共有之由、一晚民平罷出テ恥ヲカヒテ帰レリ（中略）当時政府之有形見ルニ忍ヒス聞クニ堪ヘズ、又可笑可惡。東京始諸国皆衰微人悲神怒、且当年諸国ハいつれ大旱。和歌山も県ハソフドフ。青森県大洪水。大クマハ病氣ニテシサントス。三条寺島山県伊東ラハ北海道ヘユイタリ、此外澤山申上度候得共、ハガユクテ言フモ書クモ苦ルシ、火中々々

龍種とは副島のことであり、民平とは大木喬任のことである。諸岡の書翰からは、当時政府内に副島の清国漫遊願いに対して様々な憶測や風説があり、その事で大木が副島宅を訪ねたことが窺える。この大木訪問について、『近事評論』は、次のように報じている³⁹。

副島君ノ同県ニシテ且ツ旧友タリシ大木司法卿同君ヲ訪ヒ之レニ問テ曰ク、聞ク君ハ近日支那ニ赴クノ挙アリト、抑モ何等ノ要務ニ由レルヤ、且ツ支那ノ中何レノ方角ヲ主眼トナセルヤ。副島君答テ曰ク、素ヨリ些ノ要務アルニアラス、啻ニ漫遊ノミ、故ニ何レニ方角ヲ問ハス、只足ノ赴ク所ナリト。大木君曰ク、君ノ行已ニ要務アルニアラサレハ暫ラク之ヲ罷メハ顧フニ可ナラスヤ、且ツ君ハ嘗テ弁理大臣ヲ以テ彼レニ至ル、今ハ漫遊ナリト雖モ又甚タシク旧時ノ格式ヲ減ス可カラス、然ルトキハ鉅額ノ旅費ヲ提携セサル可カラス、君能ク之ヲ弁スルヤ。副島君曰ク、僕曩時ハ大臣ナリト雖モ今ハ一個ノ閑人ナリ、一閑人ノ漫遊ナルヲ以テ单身独行ス可シ、何ソ顧慮スルヲ要セン、資斧ノ如キハ自ラ準備アルアリ。大木君曰ク、然レトモ爰ニ君ノ決行シ能ハサル一ノ難事アリ、則チ御用滞在ナリ。副島君曰ク、御用滞在ノ如キハ僕既ニ之ヲ辞スル數回ニ及ヘトモ朝廷未タ之ヲ許サス、幸ニ君カ職參議ニアリ、宜ク僕カ為メニ回護シテ御用滞在ヲ解キ併セテ支那行ヲ許可セラレヨ、僕此等ノ事ヲ以テ志願ヲ止ムル能ハスト。此ニ至テ大木君モ亦之ヲ強ユル能ハスシテ去レリト。

政府は、副島の真意を測り難く、清国行きを訝しんでいたのであろう。他方、副島の清国漫遊という噂は、世間にも様々な憶測を呼んでいた。『中外評論』は、「副島種臣氏支那行の事附評」と題して以下の記事を掲載した⁴⁰。

副島種臣氏ハ此頃支那へ遊歴ノ存念ニテ願書ヲ出サレシカ、願濟ミニナレハ早速出帆ノ積リナリト云フ

評曰、吾輩之ヲ聞ク、曾テ副島氏カ清国ニ派出セシヤ彼ノ有名ナル李鴻章ト相接シ、李氏ハ大ニ副島氏ノ人物高尚ナルヲ歎美シ、其交誼甚タ厚ク、帰朝後モ屢々書簡ヲ贈リ好意ヲ通セシト、然ラハ此回ノ遊歴ニ就テハ必ス再会シ、臂ヲ把テ欸晤スルアラン、其ノ交際ノ心事実ニ想像スルニ堪ヘタリ

評曰、嚮ニ副島氏ノ職ニ在ルヤ中外之ヲ信シ、皆云ク我カ外国交際ノ大權ヲ恢復スルハ日ヲ刻シテ待ツ可シト、然ルニ去ル六年征韓ノ議協ハス脱然其職ヲ去ルヤ、天下ノ有志カ為メニ解体悲嘆セサルハナシ、爾來外交ノ事復タ聞クニ忍ヒス、志士仁人ヲシテ暗涙収ム可キノ期ナカラシム、嗚呼副島氏ニシテ出ルナクンハ、蒼生ヲ如何セン、然リト雖トモ副島氏豈職ヲ解カ為メニ国家ノ事ヲ忘ル、者ナランヤ、然ラハ此支那行ノ如キモ必ス深謀遠略他日我国家ノ為メニスル

ハ我輩ノ疑ハサル所ナリ、天下ノ有志願クハ眼ヲ刮テ此行ノ成果ヲ注視セヨ

『中外評論』は、旧薩摩藩土海老原穆が主宰した新聞である⁴¹。海老原は、戊辰戦争で功を挙げ、明治四年に桐野利秋に従って上京し陸軍大尉となり、五年八月愛知県七等出仕に転じた。六年に下野、八年三月「集思社」を設立し『評論新聞』を発刊したが、一方で征韓論を主張し、一方で民権論を鼓吹し大いに政府を攻撃したため、九年末発刊停止となり『中外評論』と改題した。こうした背景もあつてか、『中外評論』の論調は副島に好意的であるが、その一方で、清国漫遊には他日事を成す為の深謀遠略があるに違いないから、皆注目しようではないかと結んでいる。

政府も世間も、副島の清国行きに関心を払っていた。副島によれば、「支那に雇はれに行く」と云ふ風聞粉粉であつたという⁴²。結果的に政府は副島の御用滞在を免じ、清国漫遊を認めた。これまで、再三にわたる賜暇願を斥けながら、なぜ今回に限り御用滞在を免じる決定をしたのであろう。想像力を逞しくするならば、その背景には、鹿児島の不穏な情勢があつたからではないだろうか。

明治六年政変後、西郷隆盛は鹿児島に帰郷し、政府が幾度となく上京を求めても応じなかった。西郷が指導する鹿児島私学校の力は決して侮れず、政府にとって脅威であつた。もし、西郷が挙兵した場合、佐賀の乱で辛酸をなめた佐賀の人々が呼応する可能性は十分に考えられる。そして、それを抑えようと副島が乗り出した場合、間違いなく江藤の二の舞となることであろう。そうであるならば、本人が望むとおりの清国漫遊を許可した方が得策である、と政府が考えた可能性も否定は出来ない。事実、副島が清国行きを報じた書翰は、政府の妨害により西郷のもとへ届かなかつたという⁴³。いずれにせよ、御用滞在が免じられた副島は、清国漫遊の途に上つた。

四―二・漫遊中の日本

明治九年九月二十一日の「横浜毎日新聞」は、

旧外務卿副島公は兼て支那漫遊の御志願有りし処、今般許可を蒙り従者二人を連れて、昨廿日午後四時本港三菱会社東京

丸にて上海へ出帆になりました

と報じている⁴⁴。御用滞在が免じられたのが九月九日で、同月二十日にはもう日本を発っている。御用滞在という名目で留め置かれ、政府から監視される窮屈な生活から一刻も早く脱したかったのであろう。しかし、渡清後も副島に対する警戒は続いた。

当時、私の往く処到る処に、支那の探偵と日本の探偵と附添ふて居るやうにある。支那人は思へらく、副島は野心ありて支那を窺ふ為めに来て居る者也と。日本は思へらく、副島は何か彼れの企てがあるならむと。其一つの証拠は上海の旅館で私が四言の詩を作つた。さうして書損ふたから二階から投棄てゝあつた。其詩が日本の新聞に登録してあつた⁴⁵。

事実、当時の新聞を紐解いてみると、漫遊中の副島に関する報道が散見できる。「李鴻章の斡旋により清国政府に雇われるだろう」⁴⁶、「清国で物産会社を起こそうと企てているようだ」といった虚説入り混じつた報道がなされているが⁴⁷、こうした記事は漫遊中の副島に対する人々の関心の高さを物語っている。

清国公使森有礼も、外務卿寺島宗則に清国内での副島の動向を報じている⁴⁸。

今月一日上海出發昨日天津著、明朝李鴻章面会相済ノ上三日位滞津陸路北京江參候積、日本在留支那公使未タ北京ニ有之由ニ付彼地面会仕リ可申候、領事ハ未タ拜命無之由、副島此地にて緩々面会、様子を見るニ格別主意無之、専ラ詩文を以漫遊李鴻章ニ對談中官吏之人物品評位之事にて、余ハ台島之拳詰問を受ケタル様子、是より上海江引返南方遊歴之様相見へ申候、北京行寒氣之為見合相成候由

森は副島と面会した印象を、「格別主意無之、専ラ詩文を以漫遊」と語っている。森の言葉の背景には、副島は「格別主意」があつて清国漫遊に出たのではないかという政府の杞憂があつたのである。

森が報じているように、副島は清国漫遊中に李鴻章と面会している。外務卿時代に日清修好条規批准のために渡清したため、李とは面識があつた。今回の訪問で李は、清国に仕官してはどうかと副島にもちかけた。副島がその申し出を断ると、李は、それならばなぜ大久保と和解して共に朝に立たないのかと尋ねた。副島がそれも欲しないと答えると、「然らば卿は大久保の上

に立つことも欲せず、亦之が下に立つことをも欲せざる者なる乎」と、李は重ねて問いかけた。すると副島は、「不為人上不為人下、心允寧静大福長者」と書き示し李を唾然とさせたという⁴。当時の副島の心境が滲み出た言葉であると同時に、人の上に立つことも欲せず、人の下に使えることも欲しないとは、その後の副島の生き方と重なり実に興味深い。

副島が清国漫遊中、日本は混乱を極めた。

明治九年に私が支那に行つた後に、日本が悉く大乱であつた。其暮が神風党の騒動、前原の騒動、其れから其翌年が世に謂ふ西南の大戦争であつた。而して私が支那に居る中に或は曰ふ、急に帰るべしと。或は曰ふ、決して帰る勿れと。尤も帰る勿れと云ふて来る説が多かつた。亦私も帰らぬと決心をした。其れから明治十年の暮にちよつと帰つて、直ぐに亦再び支那に行つて、明かに帰つたことは明治十一年であつた⁵⁰。

先に、副島の清国漫遊が容認された背景には、鹿児島の不穏な情勢があつたのではないかと推測したが、渡清中の副島に対する警戒の理由の一つにも、国内情勢があつた。前述したように、副島の清国漫遊については様々な憶測が飛び交つたというが、中には「言ヲ支那行ニ籍シ鹿児島ニ到リ西郷君ニ面接シ国家ノ事ニ付キ密カニ商議スル所アラン」というものまであつたという⁵¹。神風連の乱、秋月の乱、萩の乱、西南戦争と内乱が続くなか、新たな火種となりかねない副島の動向を、政府は恐れていたであろう。

十年春、漫遊中の副島のもとへ宮本小一から一通の書翰が届いた⁵²。国内情勢を告げ帰国を促した宮本に、副島は返信を認めた⁵³。

三月二十四日付之御手帖落手仕候、春段之候益御平在奉賀候（中略）僕義、清国漫遊、撫旧感新放浪罷在候、禹域遊草一卷有之候。御憫笑被存候、肥薩戦塵張者惨毒之模様被仰聞嚙々御苦心と奉察候、僕義帰国可仕旨御忠告に候得共、僕ニハ別紙愚詠之意味ニ有之、且近日之風聞ニハ最早鎮定相成へくとの事ニ有之、何共御受難申上、此段御量可被下候、随分御精勤奉祈候

そして副島は、現在の心境を詩に記して投じた。

仲尼與魯連 嘗有蹈海吁 吾昨乘桴来 今此在江湖 既非高世賢 又非遁跡徒

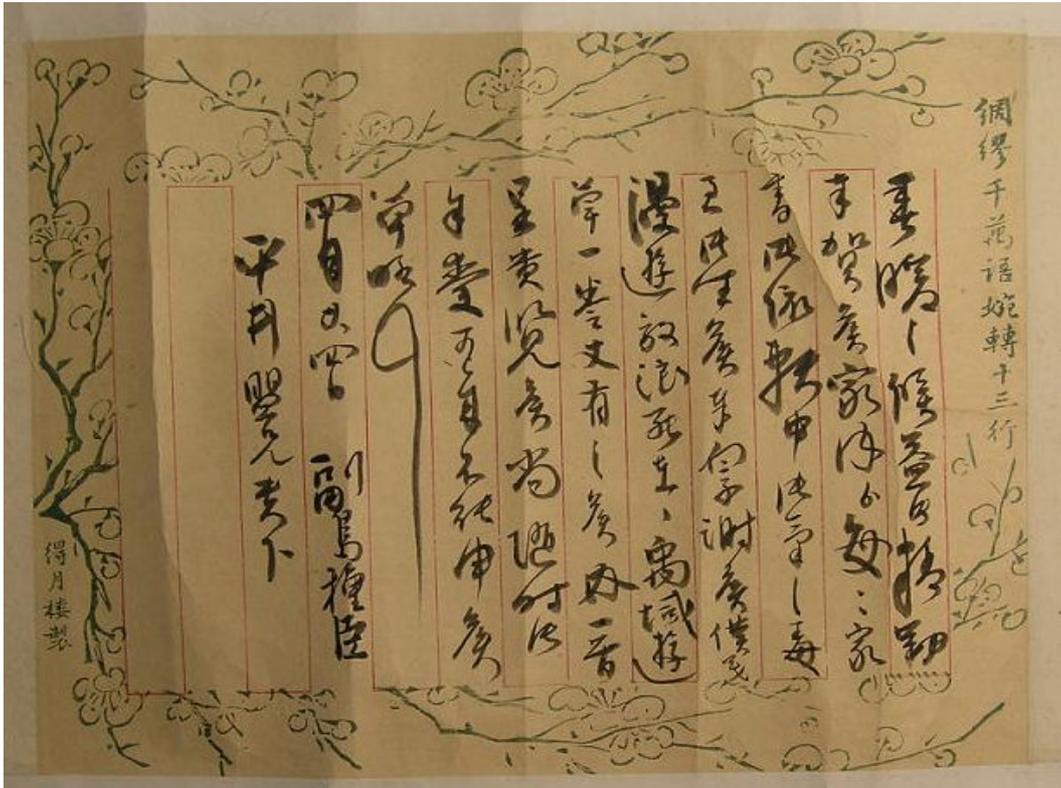
汨々如沙蟹 汎々似水鳧 自古聖明下 亦容一人愚 不妨自逍遙 飽食蓴及鱸

——仲尼と魯連 かつて海を踏まんとする有り、ああ 吾は昨桴に乗りて来たり 今は此に江湖に在り 既に高世の賢に非ず また遁跡の徒

にも非ず 汎々たる沙蟹の如く 汎々たる水鳧に似たり 古より聖明の下 また一人の愚を容る 妨げず自ら逍遙し 蓴と鱸に飽食するを

かつて、孔子は「道行はれず、桴に乗りて海に浮ばん」と言い⁵⁴、魯仲連は「秦王が帝となったら東海に身を投げる」と嘆いたが⁵⁵、ああ私は先にその海を渡り、今この江湖のほとりにやって来た。私は一世に名高い賢者ではなく、また世を逃れた隠者でもない。すると逃げだすさまはすながにのよう、ふわふわとさまよっているさまは水鳥のよう。古より聖天子の治下では、寛容に世に納まらない者は放置し、無理に登用したりはしなかった。晋の高官であつた張翰が秋風にふるさとの蓴（水草）と鱸の味を思い出し、あっさり官を捨てた故事のように⁵⁶、私も蓴と鱸で腹を満たし、自分の思うがままにさすらつてもよいのではなからうか（官職に束縛されない自由な人間でありたいのだ）⁵⁷。

孔子や魯仲連の故事を引いた副島の胸中には、現政府への批判がこめられていたのであろう。そして副島は、宮本ら帰国を勧める人々の言葉に従うことなく、まだ数ヶ月清国に留まつた。



【写真2】副島が明治10年4月24日、中国から平井希昌宛に送った書翰
(平井靖人氏所蔵)

春暖之候益御精勤
 奉賀候、家内より毎々家
 書御依頼申御氣之毒
 至御坐候、奉厚謝候、僕義
 漫遊放浪罷在候、禹域遊
 草一卷丈有之候内一首
 呈貴覽候、尚隨時御
 自愛可被成不能申候、
 草略頓首
 四月廿四日 副島種臣
 平井賢兄貴下

◎平井希昌(1839～1896)

天保10(1839)年、長崎で生まれる。幕末、長崎で唐通事をしつつ、唐人より英語を学んだ。明治6年、二等書記官として、日清修好条規批准のため、渡清した副島に随行した(『明治維新人名辞典』)。

上記書翰は、宮本小一に宛てた書翰と同日付で、同じ便箋が用いられている。「家内より毎々家書御依頼申御氣之毒至御坐候」という文言からは、平井が副島家から依頼され、清国滞在中の副島に毎々書翰を送っていた様子が窺える。

四一三. 一時帰国と再渡清

結局、副島が帰国したのは十年の秋であった。神戸湊川神社の宮司であった折田年秀は⁵⁸、十年九月二十三日、帰朝した副島と面会したことを日記に綴っている⁵⁹。

一、午前十時薩摩屋江参り、有川ヲ訪ヒタリ、時ニ副島元参議(種臣)只今帰朝、栄町三丁目西村楼之家江止宿、閑暇ナラハ話シタシトノ事故、直ニ出掛ケ閑談、数時ニシテ帰ル

そして、翌二十四日の日記には、

一、午前八時副島種臣参拜、神饌ヲ奉ル、此ヨリ私宅ニ誘ヒ閑話シテ、今晚午前四時乗船、東帰、副島氏ノ定論多々有之、別ニ記ス

副島は、清国漫遊への途次九年九月二十二日にも湊川神社に参詣し、折田と寛話をしている⁶⁰。湊川神社は、明治五年五月に大楠公楠木正成を御祭神として創建された。幕末佐賀で、兄枝吉神陽が主宰した楠公義祭同盟に参加し、楠木正成を崇拜していた副島は、航路立寄った神戸において、両度湊川神社に詣でたのである。

九月二十七日の新聞には、「昨日午前七時入港の東京丸にて副嶋君帰朝せられた(種臣)」との記事が掲載されているから⁶¹、九月二十三日に帰朝した副島は、神戸で一泊し、二十六日朝に東京に着いたと考えられる。副島は、十二月初頭には再び清国へと向かったので、後年「明治十年の暮にちよつと帰つて」と語っているのは⁶²、恐らく再渡清へ出発した時期と混同したのであろう。

ところで、副島は何故この時期に帰国したのであろうか。十二月初頭に再渡清したこと、そして翌年春には再渡清から帰国していることを考えれば、このわずか二ヶ月間の一時帰国には何か特別な理由が存在したはずである。恐らく、副島は息子の死を知り、急遽帰国したのであろう。副島の七男道清は、九年三月二十五日に病死していた。後年、副島の嫡子道正は、

先考の不在中は、烏森町に於て一家屋を借りて家族等は居住していましたが、留守中、私は六歳で小兒脚氣の為め死に瀕し、弟は病没し、他の一弟は木の葉を口に入れ過つて窒息しました



【写真3】松本長四郎編輯『近世英雄名誉新史全』(甘泉堂、明治11年9月20日出版)掲載

と、副島留守中の一家の様子を語っている⁶³。こうした家族の消息を伝え聞いた副島は、居ても立ってもいられずに帰国したのである。現在のところ、一時帰国した約二ヶ月間の副島の動向を示す史料は見当たらないが、幼逝した息子の菩提を弔い、家族と共にその死を悼む日々を過ごしていたのであろう。

さて、十一月中旬に入り、副島に再渡清の意向があることを知った同郷の佐野常民は、引き留めると共に大隈へ相談した⁶⁴。

謹呈 先晩ハ御光駕奉謝候、其節御内話申上置候副島先生一条、何卒岩公江致急可然御懇議被下度奉願候、支那再遊之思ひ立有之候趣承り及、甚不可然儀と愚考仕候二付、可成引留候含二候得共、承知之否者不相分、実二国家之為同人之為旁不可然と相考候、兎二角一条相運ひ候得者無此上儀二付宜敷御懇配之程奉仰候

佐野は、「副島先生一条」を至急岩倉に懇議して欲しいと依頼している。「兎二角一条相運ひ候得者」という文言から推測すれば、「二条」とは副島の再渡清を引留めるといふよりも、副島の処遇について色々と図るところがあったのであろう。

副島の処遇を岩倉に進言していたのは、佐野、大隈といった同郷の人々だけではなかった。副島再渡清直前の十二月三日に、柳原前光は岩倉宛に書翰を送っている⁶⁵。

御清祥奉賀候、然者副島種臣一件過日内々及言上置候次第有之候処、同人儀清国再行決定、從明日横浜へ出發明後日出船候趣二候、同人御優待御見込被為立居候得者再行可相止候得共、御決定相成兼候へ者、此儘二致置候外乍遺憾別手段無之、只今明日出發之儀承及候故、過日内啓候末二有之為御含此段言上候、頓首

柳原もまた、副島を政府で登用しよう岩倉に進言していたのであろう。現時点では、柳原の意見に対して、岩倉がどのような反応を示したのかを窺うことが出来る史料は見当たらない。しかし柳原書翰を見る限り、政府内で副島登用という決定がなされなかったことは確実である。

おわりに

十年十二月五日、副島は再び清国に向け横浜を発った。国内で士族反乱が続く中で、副島は中国の地で何を思っていたのであろうか。佐賀の乱で多数の親類知己を、西南戦争で盟友西郷を失った副島にとって、清国漫遊は決して単なる物見遊山ではなかった。

李鴻章の問いに「不為人上不為人下、心允寧静大福長者」と答えたというから、帰国後も廟堂に立つ意志はなかったであろう。しかし人々は副島を放っては置かなかった。副島の帰国からほどなく、副島登用を求める声が高まっていったのである。

¹ 「民撰議院設立建白書」（国立公文書館所蔵、第四類上書建白書／上書建白書・諸建白書（一）・明治七年一月～明治七年四月）

² 中嶋久人『日新真事誌と民撰議院論争』—外国人ジャーナリストと「民主化」—（町田市立自由民権資料館編『自由民権』十三号、町田市教育委員会、二〇〇三年、一八—四五頁）は、民撰議院論争を中心として、『日新真事誌』が自由民権運動に果たした役割について検討している。

³ （明治七）年一月二十五日付、大久保利通書翰、五代友厚・税所篤宛（大阪商工会議所所蔵『五代友厚関係文書』マイクロフ

- イルムR五―一／明治日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第一巻、東洋経済新報社、一九七一年、二二一頁）
- 4 遠山茂樹、佐藤誠朗校訂『自由党史』上（岩波書店、一九五七年）九六頁
- 5 遠山茂樹、佐藤誠朗校訂『自由党史』上、九六頁
- 6 鳥海靖『日本近代史講義』（東京大学出版会、一九八八年）七二頁
- 7 池田勇太「公議輿論と万機親裁―明治初年の立憲政体導入問題と元田永孚―」（史学会編『史学雑誌』一一五六、山川出版社、二〇〇六年、一〇四―一〇七八頁）
- 8 副島種臣「副島伯経歴偶談」（島善高編『副島種臣全集』二、慧文社、二〇〇四年）四六九―四七〇頁
- 9 元田永孚「古稀之記」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究会、一九六九年）一九〇頁
- 10 元田永孚「古稀之記」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻）一九二頁
- 11 「賜暇願」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「副島種臣関係文書」一〇）
- 12 遠山茂樹、佐藤誠朗校訂『自由党史』上、九四―九五頁
- 13 （明治七）年八月十七日付、大木喬任書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七一―五〇―（五六））
- 14 佐々木高行は、結城秀伴の話として、「此度元老院被置候ハ、左府殿ハ素ヨリ不承知ノ事ナレ共、副島種臣ヨリ段々咄合遂ニ副島ヲ副議長ニ致シ候ハゞ、元老院へ居候上ニテ何角議論ヲ致シ相成タル処、不計事ヨリ六ヶ敷相成リタリ」と記している。また、元老院議官拝命後、土方久元、中村弘毅の話として、副島が引受けなかった理由は「一二八、此度の御改革には

間然無之候へ共、西郷へ相談の上ならでは御受致し兼ねると云へり、一には段々皇国上古の書物熟読なしたるに、御国体を御祖神より万世に御伝への御位なれば、則 当今様も御祖神の御名代なれば、決して君主定律論も唱へたれ共、今日は其の不可を發明したためであるとした。これに対して佐々木は自身の思うところを記している。長文であるが、佐々木の副島観が窺えるだけでなく、当時の一見地として興味深いので以下に掲げておく。

副島ノ説ハ未ダ信用ナラズ、西郷ニ相談云々モ、余リ一己ノ立タヌ事ナレバ、副島ニ似合ハヌコト、高行如キモ、官途ノ去就ニ付キ、未ダ他人ニ相談シテ決シタルコト、藩政ノ時ヨリ一度モナシ、丈夫ノ恥ヅベキナレバ、虚説ナルベキカ、併シ豪傑ト自負スル向々モ、金ノ為ヤラ女ノ為ニハ動クコト凡夫ト同ジケレバ、其実或ハ知ルベカラズ、又一説ニハ、成程副島ノ性質ハ全体改革ヲ好マズ、古好ノ風アルコトハ勿論ナリシガ、三四年間ハ殊ノ外開化論ニテ、頻リニ事功ヲ一時ニ顕シタキ風ト変ジタル様ニ見ユルナリ、其証拠ハ、琉球藩トシ、夫ヨリ台湾ヲ討伐、征韓ナド相唱へ、亜細亞洲ヲ併吞スルノ勢ナリ、外国ヲ相従ヘルト申ス事モ、吾ガ根元堅クシテ、彼レ弥不条理ヲ仕掛ル時ハ、不得止事ナレ共、今日機会ヲ拵へ頻ニ国威ヲ無理ニ張ル論ナド、生意氣ト可申敷、又退職頻ニ不平ヲ唱へ、去年岩倉殿ノ変事ニテ府下洵々ノ際、板垣・後藤。江藤其他書生輩ノ如キ者ト連署シテ、民撰議院ノ建白ナト致シタルコト等、軽々ノ論ニ化シテ、昔ノ副島ニ非ズ見ユルナリ、又此定律ハ不可云々ト申ス事ハ如何ノ事力疑フベシ、併シ左府殿ノ頗ル取ル処ニテ、元老院ヘモ副島ヲ副議長トスルハ、左府殿モ出仕ノ筈トナリ居タルノ説ナレハ、或ハ此頃ハ、元ノ頑固者ニ帰宿シタル杯、高行思フニ、副島ノ此度出仕セヌハ、口実色々可有之ナレ共、大改革ニ相成ニ当リ、板垣・木戸・伊藤杯ノ専ラ坐元トナリタルガ不平ニテアレ共、左府殿ニ得ラレ副議長トナル時ハ、出仕ノ考ナルベケレ共、左府右ノ勢ナク、又木戸ハ副島ヲ以前ヨリ嫌フナリ、其原由ハ別ニ記スベシ、其辺其是不平重リ、口実ハ能ク唱へテ受ケタル事ナカルベシ、頻リニ有名家ノ説毎度替ルニハ困却ナリ、尤モ当時ハ其方ガ利方ナルベケレ共、頑固ノ田舎武夫生立チハ中々真似ノ出来ヌ事ナリ（東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』六、東京大学出版会、一九七五年、二四四、二五〇―二五一頁）

¹⁵ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』六、二五〇頁

¹⁶ 小河一敏は、文化十（一八一三）年一月、豊後国竹田町に生まれた。幼名を恒太郎、一崇、通称を弥右衛門という。幼くして父を失い文政六年三月、十一歳にして家督を継いだ。藩儒野溝清格や角田九華のもとで朱子学を修めた後、陽明学を学び「知行合一」の思想に傾倒した。また、「仏典ヲ涉獵シ神道ヲ研究ス、終ニカヲ専ラニシテ易及国学兵法ノ三科ヲ修メ一家言ヲ立」てた。さらに、「詩歌文章ヲ能クシ又弓馬槍劍ノ術皆師門ノ免許ヲ得」るなど「凡ソ文武ノ業殆ント其蘊奥ヲ究メサルハナク、旁ラ医学骨相学ニ通シ茶道聞香ノ末枝ニ至ル迄亦達セサルハ」なかつたという。こうした学識を買われ、二十四歳で郡長を管轄し且つ会計の総括でもある元占役に異例の抜擢を受けた。時の総奉行柳井藻次郎は、角田九華の子で柳井家に入った人物で「才色絶倫、殊に経世の才に長じ」、小河や田近儀左衛門を元占役にするなど、藩政改革を志向していた。柳井らは「外様大名ノ氣風ヲ養ヒ皇室ヲ尊崇シ幕府ニ屈事スルヲ屑ト」しなかつた。天保十一年に久教が死去すると、藤堂家から入った久昭が藩主となった。久昭は、柳井らの尊王思想を危惧し、藩の要職から解任した。この事件は「七人衆の変」と呼ばれている。小河は、この事件で柳井らと共に失脚し閑職に追いやられたが、「専ら眼を全国の形勢に注ぎ、益々皇室の式微を慨き幕府の専恣を憤り奮然として將に為す所あらんと」した。毎月六回読書会を開き尊王の志気を振興する傍ら、密に田中河内介と信書を往復した。嘉永六年、ペリーの浦賀来航を知ると脱藩、肥前・肥後を遊歴して真木和泉、平野国臣、宮部鼎蔵らと交わりを結び尊王攘夷を鼓吹したが、安政元年帰藩するや閉門に処せられた。同年九月赦免されると再び脱藩し、長崎で海外密航を企てるも失敗、隠居謹慎を命じられた。文久元年、九州巡歴中の田中河内介父子や諸士が相次いで来訪し、天下の形勢を談じた。同年冬、大赦により謹慎が解かれると、翌二年二月に岡藩を立出し、肥後で横井小楠に、筑後高瀬で宮部鼎蔵に、筑後水田で真木和泉に面会、その後薩摩に赴き、肥後の宮部鼎蔵や長州の来原良蔵らと共に、薩摩藩士有馬新七、田中謙助らと会した（市来会議）。同年三月上京した小河は、下関で西郷隆盛、村田新八らと会合、上坂して薩摩藩邸に入り田中河内介らと密議を重ねた。当時島津久光の意図はあくまで雄藩連合、公武合体であった。これに反して有馬

や田中を中心とする急進派は、真木和泉や田中河内介らと結んで義挙を実行すべく、まず関白九条尚忠・京都所司代酒井忠義邸を襲撃を画して伏見の船宿寺田屋に集結したところを、久光の命を受けた大山格之助らの急襲により鎮撫された。寺田屋騒動により有馬は討死、真木は捕らえられ、田中は薩摩に護送される船中で斬殺されたが、小河は遅参により難を免かれた。その後岩倉具視、大原重俊の知遇を得た小河は、孝明天皇に建白書を献じ感状を賜わったが、帰藩後は親類預に処せられた。ついで許され上京、帰藩するとまた禁錮された。慶応四年正月、大政が朝廷に返還されたことで小河は謹慎を解かれ、三月に徴士内国事務局権判事に任じられ、明治四月には参与となった。二年には堺県知事に就任し窮民救助のために奔走したが、翌三年に在職中の専断を咎められ免官となった。同年九月、宮内大丞に任ぜられるも、四年三月には広沢真臣暗殺の嫌疑を受け鳥取藩へ幽閉された。六年、許されて教部省、太政官、宮内省に出仕し、十一年には老年を理由に一旦官を辞したが、十四年宮内省御用掛となった。そして十九年一月、小河は七十四歳でその波乱万丈に満ちた生涯を閉じた。(小河忠夫『先人小河一敏事略』、非売品、一八九三年／小河忠夫「小河一敏略伝」『小河一敏伝補遺』、日本史籍協会編『伝記』五、日本史籍協会、一九七四年、一一三〇〇／丸山国雄「解題」、日本史籍協会編『伝記』五、三八七―三九四頁／大分県教育会編『大分県偉人伝』、大分県教育会、一九三五年／大分県総務部総務課編『大分県史』近世編Ⅰ、大分県、一九八三年／賀川光夫編『竹田市史』中巻、竹田市史刊行会、一九八四年／後藤重巳「外様小藩における勤王動向―豊後岡藩と小河一敏―」、日本歴史学会編『日本歴史』四四三、吉川弘文館、一九八五年、一一一―一六頁／後藤清春「豊後岡藩士小河一敏の勤皇運動」、人物往来社歴史研究会編『歴史研究』四三二、新人物往来社、一九九七年、二八―三三頁)

¹⁷ 副島種臣「小河先生神道碑」(島善高編『副島種臣全集』一、慧文社、二〇〇四、四七三―四七四頁)

¹⁸ 「副島氏論語疑」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『小河一敏文書』一一三)

¹⁹ 「小河廉夫長男一麻呂、二男信麻呂、副島種臣仮子約束書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『小河一敏文書』二〇〇)

²⁰ 小河忠夫「小河一敏略伝」(日本史籍協会編『伝記』五)二七一頁

²¹ 副島種臣「小河先生神道碑」(島善高編『副島種臣全集』一、四七三―四七四頁)

²² 副島種臣「染井墓地小河一敏君記念碑文」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『小河一敏文書』一九四)

²³ 小河忠夫『先人小河一敏事略』

²⁴ 「命名書 小河国麿」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『小河一敏文書』二〇一)

²⁵ 小河忠夫「小河一敏略伝」二〇七頁

²⁶ 小河忠夫「小河一敏略伝」二五六頁

²⁷ (明治八)年五月十二日付、小河一敏書翰、岩倉具視宛(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵「岩倉具視関係文書」一七―四九―(一一六)／日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』六、東京大学出版会、一九三一年、三一五―三二七頁)。尚、参考のため以下に全文を掲げておく。

御系図調宮内へ被附候ハ、手細にしても工合よき仕方可有之と愚考仕置候得共、尊慮之如く御系統を修史之大眼目と可仕候ハ、是迄之面目を一洗して体裁可被立候、就而者過日も申上候通副島氏を副総裁ニ被立度候、其義不叶候ハ、大木司法卿ニ兼任相成度候、惣括迄ニ候者平常修史局ニ出仕ニ不及兼任たり共さまで繁劇を増候ルハ無之間、此段御尽力奉願候、万一同氏不得意ニ候ハ、私江御内通可被下候、惣申解方可有之候、扱是迄御系図調者局中にて一贅物の如きあしらいニ御座候、御系統しらへを大眼目と可被立候ハ、章程大ニ改正不相成てハ不叶候付てハ鄙見も有之候、尤総裁副総裁を被任候者可然之至極ニ候へ共、其余局中之官名改り又ハ人員進退及ひ章程之事ハ一切御着手已然ニ必々鄙意御聞取奉願候、抑先般重野より大久保卿へ入説長(「長松」)より木戸卿へ入説にて歴史課を修史局と改名長松重野を局長副長と被

立候て、近日長松重野より大久保卿と土方等へ段々申談之様子ニ候、副総裁人撰等其外料理悉く出来之上大臣方御覽候て不可動之執に成候様之事共にてハ不都合之極ニ御座候、右ハあまり之申上分と恐入候へ共、式部寮を宮内省に被附候義少も御承知無之との御話も被為在候へハ為念前件之旨申上候、誠恐誠懼、謹言

²⁸
 (明治八)年五月二十一日付、小河一敏書翰、岩倉具視宛(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵「岩倉具視関係文書」一七一—四九一(一一八)ノ日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』六、東京大学出版会、一九三二年、三二〇—三二二頁)。尚、参考のため以下に全文を掲げておく。

乍不肖勤王之志有之、御一新に相成真に手之舞足の踏処を知らざりしに、豈はからんや、今日のさまに立至候は心外無申計候、富国強兵は治国之要なるに、今日は貧国弱兵と成候、其概略を申候得は、近年外国に膏血を被吸候は凡壹億万円已上にして、国中は紙幣計に候、是国は貧しく成たるに候、又海陸軍兵隊ありといへ共、節義の心すたれ候へは、兵弱く成しといはさるへからず、扱人々自ら信し、みつから恃む処有りてこそ国は立申候、今の世上一般信する処なく、人々自己一分之に利をのみ心にかけて候は、浅ましき人情に成降候、此病根いつれより生候哉、乍憚深く御考量御自反被為在度奉存候、扱神祇道は 皇国第一に重すへき事なるに、今日に至候ては御一新前よりは其道遙に衰へ慨歎之至に候、貧国弱兵人情の破等に付、挽回之愚考も候得共、迎も御採用無之と暫口を閉申候、唯神道興隆之件のみ申上候、追々申上候副島氏は兼々神祇尊崇之処、去年来は神祇道大に研究、其進歩大方ならぬ事にて、真に幽理に通し不可思議之事共不少候、此義は迎も筆紙に難申上候、今日神祇道興隆之事御委任候は、空海の真言をひらき候よりは遙にすゝみ可申候間、速に教部卿御擢任之義奉仰候、もとより文部をも被兼へき事と奉存候、くとゝ敷は不申上只右計申上候、将又宍戸大輔不体裁之事は承りて耳を驚かし候、委細はわさと不申上候、初は常世長胤などの説のあはぬよりの申分かとも考居候処、中々左様には無之候、もし此儘被差置候は、黒田も辞官之外有之間敷、左候は、皇国の神道も是かきりと奉存候、爰に至候は、罪は誰に帰し可申哉、大臣方之罪といはさるべからず、仍之忌憚を不顧、此段言上仕候、誠恐

誠懼、謹言

²⁹ 小川原正道『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』（慶應大学出版会、二〇〇四年）二〇八頁、以下本項における教部省の記述については、全て本書「第六章 教部省の廃止課程」（同書二〇七―二三二頁）を参照した。

³⁰ 友清九吾『鎮魂帰神の原理及应用』（汲古書屋、一九二〇年）、島善高「解題」（島善高編『副島種臣全集』三、慧文社、二〇〇六年、五九六頁）

³¹（明治八）年五月三十一日付、小河一敏書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵「岩倉具視関係文書」一七一―四九一（一一九））。尚、参考のため以下に全文を掲げておく。

一昨日ハ大事件主トナリ、教部之事ハシミシ言上モ不仕候、尚其後重々及探索候処、三条公ニ本願寺之徒浸潤シ奉リ、宍戸大輔其意ヲ一凶ニ循奉、其大趣意ハ浄土真宗阿弥陀佛程皇国之心ニ染候モノハ無之、是ヲ以テハ洋教ニモ立ナラヒ可申候、神道ノ如キハ一ツ之祭式ニ供センノミトアリシヲ、教部省中ニテ黒田三島ノミ是ニ抗論シテ是迄取続居候へ共、何分ニモシノギ難ク、依之副島御推任力、其義不叶候ハ、宍戸ヲ元老院ニナリ転任之義尽力之者モ有之候へ共、其義ハ逆モ不叶候、其子細ハ丞相公ト木戸参議ト宍戸ヲ御ヒイキ強ク、トテモ副島御推任モ宍戸ヲ斥ル事モ不叶、此段ハ絶念候様大久保卿ヨリ御内意有之タルヨシニテ、三島モ脱然酒田県へ派出イタシ、常世長胤ハ昨日辞表ヲ出シ、黒田モ不日ニ大輔ト手詰也、一議論之上ニテ辞表之カクゴト被察候、然候ハ、教部モ神道事務局モ是限ニ御坐候、其如クニテ尚宍戸ニ御委任置可有之ヨリハ速ニ教部ヲ被廢、山陵ト社寺之事ヲ内務へ被付候方遙ニマサリ可申候間、急ニ黒田ヲ被召委細之事情被聞食候様重々奉懇願候、其上ニテトモ角モ速ニ副島氏ヲ御推任力、宍戸ヲ免職力転任力、夫モ不叶候ハ、早々教部省ヲ被廢候様、三策之中ニ至急ニ御決奉仰候、明後二日朝参殿可仕、其砌拝謁相叶候ハ、尚可申上候へ共、不取敢此旨申上置候、御勘考之上速ニ黒田ヲ被召具ニ被聞食候様奉存候、恐惶謹言

五月三十一日

追而申上候、過日修史局長長松重野ヨリ建議ハ至當ニ可有之候得共、総裁副総裁之御人品ニヨリ尚後之運歩之処ニ大ナル相違ヲ生シ申候間、此段ハ宜敷御照察奉願候、局長ヨリ申上候通、一日モ早ク御系図シラベノモノ共ヲ、内閣力願クハ御前ニ被召委細ヲ被聞食、速ニ叡断相成候様呉々御尽力奉仰候、誠恐謹言

³
² (明治九) 年一月付、小河一敏書翰、岩倉具視宛 (国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」二五―一―一)

³
³ 明治十年に瓊杵尊を歴代の初めとすべきだと論じた小河の建議には次のように記されている。

神武天皇を御初代と仕候て御代を数候は正史には無御座候、中古以来私撰の書には間々御座候、夫ハ皆支那革命の国にて夏の初代は禹、殷は湯、周は武王と申に心の染み候て 神武天皇中興の御興業を被為立候を御初代と仕候事に御座候天祖より神器を 瓊々杵尊へ被為授候て実祚は天地と共に窮り無からんと 神勅被為在候、然れば天津日嗣の御位は瓊々杵尊御初代御座候、南朝も神器の御相承を以て御正統と奉存候、後龜山帝其実は南朝御興復不被為叶御降参同様の御有様にて、北朝にては御降参とこそ記録にも書載有之候得共、神器は御讓位受禪の御儀式に無之ては御伝へ不被遊と被仰出候故、其通の御規式にて 後小松帝に御授与被遊 太政天皇の尊号を被為受候、依之名分条理正敷御座候、神代の事は曖昧たれば 神武天皇を初と可仕と申候へば神器も曖昧に属し申候、然すれば御血統は北朝より被為続候故、北朝を御正統と仕候て御相当に御座候、然るを御神御相承の名義を以南朝を御正統新田楠を忠臣と被崇候は 瓊々杵尊を御初代に不仕候ては決して条理立不申候、紀元前は代数に立候例各国になしなど有之哉、各国に無くして我国にのみ有候こそ我国の万国に異なる故に御座候、呉々も御代数は疆域の広狭に係はり申事に無御座、紀元は全く中興の紀元にて是にも聊關係無御座候、此義に付異論百端御座候得共悉説破仕候所存に御座候、此段は深く御汲取具に被達 叡聞候様奉願候 (小河忠夫『先人小河一敏事略』、八一―八二―一 / 小河忠夫「小河一敏略伝」「小河一敏伝補遺」、日本史籍協会)

編『伝記』五、二五七―二五八)

³⁴ 石舟道士編「蒼海窓閑話」(島善高編『副島種臣全集』三、慧文社、二〇〇六年、二四六頁、二七〇頁)

³⁵ 「真道問対」、「滄海窓問答」、「蒼海窓閑話」、「滄海窓雑話」は全て、島善高編『副島種臣全集』三に所収されている。参照されたい。

³⁶ 副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二) 四七〇―四七一頁

³⁷ 「副島種臣御用滞在ヲ罷ム」(国立公文書館『太政類典』外編、明治四年―明治十年、官規五・儀制・宮内)

³⁸ (明治十)年八月二十五日付、諸岡孔一書翰、両親宛(佐賀県立博物館所蔵、八三五五)

³⁹ 「副島種臣君支那遊行ノ発端」(『近事評論』第一九号、一八七六年一〇月七日号)尚、同文章には、副島が支那行きを口外したのは、森有礼との会話が最初であったと記されている。真偽は定かではないものの、興味深い内容であるため、以下に紹介しておく。

一日森公使偶々副島君ノ邸ニ就キ、過日在清全権公使ノ命ヲ受ケ支那ニ到リ、支那廷ニ照会シテ其平日研窮練磨スル所ノ万国公法ヲ以テ彼ノ諸臣ヲ压倒シ、彼等ヲシテ片言隻語ヲ発スルノ地ナカラシメ、又該国有名ノ李鴻章ニ面接シテ、大ニ彼ヲシテ雄弁快論ノ下ニ屈伏セシメタルカ如キ、在清談判ノ功績ヲ副島君ノ面前ニ縷々セラレタリ。副島君曰ク、僕常ニ謂フ、万国公法ノ書タルヤ其義理ハ取ル可シト謂モ、其名号ニ至テハ甚タ相ヒ称ハサルカ如シト。森君怪テ其故ヲ問フ。副島君答テ曰ク、其書中ニ論議スル所其作者ハ之ヲ以テ万国交際ノ条規トナサント欲スト雖モ、現ニ実践セララル、所ハ独リ開明諸國ノ範圍内ニ止マルニアラスヤ、然ラハ之ヲ命シテ亜米利加公法或ハ歐羅巴公法ト謂フ可キナリ、万国公法ノ称ヲ以テ之ヲ命スルニ至テハ僕未タ其解ヲ得サルナリ、且ツ僕ハ他國ノ人ニ対シテ未タ嘗テ万国公法ヲ説ク

事アラサリシ、何ニトナレハ凡ソ事ハ己レ自ラ之ヲ履テ而シテ後チ初メテ之ヲ他ニ及ホスヘキナリ、然ルニ今日本邦ノ如キ果シテ能ク万国公法ヲ実践スル所アルヤ、之ヲ自国ニ履行セスシテ却テ他国ニ責ル理ナケレハナリト。論弁数回語。次副島君ハ僕之ヨリ直チニ清国ニ赴キ親ク其実境ヲ一覽スヘシト言ハレタリト。是ニ於テ同君ハ明朝支那旅行ノ願書ヲ政府ニ捧ケラレタリ。蓋シ同君ノ支那行ハ此時ヲ以テ初テ明言セラレシトナリト云フ。

⁴⁰ 「副島種臣氏支那行の事附評」(『中外評論』明治九年八月第三号)

⁴¹ 海老原穆については、黒龍会編『西南記伝』下巻一(原書房、一九六九年、六五三―六五八頁)を参照した。

⁴² 副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二) 四七一頁

⁴³ 副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二) 四七三頁

⁴⁴ 『横浜毎日新聞』明治九年九月二十一日号

⁴⁵ 副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二) 四七二頁

⁴⁶ 『読売新聞』明治十年一月五日号、一月十二日号

⁴⁷ 『横浜毎日新聞』明治十年十二月二十五日。また宮島誠一郎も、「副島支那ニテ千五百弗ノ月給ニテ相雇度云々新聞有之候」と日記に記している(宮島誠一郎「養浩堂日録」、早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎文書』A―五二、明治十年一月五日条)。

⁴⁸ 明治九年十一月七日付、森有礼書翰、寺島宗則・鮫島尚信宛(大久保利謙監『新修 森有礼全集』第一巻、文泉堂書店、一九九七年、一四九頁)

⁴9 副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二) 四七一―四七二頁

⁵0 副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二) 四一六―四一七頁

⁵1 「副島種臣君支那遊行ノ発端」(『近事評論』第一九号、一八七六年一〇月七日号)

⁵2 宮本小一は、天保七(二八三六)年、静岡藩士宮本醇庵の長男として生まれる。明治元年鎮守御雇、東京府開市調役、外国官御用掛、各国条約改革調掛に任ぜられ、爾後外務省に出仕し、外務権少丞、外務大丞、外務大書記官、朝鮮国通商章程取調係、参事院員外議官補、元老院議官などを歴任し、二十四年貴族院議員となった。大正五(一九一六)年、八十一歳で逝去した(稲村徹元『大正過去帳』東京美術、一九七三年、一〇七頁)。

⁵3 (明治十)年四月二十四日付、副島種臣書翰、宮本小一宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『副島種臣関係文書』書翰の部 三一)

⁵4 「論語」公治長第五「子曰。道不行。乗桴浮于海。(後略)」(宇野哲人『論語新釈』講談社、一九八〇年、一一八―一一九頁)

⁵5 「史記」魯仲連鄒陽列伝第二十三「有蹈東海而死耳」(国民文庫刊行会編『国訳漢文大成』經子部 第一五卷、国民文庫刊行会、一九二二年) 三四七―三六九頁

⁵6 「晋書」列伝第六十八張翰「翰因見秋風起、乃思吳中菰菜蓴羹鱸魚膾、曰人生貴得適志、何能羈宦數千里以要名爵乎、遂命駕而歸」(荻生茂卿他句読『和刻本正史 晋書』一帝紀志列伝・上、古典研究会、一九七一年) 一一六一頁

⁵7 漢詩の読み下し及び解釈については、早稲田大学大学史資料センター研究調査員木下恵太氏にご教示頂いた。

⁵⁸ 旧薩摩藩士であつた折田は、元治元（一八六四）年島津久光が楠社造営を企画するに際し参画した縁故によって、明治六年初代宮司に就任した（湊川神社編『折田年秀日記』第一、湊川神社、一九九七年、一一五頁／日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八二年、二五七頁）。

⁵⁹ 湊川神社編『折田年秀日記』第一、三二三頁

⁶⁰ 湊川神社編『折田年秀日記』第一、三二五頁

⁶¹ 『横浜毎日新聞』明治十年九月二十七日号

⁶² 副島種臣「副島伯経歴偶談」（島善高編『副島種臣全集』二）四一六―四一七頁

⁶³ 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）三三六頁

⁶⁴ （明治十）年十一月二十一日付、佐野常民書翰、大隈重信宛（早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』B一〇九）

⁶⁵ （明治十）年十二月三日付、柳原前光書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五三一―（四七））

第二章 副島侍講就任をめぐる

はじめに

明治十二（一八七九）年四月二十一日、副島種臣は宮内庁御用掛兼一等侍講、侍講局総裁に就任する。明治六年の政変で参議を辞職して以来の任官であった。『明治天皇紀』は、副島の侍講就任に至る経緯を次のように記している¹⁾。

願に依りて修史館総裁伊地知正治を罷め、正治及び正四位副島種臣を宮内省御用掛と為す、各々一等官たり、又種臣をして一等侍講を兼ねしめ侍講局総裁と為す、客春以来、元老院幹事柳原前光・元老院議官兼侍補吉井友実・修史館御用掛宮島誠一郎等、漢学の興隆を以て方今の急務なりとし、且種臣を挙用して是の事に当らしめんとし、大臣・参議及び侍補等に陳説する所あり、侍講元田永孚以為らく、客歳以来論語の進講を奉仕せるに頗る歡慮に愜ひ、聖徳の益々進ませらるゝを拝す、是れ固より天縱に出づと雖も、又聖賢の学を講究したまふに因ることなしとせず、是を以て更に博識卓見の士を選びて師傅としたまはんには、必ずや聖徳日躋の效あるべし、友実曾て告げぐるに、副島種臣の道を信ずること篤く且頃來論語を講述するを以てす、是れ真に帝王の師傅たるに足るべき人なるべしと、乃ち種臣をして侍講の任に充てられんことを奏請す、友実亦奏聞する所あり、参議大隈重信亦既に種臣の登庸すべきを奏す、閣議は、種臣をして修史館総裁として正治に代らしめ、侍講を兼勤せしむることに略々決せるものの如くなりしが、聖断を以て、上記の如く任命あらせられたり

副島の侍講就任の背景には、同郷出身の参議大隈重信の推薦と共に柳原前光、吉井友実、宮島誠一郎らの奏請があった。吉井らは、漢学の興隆を担うに足る人物として、副島を推薦したのである。こうした意見は、同時期元田永孚らを中心とする侍補グループが推進していた「天皇親政運動」と軌を一にするものであった。

さて、本題に入る前に、天皇親政運動を扱った主な先行研究を概観しておこう。まず、天皇親政運動を取り上げた先駆的研究には、渡辺昭夫「侍補制度と『天皇親政』運動」（歴史学研究会編『歴史学研究』二五二、岩波書店、一九六一年、一一―四頁）、同「天皇制国家形成途上における『天皇親政』の思想と運動―日本的『立憲主義』との関連において―」（歴史学研究会編『歴史学研究』二五四、岩波書店、一九六一年、一一―四頁）がある。渡辺氏は、前者の論稿において、近代国家形成過程において天皇の政治的地位はいかにあるべきかをめぐる政府と官府の対立を検証し、前者が「太政官中の天皇」と位置づけていたのに対し、後者は統治者としての天皇に重きを置く人格の原理を主張したと分析した。坂田吉雄『天皇親政 明治期の天皇観』（思文閣出版、一九八四年）は、王政復古から天皇機関説にいたる、明治期の天皇親政を内外の諸問題と連動させながら検討したもので、天皇親政運動といった観点からだけでなく、明治政治史を概観する上でも参考になる好著である。また従来、天皇親政運動は元田永孚を中心に語られる傾向にあったが、西川誠「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」（日本歴史学会編『日本歴史』四八四、吉川弘文館、一九八八年、六八―八五頁）、笠原英彦『天皇親政』（中央公論社、一九九五年）は、佐々木高行の言動を中心に再検討を加えた。こうした先行研究においても、副島の侍講就任が侍補グループの要請であったことは指摘されているが²、副島と「天皇親政運動」の関係について詳細に検討したものは見当たらない。

十年八月、元田と内務卿大久保利通の尽力により、君徳輔導を目的として宮中に侍補職が置かれた。この時、元田ら八名が、翌年三月には佐々木高行が侍補に任ぜられた。元田らは、現在の有司専制政治は「天皇親政」に反すると批判し、「君ヲ堯舜ニスル」ことにより、「徳治」「政教一致」といった儒学の理想政治を実現しようとした³。そのためには漢学興隆が必至であり、副島に白羽の矢が立ったのである。しかし副島登用は、易々とは運ばなかった。そこにはどのような問題があったのか、また明治六年政変後、就官を拒んでいた副島が、なぜ侍講就任を承諾したのであろうか。本章では、こうした疑問点に立脚し、副島の侍講就任に至る過程を、様々な視点から分析していくこととしたい。

一・侍講就任の背景

一―一・副島の帰国と大久保利通の遭難

明治十一年、副島は二度目の清国漫遊から帰国したが、そのはつきりとした日時は明らかではない。従来、副島の帰国は十一年の秋であったとされてきた⁴。しかし、同年三月九日付の「東京日日新聞」には、「一昨日副島種臣君ハ、支那公使何如璋はじめ数名の随員と同人人王漆園を烏森町の邸に招待せられ酒間互に唱酬の作などもありて中々盛宴なりし」という記事が掲載されている⁵。同記事が正しいとするならば、副島は三月七日以前に帰国していたということになる。また、四月三日に宮島と会した柳原は、聖廟再興、漢学振起について、「副島其長と為り漢学を興隆候ハ、至極之事と存居るなり」と語っている。柳原が、未だ帰国していない副島を念頭に人事論を論じているとは考え難い。やはり副島は、十一年春には帰国していたのであろう。

さて、副島の帰国から数カ月後、政局を揺るがす重大事件が生じている。十一年五月十四日の早朝、赤坂仮皇居に向かう途上の紀尾井坂において、内務卿大久保が暗殺された。明治六年政変以後、政府の実権を握ってきた大久保の死は、政府内外に大きな衝撃を与えた。元田、佐々木らを中心とする侍補グループの受けた衝撃もまた甚大であった。

前述したように、侍補職の設置は元田と大久保の尽力により実現した。侍補職設置の翌月、政府は政務に関して天皇の理解を得ることで天皇親政の実をあげようと、内閣枢機の事務に関する会議はすべて天皇臨御のもとで行うこととした。侍補グループもまた、天皇親政を名実伴うものにすべく、熱心に体制作りを始めた。彼らは、宮府双方からの努力が肝要であるとし、政府内で天皇輔導に理解があり指導力に富む大久保の宮中入りを計画した。侍補グループの熱心な働きかけもあって、大久保は宮内卿への就任を受諾する。その直後、大久保は暗殺されてしまったのである。

大久保の死は、侍補グループに大きな衝撃を与えたと同時に、彼らの構想を水泡に帰した。しかしその反面で、「天皇親政運動」への意をより強固なものとする結果となった。

大久保の暗殺者らは、「斬姦状」の中で有司専制を批判し、天皇親政が名ばかりであることを批判していた。この「斬姦状」を受けて、大久保遭難から二日後の十六日、侍補グループが揃って天皇に上奏に及んだことは、よく知られている⁷。そして、その後彼らの「天皇親政運動」は一挙に加速していったのである⁸。

一―二・宮中派の副島登用運動

天皇親政運動の加速化と共に、副島登用の声も高まっていた。副島の侍講就任を強く要請したのは、柳原、吉井、宮島であった。当時、柳原は元老院幹事、吉井は元老院議官兼侍補、宮島は修史館御用掛であった。殊に吉井は、佐々木高行の侍補就任においても尽力していた⁹。なお、以下本稿では元田、佐々木、吉井ら侍補グループと問題意識を共有し、天皇親政運動を推進した柳原、宮島を含めて「宮中派」と称し論及を進めることとする。

前章でみたように柳原は、副島が十年九月から十二月にかけて清国から一時帰国した際、岩倉に副島登用を進言していたが、その後も考えが変わることはなかったようである。宮島は十一年四月一日の日記に次のように記している¹⁰。

退下吉井江立寄、吉井今日熱海温泉江発足ニ付留守宅ニ柳原前光江書状一通相遣し呉候ニ付受取之事、右者過日来漢学興隆之義ニ就而柳原江謀り副島を呼起し候手配なり

そして、四月三日には、

午後吉井書状を柳原ニ持参致し直ニ面会致漢学聖廟を興立之事を談す、柳原先年より頗る志願ニ而、已ニ佐々木高行陸奥宗光津田出佐野常民又ハ井上毅又ハ谷干城等ニ相談候よし、今日日本ハ野に在りて世話を為し候人誠ニ稀少、幸ニ副島ハ此節閑暇なれ者願ハ副島其長と為り漢学を興隆候ハ、至極之事と存居るなり云々

と記している¹¹。柳原は宮島に対して、副島をして聖廟再興、漢学振起にあたらせるべきだと語った。そして五月一日には、再び岩倉に副島登用を進言した¹²。

当節漢学侍講御人少ニ付、宍戸議官へ兼任可被命哉之趣鳴聞候、然者副島種臣は學術人物御熟知被為在候通ニテ頗適応と存

候節、此機会ニ方り宍戸よりも同人へ被命候得者、国家将来之謨猷に宜愚考候、尚賢考奉願候

柳原は、明治二年十月に外務省に出仕し、七年二月に駐清公使となるが、この間専ら対清交渉にあたった¹³。副島が外務卿を務めた当時、柳原は外務大丞であった。特に、日清修好条規批准においては、早くから清国にわたり交渉に尽力した¹⁴。柳原と副島の交流がどの程度親密であったかは定かではないが、外務卿時代の副島に接していた柳原が、副島の学識を高く評価して、漢学興隆に相応しい人物と見込んだのであろう。

吉井、宮島も、七月以降、頻繁に副島と往来している。特に注目すべきは、竹橋事件後の吉井らの私的会合に副島が出席していることである。

八月二十三日、西南戦争における論功行賞の不公平と減給への不満から、竹橋門内屯営近衛砲兵大隊兵卒が暴発するという竹橋事件が起こった¹⁵。同月末から北陸巡幸が予定されていたが、大久保内務卿暗殺から間もない時期の陸軍の騒乱に、巡幸延期を唱える声が挙がった。天皇から下問を受けた佐々木は政府内の意見の相違を次のように記している¹⁶。

同廿五日、御下問アリ、其訳ハ、来ル三十日御発輦ニテ御巡幸ノ筈ノ所、五月十四日ニハ大久保内務卿ノ事有リ、昨夜竹橋一件ニテ種々風聞有之、御延引可然哉否ト申ス事ニテ、政府ニテモ議論相別レ候処、御延引可然トノ論ハ岩公最モ主張セリ、三条公ハ今日御延引不可然トノ論ナリ、参議中ハ三条公ヘ大凡同意ナリ、侍補中ニモ御延引ノ説多シ、元田永孚・米田虎雄・山口正定御延引論ナリ、廿五日ニハ高崎正風ハ御延引不可然トノ論ナリシニ、廿六日ハ同人モ御延引論トナリタリ、土方ト高行兩人ハ御延引論不可然トノ論ナリ、議論宮中ニテ紛々タリ、吉井友実・元田等ハ、一体内閣モ十分不調、大久保ノ事件有リ、又近衛兵ノ暴動等不容易事ニテ、屹度内政整理迄ハ御巡幸不可然、是非御延引可然トノ事也、高行等ノ論ニハ、勿論内政御十分ニ無之ニ付、御巡幸ハ御見合ニテ来年ニテモ可然トノ論、既ニ今春ニ有リタル事ニテ、今日ハ大久保ノ事件有リシモ、御発令後ナレハ御延引無之トノ事ナリ、然ルヨ今近衛ノ暴動アリタリ逆、俄ニ御延引有之テハ御威令ハ不立、各県ノ疑惑甚シク、如何様ノ影響ヲ来スモ計ラレズ候ニ付、今日ハ断然御日取りノ通り一日モ御延引不可然トノ論ナリ、遂ニ議論一定セズ、外侍補ハ尚両大臣ヘ建言スト申スコトニナリタリ、然レ共、内閣ニテモ御延引不

可然論多数ニ有リ、思召モ御同様ニテ、愈御発輦ニ決シタリ、大ニ安心セリ

宮島は、八月二十六日の日記に次のように記している¹⁷。

一、吉井より参候様高崎より申来候間参候処、副島、佐野、柳原之相客ニ而十一時迄談話致候事、高崎一同帰ル、此会尋常之会ニあらず他日之影響如何ナラン歟可知也

そして、同月三十一日条には、

新聞紙を見て昨夜之騒ぎハ又々先夜之如し、夫より吉井を訪不在、直ニ副島翁を訪、翁者市中寓居なれ者大ニ昨夜之騒擾ハ驚きたるよし、警視庁鎮台より人数差出而諸方相固め候得者近衛兵ハ敵視セラル、是レ躬ら端なり、二十八日岡本少佐ヲ縛スルニ始ル（中略）夜ニ入り吉井翁入来、先夜副島等吉井宅ニ而御巡幸御延引之論を起したりしニ其論を吉井高崎等ニ托せしよし、岩倉公も同意なれとも行ハレス云々

と記した¹⁸。宮島は二十六日の会合を「此会尋常之会ニあらず他日之影響如何ナラン歟可知也」と記したが、参会した日時やメンバーを考えると、巡幸の延引如何が話し合われたのではないだろうか。佐々木は、元田や吉井は「内政整理迄ハ御巡幸不可然」という意見で、高崎正風も二十五日までは延引反対であったが、二十六日には延引賛成に転じたと記している。したがって、この日参会したメンバーは御巡幸延引論に賛成であったと察せられる。宮島は、後年「回想録」の中で、

竹橋之変後一夕吉井宅にて副島及び柳原佐野両議官、高崎侍補と我とを一会し、北越御巡幸御日延之事を發論あり、吉井氏至誠より副島氏を世に出さんとす

と記している¹⁹。副島がどのような意見を述べたかは明らかではないが、恐らく世状不安定な中での巡幸に対する懸念を語り、それが吉井の意を得たものであったのであろう。この日集まったメンバーの中で、在野の身であるのは副島一人である。まして私的な会合とはいえ、巡幸の延引如何という極めて政治的な事柄を論じる場に、副島を呼寄せ意見交換をしていた事実は、見逃すことが出来ないであらう。

その後も吉井や宮島は、副島と私的交流を深めていった。宮島の日記には、副島と漢詩の往復をした記述が散見できる。ま

た、清国通であった両者は、しばしば連れ立って清国公使館を訪ね、公使何如璋と歓談し、且つ詩を吟じた。九月十三日には、宮島と吉井は副島を誘い、隅田川の舟下りを楽しみ詩詠に興じた。これが「副島吉井征韓論後、風雅之交際手始め」であったという²⁰。明治六年政変以前、副島と吉井は頻繁に交流していたが²¹、その後往来は途絶えていたのである。吉井と副島の関係は、次のエピソードからも窺い知ることが出来る。

(九月―註筆者) 二十四日午後三時より吉井宅にて西郷南洲城山戦没之一周年に相成候処、大久保ハ朝廷を始め祭祀之人も多く有之、西郷ハ逆死ゆへ祭祀人も無之筈、仍而朋友情誼より私祭相催す云々、深情感涙、其夜相客ハ副島及岩下方平、木場伝内なり、招霊正面ニ南洲之高山彦九郎を詠したる一軸を懸け香花を供す

副島君和歌を備ふ

汝か為に 走る涙ハ民の爲め 君の御為に おもふ末から

子供さへ 夜泣かすありけり 大君の 醜の御楯と 汝かありし時

大君に尽す 誠の心いかに にくけの種と 成りにけるかな

罪あるか はた罪なきか 罪あるも 汝がいさほしハ つぶさるべきや

一杯の 水もて祭我か心 汝が酌みとりて 淡しとやみん

各自南洲の往時を語らい夜半に及ふ、南洲地下一笑し而、主人の厚意を領すべし²²

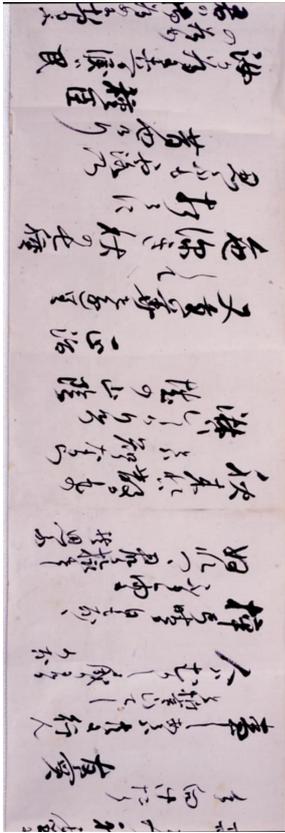
岩下²³、木場²⁴、吉井は薩摩出身であり、西郷との関係は深い。一方、西郷が自刃する三日前、岡部という人物に副島への遺言を托したこと、その内容が「慎んで死なぬ工夫をしろ」の一言であったことは、あまりにも有名である²⁵。そうした西郷と副島の間を考えると、西郷の一周忌に副島が参加したからといって、特別驚くにはあたらないようにも思える。しかし宮島が記しているように、西郷の死は逆死であった。しかも、その死からわずか一年しか経っていない。更に付け加えるならば、吉井は官に使える身であり、祭祀は極内密に行われたと考えられる。巡幸延期を論じる会合以上に、私的な場であるともいえる。そうした内々の場に副島を招いているのであるから、副島と吉井の関係は既に十分旧交を温めていたのである。なお、



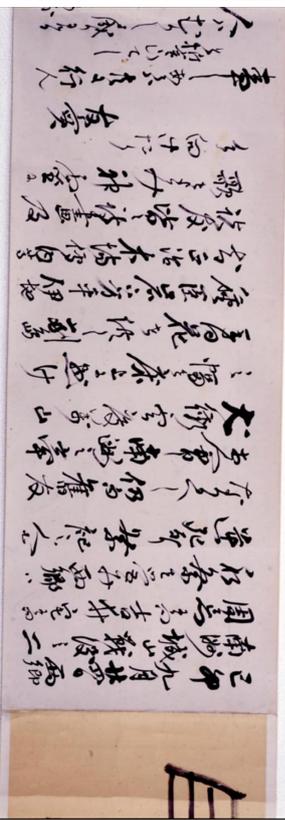
2



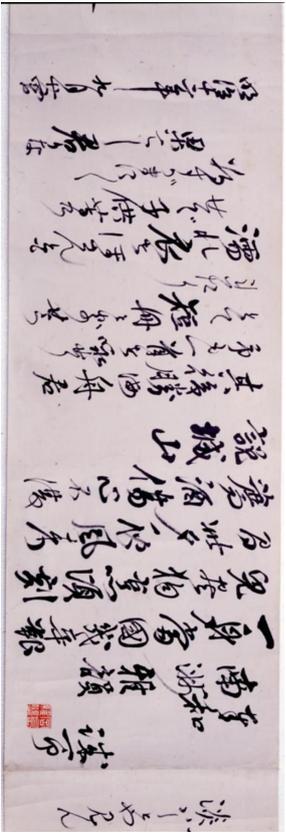
1



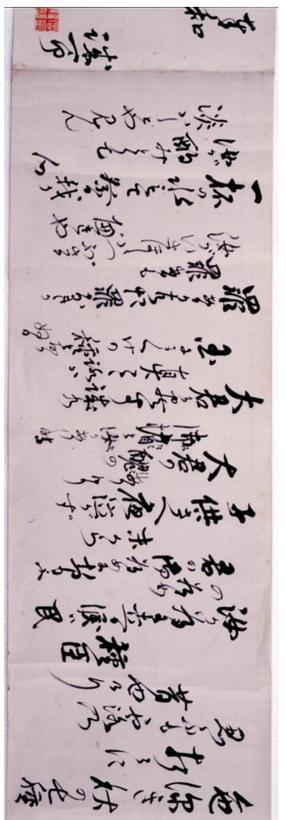
4



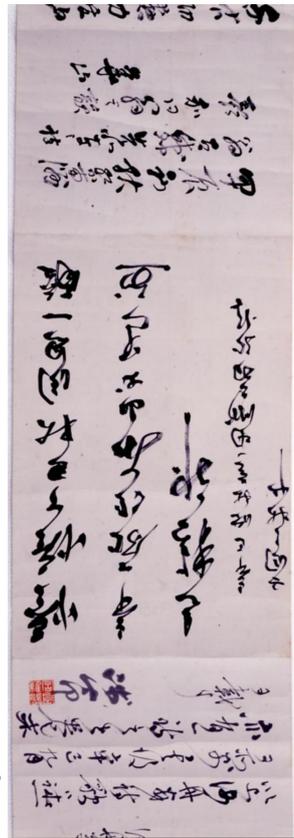
3



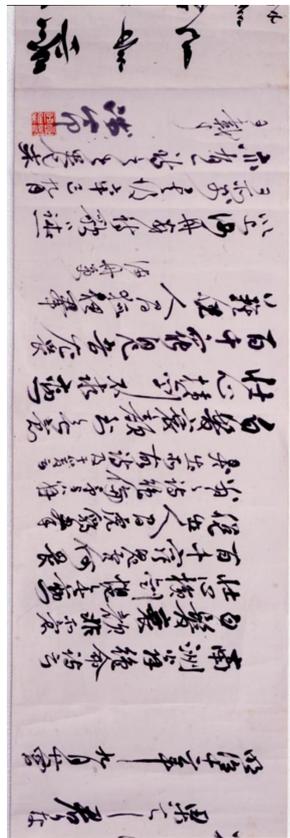
6



5



8



7



10



9

【写真4】南州私祭詩歌
 (山形県・米沢市上杉博物館蔵)

翌十二年九月二十四日にも前年同様吉井宅において、西郷の二周忌が行われた。宮島はこの時の模様を、「南州私祭詩歌」と題した巻物に残している。「南州私祭詩歌」は、吉井、伊地知、副島、宮島の詩歌を宮島の筆で記している（【写真四】参照）。

ところで、後日吉井宅での西郷一周忌の顛末を宮島から聞いた勝海舟は、「我もまた一首を詠せん」と言って、西郷、副島、板垣そして自らを詠んでいる²⁶。勝は副島について、

宮はしら ふとしくたてば かならずや 其うつばりと ならん君かな

——宮殿を支える宮柱が太くなつたならば、君（副島）は、必ず屋根を支える梁の役目を果たすであろう

と詠っている。「宮柱」とは、吉井や宮島ら宮中派の人々を念頭に置いていたとも解釈出来るよう。勝もまた、副島を宮中を支えるべき人材と考えていたのである。

さて、宮島や吉井らは、副島と私的交流を深める一方で、副島登用へ尽力した。八月十二日、岩倉は大隈、鍋島直大と共に、副島を自宅に招待した。後日、相伴した吉井からこれを伝え聞いた宮島は、「岩卿徐ニ副島を起機会と見得たり」と書き記している²⁷。

そして、十六日には宮島自ら岩倉を訪ね、伊地知の進退、漢学興隆、そして副島の身上について進言した²⁸。

四時半岩倉殿江参上面談右ハ、

一、修史館中戦之取調一条之事

一、伊地知物裁進退御決定之事

一、漢学ヲ興隆スルハ今日之時勢難棄置、実者忠孝之道を以テ我国本相立候処、維新後学政御改定徒ニ欧学御信用相成候ニ付而者、世風頓ニ変じ維新之大業ハ大義名分より発起相成候、而今日者之に反し、前途人心動揺如何之大害ヲ為し候哉、可
悲之勢ニ相移候義、今般清国公使等頻ニ概歎致候、結局君主国之体裁確立、然後欧学ハ其各制之長を取り候様有之度趣
忠告之次第も有之此辺深く配慮、目今漢学校廢止 聖廟同断之時、此等より御着手被成候様急務ニ可有之、大久保氏存
命中者篤と相謀り吉井同断協議候ニ付、此辺深く御熟慮被下度云々申述候事岩公も吉井より其義承り、猶柳原も精々心配
致居候間、篤と考可申旨申聞、副島種臣之身上も相談ニ及候事

欧学の隆盛により社会秩序が乱れたため、「忠孝」、つまり儒学の道を以て社会秩序を安寧に導こうという主張は、元田が示した見解と同様であり²⁹、宮島の意見が侍補グループと一致していることを明白に示している。

十一月二十八日、吉井は宮島に近況を語った³⁰。

副島身上之義餘り延引ニ付、吉井より大隈江及催促、尚岩倉ニも及談候処、吉井ハ君側之注文ナレトモ政府ニテハ内閣江入レ度趣意ニ有之よし、幸ニ伊藤井上等大ニ尽力候よしナレハ大抵相運候方、今日ニ相成而申立候得者甚タ手後レナレトモ、先ツ此一事ハ機会ニ不後方安心々々々々

副島登用が遅々として進まないため、吉井が大隈、岩倉に直接催促したところ、宮中派の副島を「君側」へ登用すべきだという意見に対して、政府は内閣に入りたいという意向であることを告げた。この政府の意見を、吉井は「幸哉」とし、宮島は「為国家可悦」としている³¹。吉井らは、副島登用を訴えたが、特に「君側」への登用に固執していたわけではなかったようである。では彼らは、単に副島の才識を惜しんで登用を求めていたのであろうか。

年が改まっても事態が進展しないことに業を煮やした宮島は、十二年二月十八日「副島、伊地知御任用云々建白書ヲ岩倉公ニ呈」した³²。

副島身上ハ去秋以来、柳原吉井両議官に就而致内議居候処、愚考之次第ハ、彼人直切に行政事務に關涉無之、国家全局之進路方向之場に御任用相成候ハ、莫大之御益可有之、仍而テ内閣顧問ハ其場を被得候事と奉存候

宮島や吉井らは、副島のが内閣顧問「へ任用されることを望んだ。吉井や宮島らは、副島が行政事務に追われることなく、幅広い分野で国政に關与して欲しいと意図していたのであろう。また、宮島日記の二月十三日条に、「吉井曾テ曰、税所長蔵（篤一註筆者）昨年上京中ニ伊地知、副島兩人ヲ内閣顧問ニ致度ト申セシヨシ」との一文があるから³³、宮中派の人々だけでなく、有識者の間にも同様の意見が出ていたことが窺える。

その後二月に入り、岩倉、大隈、川村純義の意見として、副島の文部卿就任の見込みが示されたが³⁴、最終的には天皇の英断によって、宮内省御用掛兼一等侍講に就任した。

以上のように、副島の侍講就任の背景には、柳原、吉井、宮島といった宮中派の人々の並々ならぬ尽力があつたのである。（尚、

宮中派の副島登用運動については、【年表一】「宮中派の副島登用運動」を参照されたい。

一―三・ 愛国社の再興

大久保が暗殺されて間もない十一月二十一日、森山茂³⁵は義兄である五代友厚に宛てた書翰の中で、次のように記している³⁶。

而して、甲東公去り、此ニ其人民之望を有して、稍其代ニ立んとする程の人者、恐らくハ副島種臣ならんと存候、天下之有志者ハ、必らず此人ニ望ミあるべし、殊ニ大隈君杯ハ旧交不可忘の間柄故、一時論の不合ありて当時隔絶あるにもせよ、同國ト云、あれ丈之徳者と云、断然意を決して両大臣ニ説き、御引出しの御趣意ハ無之ものなるか、但し、御承知通副島ハ方正剛毅の人故、天下人民之望ミありて、廟堂克く副島を奔絡して使用せらるゝ時ハ、必らず同氏も亦天下人民を奔絡する丈の力ハ有之へしと存候、大隈君の才力智術を以て、副島を奔絡するハ、何の易き事かと存候

森山が、大久保亡き後「天下の有志者」は、必ず副島に望みを託すであろうと語ったように、副島を官職へ登用するよう働きかける人々がいる一方で、民間の有志者もまた副島に期待を寄せた。

明治十二年九月十日、大阪で愛国社の再興大会が開催されたが、城泉太郎によれば当時愛国社の社長に副島を迎えようという計画があったという³⁷。昭和四（一九二九）年春、七十四歳になった城は、長岡学校時代の教え子で、「北越新報」の社長となっていた広井一の訪問を受けた。この時広井に語った回顧談は、「北越新報」夕刊に連載中の『紅秋随筆録』に掲載された。『紅秋随筆録』は四十回に及んだが、前半の十二回分は広井の聞き書きであり、残りの二十八回分は城の寄稿であったという³⁸。この『紅秋随筆録』と城が残した『日記』からは、愛国社再興前後の状況の一端を窺い知ることが出来る。

城は、十一年四月、教師招聘のため上京した大石正巳の意を受けて、門野幾之助と共に立志学舎の教員として高知に赴任した。城が立志学舎で教鞭を取ったのは、わずか三ヶ月という短い期間であったが、彼の生涯で最も愉快な時であったという³⁹。

当年の土佐は実に面白くありまして、老生の一生涯中、最も愉快で最も得意の時代でありました。西郷は負けたが、土佐は負けん、必ず政府を顛覆して見せるといふ勢ひで、人氣の昂奮は実に非常のものであった。此時ほど（明治十年來より十一

年夏まで) 土佐人心の動揺し振興し有頂天になったことは、土佐に空前でまた絶後であつたらう。明治五年頃から革命論を主張し、藩閥打破を最大の目的とせる自分の為めには、復と得がたい好機会だから、自分は身を賭して活動した。板垣とは殆ど毎日往来した。板垣は四十才、自分は二十三才、年からいへば板垣は遙かに自分より上だが、欧米文明の智識は自分の足元にも及ばない。それで自分は顧問とか参謀とかいふ調子で板垣から大に信用せられ、当時高知に居た人士中、自分ほど板垣に重ぜられた者は他になかったやうだ。何も板垣に珍重されたからと悦ぶのでもなく、自慢するでもない。只事実の御話である。栗原亮一、竹内正志などは、東京の慶応で自分等の講釈を聞いた塾生であつたが、自分が土佐へ参つた節は、彼等も来て居り、立志社から小遣ひを貰ふて書生兼壯士といふ調子であつた。

城は、三月二十七日に横浜を發つて、四月五日に高知に到着した。同月、愛国社再興が決議されているから、城が得意気に語っているように、板垣らと頻繁に往来していたのである。しかし、六月十日に陸奥宗光が捕縛され、八月には前年に捕縛されていた林有造らと共に禁錮刑に処せられると、「高知全市は全く火の消えた如く」となり、板垣を捕拿するという風説が流れた。当時の板垣の心境を、『自由党史』は次のように伝えている⁴⁰。

而して板垣の最も憂ふる所は、若し板垣にして捕へられんか、壯士輩或は憤激して為めに軽挙し、以て事を傷らんとするにあり。よりて一日社中同志を一席に招き、之を勵発して、任ずるに愛国社再興の事を以てし、且つ遺囑して曰く、余夙に身を以て天下の重きを許す。其履む所の自由主義は即ち天地の公道なり。余此公道と俱に興り、余此公道と俱に亡びんことを以て自ら期す。余が為す所は未だ曾て俯仰天地に愧ぢざるなり。若し一朝不幸にして禍い罹り、冤に陥るも亦何ぞ恨みんや。諸君夫れ此意を諒し、慎んで之を後図せよと。一座肅然感悟、心に決する所あるが如し。

板垣は、自分の身が政府によつて拘束されるようなことがあつたとしても、そのことを以て軽挙な振る舞いにでるのではなく、愛国社の再興を以て天下に自由主義を鼓吹せよと呼びかけた。

十一年六月の城の日記には、「此月、板垣氏ヨリ余ニ対シ、大阪ニ愛国社ト称ス政党ヲ設クベキニ付キ、大阪ニ常住シテ演説ヲ受持チ呉レヘキ旨ノ談アリ、又東京ニ行キ副島種臣氏ヲ訪フテ、同氏ノ愛国社入社ヲ勧誘スベキ旨委囑アリ」と記されている⁴¹。また、『紅秋随筆録』では当時の様子をより詳細に語っている⁴²。

陸奥等捕縛によって、板垣氏の心機一転したやうだ。板垣氏が西郷氏に代り槍先で天下を握るつもりであったかどうかは茲に明言の限りでないが、兎に角、板垣氏が自今言論を唯一の武器として藩閥政府と戦ふの決心を固めたは此時だった。よって不取敢、大阪に愛国社を起し、演説と新聞といふ此二ツの武器によって政府攻撃をやる筈で、其社長は副島種臣氏が最も適当ならんとて、氏を招致することに協議一決はしたが、扱誰が副島説得の任を引受けるか、これが却々困難の問題だったが、余は板垣氏の懇請により遂にこれを引受けた。

「協議一決」とはあるものの、いつどのような協議が、どういったメンバーの間でなされたのかについては語られていない。しかし、板垣が「副島招致」を提案し、当時愛国社再興に係わった幹部の間で協議され、了解を得た上で城が副島を訪ねたことは事実であろう。板垣は、副島と面会するにあたり次のようなアドバイスを与えたという⁴³。

其時板垣が余にいふに、副島は議論が上手で且強情で頑固だから、一旦頭を横に傾けたが最後、之を縦に直させるは容易でないから、貴君あらかじめ十分注意して仕掛からねばならん。之に付、貴君の参考までに面白い話がある。曾て自分（板垣）が東京に在った際、英国公使パークスから聴いたことがある。それは、外交談判上におけるビスマークの秘訣といふのだ。すなはち対談の際に相手方と相対して坐するとき、自分は日光を背後に受け、先方の顔を光明が直射するやうに坐するのだ。早く云へば自分の顔は成るべく判然せぬやうに、先方の顔は成るべく分明に見えるやうに坐を取る。これがビスマーク秘密の第一条。その次は煙草を吹かすのだ。先方からたみかけて追究せられ、自分が答弁に詰まりかけたら、煙草を吹かし、其煙で我面を隠すやうにせよと云ふ。此二ヶ条がビスマーク外交談判上の秘伝じゃとパークスからきかされたと板垣氏の話であった。

七月十日に高知を出た城は、神戸、大阪、京都を經由し、二十日午後横浜に到着し、すぐに汽車で東京へ向い芝愛宕下町の副島の寓居を訪ねた⁴⁴。

甚だ粗末の家で、座敷に通されたけれど、光線の工合でビスマークの秘訣を実行が出来さうもない。併し板垣氏の紹介手紙（板垣氏の口授で令嬢が認めたもの）には大いに偉い人傑として余輩を紹介してあったものと見え、初対面であるに係はらず、万事腹藏なく話して呉れた。彼が此愛国社社長を引受けなかったことは、座談の冒頭でお話ししましたが、全体副島と

いふ人は、平常の談話が漢文口調で、余が前述愛国社の依頼をしたとき、氏は、昨日までの元老院幹事（陸奥）、今日は繚綯のはづかしめを受く、吾はただ天地を眺めて大笑するのみと、副島氏の談話は、多くこんな調子で、漢文を読んでゐるやうだ。

板垣は、上京する城に対して、副島は「大言壮語して容易に要領を得た談話をせない人」だから、「君の如きは忽ち煙にまかれて仕舞ふであらう」と語ったというが⁴⁵、まさしくそういった対談であったと言えるであろう。

ところで、城の『日記』、回顧談を除けば、愛国社再興に際して、板垣らが「副島招致」を試みたという記述には未だ遭遇していない。しかし後年、副島は往時を振り返り次のように語っている⁴⁶。

其後明治八九年の頃、板垣君等が愛国公党を起すに付て、私の主領たれと云ふことを使を以て言ふて遣はされた。それは今東邦協会に居らるゝ城君等が其時使に來られた。それでも私は之を謝絶した。

これは、明治三十一年に副島が語ったもので、記憶に多少の誤りがあったとしても無理はない。副島は「愛国公党」と語っているが、この名を冠した政党は二度結党されている。一度目は、七年一月、副島が板垣らと共に結成し、民撰議院設立建白書を提出するなどしたが、佐賀の乱の影響もあってか、いわば自然と消滅した。二度目は、明治二十三年に旧自由党土佐派が中心となって組織したものである。いずれにおいても、城が副島を訪ねたとは考え難い⁴⁷。したがって、副島が語った内容は、愛国社再興時のものと言ってまず間違いはなからう。城の回顧とも一致している。

当時「副島招致」といった動きが、どの程度のものであったかは明らかではない。或いは、板垣及びその周囲にいた極限られた人々の「協議一致」であったのかもしれない。しかし、愛国社再興に際して、板垣が副島を首領に擁す意図があったこと、そして実際に使者を派遣し勧誘したという事実は、同時期の副島を考える上で極めて重要な事柄である。

西南戦争の記憶も醒めやらぬこの時期、政府が在野の動向に神経を尖らせていたことは言うまでもない。まして、西郷隆盛の挙兵に呼応し政府転覆を謀ったとして、立志社の林有造、大江卓らは捕らえられた。愛国社の再興は、政府にとって少なからぬ脅威であった。

十一年十月十日、北陸東海地方巡幸に供奉していた岩倉は、旅先から三条に書翰を送り、副島が板垣と手を結び愛国社再興に

立ち上がるのではないかとの懸念を記した⁴⁸。

板垣事も拝承致候、浪華引払候旨如何之事不相分、別紙姓名附正ニ今落手候、右一件ニ付木原云々事大隈江示談、同卿より大木江申入候事と存候所、楠本江申入候由ニ候、尚右之旨大木江御申入、同卿楠本江内談等有之度候、将又副島事近頃折角ヨキ都合ニ運ヒ、御留守中貴公大木卿等も親敷御往来願入置候事、其後如何哉、同人ハ何レ不日御採用有之度、既ニ御談シ申入候、外ニ井上考ニハ支那公使ハ如何と申為候事ニ候、尤還幸ノ上方可及御相談ニ候、然ル所添島此比民権論主張哉之風聞傳承、旧知事も同意之趣、万々一是等之事東京ニ一首之種ヲ生シ候而ハ頗ル遺憾、殊ニ折角同人兎ヤ角ト御内辞中、旁残念心配ニ存候、此次大木卿ニ御計リ深々注意被致度、佐野ニハかね而心配之事、同人ハ大木より計り候而も可分明存候条、此件呉々宜敷願候（中略）差向何も可申入廉無之御請込如此候、併添島云々一事ハ速ニ大木御内談之所偏ニ願上候事ニ候、早々如此候也

書翰の冒頭に「十月五日御書、同十日正ニ今拝見候」と記されているので、十月五日に三条が岩倉に宛てた書翰の返書であることがわかる。五日付けの書翰中、三条は特に副島の言動について触れてはいないが、

大坂立志之事情者、固り御聞ニも相成候半与存候、別段ハ相認板垣も弥出阪之由、此後之景況極て注意肝要、折角内務卿も厚配致居候。別紙名前入手候間入御覽候、木原之事ハ大木も格別承知無之様子、猶御示趣ハ大木へも相談し可申敷と、木原の動向を注視している⁴⁹。

木原とは、旧佐賀藩士木原隆忠のことである。木原は副島の従兄弟にあたる人物で（【系図二】参照）、維新直後奥羽出兵に参加するなどしたが、その後故郷佐賀で「木原塾」を開き子弟を教育した。佐賀の乱に参加した憂国黨員も多くが木原塾の塾生であった。木原は、福岡や熊本为民権家との会合を持ち、十一年九月の愛国社再興大会に出席し「民権ノ二字を除き勤王に替へん」と主張したという。

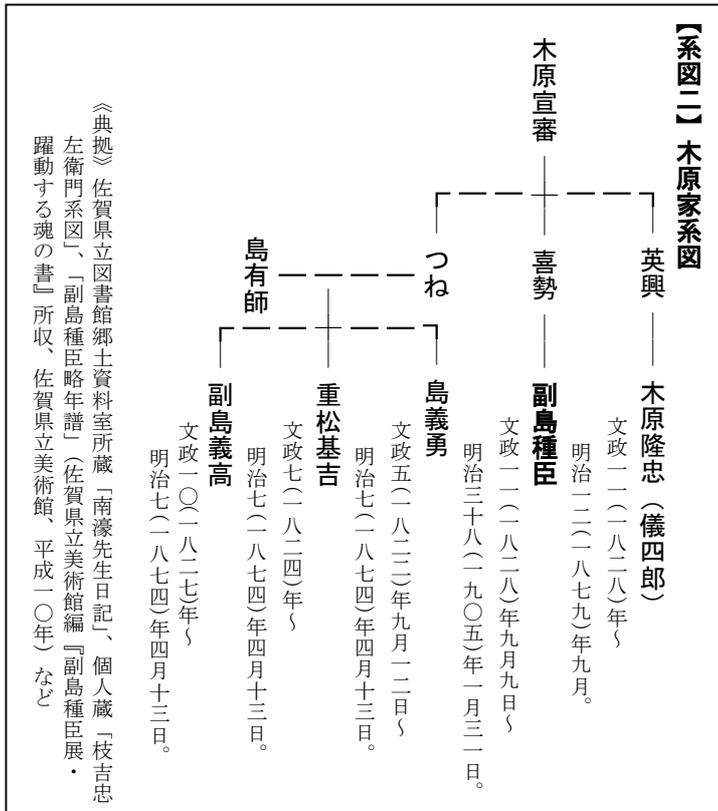
民権議院設立建白書提出の際、副島が「君主専制」の文字を「何の不可あらんや」と「有司専制」に改めさせたというエピソードを彷彿とさせる⁵⁰。

木原は、当時佐賀の民権運動を先導していた人物であり、確かに愛国社再興大会に参加していた。名簿を入手し、そこに木原

の名前を見出した三条は、これを岩倉に報じたのである。もちろん、三条や岩倉は木原と副島の関係を承知していたはずである。それ故岩倉は、副島が木原らと連絡を取り合い、万が一東京で民権派の結集などを企図したならばと、懸念したのである。岩倉は三条に、副島、木原と同郷である大木と連絡を取り注意を怠らないよう促すとともに、大隈にも、

一、別紙三条書御廻シ申入候、井上ニも為御見可給候。三条返書ニ添島木原等ノ事大木江内談被致候様小生心附丈申遣候と書き送った⁵¹。それでもまだ心配であったのか、十一月二十三日に大木に宛てた書翰中にも、「一、条公江申入候添島木原等之事、更ニ申入候通ニ付、定而御配慮被下候事と存候」と記した⁵²。

【系図二】木原家系図



《典拠》佐賀県立図書館郷土資料室所蔵「南濠先生日記」、個人蔵「枝吉忠左衛門系図」、「副島種臣略年譜」(佐賀県立美術館編『副島種臣展・躍動する魂の書』所収、佐賀県立美術館、平成一〇年)など

結局副島は、板垣らの誘いに応じることも、自ら東京に民権派を結集することもなかった。木原にも自重を促す書翰を送っている⁵³。岩倉や三条の懸念は杞憂であった。しかし一方で、当時在野の人々が副島に期待を寄せ、副島を担ぎ出すとする動きがあったことも事実である。岩倉は「殊ニ折角同人兎ヤ角ト御内辞中、旁残念心配ニ存候」と語っているが、裏返せば、副島が民権派の首領に擁されるのではないかという懸念もまた、副島登用を促進させた要因の一つであったとは言えないだろうか。すなわち岩倉や三条から見れば、副島は在野に置いておくには、あまりにも危険な存在であったのである。



【写真5】木原隆忠（儀四郎）の墓
（佐賀市・大覚寺）



【写真6】《佐賀市重要文化財》木原隆忠の墓碑
（佐賀市・大覚寺）

二・副島の侍講就任とその波紋

二一・副島の処遇をめぐる

宮中派の人々の熱心な運動が効を奏したのか、大臣らの間でも副島登用が具体化していった。前節で挙げた十月十日付けの三条宛書翰の中で、岩倉は副島について、「不日御採用有之度、既ニ御談シ申入候、外ニ井上考ニハ支那公使ハ如何と申為候事ニ候」と語っており、副島登用に向け準備が進んでいる様子が窺える。しかし即座に登用には到らず、副島の処遇をめぐるは紆余曲折があった。

明治天皇の北陸東海巡幸に供奉していた岩倉は、十一月九日に帰京した⁵⁴。そして十一月二十七日、三条は岩倉宛書翰中に、

修史館之義、下官留守中相願上候次第ニ候処、同館総裁副島氏ニ被命候内意も有之候ニ付而ハ、当分同館小吏人撰之義、監事より伺出候節ハ御注意にて先見合置候趣有之度、自ら長官之見込ニ而人撰も相替り候事故、後日面働も相生可申と存候間、此段為念申上置候也

と記した⁵⁵。三条は、自分が留守中に、修史館総裁に副島を据えるという内意があったと記している。十一月二十一日から二十三日にかけて、有栖川宮熾仁親王は下総国習志野原の陸軍演習を天皇の名代として観閲したが、三条は川村純義、杉孫七郎、吉井友美と共にこれに随っている⁵⁶。したがって、内意があったのはこの三日の間であったと推定される。

同時期、修史館総裁伊地知正治は、病を理由に鹿児島に帰郷していた。副島をその後任にという案が浮上したのである。また前章で論じたように、小河一敏は以前から、副島が修史館に相応しい人物であると進言していた。三条書翰では、小吏人撰は、副島の総裁就任後に先送りした方が、都合が良いのではないかとまで記しているから、副島総裁案は実現に近い状況を呈していたようにも思える。しかし一方で宮島は、十一月二十八日の日記に、政府内では副島を「内閣江入れ度趣意ニ有之よし」と記している⁵⁷、未だ大臣らと参議の間で意見が分かれていたのであろう。

二月に入り宮島は、

副島之事一月以来吉井に尋ぬれハ 聖上にも頻に御催促あり、岩倉も大抵文部卿を拝命為致度旨被申、大隈川村も同論なり

と、岩倉、大隈、川村が副島を文部卿に推していることを耳にする⁵⁸。宮島らが副島文部卿案にどのような姿勢を示したのかは明らかではないが、吉井、宮島の意見は、むしろ副島、伊地知を内閣顧問官にしてはどうかというものであった⁵⁹。

最終的には、天皇の内意が副島を侍講に任命するということであつた。三月三日、岩倉は大木に宛て、

追而添島事 思召被為在宮内省^{出仕方御用掛カ}一等官ニテ侍講被 仰附^{修吏局御止メ也}追々御学問上御下留之事可被為在事トノ御沙汰ニ候、尤宮内事務関係之思召ニテハ無之候、此旨一昨日大隈江ハ申入置候、同人ニも至極喜悅之事ニ候、此上ハ御両卿等申合不都合無之様御配慮有之度候也

と報じた⁶⁰。同日付の宮島の日記には次のように記されている⁶¹。

史館出勤、帰途吉井ニ立寄副島ノ模様ヲ聞タルニ、漸ニ動キソフナ容子ナリ、已ニ参議ノ次議官ノ上ト席ハ定リ候旨、昨日大隈カ副島江来リ内話ニ付、席之義ヲ案思来タリ候様子ナリ、然し今日一旦、彼此ナシニ出身スルと申居候処、今更些少之事ニ而狐疑候事ニ而者、甚不詰りと存候外其辺も安着ノ姿ニ而、サスカ初見之副島不違云々、吉井も安神之体ナリ

先の岩倉書翰と考え合わせると、三月一日に岩倉から天皇の意向を伝え聞いた大隈は、翌二日副島を訪問し、天皇の意向を伝えた。その際大隈は、「参議ノ次議官ノ上」という席次についても報じたが、副島は「今日一旦、彼此ナシニ出身スル」と語つた。この言葉を聞いて吉井は「サスカ初見之副島不違」と感じいったという。しかしその後、副島の席次を巡り一悶着があつたようである。

三月十四日、佐々木高行は元田宛書翰の中に次のように記している⁶²。

一、副島事件も未だ極密にて承り候には、大隈一日副島へ罷越、内話に及候処、副島の答に、 聖上より御直命なれば門番にても相勤め候へ共、内閣の御評義^{シラベ}にて宮内省出仕被仰付故、木戸の御取扱に不及との事にては、大臣方礼儀不弁訳と申答へたる由（木戸は宮内卿上席なれ共、副島は宮内卿の下席の御調か、）右の次第にて、吉井へ来り、副島曰く、如何の御趣意哉との尋ねに付、先生御出仕候へば、御直の御模様可相分候へ共、委曲の事は、事々しく奉伺候事も却て不可然と、差扣へ申候、方今の形勢、老人にても人物は御登用の道相運候様、日夜渴望仕候、先生御留守中に付、染々内話仕候向も無之、例の疎暴弥増し、雑口申聞候て消光仕候、御隣察可被下候也、

此度 聖上の眞の思召と申答へ候処、其儀は有り難く存込候由、其後吉井内々大臣より承り候処、等級の事に付云々有之候へ共、先づ諸省卿の次席、議官の上席の筈と申事にて、孰れ大隈引受居候趣、孰れ近日相運び可申との由、何卒早く出仕相成候様致度候、 聖上の思召に出候事故、最早副島も等級論は指置き、御受け致候方宜しくと存候

先の三月三日の宮島日記には、副島は大隈に対して「席之義ヲ案思来タリ候様子」ではあつたものの、「今日一旦、彼此ナシニ出身スル」と語つたとあつたが、佐々木によれば副島は、自身の等級について彼是論じていたという。副島の眞意はどこにあつたのだろうか。

宮島日記の三月十八日条には「副島之事」と題して、これまでの経緯が綴られている。本節で論じてきた内容と重複する部分もあるが、副島の眞意を探る上で重要と思われるので煩を厭わず全文を掲げることとする。⁶³

副島之事

右ハ伊地知上京ニ相成候ハ、彼の倦まぬ内に御採用相成候様致度云々吉井より岩倉公ニ速ニ御運ひニ相成度、不然レハ 天子ノ御不徳ニテ相成可申旨申候処、岩倉も承諾、初メ而吉井の鹿兒島行ニ臨んで岩公より伊地知か来れ者勸業ヲヤラセ度、但し副島に關係有之云々申聞なり、此旨ニ而出帆候よし、副島ノ処は始めは修史館長トシテ侍講兼勤ノ場ニ参議連者相決し居りしよし、然ルニ 聖上ノ思召ニテ宮内一等出仕ト御英断有之、右に而岩倉も奮発して体任致候よし、サテ右之事情三月二日大隈を以テ岩倉より副島江伝報セリ、然るに副島は不取敢吉井迄入来、席次之処ヲ心配セリ、其日不料副島ニ吉井宅ニテ面会セリ、席次之処も吉井速ニ尽力スレトモ十分ニ行ハレズ、卿ノ下、議官ノ上ニ相決し候よし、今日迄吉井之尽力有之、実ニ為国一大機会ヲ造り出ス、皆是吉井之力なり、十六日頃吉井副島之宅江参り副島病床ニ在り、右席順之処を話セシに余り別意無之、仍而宮内省侍補之外ニ一席を設ケ置キ、時々相談スル様御扱可有之旨申セシニ、此義ハ別意も無之よし

但シ、副島一生ノ事を考へず日本ノ万世ヲ考へて挙動致タシ

改めて整理すると、三月二日に大隈は副島を訪問し、「一等官ニテ侍講」就任という天皇の内意を伝えた。その時の模様は既に記した。その後副島は吉井を訪ね、「席次之処ヲ」相談した。後日、吉井が内々に大臣に尋ねると「卿ノ下、議官ノ上ニ相決し」というので、十六日頃副島邸を訪問しその旨を報告した。吉井の報告に対して、副島は「余り別意無之」という様子であつた

というが、これまでの経緯を見る限り、席次を気にかけていたことは事実であろう。佐々木によれば、副島は木戸と同等の取扱いを望んでいたとある。

七年四月、木戸は台湾征討に抗議して参議を辞任したが、大阪会議を経て、八年三月参議に復任した。しかし同年九月、元老院章程問題では板垣と、財政問題については大久保と意見が対立し、再び参議辞職を申し出た。木戸を慰留するために政府が講じた措置は、内閣顧問官就任であった。さらに九年八月三日には宮内省出仕兼任となった。木戸の場合は、参議から内閣顧問官に転じたという経緯もあり、席次は参議待遇であった⁴。これに対して副島の席次は、「卿ノ下、議官ノ上」であった。つまり、大臣、参議、諸省卿の次ということになる。維新政府において西郷、大久保、木戸らと肩を並べた副島にとって、伊藤や井上の下に列することが面白くなかったのも無理はない。副島の「木戸の御取扱に不及との事にては、大臣方礼儀不弁訳と申答」えた心中は察するに余りある。しかし、副島が望んだ木戸と同等の待遇とは、単に席次云々といった形式的な問題のみを指していたのであろうか。

二―二・伊藤博文の懸念

副島が伊地知正治と共に侍講に就任したのは十二年四月二十一日であるが、その数日前の四月十七日、伊藤博文は山県有朋に宛てた書翰の中で次のように語っている⁵。

黒田従北地帰京、副島登庸一条甚不承知、已一昨日辞表を投げ出したり。昨日世外（井上馨―註筆者）同道に而漸く一旦は論し付け辞表文は返却仕置候。副島之事は老兄も御説有之候処、其後種々変更に而終に宮内一等出仕侍講と申事に相極候事は御発途前如申上置候。未だ拝命には不相成不日被相行候筈に御坐候。少子は段々前途之事に付而も愚考有之候へ共、筆頭に而は不可尽事に付只等御帰京之期を相待居申候

北海道開拓使長官であった黒田清隆は、十一年八月から東京を離れていた。黒田は十二年三月二十日に帰京しているが⁶、伊藤書翰から察すれば、副島の就官については、帰京まで耳にしていなかったのである。樺太問題の因縁からか、黒田は副島を快く思っていなかったようである。黒田が副島の侍講就任を聞いて「辞表を投げ出した」という行為は、黒田の副島に対する感

情が如実に表れている。黒田は、文官勅任叙勲下調べがあつた際も、副島の処遇に不満を漏らしている⁷⁰。また、「副島之事は老兄も御説有之候処」という記述からは、山県が副島登用について何かしら意見を有していたことがわかる。文脈から考えても、好意的な意見というよりはむしろ、副島に対する警戒を示していたのであろう。これまでの経緯を見ると、薩長出身参議全員が副島登用に対し、全面的に反対していたとは言えないが、本書翰に明らかのように、その処遇、そして職務上の取扱いをめぐっては強い警戒感を持っていたのである。

さて、時間は要したものの、四月二十一日に副島は宮内省御用掛兼一等侍講、侍講局総裁に就任した。明治六年政変で下野して以降、決して就官に応じようとしなかつた副島も、「天皇の師」には食指が動いた。四月二十七日に三条が岩倉に宛てた書翰には、副島の「君徳輔導」への並々ならぬ意欲を示す記述がある⁷¹。

副島ヨリ御定日御講義之外、日々 御前二伺事申立有之候、猶委細ハ拝面可申上、同人義も御保導之一条大ニ憤発、拜命之趣ニ候間、申立之件々不被行候へ者、必進退ニも関し候事と存候、篤御熟慮奉願候為明後廿九日御在二同席侍補面会致度趣土方より申出候、尊公御順番之日と存候、下官ニも参朝可仕候、仍此段申述度如此候也

副島は定められた進講日だけでなく、日々参内し天皇の側に控えていたいと申し出た。三条は、副島は輔導に大奮発して拜命をしたのだから、無下に申出を断れば進退問題にも発展しかねないと案じ、岩倉に熟慮を願ひ出ている。しかしこうした副島の申出に対して、伊藤の反応は敏感であつた。

国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊藤博文関係文書（書類の部）』中に、それを示す貴重な書翰が残っている⁷²。宛名は記されていないが、文面から察するに、岩倉に宛てたと考えられる。草稿の体ではなく、きちんと清書されているので、認めたものの結局送付しなかつたのか、それとも一度岩倉に披見した後回収したものかは明らかではないが、当時の伊藤の心境を垣間見るに足るものである。

過刻御内示有之候副島職務上之事ニ付、閣下之思食と大隈之心得と如御沙汰齟齬有之候様ニ而ハ、将来之処実ニ不堪杞憂次第と可存候、縦令如何程之間違有之候共、今日まで御極之通被据置候方ニ然様奉存候、過日黒田面会之節も副島御登用之次第相話、月六度ニ書籍之講釈申上候事ニ而他ハ一切不関と申御極り之辺も詳細相話置候ニ付、今又御変更之事なれハ、先第

一二黒田へも被御聞承諾之上ならでは容易ニ御決定難相成候事と奉存候、当初如申上置候修史総裁なれハ如斯事ニ致り不申、然ルニ次第々々ニ推シ込れ、終ニ妙ニ寄々之議論ヲ出シ、上ゲモ下ゲモならぬ域ニ立到、両大臣公モ椽ノ下ノ舞ニ而御困却被成候種之場合ニ赴カヌと申事も難保證、今之都合ニ而勢相進ミ天子ノ大師トカ大傳トカ云気取りニ而、漸々政事ニモ口啄ヲ容レ、局外於ナレハ如何程ノ公論モ出来可申、又外面ヨリ見レハ至極ノ忠臣ヲシク相頭れ候事無間違、博文ハ夫デモ内閣ニ紛議少シモ不生、内心協力此政府ヲ維持スルト申事ガ實際出来候へハ、誰ノ彼ノと申好悪ハ不仕候へ共、恐ラクハソナ堪忍ハ出来申間布、又一等出仕ニ而御輔導ヲ本務とスル訳ナレハ、内閣顧問と何ノ違ヒガ有之候歟、寧参議兼文部卿ノ方ガヨカツタと奉存候、明治九年頃木戸ガ内閣顧問ヲ奉職シテ随分御輔導ノ事ニモ誠心ヲ尽ス気取ナガラ政治上ノ不平ハ不絶、木戸と大久保は同舞台ノ役者ニ而内ト外ノ差別アルヘキ筈ナキニ、矢張内々ニ居テ彼是政事ノ比評ヲサレ不平ヲ鳴ラサレテハ、到底先ガ六ヶシキと申気遣ノ大久保ガ心中ニ在リタル事ハ博文ガ実見セシ処なり、実ニ既往ヲ憶ヒ将来ヲ慎マザレバ不可如何共之困難ヲ惹起ス事無間違、条公と得と御熟議被為在度奉存候、区々之微衷難黙止不憚忌諱言上仕置候、拜具

四月三十日

此書ハ御火中奉願

書翰の冒頭に記された「今日まで御極之通」とは、何を意味しているのであろう。恐らく、伊藤が黒田に告げた「月六度ニ書籍之講釈申上候事ニ而他ハ一切不関」ことを指しているのであろう。

かつて、島津久光が内閣顧問に任命された際、その待遇は「一等官タルヘキ事」とされた。また、木戸の内閣顧問任命にあたっては、「御直に御用の節時々参仕可致」との勅語があった⁷⁰。当初副島の職務は、月六日の書籍講釈のはずであった。しかし「一等出仕ニ而御輔導ヲ本務」とするのであれば、内閣顧問に任じたのも同様ではないか、と嘆じたのである。

伊藤は、内閣顧問となつた木戸が「御輔導ノ事ニモ誠心ヲ尽ス気取ナガラ」政治上の不平や批評を口にし、大久保が対応に苦慮していたことを間近で見ていた。伊藤は、「寧参議兼文部卿ノ方ガヨカツタと奉存候」とも語っている。閣内に入り直接行政事務にあたることになれば、時には妥協もせざるを得ないが、局外にあり、かつ常に天皇の側に控え下問に応じるとあつては、理想論を唱え、それはいかにも忠臣のように映るというのである。つまり伊藤は、内閣顧問時代の木戸を思い起こして、副島が侍

講という立場で、局外から政務に容喙するのではないかと強い懸念を示していたのである。

一方で副島は、自分の職務が月六日の書籍講積のみであることを知っていたのであろうか。三月三日、岩倉は大木に宛てた書翰中に、「追而添島事 思召被為在宮内省^{出仕方御用掛カ}一等官ニテ侍講被 仰附^{修史局御止メ也}追々御学問上御下留之事可被為在事トノ御沙汰ニ候、尤宮内事務関係之思召ニテハ無之候」とし、これについては一昨日大隈に伝えた⁷¹と記している。「宮内事務関係之思召ニテハ無之候」とは、伊藤のいう「他ハ一切不関」という含意があったものと推測できる。しかし伊藤は、岩倉と大隈の間に齟齬があると語っているから、大隈はそうした認識ではなかったのかもしれない。

前項で、副島が侍講就任に際して、木戸と同待遇を望んでいたことをみた。確かに副島は席次を気にかけていたが、それ以上に、職務上における木戸と同待遇を望んでいたと推測することが出来るのである。

【年表一】宮中派の副島登用運動

明治	月日	主要な関係事項	副島種臣の動向	副島に関する宮中派の動静
一〇年	二月	西南戦争、勃発。 君徳輔導を目的として、宮中に侍補職が設置。元田永孚らが侍補に就任。		
	八月二九日	第六三号達「宮内省職制及事務章程」。		
	九月六日	内廷夜話、開始。		
	九月二四日	西南戦争、終結。		
	九月	内閣朝参公文奏上程式、制定。		
	十一月	大臣、参議らを交えた御陪食の制、開始。		
	一月	参議輪番祇候、閣議決定。		
一一年	春			
	三月五日	佐々木高行、一等侍補に就任。	清国より帰国。	
	三月九日		東京日日新聞紙上に「昨日副島種臣君ハ支那公使何如璋はじめ数名の随員と同国人王漆園を烏森町の邸に招待せられ酒間互に唱酬の作などもありて中々盛宴なり」と掲載。	
	四月三日			柳原前光、宮島誠一郎に、副島を聖廟再興、漢学振起に当たらせるべき旨を語る。
	五月一日			柳原、岩倉に副島登用を進言。
	五月一四日	内務卿大久保利通、紀尾井坂において暗殺される。		
	五月一六日	元田ら侍補、明治天皇に上奏。		
	七月一二日		清国公使何如璋主催の宴会が向島植半楼で行われ、これに出席。	
	八月一二日		岩倉具視に招待されて岩倉宅を	

第2章 副島侍講就任をめぐる

九月一三日	九月一日	八月三十一日	八月三〇日	八月二十九日	八月二十六日	八月二十五日	八月二十三日	八月十八日	八月十六日
			明治天皇、北陸東海兩道巡幸の途に就く。			明治天皇、北陸東海兩道巡幸の三〇日發輦の可否について、佐々木高行らに下問。その結果、三〇日發輦が決定。	夜、近衛兵砲兵が暴発した竹橋事件が勃発。		
宮島が来訪。前夜の騒ぎについて、「市中寓居なれ者大ニ昨夜之騒擾ハ驚きたる」と発言。 宮島より「舟行之書状」が来翰。 宮島に誘われて、吉井も同行して、山寄屋より舟行、墨水八百松楼に登上。ここで宮島から、観月詩を贈られ、詩を返贈。				吉井友実宅を訪問。他に、佐野常民・高崎正風・宮島・柳原らが参集。宮島日記には「此會尋常之會ニあらず他日之影響如何ナラン歟可知也」とある。 夜、吉井邸において「御巡幸御延引之論」を主張。					訪問、他に大隈重信、鍋島直大も同席。
								宮島、吉井に柳原副島と一夕相話度旨を伝える 宮島、吉井宅を訪問し、「此上者是非とも副島等を引起し学制國本相定り候様盡力者專要也」と発言。「副島柳原等一夕相會」するよう周旋を依頼。	宮島、岩倉を訪ねて、伊地知の進退、漢学興隆、副島身上について進言

明治	月日	主要な関係事項	副島種臣の動向	副島に関する宮中派の動静
一一年	九月二四日		吉井邸を訪問。この日「西郷南洲之戦亡日」のため、宮島、岩下方平、木場伝内らも集まって慰霊祭を執行。西郷を追悼する和歌を献詠。	
	一〇月四日		宮島より「六日小集之事」について来翰。	
	一〇月六日		宮島、柳原、吉井と共に宴飲。	
	一〇月一七日		午後、宮島が来訪し、「吉井伊地知之両幅」に詩賛を依頼。宮島と酒食。	
	一〇月一九日		午後雨の中、宮島と清国公使何如璋が来訪。	
	十一月九日	明治天皇、北陸東海両道巡幸より還幸。		
	十一月十五日			宮島、清公使何如璋より「副島ハ文部卿ニ可相成云々」と問われ、「左様ノ義ハ無之」と返答。
	十一月一六日			宮島、柳原に「吉井と副島之義尽力可然云々」という書翰を遣わす。
	十一月一八日		宮島より、無音を見舞う書翰が届く。	
	十一月二八日			吉井、政府が副島を閣内に入れたい意向があることを宮島に伝える。
	十一月二九日		宮島と晩食を共にする。宮島が来訪し、しばらく談話する。	
	十二月二日		宮島より、「五日夕来飲之義」に伝える書翰が届く。	
	十二月三日		清公使館を訪問。宮島も同席し、公使黄遵憲らと会食し、四時頃まで筆談。	

第2章 副島侍講就任をめぐる

								一二年		
								一月九日		午後一時、宮島が来訪。 報知新聞上に、宮島「中秋墨水流舟之二律」、吉井の漢詩と並んで、漢詩が掲載。
								一月一〇日		宮島が来訪、新年になり初めて面会。同日、楠田英世、吉井も来訪。
								一月一五日		吉井が来訪。その後、共に横浜に赴いたかは不明。
								二月		岩倉・大隈・川村純義、副島の文部卿就任の意見を示す。
								二月一〇日		宮島に「燕歌行之揮毫」を贈呈。その謝礼として「鷄一羽」が届く。
								二月一七日		宮島から、郵便にて「櫻花之詩」が届く。
								二月一八日		宮島が来訪するが、病気のため面会せず。
								二月二五日		宮島が来訪するが、病気のため面会せず。
								三月二日		吉井宅を訪問。宮島も来訪して「昨日黄沈一子之球事」を談じており、「他人二不告方可然云々」と忠告。
								三月一〇日		琉球藩が廃されて、沖縄県が設置される。
								四月二一日		宮内庁御用掛兼一等侍講、侍講局総裁に就任。

【典拠】『明治天皇紀』、岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵「岩倉具視関係文書」、元田永孚「古希之記」、宮島誠一郎「明治十一年戊寅日誌」、同「己卯十二年日誌」、同「栗香園雑記」、『保古飛呂比佐々木高行日記』八。

おわりに

さて、副島の日々参内したいという申し出に対して三条は、二十九日に侍補との間で話し合おうと記しているが、元田が佐々木に宛てた書翰中にその様子を垣間見ることが出来る⁷²。

尤一昨日（二十九日―註筆者）の御談合、大臣の受方十分に無之、御互の趣意貫通に至不申、実に不滿意に候間、今一応熟談致度とハ存じ候へ共、侍講の一段急に相運び候訳にも無之、副島事のみ喋々申立候様聞込候ては、折角御為と存込候微衷も、一昨日の様にては本意を失ひ申候間、最早成行次第、明日頃大臣より副島への談合に任せ置可申敷と相考へ申候

副島の申し出に対する大臣らの反応は、好ましいものではなかったようである。元田は、副島のことだけを申し立てると本意を失いかねないとして、大臣と副島の話し合いに任せるとしている。しかし、「侍講の一段急に相運び候訳にも無之」、「折角御為と存込候微衷も」といった文言からは、侍補グループが君徳輔導のため、侍講の職務について何らかの改革を企図していたことが窺える。三月十六日前後に病床の副島を訪ねた吉井は、決定した席次を告げると共に、「宮内省侍補之外ニ一席を設ケ置キ、時々相談スル様御扱可有之旨」を告げた⁷³。これが、侍補グループの意図したところであったとは考えられないだろうか。もしそうであるならば、「日々 御前ニ伺事申立有之候」という申し出は、副島の独断専行ではなく、侍講就任時には想定されていたということになる。

先の書翰中伊藤は、「然ルニ次第々々ニ推シ込れ、終ニ妙ニ寄々之議論ヲ出シ、上ゲモ下ゲモならぬ域ニ立到」った、と記しているが、この言葉もまた副島個人に「推シ込れ」たというのではなく、宮中派に押し切られたという意味と解釈したほうが妥当であろう。思い起こせば吉井や宮島は、副島と伊地知の内閣顧問就任を岩倉に進言していたのである。したがって伊藤の懸念は、副島個人に対してだけでなく、副島を加えた宮中派の人々に対しても向けられたものであったのである。

- 1 宮内庁『明治天皇紀』第四（吉川弘文館、一九七〇年）六五一―六五二頁
- 2 例えば、坂田吉雄『天皇親政』（思文閣出版、一九八四年）七〇頁、大久保利謙『明治維新の政治過程』（吉川弘文館、一九八一年）三四九頁、笠原英彦『天皇親政』（中央公論社、一九九五年）一五二頁
- 3 坂田吉雄『天皇親政 明治期の天皇観』（思文閣出版、一九八四年）六二―六三頁
- 4 例えば、「副島種臣略年譜」（佐賀県立美術館編『没後100年記念 蒼海 副島種臣―会心の書―展』、佐賀新聞社、二〇〇六年、一五六頁）、巨勢進・中村宏『元田東野・副島蒼海』（明德出版社、一九七九年）一八一頁、大橋昭夫『副島種臣』（新人物往来社、一九九〇年）三〇五頁、など参照。
- 5 『東京日日新聞』明治十一年三月九日号
- 6 宮島誠一郎「明治十一年戊寅日誌」明治十一年四月三日条（早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎関係文書』A―五四―四）
- 7 宮内庁『明治天皇紀』第四、四〇九―四一一頁
- 8 笠原英彦『天皇親政』一三八頁
- 9 笠原英彦『天皇親政』一一三頁
- 10 宮島誠一郎「明治十一年戊寅日誌」明治十一年四月一日条
- 11 宮島誠一郎「明治十一年戊寅日誌」明治十一年四月三日条
- 12 （明治十一年）五月一日付、柳原前光書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五四―

(三六)

¹³ 柳原の履歴については、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八二年）一〇二五頁を参照した。

¹⁴ 日清修好条規締結交渉にいて柳原が果たした役割については、長井純市「日清修好条規締結交渉と柳原前光」（日本歴史学会編『日本歴史』四七五、吉川弘文館、一九八七年、六一―七九頁）、徐越庭『日清修好条規の成立』（一）、（二）（大阪市立大学法学会編『法学雑誌』四〇（二）、（三）、大阪市立大学法学会、一九九四年、一七〇―二三五頁、三三八―三九三頁）、李啓彰「清修好条規成立過程の再検討―明治五年柳原前光の清国派遣問題を中心に」（史学会編『史学雑誌』一一五（七）、山川出版社、二〇〇六年、一二八一―一二九八頁）などに詳しい。

¹⁵ 宮内庁『明治天皇紀』第四、四五六―四六一頁

¹⁶ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』八（東京大学出版会、一九七六年）一七〇―一七一頁

¹⁷ 宮島誠一郎「栗香園雑記」明治十一年八月二十六日（早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎関係文書』A―五三）

¹⁸ 宮島誠一郎「栗香園雑記」明治十一年八月三十一日条（早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎関係文書』A―五三）

¹⁹ 宮島誠一郎「宮島誠一郎回想」明治二十八年（鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵『黒田清隆関係文書』八二―八）

²⁰ 宮島誠一郎「宮島誠一郎回想」明治二十八年

²¹ 例えば、明治六年政変以前、大久保、副島、吉井は頻繁に集まり囲碁に興じていた。『大久保利通日記』下巻（日本史籍協会、一九二七年）参照

²² 宮島誠一郎「宮島誠一郎回想」明治二十八年。なお、松浦玲『明治の海舟とアジア』（岩波書店、一九八七年、四六―五二頁）

には、十一、十二年の吉井宅で催された南州私祭の模様、それを聞いた勝海舟の詩などが紹介されている。

²³ 岩下方平は、文政一〇（一八二七）年に薩摩藩家老格の寄合交の家に生まれた。誠忠組で指導的な役割を担い、ついで江戸詰側用人となった。慶応元年家老となり、同二年十一月に薩摩藩の使節としてパリ万博に参加のため渡仏した。慶応四年二月外国局判事となり、以後、刑法官出仕、留守次官、京都権知事、大阪府大参事を経て十一年元老院議官に任ぜられた。二十三年貴族院議員となり、三十三年七十四歳で没した（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、一九八一年、一三〇頁）

²⁴ 木場伝内は、文化十四（一八一七）年に薩摩に生まれた。少壮期に私塾を開き、手習師匠となり、大久保や西郷らと交際し、常に時事を討議した。藩に採用されて大阪藩邸に在勤した。西郷が大島に流されると、同島詰目付となり、西郷を保護した。

その後、再び大阪藩邸に在勤し、藩財用方を掌った。維新後は、明治二年に徴士大阪府判事に任じられ、ついで権大参事に進み、同三年罷職宮内権大丞となった。四年には宮内権大録となったが、のちに仕途を絶って隠棲した。明治二十四年七十五歳で没した（平凡社編『日本人名大事典』第二巻、平凡社、一九七九年、六二五頁）

²⁵ 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）二九五頁

²⁶ 宮島誠一郎「栗香園雑記」明治十一年十一月十五日条。勝は西郷については「ぬれ衣を ほさんともせて 子供等の 為すがまにまに 果し君かな」、板垣については「たけひつつ 長き夢をや 破るらむ 声のをしき 君にもあるかな」、自らについては「鳥おとす 弓矢ハすてぬ 露霜の 破れみの笠 我にかさなん」、「金もなく 知恵もなき身ハ たねふくへ ふらりとしてそ 世に残りけり」と詠じた。なお、宮島誠一郎「宮島誠一郎回想」明治二十八年の記述中では、板垣に対する歌は削除されている。

²⁷ 宮島誠一郎「栗香園雑記」明治十一年八月十三日条

²⁸ 宮島誠一郎「栗香園雑記」明治十一年八月十六日条

²₉ 坂田吉雄『天皇親政』六二―七二頁

³₀ 宮島誠一郎「栗香園雜記」明治十一年十一月二十八日条

³₁ 宮島誠一郎「宮島誠一郎回想」明治二十八年

³₂ 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年二月十八日条（早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎関係文書』A―五五）。ただし、日記には建言の内容は記されていない。これに対して、宮島誠一郎「宮島誠一郎回想」明治二十八年では、「二月十三日岩倉右大臣江密封にし而差出す」とあり、密封の内容が記されている。本文では、日記でいう「建言書」と回想でいう密封が同一のものとみなし、岩倉へ建言書を提出した日付は、日記の記述に従い十八日とし、内容については回想の記述を引用した。

³₃ 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年二月十三日条

³₄ 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年二月十三日条

³₅ 森山は、天保十三（一八四二）年九月、大和国常磐町に萱野恒次（箸尾保規）の子として生まれた。文久元年菅沼一平と称して京阪に出て国事に奔走、ついで森山履道軒の後を継ぎ、森山茂となった。明治二年外国官書記となり、その後外務少録、外務大録、外務権大丞となった。十年には職を辞したが、十二年一月元老院議元老院権大書記官、二十一年には貴族院議員に勅選された。森山は、外務省では専ら対韓外交の交渉にあたり、明治六年六月釜山から帰国して韓国問題解決を訴えた彼の主張は、西郷隆盛の遣韓大使派遣論に影響を与えたという（黒龍会編『西南記伝』下二、原書房、一九六九年、六二―六二五頁／日本歴史学会編『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、一九八一年、一〇―一二頁）。

³₆ （明治十二）年五月二十一日付、森山茂書翰、五代友厚宛（大阪商工会議所所蔵『五代友厚関係文書』マイクロフィルムR―四―六六／日本経営史研究編『五代友厚伝記資料』、第一巻、東洋経済新報社、一九七一年、二九九―三〇〇頁）

³⁷ 城泉太郎は、安政三（一八五六）年長岡藩で藩校崇徳館教授河井篤治資信（明治初年城泉と改名）の長男として生まれた。

戊辰戦争では少年隊として従軍し、敗戦という苦い体験をした。戦後は長岡で漢学を学ぶ傍ら、英語を独習し、明治三年六月慶応義塾に入塾し、わずか二年半後の五年末には十七歳で教員となった。城は、十一歳の時、主君の前で受験した応命読で優秀な成績を修め、金子と河井継之助が蘭語で署名した扇子を賜ったというから、幼少時より聡明であったのであろう。九年に慶応義塾徳島分校の校長として赴任した城は、その後、高知の立志学舎、長岡学校、和歌山自修学校、高知共立学校の教員を勤めた。二十年二月に教壇を去った後は、『通俗進化論』、『濟世危言』、『清朝滅亡支那の大統領』などの翻訳を手がけた。昭和二年八月に憲兵隊から召喚され取調べを受けた際に、それまで書き溜めていた原稿のほとんどを焼却してしまったため、後半生については不明であるが、親族のもとで静かな晩年を過ごしたという（山下重一・小林宏「城泉太郎の生涯と人物」、山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』、長岡市、一九九八年、二六三―二七三頁）。

³⁸ 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』二七六頁

³⁹ 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』七五―七六頁

⁴⁰ 遠山茂樹、佐藤誠朗校訂『自由党史』上（岩波書店、一九五七年）二二〇頁

⁴¹ 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』一八一―一九頁

⁴² 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』七九頁

⁴³ 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』七九―八〇頁

⁴⁴ 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』八〇頁

⁴⁵ 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』五六―五七頁

- ⁴₆ 副島種臣「副島伯経歴偶談」（島善高編『副島種臣全集』二、慧文社、二〇〇四年）四七〇頁
- ⁴₇ 明治七年、城は慶応義塾で教壇に立っていた。また明治二十三年には、城はすでに教壇を去り翻訳活動に精を出していた（山下重一・小林宏「城泉太郎の生涯と人物」、山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』、長岡市、一九九八年、二六三―二七三頁）。
- ⁴₈（明治十一）年十月十日付、岩倉具視書翰、三条実美宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任関係文書（書翰）』六三二―三三）
- ⁴₉（明治十一）年十月五日付、三条実美書翰、岩倉具視宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政資料室収集文書』一八九―一一）
- ⁵₀ 木原隆忠についての記述は、坂本規貞「木原塾について」（園田日吉編『佐賀史談』第八卷第五号、佐賀史談会、一九七七年、一五―二〇頁）を参照した。
- ⁵₁（明治十一）年十月十日付、岩倉具視書翰、大隈重信宛（早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』B七七／早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』二、みすず書房、二〇〇五年、六二―六三頁）
- ⁵₂（明治十一）年十一月二十三日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任関係文書（書翰）』一二四―四）
- ⁵₃ 坂井隆治『ふるさとの味―茶事心糧―』（金華堂、一九六二年）一八七―一八八頁、二四五―二四七頁
- ⁵₄ 宮内庁『明治天皇紀』第四、五六四―五六五頁
- ⁵₅（明治十一）年十一月二十七日付、三条実美書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五四―（三六））
- ⁵₆ 宮内庁『明治天皇紀』第四、五六六―五六七頁

- 57 宮島誠一郎「栗香園雜記」『宮島誠一郎関係文書』明治十一年十一月二十八日条
- 58 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年二月十三日条
- 59 同右
- 60 (明治十二年三月三日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書翰)』一二四—一二四)
- 61 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年三月三日条
- 62 (明治十二年三月(十四)日付佐々木高行書翰、元田永孚宛(東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』八、東京大学出版会、一九七六年、二六九頁)
- 63 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年三月十八日条
- 64 佐々木隆「明治時代の内閣顧問と班列」(日本歴史学会編『日本歴史』五七七、吉川弘文館、一九九六年)一二七頁
- 65 尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一(山川出版社、二〇〇五年)四〇八頁
- 66 宮内庁『明治天皇紀』第四、四五〇—四五二頁
- 67 (明治十三年四月二十八日付、黒田清隆書翰、井上馨・伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』四、塙書房、一九七六年、三八三頁)
- 68 (明治十二年四月二十七日付、三条実美書翰、岩倉具視宛(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七一—五五一—一八一(八一))

⁶⁹ 「修史館総裁ニ関する書翰」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊藤博文関係文書』書類の部五五）

⁷⁰ 佐々木隆「明治時代の内閣顧問と班列」一一二—一四二頁。本論の中で佐々木氏は、木戸の内閣顧問任命を島津久光の場合と比較し、（一）任命に際し、久光は宣旨を受けたが、木戸は御沙汰であった、（二）参候の要件が、久光は「親臨国事御評議ノ節」と指定されていたが、木戸は「御直に御用の節」と限定が除かれた、（三）席次が、久光は大臣と参議の間であったが、木戸は参議待遇であった、との三つの相違点をあげると共に、「久光は準大臣待遇で木戸は参議待遇だが、発言権は木戸の方が大きめに設定されていたと言えそうである」と指摘している。

⁷¹ （明治十二年）三月三日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書（書翰）』一二四—一二四）

⁷² （明治十二年）五月一日付、元田永孚書翰、佐々木高行宛（東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』八、東京大学出版会、一九七六年、二八〇—二八一頁）

⁷³ 宮島誠一郎「巳卯日誌」明治十二年三月十八日条

第三章 副島侍講排斥運動

はじめに

侍講に就任した副島は、火曜日には明治天皇へ、木曜日には昭憲皇后へと週二日の進講を開始した。前章で挙げた佐々木高行宛元田永孚書翰によれば、日々参内したいという副島の申し出について、五月二日以降に副島と大臣らとの間で話合いが行われるであろうとしているが、その後の経緯を示す史料は見当たらない。結果から判断すれば、副島の申し出は受け入れられなかったと言えるであろう。しかしそれにより、副島の意欲が衰えることはなかったようである。『明治天皇紀』には、五月二十八日の皇后御誕辰行事後、元田、吉井友実と共に皇后に特別に拝謁をした副島は、「種々陳上」し、「爾後意見あらば忌憚なく言上すべしとの御詞を賜」わつたと記されている³⁾。しかし、こうした忌憚のない副島の言動も災いしたのである。侍講就任から半年足らずで、政府内から副島侍講排斥の声が挙がったのである。

副島侍講排斥の経緯については、元田が著した「當官日割」、「古稀之記」及び『明治天皇紀』に詳しい³⁾。要約すると、十月十一日、天皇は密かに元田を召して、参議黒田清隆が某外国新聞の記事を根拠に副島排斥を建白し、閣内に紛議が生じていると告げた。その記事には、某侍講は「進講の際、政府の政略に反する言論を吐露し、又亜米利加合衆国人リゼンドルと深く交り、清国との談判に就きて評論する所あり」云々と記されていた。当該記事の某侍講とは、副島を指すのではないかという噂を聞いた黒田は、副島が外務卿時代リゼンドルと交流があったこと等から、某侍講とは副島に違いないと断定する。そして、「種臣曩に征韓論を唱へ、尋いで民撰議院の設立を論ず、其の政府に反対たるは固より言を俟たざれば、進講に託して私論を主張するが如き事のあらんは明白なり」として、副島の罷免を訴え、それが叶わないならば辞職するとした。これに対し、副島を侍講に推薦した一人である大隈重信は、副島を罷免するのであれば自分もまた辞職すると反論した。この事態に、大木喬任は

妥協案として副島の海外派遣を提案し、大臣らはこれに同意し聖断を仰いだ。天皇が再考を促したにもかかわらず、紛議は治まらず上奏は三度に及んだが、天皇は副島の海外派遣を許可しなかった。

以上のように、副島侍講排斥問題の経緯は、元田らの記述によりその大略を知る事が出来るけれども、細部においては未だ不明な点も少なくない。その一つが、政府内で副島排斥の声が挙がった時期がいつであったかという点である。元田は、十月十一日天皇からの内諭により、初めてこの問題の存在を知るが、政府内の紛議がいつから生じていたのかは伝えていない。問題の端緒となったのは黒田の建言であったというが、黒田はいつ建言を上奏したのであるうか。管見の及ぶ限りでは「黒田建言」は見当たらない。そこで、関連史料から考察していくこととしたい。

一．問題の起点

井上馨の明治十二年八月二十三日付岩倉具視宛書翰には、既に黒田建言についての言及がみられる⁴。

副嶋一件者伊藤も余程懸念ニ候而、黒田等と同様之見込ニて是非とも此度御処分相決シ候迄企望罷在候、明日明後日之間ニ山縣丈ハ面会之上被仰越候義ニ付而、今朝三條公之御相談之決末も承り可申候、左候得ハ、西郷杯之異見も大略相分り可申候、銘々野生罷出候而決極致候而も少シ出過キ候気味可有之候、大隈江者千万申上兼候得共、何卒尊台明朝ニも面会之上、黒田河村之建言も逐一御咄し被成候方可然と奉存候、廿五日朝三條公宅へ者二人同道之上、今朝申上候丈申入候筈ニ三人申合せ置候、劣生相考候二者、此度黒田河村も熱心副嶋之事申上候事故御採用無之時ハ、他日難題を生じ候時ニ至り候而者愈不平ヲ鳴し可申候間、此儀者一御憤發杯と愚考仕候、先者御答旁呈一書候、勿々拝白

書翰の内容から、これ以前に副島に関する「黒田河村之建言」があったことは明らかである。内容については言及されていないが、「伊藤も余程懸念ニ候而、黒田等と同様之見込ニて是非とも此度御処分相決シ候迄企望罷在候」とあることから、副島

の処分を迫ったものであることが窺える。さらに本書翰からは、この時点で「黒田河村之建言」が、大隈へは伝わっていないこと、また井上自身も、黒田らの意見を採用した方が今後の政局上無難であろうとして、岩倉へ決断を促していることが読み取れる（尚、井上書翰には「黒田河村之建言」と記されている。後述する史料からも、河村が黒田に同意していたことは明白であるが、本稿では以下「黒田建言」として論述を進めることとする）。

八月二十八日、三条実美は岩倉に、

副島一件者黒田辺も余程切迫ニ存込申出候事故、不被行事ニシテモ能々承服致候様不仕而者、内閣之紛紜も副島之一人ヨリ大ニ関係ヲ引出し候テハ、実ニ苦慮之極ニ有之候、大隈之申様も事情尤之條理ニ有之候、乍併将来之大患ヲ憂候得バ、何とか今日ニ豫防之工夫不仕候テハ、実ニ御互之責不可逃事と存候条、呉々御配慮有之度候

と語った⁵。三条は、「黒田建言」を聞いた大隈の反論に対して、条理には適っていると理解を示す一方で、後に火種を残さないためには何とか工夫しなければならぬとしている。恐らく、この三条書翰を受け取った後に認められたと推定される同日（八月二十八日）付けの伊藤宛岩倉書翰には、次のように記されている。

昨夜内談に候副印事件即今之難問、三条にも別紙之通り配慮に付、種々考慮候得共、黒多^四之承服容易之儀に無之と推察候条、此所は貴卿十分之尽力有之度候。拙兼印は元来不可然と存込居候次第、山県云々の事被行候は、黒印も安念可致かと存候。只上之所と当人之所六ヶ敷存候得共、一方之所は両大臣にて尽力可致見込に候。大隈にも両大臣に而段々示談候処、

副印其罪判然免職ならば異論無之候得共云云、内情を以て表面転職等之事に至而は自分進退実如何んとも難致旨に候。彼是於此場合能々賢慮回されたし。

「三条にも別紙之通り配慮に付」とあるから、本書翰には三条書翰が添えられていたことがわかる。日付と内容から判断して、恐らく前述した岩倉宛三条書翰とみてよいであろう。本書翰の文面からは、岩倉は黒田を承服させるのは困難だと考えているものの、大隈の体面にも考慮せねばならず、思案に暮れている様子が窺える。

一方黒田は、九月三日、再度岩倉、三条両大臣へ副島の処分を迫った⁷。

拜啓、過日川村井上両参議ト昇堂、持来之利害得失之弁ヲ明シ請求仕候末、清隆猶又悃願候通り、此ノ際断然御処分不被為遊候てハ、予メ災害醸生スルハ不容疑事明言仕候、今日優柔不断時変を来スニ於テハ後悔不及、既往ニ遡リ追懐スルニ兼て献白セシ通ニテ、実ニ鏡ニ懸ル如ク必ス自惹ク災ニテ不可救之形勢ニ立至リ、恐多クモ非常之時始終御動揺相成、一向確乎不拔之御腹据ラス、今更ニ蝶々スルニ不及候へ共、往事難黙止遺憾之至ニ不堪、昨日伊藤井上両参議先日來閣下へ建言仕候始末、本人等之所見モ承リ至極好手段候、同意致申候、乍然大隈云々ニ副島之御処分些々タル事ニ姑息之情実ニ因循被遊候てハ、所詮此ノ明治政府維持万々六ヶ敷哉ト悲傷無限、速カニ幾先々ニ此ノ災害御予防、目今之御急務ト奉存候、伏テ願クハ直チニ断然御処分相成様呉れ々々も奉懇禱候、宜希清隆心事御諒察被成下、偏ニ邦家之為処念罷有候間左様思召可被下候、恐惶謹言

前述したように、八月二十三日以前に黒田は副島の処分を建言していたから、なかなか事態が進展しないことに苛立っていたのであろう。黒田は大臣らの説論にも全く耳を傾けず、「副島ヲ退ケスンハ将来ノ害遠カラスシテ至ルコト必セリ、吾請フ辞表シ去ンノミト、其言甚タ切迫」であつたというが、書翰の文面は正に「切迫」そのものである。これまで示した史料を踏まえれば、この時点で薩長出身の参議は、ほぼ黒田に同意していたとみてよいであらう。しかし大隈は、「曾テ副島ヲ推挙シ、副島ノ学識曩日ノ論ニ非スト保證セシヨリ擢選ニ決シタルヲ以テ、今俄ニ副島ヲ退ケラレハ吾亦退クヘシト決論」し、激しく異を唱えた。大隈の反論に対して黒田は、政府を維持するためには、あくまでも副島を排斥するべきであると訴えたのである。かくして「黒田建言」に端を發した副島排斥論は、薩長派参議対大隈という政府内の対立に発展しつつあつた。事態に苦慮した大木は、「副島罪惡ノ見ルヘキ無クシテ之ヲ退ケラレル、ハ大ニ失体ナリ、然トモ之ヲ退ケラレサレハ黒田必朝ニ立ツコトヲ欲セス」と、「副島ヲシテ外国公使ト為シ或ハ各国巡視トシテ派遣」してどうかと提案し、自ら副島の説得に当たるとした¹⁰。大木は、九月九日付の岩倉宛書翰中で、「貴簡奉拝誦候、今朝御所より差出之尊簡も落手仕候、洋行一件ニ付云々 上之処御伺無之までハ添印へ發言不致様委曲拝承仕候」と記している¹¹。「添印」とは、副島を指している。したがって、大木が副島洋行を提案したのは九月九日以前ということになる。或いは、先の九月三日付黒田書翰中の「昨日伊藤井上両参議先日來閣

下へ建言仕候始末、本人等之所見モ承り至極好手段候、同意致申候」とは、黒田も副島洋行案を「好手段」として同意したことを意味しているとも解釈できよう。

従来、副島侍講排斥に関する記述は、「古稀之記」や「明治天皇紀」に依拠していたため、問題の起点がいつであったのか判然としなかった。しかし、本節で検証したように、副島排斥の声は八月二十三日以前に挙がっていた。そして九月九日には、黒田建言、大隈の反論、大木の仲介策という段階にまで達していたのである。

【年表二】副島侍講排斥運動

明治	月日	宮中派の動向	宮中派に対する動向	副島に対する動向
一二年	五月一四日	内務卿大久保利通、紀尾井坂において暗殺される。		
	五月一六日	元田永孚ら侍補、「万機親裁の実」を挙げんとして、明治天皇に奏請。		
	五月一八日	侍補ら、大臣・参議に、①天皇の日々内閣への親臨、②親臨の際侍補が陪侍すること、③侍補が行政上の機密を与り聞くこと、を献言。		
	五月一九日		伊藤博文、侍補の政治批判と政治への関与要求を問題視する旨を岩倉具視に書き送る。	
	七月	侍補ら、井上馨の入閣を反対する旨を、三条実美・岩倉具視に建言し、天皇に奏上。		
	七月二九日		井上馨、参議兼工部卿に就任。	
	八月八日			開拓長官黒田清隆、北海道に向けて離京。
	八月二六日	侍補ら、「人心の帰趨する所を慮り」、佐佐木が代表して諫奏。		
	一二月二四日	侍補は一旦廃止され、勅任官の侍補と五等官の侍従長が設置。		
	一二月	天皇、岩倉を召して、勤儉について内論す。		
	一二月二九日	侍補ら、相議す。その後、佐佐木・元田、岩倉を訪れ、内諭の旨を早急に内外に伝えるよう懇請。		
一二年	一月	元田、侍補の権限拡大を目的とした章程改正案を作成。		

第3章 副島侍講排斥運動

三月六日			検勤の勅書案が閣員に諮られる。	
三月六日		伊藤、検勤の詔を沙汰書とするよう三条実美に書き送る。		
三月一〇日		天皇、勤儉の実を挙げべき旨を親諭す。三条これを、太政官を通じ各省府県に公布する。		
三月二〇日				黒田、北海道から帰京。
四月一五日				黒田清隆、「副島登庸一条」を理由に辞表を提出。
四月一六日				伊藤・井上馨、黒田の許を訪れ、辞表の撤回を説得。
四月一七日				伊藤、黒田の件を山県有朋に書き送る。
四月二一日		副島種臣、宮内庁御用掛兼一等侍講、侍講局総裁に就任。		
四月二七日				三条、副島が「御輔導之一条大ニ憤発」し、定日以外にも「日々御前二伺事申立」している旨を、岩倉に書き送る。
五月三一日		三条、岩倉、佐々木、天皇親政について会談。		
六月		元田、天皇親政に関する上書を奏上。	三条太政大臣、岩倉右大臣、封事を奏上。	
七月		侍補ら、国体の基礎を立てるなどの「大綱領」発表の実現に向けて運動。		
八月八日			伊藤、「君側を糾し内閣と密着せしむる」旨を、岩倉に書き送る。	
八月二〇日				伊藤、一八日付の横浜仏文新聞に掲載されたリゼントルの「琉球論」中に、政府の琉球処分批判と、副島の支那派遣要求が記されていた旨を、大隈重信に書き送る。

明治	年月日	宮中派の動向	宮中派に対する動向	副島に対する動向
一二年	八月二三日			井上馨、岩倉に副島に関する「黒田河村之建言」の採用を促す旨を書き送る。
	八月二八日			三条、岩倉に「黒田建言」の善処すべき旨を書き送る。岩倉、三条書翰を伊藤に回送し、副島の人事の善処を促す旨を書き送る。
	八月	土方久元、侍補廃止か権限拡大かの二者選択を、三条・岩倉に提示。		
	九月四日	土方、三条に「於内閣ニ御補導之道ヲ被為尽候義ニ御坐候ハ、侍輔者断然御廢ニ相成候方可然」と書き送る。		
	九月六日			黒田、三条・岩倉に「副島之御処分」の速決を求める旨を書き送る。
	九月八日			三条、岩倉に「副島一條ハ猶拙官も甚困却仕候」と書き送る。
	九月九日			大木喬任、副島の海外派遣案を提案し、自ら副島の説得に当たる旨を主張。
	九月一〇日	寺島宗則は外務卿から文部卿兼任へ、井上馨は工部卿から外務卿へ、山田顕義は工部卿へ、それぞれ転任。		大木、「洋行一件ニ付云々」を天皇に伺いたすまで、副島に伝えないよう、岩倉に伝える。
	九月下旬		政府内で、侍補職廃止が内定。	
	一〇月一日			黒田、天皇の「御沙汰」を受けて辞意を撤回。
	一〇月一日			天皇、元田を召して、副島の海外派遣について諮問。
	一〇月二日			元田、吉井友実に会し、副島の件につ

二・副島批判の真偽

副島排斥の端緒となったのは、(一)進講の際、政府の政略に反する言論を吐露した、(二)リゼンドルと往来し、政府の清国との談判についての評論を外国新聞紙上に掲載した、という二点であった。果たして真実であったのだろうか。また副島側には、そのような噂が立つ要因はあったのであろうか。本節ではこの点について検証していくこととしたい。

まず第一点は、進講時の政府批判の有無である。天皇は、大臣の問いに対して「彼、経ヲ説クニ治道政体ヲ論スルモ、曾テ政事ニ妨害アルヲ聞カス、其神ヲ説クモ其一己ノ信スル所、其外別ニ疑フヘキ無シ」と答えた¹²。元田もまた、「臣其講筵ニ陪シテ毎ニ其説ヲ聞クニ、聖賢ノ大道ヲ講誦シ、古今ノ治乱得失ヲ論スト雖トモ、現今ノ政治ニ至テハ自己ノ地位権限ヲ慎テ肯テ論及スル事ナシ」と綴っている¹³。

天皇、そして副島の進講に倍侍した元田も、副島が進講を利用して政府の政策を批判したという噂を否定した。しかし天皇は、伊藤が副島の嫌疑を専ら探偵していることや、副島の動作を悉く知っていることから、「副島門生中ニ或ハ伊藤ノ探偵者粉入スルアラシカ、副島之ヲ知ルニ及ハスシテ、会説中或ハ政事ノ談ニ互リ、覚ヘス機事ヲ談セシモアラシカ」と、元田を通じて副島に問うた¹⁴。これに対し副島は、「予嘗て講筵のことを他に云ことなし、門生も亦談すへきの人アラスヤ」と答えている¹⁵。

現在、元田については進講録が残っており、その概要を知ることが出来るが、副島の進講に関する史料は見当たらず、その具体的な内容を知ることが出来ない。したがって現時点では、進講を受けている天皇自身が、「政事ニ妨害アルヲ聞カス」と語っている以上、特に問題視するほどの言動はなかった、と判断せざるを得ないであろう。

第二点は、リゼンドルと共に政府と清国との談判を批判したということである。「清国との談判」とは琉球処分をめぐる問題である。十二年四月、日本は琉球藩を廃し沖縄県を置いた。清国はこれに異議を唱え、日清間の外交問題となっていたのである。

米国厦門領事であったリゼンドルは、明治五年帰国の途次横浜に寄港した際、駐日米国公使デ・ロングの斡旋によって日本政府に出仕することとなった¹⁶。その後、副島、大久保の渡清に随行し、日本政府の外交顧問としての役割を担った。元田の問いに対し副島は、リゼンドルとは、別れて以来一度来翰があっただけで、面会も彼の帰国時の一回のみであり、更に、琉球紛議が生じた七月以降は、清公使との詩の往復も控えていると語った¹⁷。明治六年政変以降、副島とリゼンドルの交流を示す史料は見当たらない。おそらく、副島の言葉どおり疎遠となっていたのであろう。

では、副島は政府の琉球処分をどのように見ていたのであろうか。三月一日、清国公使館から黄遵憲と沈文熒が宮島を来訪し、日本の琉球への措置に対して不平を唱えた¹⁸。翌二日、宮島からこの話を聞いた副島は、「政府已ニ今日之運に相成候節者、彼此下より申立てハ却而禍之種なり、彼清客も他人ニ不告方可然」と語っている¹⁹。また副島は、七月三十一日付宮島宛書翰中に「球事ハ到底難物」と記している²⁰。これらの記述のみから、副島が政府の琉球処分をどう評していたのかを推し量ることは難しいが、清国との交渉は容易には解決しないことを十分認識していたことだけは確かであろう。

一方、リゼンドルは琉球処分をどのように見ていたのであろうか。
八月二十日、伊藤は大隈に書翰を送っている²¹。

横浜仏文新聞ニ李仙得之琉球論追々相著れ候処、過ル十八日之新聞ニハ、稍我政府之処分ヲ不当なりと記シ、又支那政府へ談判之為ニハ副島ヲ不派遣ヲ不都合ナル様書載有之候趣、疾ク御承知之事ト者存候へ共、同人等如キ東洋之事情ヲ熟知スル者ヨリ彼是政府之処分ヲ非難候様相成候者ハ、大ニ我之不利と奉存候。為御注意此段及御内報置候間、篤卜御取計可被下候。為其。勿々敬具

伊藤によれば、リゼンドルは横浜仏文新聞に「琉球論」を掲載していた。「追々相著れ候」というから、記事は数回にわたったのであろう。伊藤が問題視したのは、十八日の記事内容で、日本政府の処分を不当であるとすると共に、清国との談判には副島を派遣すべきであると論じていたという。単なる在日外国人記者ではなく、かつて日本政府の外交顧問を務め、副島、大久保の清国行きに同行したリゼンドルの発言とあつては、日本政府にとって不都合となりかねないと案じている。

早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』中に、「琉球・日本・支那関係論」と題された「横浜仏字新聞『クーリエー、ヂュ、ジャッポン』抄訳」が六冊所収されている²²。『クーリエー、ヂュ、ジャッポン』とは、一八七九年にフランス人アルマンが創刊した、フランス語の日報紙『*Le Courrier du Japon*』である。内容は、古代から現在までの琉球、日本、支那の関係を詳述し、副島、大久保の外交手腕を評価する一方で、当時の政府の琉球処分を批判したものである。副島についての言及がみられるのは、第六号である。日清修好条規批准のため渡清した際の副島の外交姿勢を評価した上で、

副島氏ノ往日親験する所ありて、能く支那の風土人情及び其慣習に熟知するや、到底能く支那の外交家を説服すべきものは、氏を除き他に其人アルヘカラス

と副島の清国派遣を主張している。執筆者は明示されていないが、記事内容から、日本、中国の關係にかなりの知識を持った人物の筆によることは明らかである。また、「琉球・日本・支那関係論」第一号の冒頭には、「千八百七十九年八月十二日刊行横浜仏字新聞『クーリエー、ヂュ、ジャッポン』抄訳」と記されている。日刊紙である『*Le Courrier du Japon*』に連日掲載されたと仮定すれば、前述した第六号は八月十八日に掲載された記事ということになる。以上のように、内容と日付から推測して、伊藤のいう「横浜仏文新聞」とは、『*Le Courrier du Japon*』であり、十八日に掲載された「李仙得之琉球論」とは、「琉球・日本・支那関係論」第六号であろう。付言すれば、「琉球・日本・支那関係論」は、藤井善言と伊東巳代治によって抄訳されている。伊東巳代治が関係していたとするならば、すぐに伊藤の耳に達したことは想像に難くない²³。

但し繰り返すが、「琉球・日本・支那関係論」には執筆者は明示されていない。恐らく原紙も無記名であったためであろう。にもかかわらず、伊藤は、リゼンドルによるものであると明言している。副島、大久保の清国談判について詳述している点などを考慮すれば、たとえ無記名であったとしても、リゼンドルを思い浮かべたことは自然であり、そしてその可能性も高いといえよう。

一方で、リゼンドルの琉球処分に関する意見として、明確に紹介することが出来る史料も残されている。八月二十二日、平井希昌宛リゼンドル書翰には、雑誌に掲載する論説が添えられている²⁴。

日本政府ノ琉球処分タルヤ、余カ聞ク所ニ依レハ其事件ニ至リテハ尽ク英断ノ処置ト謂フベキト雖トモ、一千三百九十五年（支那人ノ云所ニ依レハ一千三百七十一年以来ナリ）以来殆ント五百年間、琉球王カ支那政府ヨリ王位叙任ノ令ヲ受ケタルヲ日本政府カ其僭許シ置キタルハ、今之レヲ秘慝スル能ハサルナリ、一千六百十三年ニ於テ、琉球王ノ囚ヲ免シテ其国ニ帰セシ後ト雖トモ猶ホ琉球王カ支那政府ヨリ叙任ノ令ヲ受クルノ罪ヲ日本政府ハ問ハザリシナリ、此事実ニ付テ余ハ慣習ノ久シキヲ経ルモノハ必ラス權利トナルベキモノナリト云ハザルヲ得ス（中略）日本政府カ琉球処分ニ付キテ少シモ支那ニ諮詢スル所ナク、決然非常ノ改革ヲ実行シタルハ何レノ權利ニ依リシヤト支那政府答ムベシ、而シテ曩ニ「ピットマン」氏カ余ニ支那条約ニ徴スルモ日本政府カ其断行ノ權利ヲ有スルアルヲ見サルナリ、既ニ支那政府ハ日本ト共ニ琉球ヲ支配スルノ權ヲ有セシカ故ニ曩ニ支那政府カ日本ニ与ヘタル金額ハ其実日本ヘノ償金ニ非ラズシテ、之レヲ日本政府ニ托シ琉球人民ノ救恤金トシテ渡シタルモノニ過キザルナリ、且ツ支那政府ノ右金額ヲ日本ニ渡シタルモノハ琉球人民ノ曾テ支那人ヨリ害ヲ受ケタトキニ当リテ、日本政府其罪ヲ問タルニ由テ支那政府ハ日本ト共ニ支配スルノ權ヲ有スル琉球國ノ賑恤金トシテ日本ニ托シタルモノナルガ故ニ、日本政府ハ右ノ金額ヲ以テ琉球人民ニ付与スルヲ以テ正当ト考フルナリ、右ノ事情ハ、一千八百七十四年ニ於テ「ボアソナード」氏ト共ニ拙者ヨリ大久保氏ニ語リシコトアリ、右ノ事情ニ由リテ考フルトキハ、日本政府一千八百七十四年以来琉球國ニ施セシ処分更ニ又タ実行スルニ当テハ、先ツ之レヲ支那政府ニ諮詢セサル可カラザルニ似タリ

明治四年、台湾の生蕃により琉球漂流民五十四人が虐殺された。これを受け、六年に副島が、七年には大久保が清国へ出向き談判を行った。リゼンドルは、双方に同行し外交顧問的な役割を果たした。七年十月、大久保が清国と交換、調印した文書の序文では、日本が生蕃から遭難した「日本国属民」に対する謝罪を求めするために遠征を実施したことを明記し、第一条ではこれを中国が「不是」としないことを再確認し、第二条では遭難民の遺族に補償金を与え、日本軍が現地に建設した諸施設を買い取ることを想定した。この会議條款は、日清双方が自国に都合良く解釈出来る内容であった。琉球をめぐる第二条についても、日本は「日本国属民」として明記された琉球遭難民への補償を清国が認めたことは、日本が琉球に対する主権を持つこ

とを示唆していると解釈した。一方清国側は、清の属国である琉球の遭難民遺族への、宗主国としての補償と解釈した。しかも、琉球は未だ朝貢を続けており、日本の主権の主張は不遜なものと考えていたのである²⁶。こうした事情を熟知していたリゼンドルから見れば、「支那政府に諮詢」することなく断行された今回の琉球処分は、政府の「過失」と映ったのである。

リゼンドルは、日本政府の琉球処分を批判する論説を発表していた。黒田は、無記名で外国新聞に掲載された琉球処分に関する政策批評に対して、「種臣外務卿たりし時リゼンドルと交りしのみならず、台湾事件に就きても両者関係の在るあれば疑いなきにあらざ」と副島排斥を訴えた。侍講就任時から、伊藤、黒田らが副島の言動を警戒していたことを考え合わせるならば、リゼンドルが個人的意見として発表した論説であっても、副島とリゼンドルが通じているのではないかと、政府に警戒を抱かせたことは、想像に難くないのである。

三. 政府と官府の対立

さて、副島侍講排斥問題は、排斥を訴える黒田と、擁護する大隈がそれぞれ自身の辞職を賭して対立するという事態に発展し、憂慮した大木は副島の洋行という妥協案を提案する。この大木の提案に対し伊藤は、

副島ノ学識天下ノ一人トモ云ヘシ、然レトモ少ク偏執固陋ヲ免レスシテ、人々之ヲ信スルニ至ラス、且政府ノ事当世西洋
 法術専ラ取り未タ政規ノ定則立チ難シ、故ニ副島ノ学識ヲ以テ各国ノ政略ヲ巡察シ、今一層ノ学識ヲ進メテ帰来政規ノ定
 則ニ預リ知ル亦可ナラスヤ

と語り、大臣らもまた「副島、黒田両全ニシテ政府モ亦動揺スルナカラン」と、これを支持した²⁶。つまり副島洋行案は、大久保利通無き後、薩長のバランスを維持することが重要であった、政府側の事情が大きく作用したということになる。しかし、副島洋行案はこうした政府内の事情のみに起因していたのであろうか。

三条は十月一日付岩倉宛書翰に、「川村参議より黒田参議へ御沙汰相傳候処、深恐入辞職御差止之義ハ御請ニ相成申候」と記している²⁷。したがって十月一日には、天皇の「御沙汰」を受けて黒田は辞意を撤回していたのである。勿論、黒田が辞意を撤回したからといって、副島への嫌疑、そして排斥論までが消滅したことにはならない。しかし、十月十六日参内した伊藤は、「彼外国新聞ノコト、諸生談話ノ条等ハ探偵ヲ尽スト雖トモ事浮泛ニ互リテ、固ヨリ信シ難シ」と、黒田建言の根拠となった新聞記事が単なる噂であり、誤謬であったと認めた。伊藤の真意は別にしても、表面上は副島への嫌疑は晴れたことを明言した。その上で、「然トモ黒田ノ論ヨリ種々紛議ヲ生セシコト故、願ワクハ穩便ノ処置アリタシ」と、三度副島洋行を進奏したのである²⁸。

この時のものであるうか、岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉文書』中に、「或人洋行被 仰付内沙汰草案」と題された書類がある。欄外には、「或人洋行被仰付に付、『副島云々伊藤執筆』と記されている²⁹。

維新以来政治学術制度ノ変更一トシテ其模範ヲ西洋ニ取ラザルナシ、然ルニ西洋ノ政治学術制度人情其淵源スル所固ヨリ一朝ノ由ニ非ス、短識浅慮ノ豈能ク其蘊奥ヲ窮ムル所ナランヤ、今ヤ学ヲ興シ陋ヲ去リ以テ風俗ヲ養成セント欲スルノ際、或ハ恐ル、長ヲ取り短ヲ捨ルノ意ニ背キ、往々其弊ヲ覩ルノ歎ナキ能ハス、是又今日勢ノ止ム可カラサル者アリト雖、今ニシテ少シク意ヲ注ベハ、又以テ其害ヲ防クニ足ル者アランカ、望ラクハ博ク和漢古今ノ学ニ通スル者ヲ撰テ欧洲ニ遣シ、実地ニ就テ目撃以テ奏上センコトヲ希望スル云々

そもそも、副島洋行案は黒田と大隈に対する仲介策であった。しかし、今や黒田が辞意を撤回し、副島への疑惑も根拠の無い単なる噂であると判明した。にもかかわらず伊藤は、副島洋行を執拗に主張している。勿論、断固副島排斥を訴えた黒田への配慮もあつたであろうが、伊藤には副島をどうしても洋行させたい理由が、別に存在していたのではないだろうか。

前節で、副島侍講排斥問題は既に八月には政府内で紛議を起こしていたことを見たが、同時期政府内では侍補職をめぐる問題も深刻化していた。大久保の死に危機感を抱いた侍補グループは、「天皇親政運動」を加速させた。大久保の死から四日後の十一年五月十八日には、天皇親政の実をあげるべく、大臣、参議らへ建議に及んだ。主な内容は、(一)天皇の日々内閣への親

臨、(二) 親臨の際侍補が陪侍すること、(三) 侍補が行政上の機密を与り聞く、の三点であったが、採用されたのは(一)のみであった³⁰。政府が、侍補の権力強化につながる(二)、(三)の提案を嫌ったためである。こうした侍補グループの積極的な言動は、官府と政府の対立へと発展していった。そして、井上馨の参議登用に至って、対立は決定的なものとなった³¹。侍補グループは井上の品行を問題にこの人事に反対したが、井上の入閣は「全閣員の希望」であり、岩倉、三条両大臣も井上登用を上奏したため、井上は参議に列した³²。

十二年八月八日、伊藤は岩倉宛書翰の中で次のように記している³³。

一、君側を糾し内閣と密着せしむること

一、外交の事を一層の御注意速に改良の御手段今日の急務なり

右二条等の要綱迅速に相運ヒ不申テハ、国家艱難の際何等の変を醸出するも不可凶候、既に明日の御会議ノ事にしても、御決定の上何れに方嚮を向けて進むを必ず難渋は不可免、若し中道に於て万一も 聖慮と内閣の論と齟齬する情況相顕れ候ては天下の事瓦解の外なし、今日の実況を以察する万無きこと不可承、両大臣に於ても乍恐万無きを御請合は出来申間敷に是 君側を糾すと云所以也

同時期政府は、寺島外務卿の条約改正交渉の失敗や、琉球処分をめぐる日清間の問題など外交上の難問を抱えていた。七月三日には、世界漫遊中の前米国大統領グラントが来日し、二ヶ月間日本に滞在した。グラントは来日前に訪問した清国で、皇帝や李鴻章から琉球処分における日清間の調停を依頼されていた。伊藤は、外憂に対処せねばならないこの時期に、聖慮と内閣の間に齟齬があつては、「天下の事瓦解の外なし」と訴えた。「君側を糾す」とは、伊藤の「君側」つまり官府に対する強い警戒心と不信感を表した言葉と言えよう。

大木の副島洋行案を強力に支持したのは伊藤であった。伊藤は、副島の侍講就任時から「天子ノ大師トカ大傳トカ云気取りニ而、漸々政事ニモ口啄ヲ容レ」るのではないかと懸念していた³⁴。伊藤が糾さなければならぬとした「君側」には、当然副島も含まれていたと考えられる。

一方天皇は、大臣らが副島の海外派遣を上奏した際、

副島ハ、維新以来西郷大久保木戸伊地知同等ノ人物、当時天下人望ノアル処ナルヲ以テ挙テ之ヲ用ユ、其出ルヤ容易ニ命ヲ受ケサルヲ以テ、朕カ召ス所ニ由リ漸ク命ヲ奉セリ、其講スル所ヲ聴クニ、古今ノ政略ニ互ルト雖トモ、皆是学問上ヨリ論及スルノコトニシテ、政体ニ反対スルニ非ス、然ルニ今罪ナクシテ諸生論新聞紙等ノ嫌疑ニ由テ之ヲ退クルハ道理ニ違フテ宜シカラス、且衆望ニモ背ヒテ如何ナル世論ヲ来スモ計ルヘカラス、其時ニ及テハ政府ノ困却モ今日黒田二三参議ノ紛議ヨリモ陪蓑スヘシト、卿等善ク之ヲ思量スヘシト

と再考を促した³⁵。これを聞いた元田は「誠ニ 聖旨ノ如クニシテ条理明白举措至当ト云ヘキナリ」と³⁶、天皇の意見を至当とし、以後一貫して副島の海外派遣に反対した。元田が副島を擁護した理由の一つは、天皇親政論の立場からであった。

今又副島侍講ノ罷免ヲ議スル 陛下固ヨリ之ヲ欲セス、大臣モ亦 陛下ト同議ニシテ、遂ニ黒田ノ駁議ニ迫リテ、已ムコトヲ得ス之ヲ退クル時ハ、則大臣ノ黜陟進退、皆 陛下ト大臣トノ心ニ出テスシテ、二三ノ参議ノ手ニ成ル、 親裁ノ実立タス君主ノ威権地ニ墜チ紀綱ノ廢弛、臣之ヲ言フニ忍ヒサルナリ、故ニ臣請 陛下明威ヲ発シ紀綱振張群臣畏服スル、唯此一挙ニ在リ伏請裁扱³⁷

天皇が欲しないにもかかわらず、参議の意思により事が運ぶのであれば、「親裁ノ実」が立たないという主張である。また一方で、

陛下ノ副島ヲ用ユル 陛下ニ益アルヲ見テ、未タ政府ニ害アルヲ見ス、民権論ニ至リテハ決シテ昔日ノ見ニ非ス、今副島ノ熱心スル所ハ、唯 帝室ヲ尊重シテ 聖慮ヲ拡張スルニ在ルノミ³⁸

そして、

臣カ副島ヲ見ルハ初テ其入朝ノ日ヲ以テス、其学識アルヲ聞クハ吉井カ説ニ由ル、其講義ヲ聞クヤ初テ 陛下ノ前ニ於テス、其説ノ如キハ悉ク信スルニ非ス、其人ト為リノ如キモ悉ク善トスルニ非ス、只 陛下ヲシテ 神武 天智ノ君トシ、聖人ノ大道ヲ以テ天下ヲ平治セシメント欲スルノ説ニ至テハ、臣ト一致ニシテ間然スル所ナシ³⁹

と語っている。政府と宮府の対立の根本は、「天皇親政」をめぐる両者の意見の相違にあつたとされ、「前者が『太政官（又は内閣）の中の天皇』（天皇親政）」という形式を重視する機構の原理であるのに対し、後者は、統治者としての天皇に重きをおく人格の原理を主張した」という⁴⁰。

副島は、明治二年職員令の起草をした際、「太政大臣を置くと、権殆ど主上に迫るに依つて、そこで御為になるまい」という理由から太政大臣を置かなかつた⁴¹。しかしその後、副島が樺太談判から帰京すると、三条の太政大臣就任が決定していた。憤激した副島は、岩倉に辞表を提出し、しばらく出仕しなかつた。こうしたエピソードからは、副島もまた「統治者としての天皇」という考えを有していた事が窺える。副島は、七年の民撰議院設立建白書提出においても、原案の「君主専制」の文字を「何の不可あらんや」とし、「有司専制」に改めさせた⁴²。元田が副島を評価していた背景には、自身と相通じる副島の君主観があつたのではないだろうか。言い換えれば、侍補グループの「天皇親政運動」は、副島においては当然の主張として認識されていたと言ふことが出来るであろう。

侍補グループは、九月四日、土方久元が三条に書翰を呈し、「於内閣ニ御補導之道ヲ被為尽候義ニ御坐候ハ、侍補者断然御廢ニ相成候方可然」と記した⁴³。政府は、この言葉を逆手に取つて、十月、侍補からの申し出を受入れたという形を取り、侍補職の廃止を決定したが、遅くとも九月下旬には政府内で同様の決定がなされていたという⁴⁴。既に八月には、副島排斥論が生じていたことを考え合わせると、副島排斥、侍補職の廃止は同時期に政府の懸案として議論され、両者を取り除くという方向で推移していったのである。

おわりに

『明治天皇紀』は、伊藤が「種臣の責任なき立場より政務に容喙する懼あるを苦慮」して再度洋行を奏上したと記している⁴⁵。

当初は、黒田建言に端を發した副島排斥論は、政府と宮府の対立の中で、侍補職をめぐる議論に連動し「君側」の排除へと収斂していった。

元田は副島排斥論の結末を、「聖上終ニ副島外国行ノ議ヲ許可シ玉ハス、黒田ノ駁議モ行ハレス、黒田又辞表モ止ミ副島身ヲ全フシテ大学中庸尚書ノ講義ヲ畢ルニ至リタルハ、聖上睿明不動ノ致ス所ト感載ニ堪ヘス」と記している⁴。天皇は当初から副島洋行案に否定的で、大臣そして伊藤の三度に及んだ上奏にも肯じることはなかった。

聖断により問題は一応落着した。しかし、翌十三年になって、今度は副島自身が辞意を表明したのである。

1 (明治十二)年五月一日付、佐々木高行宛、元田永孚書翰(東京大学史料編纂所編『保古飛呂比佐々木高行日記』八、東京大学出版会、一九七六年、二八〇―二八一頁)

2 宮内庁『明治天皇紀』第四(吉川弘文館、一九七〇年)六七〇頁

3 元田永孚「古稀之記」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷、元田文書研究会、一九六九年、一九〇―一九七頁)、元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷、三四〇―三五〇頁)、宮内庁『明治天皇紀』第四、七七―七七八頁

4 (明治十二)年八月二十三日付、井上馨書翰、岩倉具視宛(岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―三〇―(三九))

5 (明治十二)年八月二十八日付、三条実美書翰、岩倉具視宛(「三条実美公手翰」国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政資料室収集文書』一一〇)。なお本書翰は、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五(塙書房、一九七七年、九九頁)

に、(明治六)年九月二十八日付書翰として所収されている。しかし現在、国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政資料室収集文書』一一〇には本書翰の原本が所収されており、日付は「八月二十八日」と記されている。『伊藤博文関係文書』の「はしがき」及び「凡例」によれば、本書翰は『伊藤家文書』(平塚篤編、一九三二年)には掲載されているが、憲政資料室所蔵「伊藤博文文書」にはないものと分類されている。『伊藤家文書』編纂以後、憲政資料室に収められるまでの間に若干の部分が散逸してしまっているというから、本書翰はその散逸した一通に該当するのであろう。因みに、憲政資料室に確認したところ、同室が本書翰を入手したのは一九八四年三月であったというから、『伊藤博文関係文書』刊行(一九七三―一九八一年)後のことである。

さて、前述したように『伊藤博文関係文書』では、本書翰は(明治六)年九月二十八日付書翰として所収されている。しかし原本には八月二十八日と記されている。本書翰が八月二十八日付けであれば、明治六年という推定には問題が生じる。検証のために改めて本書翰全文を掲げる。

御安康奉賀候、然ハ今朝ハ黒田御面會之事と存候、(イ) 総而寺島返答相分り候上、他之人撰等も奏聞之事ニ候ハ、寺島之様子精々早く相分り候様有之度候、副島一件者黒田邊も余程切迫ニ存込申出候事故、不被行事ニシテモ能々承服致候様不仕而者、内閣之紛紜も副島之一人ヨリ大ニ関係ヲ引出し候テハ、実ニ苦慮之極ニ有之候、大隈之申様も事情尤之條理ニ有之候、乍併将来之大患ヲ憂候得バ、何とか今日ニ豫防之工夫不仕候テハ、実ニ御互之責不可逃事と存候条呉々御配慮有之度候、昨日土方面會、佐々木之模様尋候処、文部ニ被仰付候ハ、可然申居候、左スレハ過日之御内意も或ハ源因アル事歟と邪推仕候、是又一之難件と存候、(ロ) 何分條約改正清国葛藤目前ニ差迫候故、外務卿之進退極而差急事と存候、萬々期拜上閣筆候也(下線部、(イ)(ロ)は筆者)

副島に関する記述から、本書翰は明治十二年副島侍講排斥について記したものと推定されるが、他に十二年と推定した根拠を三点ほどあげておく。

①六年、岩倉が欧米視察から帰国したのは、九月十三日である。したがって本書翰が明治六年のものであったとは考え難い。

②十二年九月十日、寺島宗則は外務卿から文部卿へ、井上馨は工部卿から外務卿へ転任した。(イ)(ロ)の人選云々は寺島外務卿の進退をめぐる人選を指していると考えられる。

③(ロ)「清国葛藤目前ニ差迫」とは、十二年に問題となっていた琉球処分をめぐる清国との交渉を指していると考えられる。

ところで、家近良樹「副島外務卿排斥運動と『明治六年政変』」(文化史学会『文化史学』三八号、文化史学会、一九八二年、五五―七一頁)は、本書翰(典拠は『伊藤博文関係文書』五、九九頁、(明治六)年九月二十八日書翰)を根拠として、明治六年政変の過程における副島外務卿排斥運動について論じた。しかし原本の確認により、家近論文の根拠となった本書翰は明治十二年八月二十八日のものであり、副島排斥運動も十二年であったことが明らかとなった。

⁶(明治十二)年八月二十八日付、岩倉具視書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、六五頁)。なお、本書翰は『伊藤博文関係文書』では、明治四年と推定されていたが、註五書翰との関連から明治十二年のものと考えられる。検証のために改めて本書翰全文を掲げる。

昨夜内談に候副印事件即今之難問、三条にも別紙之通り配慮に付、種々考慮候得共、黒多之承服容易之儀に無之と推察候条、此所は貴卿十分之尽力有之度候、拙兼印は元来不可然と存込居候次第、山県云々の事被行候は、黒印も安念可致かと存候、只上之所と当人之所六ヶ敷存候得共、一方之所は両大臣にて尽力可致見込に候、大隈にも両大臣に而段々示談候処、副印其罪判然免職ならば異論無之候得共云云、内情を以て表面転職等之事に至而は自分進退実如何んとも難致旨に候、彼是於此場合能々賢慮回されたし、又(ハ)寺印返答次第他之所速に御相談夫々可相運事と存候、(ニ)佐々木之所も彼是

難事と存候候得共十分に言上可仕心得に候。何れ明日一件返書之上万端御面会御談し可申と存候。早々如此候也（下線部、

（八）（三）は筆者）

①（八）の寺印とは寺島宗則のことで註五書翰で三条が言及した外務卿の進退をめぐる問題と考えられる。

②（二）の佐々木とは佐々木高行であり、註五書翰でも「佐々木の模様尋候処」と佐々木の動向が記されている。

③本書翰の追伸には「松平信正之所弥以而御採用之事只管御依頼申候」との記述があるが、松平信正は明治十二年十月御用掛を命じられている。

7（明治十二年九月三日付、黒田清隆書翰、両大臣宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七一—五五—一

八—（二六）

8 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四〇頁

9 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四〇頁

10 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四〇—三四一頁

11 明治十二年九月九日付、大木喬任書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七一—五五—一八—（二七）

12 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四五頁

13 元田永孚「古稀之記」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）一九二頁

14 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四五頁

- ¹⁵ 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四五―三四六頁
- ¹⁶ リゼンドルの履歴については、吉野作造「日本外交の恩人將軍李仙得（一）」（明治文化研究会編『明治文化研究新舊時代』三一七、一九二七年）、里見弴「ル・ヂヤンドル年譜」（『文芸春秋』昭和二十六年七月号、一二二―一二七頁）、中村尚美「ル・ヂヤンドル外交意見 英露の極東政策と日本外交」（早稲田大学大隈研究室編『大隈研究』第二輯、早稲田大学大隈研究室、一九五二年、一六四―一八三頁）などを参照した。その他、リゼンドルを取り上げた論文には、小林隆夫「留守政府と征台論争―ルジヤンドル覚書に関する一考察」（『政治経済史学』第二九六号、一九九〇年、一一―二五頁）、「台湾事件と琉球処分―ルジヤンドルの役割再考」（Ⅰ）（Ⅱ）（日本政治経済史学研究所『政治経済史学』第三四〇号、日本政治経済史学研究所、一九九四年、一一―一六頁／第三四一号、一九九四年、一三―三二頁）、笠原英彦「ルジヤンドルと政府系英字新聞」（日本マス・コミュニケーション学会編『新聞学評論』三三三、日本新聞学会、一九八四年、二〇五―二二四頁）などがある。
- ¹⁷ 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四五―三四六頁
- ¹⁸ 宮島誠一郎「巳卯日誌」（明治十二年三月一日条）（早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎関係文書』A―五五）
- ¹⁹ 宮島誠一郎「巳卯日誌」（明治十二年三月二日条）
- ²⁰ 宮島誠一郎「巳卯日誌」（明治十二年七月三十一日条）
- ²¹ （明治十二年）年八月二十日付、伊藤博文書翰、大隈重信宛（早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』B五二／早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第一卷、みすず書房、二〇〇四年、二二四頁）
- ²² 「琉球・日本・支那関係論」（早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』A七四一）
- ²³ 伊東巳代治は、明治九年十一年兵庫県庁を辞して上京後、偶々静間健介の紹介により伊藤博文の識る所となり、その推挙に

より工部省に出仕した。以後、伊藤の知遇を得て十五年二月から十六年八月に実施された欧州憲法調査にも随行した（栗原廣太『伯爵伊東巳代治』上（晨亭会、一九三八年）三五―三八頁）

²⁴ 明治十二年八月二十二日付、リゼンドル書翰（峰源次郎訳）、平井希昌宛（「琉球処分ニ関スル批判論文ニ添ヘシ書翰」早稲田大学所蔵『大隈文書』A四四五九）

²⁵ 小林隆夫「台湾事件と琉球処分（II）」二八頁

²⁶ 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四一頁

²⁷ 明治十二年十月一日付、三条実美書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五五―一八―二七）

²⁸ 元田永孚「當官日割」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷）三四八頁

²⁹ 「或人洋行被 仰付内沙汰草案」（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―一一―一八―二二）

³⁰ 笠原英彦『天皇親政』（中央公論社、一九九五年）一四二頁

³¹ 坂田吉雄『天皇親政 明治期の天皇観』（思文閣出版、一九八四年）六六―六七頁

³² 宮内庁『明治天皇紀』第四、四四三―四四四頁、坂田吉雄『天皇親政 明治期の天皇観』六六―六七頁

³³ 明治十二年八月八日付、伊藤博文書翰、岩倉具視宛（岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五五―一八―二二）

³⁴ 「修史館總裁ニ関する書翰」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊藤博文関係文書』書類の部五五）

- 3 5 元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷) 三四一頁
- 3 6 元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷) 三四一―三四二頁
- 3 7 元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷) 三四三―三四四頁
- 3 8 元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷) 三四二頁
- 3 9 元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷) 三五〇頁
- 4 0 渡辺昭夫「侍補制度と『天皇親政』運動」(歴史学研究会編『歴史学研究』二五二、岩波書店、一九六一年) 一四頁
- 4 1 「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二、慧文社、二〇〇四年) 四一一頁
- 4 2 丸山幹治『副島種臣伯』(大日社、一九三六年) 二八四頁
- 4 3 明治十二年九月八日付、三条実美書翰、岩倉具視宛(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五六―一九―(四四)の別紙として土方の書翰を添付)
- 4 4 笠原英彦『天皇親政』一四二頁
- 4 5 宮内庁『明治天皇紀』第四、七七六頁
- 4 6 元田永孚「當官日割」(元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷) 一九七頁

第四章「副島種臣と「御宸翰」」

はじめに

明治十三（一八八〇）年三月三十一日、宮内少輔土方久元は、明治天皇の使者として副島家を訪問した。この時土方は、明治天皇の宸翰を携えていた。同年一月以来、病のため出仕を控えていた副島に辞意があることを伝え聞いた天皇は、宸翰を以て慰留したのである。叡慮に感激した副島は、四月二日に参内拝謝し、十二日から進講を再開した¹。副島は宸翰について一切口外することはなく、死する凡一年前に嗣子道正を呼び始めて宸翰を示したが、事の次第を語る事はなかったという²。

宸翰の存在が公表されたのは、明治天皇崩御から十一日後のことであった。大正元（一九一二）年八月十日、十二日の「報知新聞」は「唯一無二の御宸翰、故副島卿の辞意を翻さん為め親しく御親筆の優渥なる内勅」と題して、副島が明治天皇から賜った宸翰について報じたのである³。これによれば、副島は道正に宸翰を示した際、「我家の秘宝として伝ふべきにより我れ亡き後と雖も公にはすまじきぞ」と諭し聞かせた。しかし種臣が逝去すると道正は、「熟々思ふに恚る有難き宸翰をば一家の秘宝として私するは寧ろ憾み多し、父君の諭しに服せざるにあらねど、能ふべくんば同胞相共に聖旨を奉戴し御高德を頌せんに如かず」と考え、宮内省に伺いを立てたが「未だ其の時機にあらず」と許可が降りなかった。その後道正は、親戚大宮子の秘蔵であった光格天皇御装束の御帯を地として宸翰を表装し、その扁額を一室に奉安し日夕一族で拝していた。明治天皇崩御後、大隈重信を介して報知新聞が宸翰の公表を迫ったため、再度宮中に願い出たところ、「今は喜んで此事に同意を表せられ」た。こうして、明治天皇が副島を慰留した宸翰は、始めてその存在を世間に知らしめたのである。

ところで、大正元（一九一二）年八月十日、十二日の「報知新聞」は、この宸翰を「唯一無二」とであると報じたが、翌日（八月十三日）の「読売新聞」は、「先帝御親筆に就て」と題して「報知新聞」記事の一部に疑義を呈した⁴。

故副島種臣伯の如き伊藤博文公の如き皆 先帝陛下より御宸翰を賜り、何れも重代の家宝として永く子孫に伝ふべく頗る尊重しつゝある由なるが、過般都下の某紙に載せられたる副島伯に対する御宸翰の如きは洵に世にも珍らしき宝物なり。されど其書は、先帝陛下の御親筆にはあらず徳大寺侍従長の謹書したるものゝ由也。又御製の御親筆としては唯一つ靖国神社に納められたるものあるのみ。他には一切これなしと承る。

よく知られているように、明治二十五年に自ら政党を組織しようとした伊藤博文に、天皇は宸翰を下賜し、これを諫めた。この時の伊藤宛宸翰は、「勅諭」とも称されているが⁵、当時の官報には「宸翰下賜」と明示されている。改めて言うまでもなかるうが、副島への宸翰は「唯一無二」ではない。しかし、「読売」は「報知」の「唯一無二」に対する反論をしたかったのでなく、むしろ御親筆の真偽を伝えたかったようである。ここで、注目すべきは「御宸翰」という呼称である。広辞苑によれば「宸翰」とは「天子直筆の文書、宸筆」とある。しかし「読売」は、副島や伊藤に宛てた書翰は親筆ではないと主張しながらも「御宸翰」という表現を使用している。つまり、宸翰という言葉の原義はともかく、天皇の名のもとに発せられた書翰は全て「御宸翰」と称されていたと言えるであろう。

さて、副島を取り上げた先行研究では、副島の辞意を明治天皇が宸翰を以て慰留したという事実を、副島に対する天皇の信頼がいかに厚かったかという証左としてあげている。しかし、宸翰が下賜された経緯については、ほぼ前述の「報知新聞」の記事に依拠しているようである。また、先行研究では、副島がなぜ辞意を抱いたのかについては、ほとんど言及されていない。前章で論じたように、十二年八月に政府内に生じた副島侍講排斥論は、十月には一応の決着をみた。にもかかわらず、副島はなぜ翌年になって辞意を表明したのであろうか。

そこで本章では、改めて副島に宸翰が下賜された経緯について、一次史料によって検証を試みると共に、副島が辞意を抱いた背景についても考察を加えることとしたい。

一・副島の辞意と元田永孚の慰留

一一一・元田宛副島書翰

『元田永孚関係文書』所収の副島種臣書翰の一通に、年月日不詳ではあるが、明治十三年と推定された書翰がある⁷。その内容から、辞職を決意した副島が元田にその心境を綴ったものと推定される。生前副島は、宸翰についてのみならず、この時の辞意についても一切語らなかったということに鑑みれば、同書翰は当時の副島の心境を推察する数少ない手がかりと言えよう。以下、この元田宛書翰から、当時の副島の心境を考察してみたい。

ところで、『元田永孚関係文書』の「解題」によれば、この元田宛副島書翰は、永孚の令孫である元田竹彦氏所蔵の原本を参照し翻刻したという⁸。この竹彦氏が所蔵していた元田永孚関係史料は、後に国立国会図書館憲政資料室に寄贈された（以下「憲政元田文書」）。したがって先の副島書翰は、現在「憲政元田文書」に収められていると考えるのが自然であるけれども、「憲政元田文書」中には、副島書翰の原本は見当たらない。しかし、同書翰とほぼ同内容の書翰（写）が「副島種臣意見書」と題された書類の冒頭に附されている（以下「副島種臣意見書附属書翰」¹⁰）。第五章で詳述するが、この意見書は明治十五年に認められたものであり、意見書に附されている書翰との関連性は乏しく、整理上における何らの手違いによるものと考えられる。問題は、この筆写された書翰と『元田永孚関係文書』に翻刻所収された書翰を比較すると、幾つかの文字の違いや欠落があることである。しかし、原本が見当たらない現段階では何とも判断がつかない。そこで、『元田永孚関係文書』に掲載されている書翰全文を掲げ、「副島種臣意見書附属書翰」にしか記されていない、あるいは異なる文字は本文の脇に附し、「副島種臣意見書附属書翰」には記されていない文字は□で囲んだ¹¹。

月日種臣敬白、種臣今日奉仕、今日學業無暇、自九點鐘至于十點鐘而已、甚矣陛下之親政無怠^仕一至于此乎、若是則學課雖廢而可^胡期^亦事乎區區經藝也、人又有言學而弗思則罔、思而弗學則危、比言實地之學、願陛下勉之也、抑愚受於禮者、先

君子種彰先生也、夙興夜寐洒掃于庭、内鷄鳴起孳孳爲善者舜之徒、是夫子之教、^故聽政者常於鷄鳴也、陛下在於是乎、嗚呼種臣辱侍講一年、于茲期滿而還、是古人之攸勵翼漢疏受之攸榮、願陛下賜骸骨於臣以全于餘年也、應有別表^焉、不^將日奏聞請先醒、進講之暇且爲試而可矣、肥之陽倉谷之谿、有祖宗之^舊墳墓焉、于營于菑于東郊之隴誦于淵明之詩、自以爲得焉、至于花鳥風月之晨、弗復弁富貴之爲何物也、是臣平日之願曾一言之於陛下、^於蓋前年始奉命之時也、陛下寬大弗予儼也、嗚呼^日日月徂矣老矣且至矣髮之蒼蒼徒勞予志先醒、足下予舊僚于披腹心者誼之所在也、古人絕交弗出于惡聲矧與先醒未全謝于交者哉、蓋進與退君子之攸恒道之變化也、若先醒則佐於陛下而可請恕焉、知命翁種臣

——(某)月(某)日、種臣敬んで白す。種臣今日奉仕するも、今日学業に暇なく、九点鐘より十点鐘に至るのみ。甚しいかな陛下の親政、怠^田なきこと一に此に至るか¹。是の若くんば則ち学課廢すと雖も可なり¹。胡ぞ区々たる経芸を事とせん。人また言有り、「学びて思わざれば則ち罔く、思いて学ばざれば則ち危し」と。これ実地の学を言う。願くは陛下之に勉めよ。そもそも愚(種臣)の礼を受けし者は先君子種彰先生(種臣の亡父)なり。夙に興き(起き)夜に寐ね(寝)、庭内を洒掃す(掃除する)。「鷄鳴に起ちて孳孳として善を爲す者は舜の徒なり」と。是れ夫子(孟子)の教えなり。故に政を聴く(とる)者は常に鷄鳴においてするなり。陛下は是に在るか。ああ、種臣侍講を忝くすること一年、茲に期満ちて還る。是れ古人の励翼するところ、漢の疏広・疏受の榮とさるるところなり。願くは陛下、骸骨を臣に賜い、以つて余年を全うせしめよ。応に別表(この文とは別の上表文)有らん、不日將つて(上表文を持參して)奏聞せん。請う先醒(元田のこと)、進講の暇にしばらく試を爲して可なり。肥の陽(肥前の南)倉谷(佐賀の地名)の谿に祖宗の旧墳墓有り。ここに當し、ここに菑(開墾する)、東郊の隴においてす。淵明(陶淵明)の詩を誦し、自ら以つて得たりと爲す。花鳥風月の晨に至りては、復た富貴の何物たるかを弁せず。是れ臣の平日の願いなり。曾ち之を陛下に一言せよ。蓋し前年の始め命を奉ずるの時、陛下寬大にして予儼せざるなり。ああ、日月徂けり、老やまさに至らんとす。髮の蒼蒼たる予が志を徒らに勞す。先醒、足下は予が旧僚なり。腹心を披く者においては誼の在る所なり。古人は絶交するに惡声を出ださず。いわんや先醒とは未だ全くは交りを謝せざる者においておや。蓋し進と退とは君子の恒とするところ、道の変化なり。先醒の若きは則ち陛下を佐けて可なり。請うこれを恕せよ。知命翁種臣——

書翰の内容から、副島が辞意に至った理由を探るならば、以下の三点が挙げられる。

第一点は、御進講への不満である。前半部で副島は、たとえ学課を廃止しても、それは単につまらない経学にすぎないと記している。学課とは恐らく自分の進講を指しているであろうが、副島の本心から出た言葉とは考え難い。進講の時間がわずかなことを以て、「経藝」の講義が重要視されていないと解したのではないだろうか。

第二点は、侍講就任時の副島の決意である。後述する副島宛元田書翰からも、副島は侍講就任時に一年限りと決意していたと推察される。書翰中で副島は、疏広疏受の例を引いている。「疏広疏受」とは、漢、宣帝の時代に在世した人物である。疏広は宣帝に徴されて博士となった。後、皇太子が即位すると太傅となり、兄の子受は少傅となるが、在位五年にして、「官成り名立つて去らざれば後悔あらん」と言つて兄弟共に官を辞し帰郷した。疏受は、子受の子であり、賢良を以て挙げられ、太子家令となったが、疏広と共に官を辞した¹⁴。副島は、古人疏広疏受に習つて、今こそ引き際であると語っているのである。

第三点は、副島の隠棲への憧憬である。副島にはそもそも「山林の志があつた」という¹⁵。書翰中でも、故郷の山林で詩を吟じつつ、静かな隠遁生活を送ることへの羨望を綴っている。

右書翰からは、既に副島が辞意を固めていることが察せられると共に、その文面には一抹の寂しさを匂わせている。侍講就任時には輔導に奮発していた副島であつたが、その後の紆余曲折を経て、自身の限界を感じていたのかもしれない。

一―二・副島宛元田書翰

この書翰を受け取った元田は、どのような反応を示したのであるか。『元田永孚関係文書』には、上記の副島書翰に対する返書と推定される副島宛元田書翰も所収されている¹⁶。先の副島書翰同様、元田竹彦氏所蔵の原本を参照したとあるが、「憲政元田文書」中に原本と思しきものは見当たらない。しかし、元田直筆の同書翰の草稿が残っている¹⁷。ただ、あくまでも草稿であり原本が確認できていない現段階においては、実際に元田が同書翰を副島に送ったか否かを判断することは出来ない。しかし、副島に辞意を告白された元田が、それをどのように受け止めたのか、元田の心情を察するに不足はないであろう。尚、『元

田永孚関係文書』と「憲政元田文書」には、数ヶ所におよび文字の違いや欠落があった。本稿では、元田の直筆である「憲政元田文書」を参照し翻刻を掲げることとする。

月日永孚謹啓、比日蒙被高喻非閣下信永孚之厚何以至此焉感荷々々、閣下有云乞骸骨以養老於山林風月也、閣下高踏之志操固可尚焉、然永孚不肯憊屢致愚悃者不特私情之功亦有義理之不可已者也、今 聖天子励精凶治而 聖德之恢弘莫急於是時也、閣下自侍講於 陛下之前末期年其 聖識之進拔、閣下之所面覘自今以往日新月盛實不可失之時也、然閣下以此時牽身勇退其於自屑則可独不思、此 君乎、閣下云至輔翼 君德尊崇 王室則進退渝矣、閣下之誠忠固所夙欽焉今復何疑、然閣下又云初心期一年而出踐言者丈夫之行也、夫 聖質雖聰明進道自有銳鈍之異、是閣下之所熟知假令初期乎一年豈可執拗於茲哉必也待二年三年乃至五七年而後始可言成德之功也、堯舜之聖置而不論成湯以下之明主皆學而後成、故彼伊尹伝説皆是認耐恒久不潔已而、唯輔弼惟勤懇々倦々不已者、皆是閣下之所知而今日之勇退真可疑也、閣下又云一月僅々進講不足以益於 聖德而陛下又胡事乎区々経芸也、至斯言則閣下未出於少忍之意緒而永孚不忍論之也、以閣下之高明陛下之天質為晚成之大器既已諒知焉、何少忍以不待積累漸進之機乎、閣下又云采首陽之薇至餓死而已決不煩於朝廷、恐是一時激昂之言、永孚信閣下非平生之意也、嗚呼夷齊之心不特指呂望以下周室人以為不義人、併武王周公且以為無道人、是所以采薇餓死而不顧當為忠臣標準也、方今於当路之人物則永孚亦不保悉為君子也、然聖天子明皇后在于上、英明仁慈將有日益進焉、閣下月次侍講其論道講德無不尽言、而陛下亦謙虛垂聽而不疑矣、比日来聞閣下之病蓐也垂問再三、是閣下之所知也、閣下之赤誠忠胆何答 而陛下不以積累漸進以務為晚成之德、遽以采薇之言煩於 聖聽乎、永孚実惑焉、曩日閣下謂永孚云聞 陛下之内旨則不能直辭焉、謹答祈宝祚之悠久如進退之節則猶有所考矣、僕已以此言奏於 陛下、 陛下未察閣下進退之所決日夜憂勞不置、永孚每拜、聖顔未曾有不及閣下進退、足以察陛下眷顧閣下之厚也、更請閣下幡然反思直脱病蓐入謝 而陛下之恩顧、進講大道退著述作、不采西山之薇而嘯詠東海之風月、不顧瑣々權貴俗客之嫌疑、而樂堂々先聖後哲之同於已疑於我、而浩然無所顧從容自得則与累而悖 聖意之眷愛、自屑以虧 聖德之輔翼棄絶世、孰得孰失閣下之高明必有所忖焉、國詩云山之奥兮鹿兮鳴大中君子豈為放於山林縱於江湖而後快哉、以閣下之辱知敢尽愚悃如此高明幸恕焉

——(某)月(某)日、永孚謹んで啓す。比日、高諭を蒙被(頂戴)す。閣下永孚を信ずるの厚きに非れば何ぞ以つて此に至らん。感荷(感謝)す、々々す。閣下云う有り、骸骨を乞い以つて老を山林風月に養わんと。閣下高踏の志操固(まこと)に尚ぶ可し。然れども永孚肯んぜず、懲慚(懲り)しばしば愚悞を致すもの、特だに私情の功のみにあらず。また義理の已む可からざるもの有ればなり。今、聖天子励精治を図る。聖徳の恢弘是の時より急なるは莫し。閣下、陛下の前に侍講たるより未だ期年(二年)ならず。それ聖識の進拔、閣下の面覘するところなり。今より以往、日に新たに月に盛んに、実に失う可からざるの時なり。然るに閣下は此の時を以つて身を牽き勇退せんとす。それ自ら屑くするにおいて則ち独り此の君を思わざる可けんや。閣下云う、君徳を輔翼し王室を尊崇するに至りて則ち進退渝わると。閣下の誠忠固より夙に欽うところなり。今復た何をか疑わん。然れども閣下また云う、初心一年にして出づるを期す、言を踐むは丈夫の行いなりと。夫れ聖質聡明なりと雖も、道を進む自ら鋭鈍の異有り、是れ閣下の熟知するところなり。たとい初めより一年を期すとも、豈に茲に執拗す可けんや。必ずや二年三年、ないし五七年を待ちて後、始めて成徳の功を言う可きなり。堯舜の聖は置いて論ぜざるも、成湯(殷朝の初代王)以下の明主みな学びて後に成る。故に彼の伊尹の伝説、みな是れ忍耐恒久にして己を潔くせず(あえて世俗の泥をかぶる)。而して唯だ輔弼に惟れ勤め、懇々倦々(心を尽くす)として已まざるもの、みな是れ閣下の知るところ。而れば今日の勇退真に疑う可きなり。閣下また云う、一月僅々の進講以つて聖徳を益すに足らず、而して陛下また胡ぞ区々たる経芸を事とせんと。斯の言に至りては則ち閣下未だ少忍の意緒に出でず、永孚之を論ずるに忍びざるなり。閣下の高明を以つてせば、陛下の天質晩成の利器為る、既に已に諒知せん。何ぞ少らく忍び以つて積累漸進の機を待たざるか。閣下また云う、首陽(首陽山)の薇を采り餓死に至らんのみ、決して朝廷を煩わさずと。恐らく是れ一時激昂の言にして、永孚、閣下平生の意に非ずと信ず。ああ、夷・齊(伯夷・叔齊)の心特だに呂望(太公望呂尚)以下周室の人を指し以つて不義の人と為すのみにあらず、武王・周公旦(武王の弟)を併せ以つて無道の人と為す、是れ薇を采り餓死して顧みざるを当に忠臣の標準と為す所以なり。方今、当路の人物においては則ち永孚また悉く君子為るを保せざるなり、然れども聖天子・明皇后上に在り、英明・仁慈將た日に益し進む有り。閣下月次侍講し、その道を論じ徳を講ずること言を尽さざる無し、両陛下また謙虚垂聴して疑わず。比日来聞く、閣下の病蓐にあるや垂問再三すと。是れ閣下の知るところなり。閣下の赤誠忠胆、何ぞ両陛下に答うるに積累漸進以つて務めて晩成の徳を為すを以つてせず、遽かに采薇の言を以つて聖聴を煩すか、永孚実に惑う。曩日閣下永孚に謂いて云わく、「陛下の内旨を聞きては則ち直辞する能わず。」「宝祚(帝位)の悠久を祈り、進退の節の如きは則ちなお考うるところ有り」と謹答せんと。僕已に此の言を以つて陛下に奏

す。陛下未だ閣下の進退の決するところを察せず、日夜憂勞して置きたまわず、永孚聖顔を拝するたびに未だかつて閣下の進退に及ばずんば有らず、以つて陛下の閣下を眷顧するの厚きを察するに足るなり。更めて請う、閣下幡然として思を反し、直ちに病瘳を脱して入りて両陛下の恩顧を謝せられよ。進みては大道を講じ、退きては述作を著し、西山の薇を採り東海の風月を嘯詠せず、瑣々たる権貴俗客の嫌疑を顧みず、而して堂々たる先聖後哲の己に同じきを楽しみ、我に疑うも浩然として顧みるところ無く、従容として自得せよ。則ち累ねて聖意の眷愛に忤り自ら屑くして以つて聖徳の輔翼を虧き世を棄絶すると、孰れか得孰れか失なる、閣下の高明必ず扱ぶところ有らん。国詩に云う、山の奥、鹿鳴けりと。大中（中庸公正）の君子、豈に山林に放ち江湖に縦ままにして後に快と為すか。閣下の辱知を以つて敢て愚悞を尽くすこと此の如し。高明幸いにこれを恕せよ。――

副島は学課を「區區經藝也」と記したが、元田はこれに強く反論している。そして、仮令当初一年限りと心に決めていたとしても、それに固執することはないではないかと記している。

薩長閥を中心とする有司専制に対して、天皇親政を強く主張し他の侍輔らと共に行動を起こした元田にとって、君徳培養は焦眉の課題であった。今こそ陛下に学業が必要な時であり、だからこそ副島の力が必要だと記した。元田はまた、天皇が副島を心配している様子を見ると、如何に副島を寵愛しているかが察せられるとも語っている。そして最後に、藤原俊成の和歌「世の中よ 道こそなけれ 思ひ入る 山の奥にも 鹿ぞ鳴くなる」¹⁸を引いて、世の中に逃れる道などないものであると、副島に翻意を求めたのである。

二・天皇の「御宸翰」

二一・元田による宸翰の起草

前節において、副島が元田に辞意を綴った書翰を示したが、この書翰はいつ元田に届いたのであろうか。「明治十三年庚辰一

月日記」（以下「元田日記」）の二月三日条には「風感全愈朝九時参 内、副島進講因所労不参 皇后宮元明史略進講 副島所
 労訊問呈書返輸来ル、午後帰邸」と記されている¹⁹。副島は十三年に年が改まって以降、病を理由に一度も参内をしていなか
 った。「侍講局日記」十三年一月七日条には、

一、副島御用掛一侍講心得二付、本日進講可致ノ處、先頃より処労二付不能出仕候旨申出有之候事

と、所労による副島の進講欠席が記されている²⁰。そして一月十七日に陪食を仰せ付けられた際も、所労を理由に欠席した²¹。
 「副島所労訊問呈書返輸来ル」とあることから、二月三日もしくはそれ以前に、元田は副島に書翰を送り病状を尋ねていたの
 であろう。それに対する返書がこの日届いたのである。この返書が前節で紹介した書翰であるか否かを判断することは出来な
 いが、「元田日記」二月十九日条には「午後副島ヲ訪、所労ヲ問ヒ出仕ヲ勸ム、四時帰邸」と記されている²²。たとえ進講が滞
 っていたとしても、もし副島が病床にあつたならば、元田も敢えて出仕を勧めはしないであろう。恐らく、この時既に元田は、
 副島に辞意があることを知っていたのではないだろうか。そうであるならば、副島家訪問も又、副島を慰留する目的であつた
 とも考えられ、二月三日に元田が受け取った書翰が、先に紹介した副島書翰である可能性も少なくない。残念ながら、明治十
 三年の「元田日記」は二月二十三日で終わっているので、その後元田と副島の間で、どのようなやり取りがあつたのかは明ら
 かではない。最終的に副島は、天皇から宸翰を賜つたことで辞意を撤回した。

さて、「憲政元田文書」には元田の筆による、宸翰草稿書類が残っている²³。したがって、宸翰の文面は元田によって起草さ
 れたと考えるのが妥当であろう。

二―二・「御宸翰」と辞意撤回

三月三十一日、土方は勅使として副島家を訪問した。土方の日記には²⁴、

同三十一日、雨、九時、御内命を以副嶋種臣方に行、十一時に出仕拝謁之上復命致候、三時退出ス

と記されている。従来、土方の副島家訪問は夜間であつたとされてきたが²⁵、実際は、午前中の出来事であつたようである。

副島への宸翰には優渥な言葉が綴られていた（【写真七】参照）。

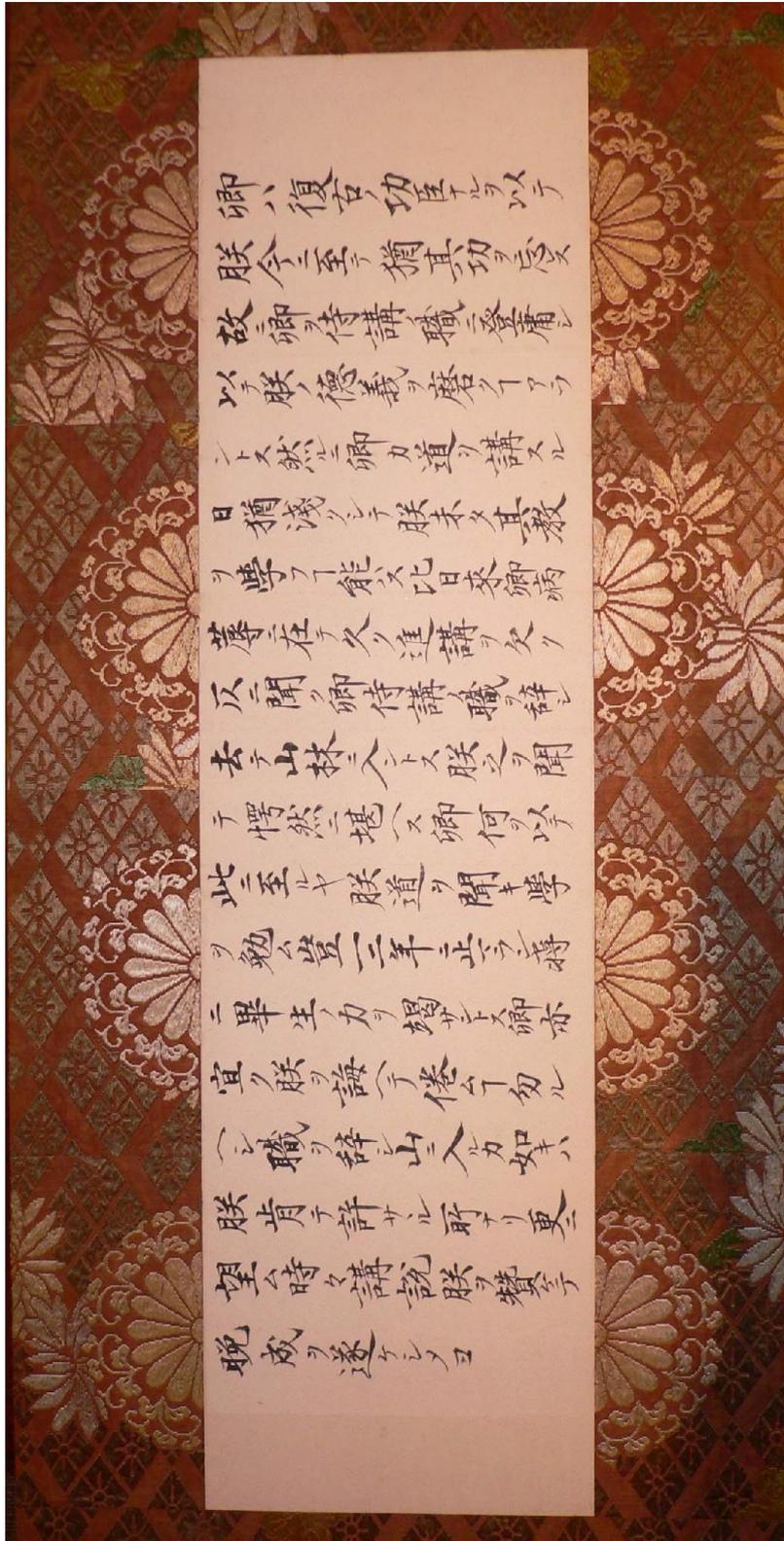
卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス、故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ以テ朕ノ徳義ヲ磨ク事アラントス、然ルニ卿力道ヲ講スル日猶浅クシテ朕未タ其教ヲ学フ事能ハス、比日来卿病蓐ニ在テ久ク進講ヲ欠ク、仄ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辞シ去テ山林ニ入ントス、朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘス、卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ、朕道ヲ聞キ学ヲ勉ム、豈一二年ニ止マランヤ、将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス、卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ム事勿ルヘシ、職ヲ辞シ山ニ入ルカ如キハ朕肯テ許サ、ル所ナリ、更ニ望ム、時々講説朕ヲ賛ケテ晩成ヲ遂ケシメヨ

副島を、維新の功臣としてその功を未だ忘れず側に置き、今後も自分を教え導いて欲しいという、宸翰を受け取った副島の感激は想像に余りある。副島は、四月二日に参内して天皇に拝謁し、同月二十日から進講を再開したのである²⁶。

ところで、元田は宸翰起草の際に何度か修正加筆を加えているが、当初の草稿と思しきものを紹介しておこう²⁷。

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス、故ニ卿ヲ以テ侍講ノ職ニ登庸シ以テ朕ノ徳義ヲ磨ク事アラントス、然ルニ卿力道ヲ講スル日猶浅クシテ朕未タ其教ヲ学フ事能ハス、頃来卿病蓐ニ在テ久ク進講ヲ欠ク、朕両次之ヲ問フ未其審報ヲ得ス、窃ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辞シ去テ山林ニ入ントス、朕之ヲ聞ク驚駭ニ堪ヘス、卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ、朕道ヲ聞キ徳ニ進ム魯鈍ニシテ速ニ成功ヲ期シ難シ、将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス、卿宜ク忍耐倦ム事無ク啓沃斲後已ムヘシ、但其官職ノ卿ヲ煩ハスハ之ヲ解クモ卿力意ニ任スヘシ、其山林ニ入ルカ如キハ、果シテ妄伝ニ非サルモ、朕力敢テ許サ、ル所、故ニ永ク宮中ニ出入シ朕ニ咫尺シテ講説啓沃、朕ヲ賛ケテ以テ道徳ニ至ラシメヨ

多少の文言の差異は置いて、大きく訂正された点が幾つかある。まず、「朕両次之ヲ問フ未其審報ヲ得ス」の部分は、最終的には削除されたが、先の元田書翰の「陛下未察閣下進退之所決日夜憂勞不置 永孚每拜 聖顔之未曾有不及閣下進退」という文言と相通じている。また、「朕道ヲ聞キ徳ニ進ム魯鈍ニシテ速ニ成功ヲ期シ難シ」と記している部分は、元田と天皇の関係を考える上で興味深い。元田が忠臣であったことに議論の余地はないが、元田から見れば明治天皇は孫ほども年が離れていた。宸翰を起草する前々年（十一年）の五月、大久保利通内務卿が暗殺された際には、侍補らが打ち揃って天皇に諫言しているよ



【写真7】 明治天皇が明治13年3月31日、副島に下された御宸翰

(佐賀県立佐賀本丸歴史館所蔵)

うに、元田は天皇を未だ成長過程にあり、輔導が必要であると見ていた。

最も注目すべきは、「但其官職ノ卿ヲ煩ハスハ之ヲ解クモ卿力意ニ任スヘシ（中略）故ニ永ク宮中ニ出入シ朕ニ咫尺シテ講説啓沃」という部分である。副島が敢えて望むならば、侍講の職を辞すことは認めるが、尚親しく宮中に出入りして時々意見を述べよ、と記している。前年（十二年）侍補職廃止に伴い侍補職を解かれることとなった徳大寺、佐々木、土方、元田、吉井らに対して、天皇は「今次侍補廃せられたりと雖も、爾後各々言はん」と欲することあらば腹藏なく之れを奏聞すべし」とした²⁸。元田は、この時の天皇の言葉を思い浮かべていたのであろうか。しかしその後、「但其官職ノ卿ヲ煩ハスハ、若シ乞フ所アラハ朕当ニ処スル所アルヘシ」と婉曲的な表現に改められ、最終的には削除されている。前節で紹介した書翰を見る限り、元田が副島の辞職を容認するとは考え難く、天皇もまたそれを望んではいなかった。「卿力意ニ任スヘシ」では、額面どおりに受け止め、辞職をするとも限らない副島の性質を考慮した上での削除であったのかもしれない。

さて、宸翰を賜り数ヶ月ぶりで参内した副島に、徳大寺は「豈一詩なかるべけんや」と自分の白扇に揮毫を求めたところ、副島直ちに筆を執って次の詩を書いたという²⁹。

日々抱経朝建章 衣裳常惹御爐香 君王恩沢元深重 未敢放臣煙水郷

——日々経を抱きて建章に朝す 衣裳常に御爐の香を惹く 君王の恩沢元より深重 未だ敢て臣を煙水の郷に放たしめず——

三 副島の辞意とその背景

これまで見てきたように、副島は侍講に就任する際、一年限りと期しそれを口外していたようである。また、年頭から病床にあつたことも偽りではないであろうが、三月三十一日に宸翰を賜ると四月二日には参内し、二十日から進講を再開しているという事実を見る限り、侍講の職を遂行できない程の重病に臥していたとは考え難い。渡辺幾治郎氏は、十三年の副島の辞意について「病氣もあつたが、政府との関係が面白くなかつたからであつたらしい」とし³⁰、柳田泉氏は「当時の侍講というの

は、ただ天皇の読書のお相手をするだけではない、いろいろ御下問があそばされそれに答えるのである。そうした側近の位置に剛直な副島がいることを、藩閥政府の連中はよろこばず、いろいろな手をつかつて、副島をいびり出しにかかった。それで副島も、別にいびり出しに恐れたわけではないが、あまりに小人的なやり方に腹が立ったので、侍講をやめようとした」と記しているが³¹、副島が辞意に至った経緯を具体的に示してはいない。

前章で見てきたように、副島の侍講就任については紆余曲折があり、一部の参議は就任決定後もその処遇に不満を漏らしていた。そして黒田の建言を契機に、副島の排斥をめぐって政府内を二分する対立にまで発展した。天皇の英断により、副島の海外派遣は実現しなかったが、黒田らの不満が完全に払拭されたわけではなかった。こうした諸々の出来事が、副島の辞意につながったと考えらることは容易である。しかし副島は、天皇の意を受けた元田の訪問によって、閣内で生じた自身を排斥する声を聞いていた。これ以前、そしてこれ以後の副島の直情型の行動から考えれば、もし副島排斥論を遺憾として辞職を決意するならば、元田から事の真相を問ひ質された時点で辞意を表明していたであろう。したがって、十三年の辞意を、十二年に生じた副島排斥運動のみを根拠として論じることが出来ない。

同時期の副島の様子を伝える史料は少ないが、同郷の佐野常民は大隈に次のような書翰を送っている³²。

謹呈 今朝副島先生相尋候処、甚深案致し候ハ、今少シ唯今之通ニ候得者、拙之所見ニ而ハ、必病を發シ可申模様ニ有之候間、同氏洋行之儀神速ニ御運ひ相成度、右は全く 聖慮ニ出テ不申候半而ハ、是迎も相行レ申間敷ニ付、岩公カ元田カ聖旨を奉シ眼病中ニ付同人宅に就て、先以 聖慮奉戴候様御運ひ被下度、就而ハ今日明朝間ニも岩公ニ右之段、御打合被下度相願候、此義ハ決シテ御遅延然間敷奉存候、委曲明日拜晤之上可申上候得共、一日も遅速ヲ争ひ候と存候間、先以書中申上候、草々敬具

書翰の日付は三月十四日であるが、年数は記されていない。佐野は、聖旨を奉じて副島の洋行を実現させようとしているので、副島の侍講就任後のものであると考えられる。副島の侍講就任は十二年四月であるから、十三年以降ということになる。また、大隈は十四年十月の政変で野に下っている。したがって、十三年か十四年の書翰ということになるが、本稿で論じた事

「実から勘案すると十三年三月十四日の書翰の可能性が高い。

佐野書翰を十三年三月十四日と推定するならば、副島洋行論が再燃していたと考えられる。前述したように、副島侍講排斥論が生じた際、副島排斥を唱える黒田と擁護する大隈が対立し、両者の辞職問題にまで発展した。その際、妥協案として提案されたのが、副島の海外派遣である。この時は、元田の言を入れた天皇の反対により実現しなかったが、佐野書翰から判断すれば、副島の洋行は再度検討されていたのであろう。また、当時副島は眼病を患っていたことも窺える。

ところで、書翰からも明らかのように、佐野は副島を速やかに洋行させるべきだ、という意見であった。「今少シ唯今之通ニ候得者、拙之所見ニ而ハ、必病を發シ可申模様ニ有之候間」と文面からは、副島が深刻な問題を抱えていたことが窺えるが、その詳細は明らかではない。現段階では、他に当時の副島の状況を伝える史料に遭遇していないため、副島の辞意の真相をこれ以上考察することは出来ない。しかし、副島が辞意を抱いた要因の一端は、第二章、第三章で見えてきたような、政府の副島に対する根強い不信感にあったのである。

おわりに

三月二十日、岩倉は元田に宛て書翰を認めた³³。

前略 今朝出勤候処、上より副島進退之事御沙汰有之、過日来彼是御配意、足下え云々被命候御次第、巨細相承候。就而は小生にも、大隈・佐野兩人と追々内話之筋も有之、右言上之末足下佐野御出会に而、御懇談候は、可然存候次第御座候間、同人え御談じ可然考慮有之度存候。尤小子にも不日巨細可及御面談候。草々以上

天皇は、病のため出仕を控えていた副島の身を案じ、二月十三日にも鮮魚一台を下賜していた³⁴。その後も一向に出仕する気配のないどころか、辞意を漏らしていることを耳にし、元田へ「云々被命」た。かつて筆者は、元田が宸翰の起草を行って

いったことを以て「恐らく、副島の辞意が固いことを知った元田が、最後の手段として『御宸翰』という一計を案じたのではないだろうか」と推測したが³⁵、岩倉書翰の文言から再考すれば、副島の辞意を伝え聞いた天皇が、元田に宸翰の起草を命じたとみる方が自然である。いずれにせよ、天皇の命がなければ宸翰は存在し得ない。天皇が副島の辞意を慰留したことは、紛れもない事実なのである。

1 宮内庁『明治天皇紀』第五（吉川弘文館、一九七一年）四四頁

2 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）二〇頁。但し、副島宛明治天皇書翰を始めて一般に公表した大正元年八月十日付「報知新聞」においては、副島が同書翰を道正に見せたのは、死する三年前であったと記している。

3 『報知新聞』大正元年八月十日、十二日号

4 『読売新聞』大正元年八月十三日号

5 宮内庁『明治天皇紀』第八（吉川弘文館、一九七三年）三二―三三頁

6 内閣官報局「官報」第二六〇七号、明治二十五年三月十二日付

7 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』（山川出版社、一九八五年）三四五頁

8 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』所収の書翰には、それぞれ所蔵先を示す番号が付されている。

9 伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年）四〇四―四〇六頁

10 「副島種臣意見書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類一〇九―一二）

¹₁ 本文でも記したとおり、原本が不明であるため、文章として疑問が残る箇所もそのまま読み下し、以下その旨を註に記した。
 なお、読み下しについては、早稲田大学大学史資料センター研究調査員木下恵太氏にご教示頂いた。

¹₂ 「甚矣陛下之親政無怠^田一至于此乎」の「仕」は不可解であるが、そのまま読み下した。

¹₃ 「若是則學課雖廢而可^胡事乎區區經藝也」の「期」は「期す可し」とも読めるがやや不自然と思われる。

¹₄ 小竹武夫訳『漢書』下巻（筑摩書房、一九七九年）三一一頁

¹₅ 丸山幹治『副島種臣伯』三〇一頁

¹₆ 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』一六一―一六二頁

¹₇ 副島種臣宛元田永孚書翰（按）（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類八三）

¹₈ 片野達郎・松野陽一校注『新日本古典文学大系十 千載和歌集』（岩波書店、一九九三年）三四四頁

¹₉ 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷（元田文書研究会、一九六九年）二四九頁

²₀ 宮内庁書陵部所蔵「侍講局日記」

²₁ 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷、二四六頁

²₂ 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷、二五一頁

²₃ 「副島種臣への勅語」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類一〇七―二九、一〇七―三〇）

²₄ 土方久元『土方久元日記』明治十三年三月三十一日条（首都大学東京図書館情報センター所蔵、C七）

²₅ 例えば、丸山幹治『副島種臣伯』一九頁

²₆ 宮内庁『明治天皇紀』第五、四四頁

²₇ 「副島種臣への勅語」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類一〇七―二九）。但し本稿では修正加筆以前の部分で翻刻した。

²₈ 宮内庁『明治天皇紀』第四（吉川弘文館、一九七〇年）七八〇頁

²₉ 丸山幹治『副島種臣伯』二九八頁

³₀ 渡邊幾治郎『明治天皇の聖徳重臣』（千倉書房、一九四一年）九九頁

³₁ 柳田泉『心影・書影』（桃源社、一九六四年）一六六―一七一頁

³₂ （明治十三）年三月十四日付、佐野常民書翰、大隈重信宛（早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』B一一九―七）

³₃ （明治十三）年三月十四日付、岩倉具視書翰、元田永孚宛（沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』、二九七―二九八頁）。なお、『元田永孚関係文書』中では、本書翰の年代を明治十二年と推定しているが、①十二年三月時点で、未だ官職についていない副島について「副島進退之事」との表現は不自然である、②十二年三月二十日前後元田は湯治休暇で東京を離れている、ことから本書翰が十二年である可能性は低い。本稿の内容と註二九の佐野書翰との関連から、本書翰を明治十三年にものと推定した。

³₄ 宮内庁『明治天皇紀』第五、四四頁

³₅ 拙論「副島種臣と御宸翰」（『社会学研論集』九、早稲田大学大学院社会科学学研究所、二〇〇七年）

第五章 副島種臣と佐賀開進会

はじめに

明治十三年、宸翰を下賜されたことにより辞意を撤回した副島は、その後も侍講職に留まり職務に励んでいた。一方民間では、愛国社再興を契機として、国会開設を求める声が全国各地に拡がっていった。こうした中、明治十四年十月八日、副島の郷里佐賀において「開進会」が誕生した。

開進会は、士族反乱の系譜をひく憂国党と、国権論的な共同社と、米倉経夫らの民権派の三派が合体して成立した政治結社である¹⁾。開進会を取り上げた先行研究には、杉谷昭「佐賀開進会の設立過程」(九州大学九州文化史研究施設編『九州文化史研究所紀要』第二二号、九州文化史研究所、一九七六年、一九三―二一九頁。後に、佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷、佐賀市、一九七八年、三八三―四〇七頁)、水野公寿「九州改進黨覚え書」(熊本近代史研究会編『近代熊本第一』第一号、熊本近代史研究会、一九七〇年、一一五―一三三頁)、同「九州改進黨の結成について」(熊本近代史研究会編『近代熊本第二』第二号、熊本近代史研究会、一九八三年、四七―八三頁)がある。杉谷氏は、開進会の会員であった山辺生芳や米倉経夫の日記等の一次史料によって開進会の実態を明らかにした。また水野氏は、九州改進黨に参加した結社の一つとして佐賀開進会を挙げ、主として新聞記事からその動向を紹介している。本章はこうした先行研究に依拠しつつ、以下の三点の検討を試みるものである。

第一点は、副島と開進会の関係を検討することである。開進会主義書が副島の口述を筆記したものであったこと、十四年秋の開拓使官有物払下げ一件に際し、副島が故郷の同志に出京を呼びかけたことは、先行研究において指摘されているけれども、両者の関係について詳細な検討はなされていない。そこで改めて両者の関係を考察し、開進会における副島の影響力について考えてみたい。

第二点は、諸岡正順の人物像を明らかにすることである。諸岡は、前述した官有物払下げ一件の際、副島の意向を伝えるため帰郷した人物である。諸岡については、副島の甥、娘婿であること以外は、従来ほとんど言及されることがなかった。開進会と副島の関係を考える上で、諸岡の果たした役割を考察することは意義のある作業であろう。

第三点は、佐賀開進会と東京改進黨の関係を検討することである²。東京改進黨については、柳田泉『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想―（我觀社編『我觀』我觀社、一九三六年、一二七―一三七頁）が、十五年五月に副島の門人が中心となつて奔走し成立した組織であるとし、「改進黨約書」「改進黨心得」を紹介している。従来、佐賀開進会、東京改進黨を扱つたそれぞれの先行研究においては、両者の関係については全く触れられていない。しかし柳田論文に紹介された「改進黨約書」は、副島の口述とされる「開進会主義書」とほぼ同様であり、設立時期も相前後している。したがつて、両者の間に何らかの関係があつたと考えるのは自然であろう。また、東京改進黨については、その動向等はほとんど明らかとなつていない。佐賀開進会との関係を視野に入れながら、東京改進黨の実態についても考察していくこととしたい。

一・佐賀開進会

一―一・開進会主義書

十五年三月二十四日の東京日日新聞は、「開進会」と題した記事を掲載した³。

此程佐賀にて組織せられし開進会の主義書と云へるを得たれば左に録す、尤も本会ハ漸急折衷党とも謂ふべきもの歟、亦近時党派の続立する一端を見るべし、

開進会主義書

我輩ハ開進党ナリ、蒙昧ヲ開キテ善良ニ進ムナリ、凡事漸ニスベキアリ急ニスベキアリ一途ニ拘ベカラズ、漸ニスベキト

開進会本部佐賀幹事	石隈吉甫、花房重治、横山萬里、武富時敏、江口六蔵
佐賀区委員	横山萬里、花房重治、石隈吉甫、武富時敏、横尾純喬、武富陽春、田中種審、米倉経夫、村岡 ^{〔敦達〕} 遠致、野田常貞、横尾義勇、大隈重徳、安住藤太、大塚義克、武富重実、秀島朝徳
上佐賀区委員	中西新輔、高木貞光、村島七郎、宮島盛貞、西川種近、垣内房諧、南里義四郎、小池田和一、今村平六、勝屋玄九郎、菰田文平
八戸区委員	生田源八、村田九郎、江口六蔵、香田権作、馬郡春海、峯勉助、本野順助、堤長定、 <input type="checkbox"/> 倉駿次郎
境原区委員	坂井責四郎、石井忠窮、田中伸一、田中快蔵、関義明、志田寅一、陣内利武、大園茂徳、西岡千代吉、野中師道、鑰尾季典
苔野区委員	三島佐五郎、山口保夫、納富克夫、中橋藤次郎、島内一郎、石井寛一

【表一】佐賀開進会の各地区委員一覧

キハ則漸ニスルヲ以テ漸進党ト謂レテモ可ナラン、風俗教化ノ如キハ漸ヲ以テ成ルモノナリ、更革ノ際ハ急激ニスル事モアルベシ、急進過激党ト謂レテモ可ナラズ、尚モ小民社約ノ困難ハ解カシメン事ヲ要ス、此小民ナルモノハ後ガ後程多クナルモノナリ、今ヨリ後人口繁衍セバ土ニ開クベキノ資ナクシテ而食ヲ仰グノ取ルベキナケン、此時ニ当テ流離顛沛ヲ餘所目ニ視流スハ人類同儕ノ意ニ非ズ、夫人生ル、時ヨリ国民ノ名ヲ被ラザルハナシ、宜ク亦撰挙被撰挙ノ権ヲ有スベキナリ、此理ヲ以テセバ社会党ナリ、我国アリテヨリ君父アリ、榮貴ノ二字ヲ君父ニ譲ルゾ忠孝ノ本意ナレ、斯クテハ王党トアルモノ何ノ不可力之有ン、道義ヲ以テ起チ道義ヲ以テ処ル、我道義ハ天ノ賦スル儘ノ自由ナリ、仁ニ当テハ師ニサヘモ譲ラズ純然タル自由党ナリ、此数党備テ而後ニ開進党ナリ、偏言偏行ハ完璧ニ非ルナリ、且我輩之ヲ觀ル王者党ナシ決ヲ多類ニ取ル、苟モ此義ヲ推セバ天下ノ公道成ル

肥前 開進会

右主義書ナルモノハ去年十月副島種臣先生口述セラレタル儘ヲ郷党子弟筆記セシモノ、開進会ナルモノハ去年十月以来改テ開起セシ所ニシテ旧征韓憂国両党ヲ併セ東西諸郡邑ニ敷延セルモノ方今有ルトコロ五区会、曰ク境原区、曰ク苔野区、曰ク八戸区、曰ク上佐賀区及ビ佐賀区、佐賀ヲ以テ本部トシ益伸張ヲ務ム、今回ノ九州大会同相済ミタラバ、尚幾層ノ進力ヲ鼓シ立所ニ今十四五区モ増置セラルベク、且又新旧共益誠一着実ノ挙動ヲ務メ愈清純ノ学識ヲ養ハシメラル、事ト信スルナリト云々

「地元の記録にこの主義書は存しない」とのことであるが⁴、国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任関係文書」には、「開

進会主義書」と題された書類が所収されている⁵。同書類には、上記で紹介した「開進会主義書」と共に、各地区委員の名簿が納められている(【表一】参照)。

主義書、名簿共に日付は付されていないので、同書類がいつ記されたのかは明らかではないが、「米倉経夫日記」(以下、「米倉日記」)の十二月二十四日条及び二十五日条には次のように記されている⁶。

二十四日宗龍寺ニ於テ討論演説会ノ末、開進会懇親宴ヲ開ク、会スルモノ七十三名、席上演説等アリ、頗ル盛会ナリキ、席上演説ヲ為ス者、江藤松次郎・野田常貞・甘木某・村岡致遠・末永寛次・武富時敏・大塚義克・田中伸一・江口六蔵九名并ニ境原区員ノ代理トシテ蓮池ノ人板井某祝詞ヲ朗読ス、○此日開進会佐賀区会ノ本部委員十六名公撰アリ、余亦タ其撰ニ当ル二十五日開進会各区委員ノ会アリ、此時、区ノ成立チシ者、佐賀区・境原区・久保田区・上佐賀区・川久保区ノ五区アリ、各区委員ノ数総テ五十余名、此日会スル者四十六名、開進会規則ノ修正案ヲ議定シ、主義書ノ確定式ヲ為ス、本部幹事五名ヲ公撰ス、石隈吉甫・花房新治郎・横山萬里・江口六蔵・武富時敏撰ニ中ル

区名に多少の相違はあるが、総人数、本部委員の顔ぶれ等から判断して、「大木喬任文書」に残る各区開進会名簿は、十二月二十五日に開かれた開進会各区委員の可能性が高いであろう。先行研究においては、開進会に参加した主要なメンバーの名前は挙げられているが、それらは「米倉日記」や新聞記事に登場する人物のみであり、ここまで詳細な人名は挙げられていない。今後の佐賀開進会研究においては、会員個人々人に関する人物研究の必要性が既に指摘されているが⁷、こうした観点に立つならば、先に掲げた名簿は有益な一助となるであろう。

さて、話を副島口述の「開進会主義書」に戻そう。開進会が正式に設立したとされる十月八日の大会では、「趣意目的ヲ決定」し、「趣意書ノ第一条ハ(天皇陛下ヲ輔翼シ民権を張り憲法を定むる事)第二条・第三条は委員十八名を置く事に関する条」で「会員異議なく之に決定」したとの記述が残っているが、この日「主義書」が議題に挙げられた形跡は見当たらない。「主義書」の検討がいつからなされていたのかは明らかではないが、「米倉日記」によれば、十二月二十五日に開催された開進会各区委員会では、開進会規則修正案議定と共に主義書の確定式がなされている。この「主義書」は、東京日日新聞で紹介された「開進



【写真8】米倉経夫の墓
(佐賀市・高伝寺)

会主義書」と同一であると見てよいであろう。

水野氏は、「開進会主義書は副島種臣が口述したままを郷党子弟筆記したものといわれ、開進会の討議をへているものではない」と語っている。確定式が行われたことを以って、必ずしも討議を経たと言うことは出来ないが、副島の口述による「開進会主義書」は、十二月二十五日の会合において、佐賀開進会の主義書として正式決定がなされたのである。

一―二・ 開拓使官有物払下問題

副島と佐賀開進会の関係を考える上で欠かすことが出来ないのは、開拓使官有物払下げを巡る問題である。

開拓使官有物払下げ事件に憤慨した副島は、明治十四年十月五日付で有栖川宮熾仁親王・大隈重信宛に建白書を提出した。その内容は、藩閥政府を批判すると同時に、政府人事の構想まで示すという過激なものであったが、副島の行動は建白書提出だけに留まらなかった。「米倉日記」十月一日条には、

開拓使官有物払下一件二付、副島先生ノ依託ニヨリ、二、三日
日前、東京ヨリ諸岡九一〔乳〕帰県シ、六名程出京スベキ筈ニ付、
本日憂国連共同社連其外集會ス

と記されている¹⁰。建白書の内容からも、副島は同志と共に藩閥政府の不正を糾弾しようとしていたのである。この副島の呼びかけに対して、佐賀開進会の示した言動を検証することは両者の関係を窺う上で重要である。

前述のように、十月一日、副島の意向について討議するため、「憂国連共同社連其外」が集会した。具体的にどのような議論があったのかは不明であるが、十月六日には「公開演説会を開て黒

田長官と政商との間に醸された不正事件を糾弾して民論に訴へた¹¹。同日付の「米倉日記」には、¹²。

六日与賀馬場芝居場ニ於テ公会政談演説会ヲ開ク、会主ハ平田豊蔵ナリ、演説者ハ江藤松次郎、江副靖臣并ニ余、次ニ野田常貞・武富時敏・諸富^{〔副〕}九一ナリ、聴衆凡ソ二千四百人ノ由、余ハ（輿論ノ敗ヲ取ラシムル勿レ）ヲ演ス、午後七時頃ヨリ初メ同十時頃終ル

と記されている。「聴衆凡ソ二千四百人」という記述からは、演説会がいかに盛況であったかが窺える。そして、この日の演説会では諸岡も壇上に登っている。副島の使いとして帰郷した諸岡に対して、武富時敏は「今日の事輿論を喚起して後援を為さなければいかぬ。演説会を開て君は官有物払下の不正事実を民衆に知らしめよ、余も亦共に論ずる所あるべし」と語ったという¹³。副島の官有物払下げ一件に対する憤慨は、人々の共鳴を得たと見えよう。そして、十月十日に田中種審、武富、諸岡が東上したが、同日付の「米倉日記」は三者の東上と共に、もう一つ興味深い記述がある¹⁴。

十日此日田中種審・武富時敏・諸岡^{〔副〕}九一東上ス、○明日当リヨリ九州連合会并ニ東上一件二付、高木太郎・安住藤太肥後エ赴キ鹿児島へモ廻ル筈ナリ

九州連合会は、十二年五月福岡の向陽社が中心となって活動を開始し、十五年三月の九州改進黨結成へと発展した組織である。九州改進黨は、名称から誤解を生じやすいが、大隈の立憲改進黨とは何ら関係がなく、むしろ自由党系の政党であった¹⁵。佐賀開進会は十五年三月十二日の九州改進黨結成大会に参加し、その後その一員として活動していった¹⁶。九州連合会に佐賀から参加していたのは、木原隆忠や武富陽春らである¹⁷。木原は十二年に他界したので開進会の動向とは直接には関係しないが、木原と共に九州連合会の活動に参加していた武富陽春が、佐賀開進会の佐賀区委員を勤めていることを考慮すれば、木原らの行動の延長線上に開進会設立があったと言えるのではないだろうか。こうした背景から、佐賀開進会は設立と同時に九州連合会と連絡を取ったのだろう。注目すべきは「東上一件二付」の一言である。「東上一件」とは、副島の呼びかけに応じて、佐賀開進会のメンバーが東上したことを指しているのであるが、それについて熊本、鹿児島へ赴くというのは何を意味しているのだろうか。現時点でそれを示す史料は見当たらないが、六日に佐賀開進会が演説会を開いて、官有物払下事件について

政府の不正を民意に訴えようとしたことを考えるならば、同じ意向を持って熊本や鹿児島を訪ねた可能性も否定できない。もしそうであるならば、副島の呼びかけは、佐賀開進会を通じて九州全域へと広がる可能性を秘めていたことになるのである。

こうした民間の藩閥政府批判は、当然政府の察知するところであった。特に、大隈が官有物払下げに反対し、三菱の後ろ盾を得て、福沢らと意を通じて薩長政府打倒を策しているという陰謀説は、政府内の危機感を煽った。そして、大隈が天皇の東北、北海道巡幸に供奉して東京を離れている間に、大隈の追放、開拓使官有物払下げ中止、そして明治二十三年に国会を開設するという勅諭の発布が決定した。いわゆる明治十四年の政変である。大隈側が直前まで事態を把握出来なかったことを考えれば、政府がいかに慎重かつ急速に事を進めたかが窺える¹⁸。

さて前述のように、十月十日、田中、武富、諸岡は佐賀を発った。しかし、十二日には、国会開設の期限を定める詔勅が発せられたため、「東京に着て見れば鎮火後の火事場の様で張合抜けがした」と武富は述懐している¹⁹。武富は十一月二十五日、佐賀与賀町芝居場の公開演説会で登壇しているから²⁰、恐らく上京後程なく帰郷したのであろう。

同志を糾合し、藩閥政府の不正を糾弾しようとした副島の試みは、政府側の果敢な処置によって実行の機会を失った。この点においては、薩長政府側に先見の明があったと言えよう。しかし、副島の意向を受けた諸岡の帰郷後、政府の不正を民意に訴える演説会を催し、更に呼びかけに応じて会員が上京したことは、副島と佐賀開進会の関係が緊密であったことを示す証左であろう。

二・副島と諸岡正順

二―一・諸岡の人物像

前節において、副島の意向を伝えるため帰郷した人物として、諸岡孔一という名前を挙げた。諸岡については、これまで副



【写真9】 諸岡正順の墓
(佐賀市・高伝寺)

島の甥であり、かつ娘婿であること以外はほとんど知られていないが、一体いかなる人物であったのだろうか。幸い佐賀県立博物館に、諸岡家の系図や諸岡の両親宛書翰等が所蔵されているので、これらの史料によって、諸岡について若干の考察を加えてみたい。

諸岡は嘉永七（一八五四）年十月、諸岡順賢、万壽子の長男として誕生した²¹。幼名は松之助、後名は孔一、正直、正順である。母万壽子は枝吉南濠の娘であるから、枝吉神陽、副島種臣の妹にあたる。その後諸岡は、副島の長娘貞子（後名は芳千代）と結婚したため、副島の甥であると同時に娘婿となった（【系図一】参照）。

明治四年七月に上京した諸岡は、英学校で学んだ後、露学校に入學し露学舎長となった。副島は、「私の長男と二人の姪をニコライの門に入つて露西亜学をさせ」た、と語っているから²²、諸岡の露学校入学の背景には副島の意向があつたのだろう。結婚後も諸岡は副島邸に寄留していたが、明治二十三年七月二十六日、同年春に結んだ日本橋土地購入売買契約が詐欺と判明し係争中、三十七歳の若さでこの世を去った²³。

旧蓮池藩士で松浦郡長、神崎郡長、県会議員を経て佐賀市長を勤め、晩年は芙蓉詩社を起こして後進を誘掖した永田暉明は²⁴、諸岡の死に臨んで弔辞を捧げた²⁵。

歳在庚寅秋八月八日辱交永田暉明謹呈哀詞於正順君諸岡氏之靈、嗚呼人之夭壽在天耶、曾聽之天与善人以壽福、然而今使若正順君其人者中道而斃則非天耶、見造化之無常以悲人生之如槿花、君外温内豪有古人之風而識見最高、久遊于東京受賢師之薰陶、又常与英雄豪傑之士相交、每有国家之大事輒慷慨不能自置、勇往周旋踏禍害亦所避、身在草莽之下、心任天下之重、以持国体于冥々之地宜矣哉、名声籍々世称以為国器、於今繼于我佐賀諸老先輩曳長裾于丹墀、任猷替之務者非君而

誰、何背衆所期遽捐書帷皇天無情何莫之遺、嗚呼独為我佐賀惜之実為天下惜之、顧客歲仲秋暉明与君相伴赴筑州臨于諸士之大会、共有所謀既而匆匆分襟、何憶此別遂為終天之別、音容在目追悼不能休、于茲陪祭筵聊燒濃香雖埋骨于客土、魂応返于故郷、嗚呼哀哉、君其來格鑒此詞

辱交 永田暉明再拜

——歳は庚寅の秋八月八日に在り。辱交（友人）永田暉明謹んで哀詞を正順君諸岡氏（諸岡正順）の靈に呈す。ああ人の天寿は天に在るか。かつて之を聴く、天の善人に与するに寿福を以つてすと。然れども今、正順君の若きその人なる者をして中道にして斃すは則ち天に非ざるか。

造化（自然の作用）の無常を見ては以つて人生の槿花（朝顔）の如きを悲しむ。君は外温に内豪に、古人の風有りて識見最も高し。久しく東京に遊びて賢師の薰陶を受く。また常に英雄豪傑の士と相交わり、国家の大事有るごとに輒ち慷慨自ら置く能わず。勇往周旋、禍害を踏むもまた避けざるところ。身は草莽の下に在るも、心は天下の重きに任じ、以つて国体を冥々の地に持す。宜なるかな、名声籍々、世称して以つて国器と為す。今に於いて我が佐賀の諸老先輩を継ぎ、長裾（貴族の服）を丹墀（台閣）に曳き、猷替（猷可替否よいことを進め悪いことをやめるよう進言する）の務に任ずる者、君に非ずして誰ぞ。何ぞ衆の期するところに背き遽かに書帷を捐つ。皇天無情、何ぞ之（君）を遺す莫きか。ああ独り我が佐賀の為に之を惜しむも、実天下の為に之を惜しめり。顧うに客歳の仲秋、暉明君と相い伴い筑州に赴き、諸士の大会に臨み、共に謀るところ有り。既にして匆々に分襟す、何ぞ此の別遂に終天之別為るを憶わん。音容目に在り、追悼休む能わず。茲に祭筵に陪し聊か濃香を焼く。骨を客土に埋むと雖も、魂は応に故郷に返らん。ああ哀しいかな、君其來格して（魂が降臨する）此の詞を鑑みよ。

永田は、諸岡を穩やかな風貌を備えつつも豪胆な性格であり、且つ学識が深かったと評している。諸岡は、「忠心義士之壺人」²⁶であったというが、永田の弔辞からはその様が目に浮かぶようである。こうした諸岡の人となりは、両親に宛てた書翰に如実に滲み出ている。本稿では、二通ほど紹介しておこう。

一通目の書翰は、中央政局の近況を報じたものである²⁷。

一筆奉啓上候、秋冷相催候、益御機嫌好被遊御座珍重至極奉恭賀候、近頃者騒動勝二て永々御伺も不仕候処、爰元にも其後先々無事相暮し居候間、乍憚御安心可被下候、扱両三日前中川氏舎弟被參候得共、折悪墓參留守二て精細之話も不承候

処、御尊状之趣兎角御不例勝二何国へか御転任被遊由、如何之御病症にや案痛之至二候、尚以近頃者御機嫌宜敷候哉奉伺候、小子ニも叔父殿御独居ニ付近来外出も不仕罷在候、然ルに世上不穩之風説共有之、殊ニ近々一億二千万円之外国債被相募趣所々沙汰いたし候、尤右者先般大隈佐野賊奸発議之上、薩州之西郷河村黒田等諸賊同意仕候処、主上より断然不相叶旨御勅諭有之、一時相止候事故、真偽不分明之儀二候得共、岩倉大隈佐野等切ニ密会仕候者近頃大蔵省会計并ニ徒党之奸謀ト被察候、大木讒賊事生得不才之人物ニ有之候処、近頃肥前之腐書生十余人并ニ官員數十名勤王之名を仮り徒党相集シテ、此上肥前中手ニ入ル、見込ニて、牟田口幸太郎、村地正治、牟田源之助、花房重治、横山萬里、坂部晋三郎等鼠輩専周旋いたし居候、可笑之至二候、惣して薩長之間者至テ不平之旨、随而三条有栖宮岩倉等も益睨合之姿殊ニ有栖川務て人望を得んト取計ひ居候、可惡事ニこそ一体当時勢ニ付、主上より節儉之聖諭も数度被差上候処、賊臣等殊ニ薩州人肥前人等毫末も奉対不仕、儉約出来不申段御答仕忤違勅之罪重々之至有之候、右之事ハ国人之心得ニ可相成奉存候間、不憚略々申上候、他人へ御申聞有之候而も更に不苦候、尚以時候柄御保養專一ト奉存候、当老翁帰県之節、叔父殿揮毫兼而御注文通御手前様宛数葉并ニ三浦叔父様田雜氏千布氏へ掛物額面各一对金子一封菓一罐差上置候処、御落手被遊候哉奉伺候、石田氏より先般形身として被遣候絮衣一襲小子相用候謂無之付、幸之好便御手前様御用ニ被下様差上申候、喪中之徒然唐人寝言仕候、草稿別紙入御覽候、御一笑可被下候、尚以万福千寿奉祝賀候、恐惶謹言

九月十四日

御雙様御前

書翰中、大隈の外債募集提議の経緯が綴られているので、十三年の書翰であろう。十三年五月大隈は、外国債五千万円を募集して紙幣を償却し、正貨通用制度を建てることを建言した。大臣、諸参議、諸省卿の意見は分かれたが、結局、六月三日に外債募集を不可とする勅諭が下された。諸岡書翰は九月十四日付で、一度外債不可の勅諭が出たにもかかわらず、「近々一億二千万円之外国債被相募趣所々沙汰」があるという風聞を伝えている。

正直九拜

大隈の建言書を検討する過程で、天皇は元田を通じて副島の意見を求めている²⁹。

是の月（六月―註筆者）一日永孚に勅して曰く、汝侍講種臣に面して彼が外債募集に対する意見を問ふべし、但し内勅を奉ずと称すべからずと（中略）同日（二日―註筆者）永孚、種臣を訪ひ、種臣が外債募集不可の説を齎して出仕するや、午後三時召ありて御前に参進す

副島が、外債募集を不可としたその具体的内容は不明であるが、同居していた諸岡は副島の意見を熟知していたことであろう。

書翰の半ばでは、佐賀人が大木喬任のもとに集まり「勤王之名を仮り徒党相集シテ」と報じている。国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任関係文書』に「尊王同盟懇親会規則」と題した書類が所収されている³⁰。一連の書類には十三年八月の日付が付されており、且つ書類中の「尊王義会盟約書」の署名に、諸岡が挙げた「牟田口幸太郎、村地正治、牟田源之助、花房重治、横山萬里、坂部晋三郎」の名前が含まれているので、諸岡の語る「勤王之名を仮り徒党相集」とは、尊王同盟懇親会を指しているであろう。諸岡は、同会の背後に大木の存在があるとしているが、実際に大木がどこまで関与し理解を示していたかについては明らかではない³¹。今後の研究が待たれる。

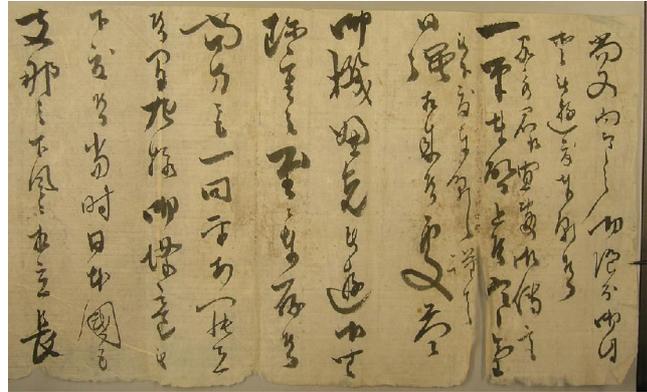
二通目の書翰は、自身の近況を報じたものである³²。

一筆奉啓上候、寒氣御強相成候処、益御機嫌克被遊御坐珍重之至ニ奉存候、当方ニも一同平安罷在候間、左様御降意被下度候、当時日本国も支那之下風ニ相立、長崎事件やら琉球争論やら殊之外六か敷相成、我国之負公事トナル勢ニ傾居候半条約改正之事も餘り立派ナラズ、且者近頃魯西亜之關係ニて対州危檢之形状等ニて外務大臣も頗不愉快之折柄、前外務卿之子弟たる小子を同省ニ入候事、何分面伏之事ニ被思乎、笑止之次第ニ候、夫故只今之内ニ猶又身格養成候様相心得、目今英佛独乙魯西亜四国之学問一時ニ執行罷在候、夫のミならず朝飯後より昼迄種臣殿著述之文章一人ニて執草罷在候、夫是故時々之御見舞も相忘多罪之段奉恐入候、先般百武氏帰朝之節劍術道具一判読不能□半并ニ竹刀革大小分又お貞より少々之品進呈候処、御受取相成候事と奉存候、先者御伺迄判読不能□□候得共一筆奉進候、恐惶謹言



【写真10】明治17年7月14日付元田永孚宛副島種臣書翰

(国立国会図書館所蔵「三条実美関係文書」318-3)



【写真11】明治19年付両親宛諸岡正順書翰

十二月十三日

御両親様御前

尚已向寒之砌随分御自愛被遊度奉願候、家永君江宜
敷御傳言被下度奉願候、謹言

書翰中に「長崎事件やら琉球争論やら殊之外六か敷相成」、「我国之負公事トナル勢ニ傾居候半条約改正之事も余り立派ナラズ」、「外務大臣も頗不愉快之折柄」等の記述があるので、明治十九年の書翰と推定される³³。「前外務卿之子弟たる小子を同省ニ入候事、何分面伏之事ニ被思乎、笑止之次第ニ候」と記されているから、諸岡には外務省で働きたいという希望があったのだろう。英学校、露学校での修学歴により、語学に長けていたのかもしれない。しかし思い通りにならず、日々を勉学の中に過ごしている様子が見て取れる。その後も、諸岡が仕官

したという形跡は見当たらない。

二十三年七月、三十七歳の若さでこの世を去った諸岡の一生は、決して恵まれたものではなかった。しかし、たとえ身は草莽の下にあっても、常に国政を憂い慷慨している様は双方の書翰に見て取れる。こうした諸岡の姿勢は、立場こそ違え副島を髣髴とさせる。永田が弔辞の中で、「遊于東京受賢師之薰陶又常与英雄豪傑之士相交」（賢師とは副島を指しているであろう）と語ったように、明治四年に十四歳で上京して以来、副島の庇護のもとで勉強を続けた諸岡にとって、副島の影響は絶大であった。諸岡の筆跡が、副島に酷似していることから、諸岡がいかに副島に心酔していたかが窺える（写真一〇、一一【参照】）。

一方、副島にとっても少年時代から側に置き面倒を見てきた諸岡は、甥、娘婿であるというよりも、むしろ実の息子に近い存在であったのではないだろうか。副島は諸岡の死を悼んで余りあつた³⁴。

志節当年天欲回。一朝入地不帰来。吾道蕭寥日云甚。^(目)冢前弔哭堪堪哀。

——志節当年天を回らさんと欲するに 一朝地に入りて帰り来たらず 吾が道蕭寥日々に甚し。冢前弔哭して転た哀しみに堪えたり——

「君の志と節義はかつて天をも回らす勢いであつたのに、ある一日地下に埋もれもはや帰つて来なかつた。君の死によって私の道も極まり、さびれた有様は日につのる」と、副島は在りし日の諸岡を思い蕭然としている。

輜車駕白馬。徒御為裴徊。銘旌老叔書。当祭臨筆哀。甚惜雄毅姿。去趨長夜台。古人謂命也。不止哭顔回。儻見天主者。願試磊落才。彼奪生前福。而樂身後災。是亦蠢賊耳。窮詰勿屈哉。

——輜車白馬駕し 徒御為に裴徊す 銘旌老叔の書 当祭筆に臨みて哀しむ 甚だ惜しむ雄毅の姿 長夜台を去き趨る 古人の命を謂うや 止だに顔回を哭するのみならず 儻し天主なる者を見ば 願くは磊落の才を試みよ 彼れ生前の福を奪い 而して身後の災を樂しむ 是れ亦蠢賊のみ 窮詰屈する勿からんか——

副島は、既に何人かの実子を亡くしていた。そして今回もまた、老叔父である自分が死者の旗を書くこととなり、葬儀の際は筆をとって悲しみにくれた。「孔子は顔回の若死を嘆いて、天命なのだろうかと言ったが、ひとり顔回の死を哭しただけではなかつたのだ。もし天主という者と出会つたならば どうか豪快雄偉の才を試していただきたい。その者は、君の生前の幸せを奪い、死後の災いを喜んでいるのだ。結局害悪をなす賊徒にすぎない、追及してあきらめることはないだろうよ」と詠じる副島の言葉は、悲しみを乗り越えて怒りさえ覚えてるように感じられる。

ところで、現在残っている副島の著作は、ほとんどが口述筆記である。書翰中「飯後より昼迄種臣殿著述之文章一人ニて執筆罷在候」とあるから、この場合は副島が記した草稿を校正していたのであろうが、常に副島の側にいた諸岡が、副島の口述筆記をしていたとしても無理はない。前述したように、「開進会主義書」は「副島種臣先生口述セラレタル儘ヲ郷党子弟筆記セシモノ」であつたというが、「郷党子弟」が、諸岡であつた可能性も少なくはないであろう。

さて本節では、諸岡の人となりについて考察した。武富が「伯に輪をかけた様な人物である」と称したように³⁵、諸岡は慷慨、忠心の士であった。「開拓使官有物払下一件二付、副島先生ノ依託ニヨリ、二、三日前、東京ヨリ諸岡九一帰県」という記述の字面だけを見れば、諸岡を単なる副島の使者と判断しがちであるが、諸岡自身、熱心に上京を説いたに違いない。

諸岡は十四年十月のみならず、しばしば帰郷し、佐賀開進会や九州改進黨の運動に参加した³⁶。永田も「顧客歳仲秋暉明与君相伴赴筑州臨于諸士之大会」と語っている。佐賀開進会と副島の関係を考える上で、諸岡が果たした役割を看過することは出来ないであろう。

二―二・諸岡と東洋社会党

明治十五年五月二十五日、樽井藤吉は島原において東洋社会党を結成した。東洋社会党は、日本で初めて党名に「社会党」を戴いた政党であった。「社会党」という党名が与えたインパクトは大きく、新聞各紙はこぞって同党について報じた。殊に福地源一郎が主筆であった東京日日新聞の攻撃は激しく、「東洋虚無党の団結を見るに至らんも亦決して其無を保すべからざるなり」と警鐘を鳴らした。結局、六月二十日に治安に妨害ありと認められるとして、内務卿から結社並集会共禁止が命じられた。結党からわずか二十七日後の出来事であった。樽井はその後も活動を続けたが、十六年一月に従前の党則に修正を加えた東洋社会党則草案を印刷し同好者に配布したことが、集会条例違反とされ軽禁錮一年に処せられた。樽井の逮捕拘禁により、東洋社会党は完全に消滅した³⁷。

東洋社会党結成の要因は以下の五点であったという³⁸。

- 一、樽井藤吉の持つ社会主義的思想
- 二、武富時敏氏の与えた欧米の社会主義思想
- 三、九州改進黨の余波―ブルジョア政党の簇生
- 四、鍋島閑叟の徳政を今後も継続せんとする農民群³⁹

五、副島を背景とした諸岡正直等の支持

諸岡正直とは前項で紹介した諸岡正順である。諸岡と樽井の交遊は、明治六年に樽井が電信柱の請負で大阪に出張し、その足で東京へ飛び出した時からであった⁴⁰。その後樽井は、西郷隆盛の挙兵に応じて奥羽で募兵を行うも失敗し、朝鮮附近に無人島探検を試みる。この間、経済的困窮により、約半年間武富の戊寅義学で漢文の講師を務めている。こうした関係からか、樽井は佐賀開進会成立以前に、米倉や武富らが開催していた演説会で壇上に登っている⁴¹。

さて、諸岡と樽井の関係であるが、何がきっかけで出会い、その後の程度の交遊が続いていたのか、その詳細は不明である。現在明らかなことは、東洋社会党結党に際し、諸岡を通じて副島が助言を行っていたことである。樽井は自叙伝の中で、諸岡正直氏は元佐賀人なるが、其叔父副島種臣の命を含み、東京より来られ、大いに社会主義を鼓吹せらるゝや、予は大いに意志を強うせり。然も東洋の二字を削り、単に社会党とすべく勧誘せられたるも、予は東洋と西洋とは事情を異にする者あると、且つ西人狂暴の行為あるに於ては、同一の急進党と目せらるゝことを慮り其の説に随はず、依然東洋の二字を冠せしめたり

と語っている⁴²。武富は後年、「副島伯は明治十三四年頃既に社会主義的意見を蔵して居られたさうである。その甥の諸岡は、伯に輪をかけた様な人物である。樽井の東洋社会党から東洋を取り去らうとしたのも無理は無い」と語ったというから⁴³、党名から東洋を削ってはどうかと助言したのは、諸岡の意見であったのかもしれない。

諸岡は、同党結党後の十五年五月二十五日及び二十八日に島原町で開催された長崎政談会で、樽井、平野新八郎ら東洋社会党党员と共に演説をしたと報道されている⁴⁴。後日談になるが、副島、諸岡は、二十年代前半に鉾山購入の失敗と土地購入詐欺に遭い多額の借金を抱え込んだ。同郷の大木喬任の尽力により数年間で解決を見るが、この時大木の手足となって働いたのが平野であった⁴⁵。

一方、出獄した樽井は、一時江副靖臣の起こした佐賀新聞社で筆を揮ったが、清仏事件の際に清国へ渡った。そして、帰国後に上京した樽井は、副島と師弟の約を結んだという⁴⁶。また、樽井が清国で交渉を持った陸軍中尉小沢裕郎や白井新太郎は、

帰国後福本日南と共に東邦協会を設立し、副島を会頭に迎えている。現時点では点としてしか浮かび上がらせることが出来ないこうした個々の人間関係を、副島を中心に据え線として結んでいくことが、筆者の今後の課題である。

副島が東洋社会党にどれほどの影響を与えたのかは明らかではないが、諸岡の言動を考えると、副島が同党を好意的に受け止めていたと考えられる。副島の好意は、樽井の意を強くした。「東洋虚無党」の結成かとまで批判され、治安に妨害ありと一ヶ月足らずで活動を禁じられた東洋社会党の背後には、間接的ではあるが副島の存在があったのである。

【年表三】明治十四年の政変前後の副島種臣

明治	年月日	主な関連事項	政府内の動静	九州での出来事	佐賀での出来事
一二年	五月			福岡向陽社を中心に、九州連合会が結成。	
一四年	九月末				諸岡正直、副島の依託を受けて来佐。 副島の意向について議すため「憂国連共同社連其外」が集会。
	一〇月一日				
	一〇月五日	副島種臣、左大臣有栖川宮熈仁親王・参議大隈重信宛に建白書を提出。			平田豊蔵ら、与賀馬場芝居場で、公会政談演説会を開催。
	一〇月六日				佐賀開進会が結成。
	一〇月八日				田中種審・武富時敏・諸岡が東上。また高木太郎・安住藤太が、「九州連合会并ニ東上一件」につき、肥後と鹿児島に向けて出発。
	一〇月一〇日				
	一〇月一二日	国会開設の勅諭が下り、大隈は参議を辞職。			
	一〇月一六日		長崎県令内海忠勝、諸岡郷前後の佐賀の状況を、伊藤博文に伝える。		
	一一月二五日				佐賀与賀町芝居場で、公開演説会を行なう。
	一二月二四日				開進会、佐賀の宗龍寺で討論演説会を行ない、懇親宴を開く。

第5章 副島種臣と佐賀開進会

明治	月日	主な関連事項	政府内の動静	九州での出来事	佐賀での出来事
一五年	二月二五日		古荘嘉門、開進会主義書が副島の口述である旨を、井上毅に伝える。		
	二月一九日		井上、上記古庄書翰を、山田頭義に回覧。		
	二月一四日		井上、赤界紙に記された「開進会主義書」を、山県有朋に送り、品川弥二郎に回覧を依頼。		
	月日		山県、主義書を品川に回覧。		
一五年	三月二二日			九州改進黨が結成。	
	三月二四日	東京日日新聞、「開進会」と題する記事を掲載。			
	五月三日				佐賀開進会と佐賀先憂会が合併し、九州改進黨肥前部となる。
	五月一二日	朝野新聞、「改進黨約書」			

第5章 副島種臣と佐賀開進会

一六年						
一月	九月一日	六月二〇日	五月二八日	五月二五日	五月二二日	
					「改進会ノ心得」を掲載。 浅野新聞、「改進会規約」を掲載。	
					樽井藤吉、島原において東洋社会党を結成。	
				東洋社会党、「治安に妨害あり」と結社並集会共禁止を命じられる。		
				九州改進黨、秋期会を長崎で開催。		
				樽井、東洋社会党則草案を同好者に配布した「集会条例違反」で軽禁錮一年に処せられる。		
				水野公寿「九州改進黨覚書」、柳田泉「副島種臣伝」の		
						諸岡、島原町で開催された長崎政談会で、樽井・平野新八郎らと共に演説。 諸岡、島原町で開催された長崎政談会で演説。

【典拠】『明治天皇紀』、「米倉経夫日記」、田中惣五郎『東洋社会党考』、「一章」、杉谷昭「佐賀改進黨の成立過程」。

三、東京改進黨

三―一、副島と東京改進黨

十五年五月十二日付朝野新聞は、「副島種臣君が常に称道せらるる王道無偏無党といえる語を主義として、有志者を團結する為め頃日浅草の某寺院にて改進黨というを開かれしことは予て聞き及びしが、今会員某氏より約書及び心得書を寄せられたれば左に録す」として、「改進黨約書」と「改進黨ノ心得」を紹介した⁴⁷。この「改進黨約書」は、本章第一節で紹介した「開進黨主義書」とほぼ同様である。但し、文頭は「副島種臣氏ノ言ニ曰ク、我輩ハ改進黨者ナリ」で始まっている⁴⁸。また、「開進黨主義書」は「苟モ此義ヲ推セハ天下ノ公道成ル」で結ばれているが、「改進黨約書」では以下の文が続いている。

我會員ハ右ノ旨趣ニ基キ、以テ全国一社ノ目的ヲ達セント欲スルナリ、我輩説過少ト認ムルトキハ更ニ諸君ニ從ワン、諸君是ヲ是トセバ此約旨ニ從ハレント我ハ信ズルナリ、夫日本全社ヲ分崩離折セシムルハ我輩ト諸君トノ患ナリ、故ニ約トス

また「改進黨ノ心得」とは、次のような内容である。

第一条、我門ノ会ハ一人一己ヨリ成立モノヲ以テ会旨トスルガ故ニ、我門ニ於テハ身ノ接近ノ場所、即チ村ヨリ成立所ノ会ヲ要スルナリ、夫村会ヲ要シテ而後郡会郡会ヲ要シテ而後県会県会ヲ要シテ而後国会然則身ノ接近スル所ノ部位、即村其重ンゼザル可カラザルナリ、同村相挙ルヲ願ウナリ、夫郡ナルモノハ村ノ積数而郡ノ積数コレ県々ノ積数、コレ国推テ而知ル可シ、且コレヲ要言スレバ交際ノ順序ナリ、抑人民ヲ乗数ニシテ数エ得ルトキハ、国ハ則人民ノ積数而国政施行ノ順序ノ反テ割下ノ法トスルナリ、同ジク一算盤上ニアリ而単ニ一身ヨリ説キ出ストキニハ、則一身則主点トスルベキナリ。

第二条、選挙ノ仕方、一村ヨリ三人ヲ選ブトキハ一郡百村ナレバコノ人数合テ三百人、一郡ヨリ十人ヲ選ブトシテモ、一県十郡ナレバコノ人数合テ一百人、一百人中ヨリ選ビ出ス議員国会議員タルベシ、凡人ハ皆議員タララルベシ、選挙ノ

権固ヨリ有ス可シト我ハ信用スルナリ。

第三条、是等ノ目的ヲ達セン為メ成立モノハ即改進会。

第四条、改進会ハ又他ノ全社会ニ不差支丈ノ権利ヲ自由、即幸福安全ヲ拂ラセンヲ望ムナリ。

第五条、我門ガ民権ヨリ希望ノ点ハ一議院ニシテ可、而我門ヲ善ト認メラルル以上他ノ行政上ニモ我門ハ採用セラルルノ権アル筈ナリ、是切ニ希望ス、言ワバ兩院ノ説アレドモ他ノ一院ニ於テハ我門人民上コレヲ要スルノ事ナシ、又コレヲ要スルノ権ナシ、故ニ我門ハココニ干渉セズ。

第六条、局部ヲ分ツニ本部末部ノ名アル可カラズ、我門人民ニハ本末ナキガ故ナリ、只何村ノ改進会何郡何県ノ改進会ト言ウノ等ニシテ可。

第七条、用達チノ為メ一時會議ヲ開クコトアルベシ、其場所モ一時ノ用達ニテ可、平常之ヲ置トキハ政府ノ役所ノ設ケニ模倣ノ嫌イアルヲ恐ル故ニセズ。

第八条、其會議入費ハ其席ノ出頭人ノ弁理。

右ハ副島種臣ガ説明スルトコロ、而却テ我門ガ在中ヲ言出セルニ似タリ故ニ記ス。

新聞の報じるところでは、改進会とは副島の称道する王党無偏党に賛同する有志者の団体ということになるが、当時副島のもとにはどのような人物が集まっていたのであろうか。

五月二十二日付の東京日日新聞に、特にタイトルは付されていないが、いわば改進会の規約といったものが掲載されている（以下、「改進会規約」⁴⁹）。

我々日本人カ期約トセント欲スル所ノモノ、吾レ人面ヲ同フセスト雖トモ大要政事ノ点ヲ意以テ之ヲ度ランニ、左ノ個条ニ外ナラサルヘシ

- 一、国領ヲ強固ニス
- 一、人心ヲ一和ス

一、公議ヲ立ツ

一、外暴ヲ禦グ

一、内安ヲ進ム

一、日本帝国ノ独立ヲ永々ニ保存ス

万般ノ規矩法則律令右ノ個条ニ照シ合セテ之レヲ作ラント希望ス

右ハ副島種臣氏カ子弟ニシメサレシモノナリ、仍テ告ク

これと同様の書類が、今泉利春の妻みねの著述に紹介されている⁵⁰。但し、後者には「肥前国 今泉利春、近江国 大東義徹」と署名が付されている。今泉は、副島の兄である枝吉神陽に見出された人物で、神陽の死後副島が何かと面倒を見、いわば兄弟のような間柄であったという。大東は彦根出身で、世間では「近江西郷」と呼ばれていたという⁵¹。十五年六月七日、宮島誠一郎が勝海舟を訪ねた際、勝は「副島が頻ニ家来を遣し逢度旨申聞ニ付」云々と語っているが、その前後副島の使いとして勝を訪れていたのが、今泉や大東であった⁵²。同時期両者は、副島に最も近い人物であったと考えられる。東京改進会もまた、今泉や大東らが中心となって活動をしていたのである。柳田氏によれば、「此の運動は十五年三四月の頃から進められたらしいが、五月、浅草の某寺で大会を開いて結束を固めた」という⁵³。五月以降も紙上には、時々改進会に関する風聞が掲載されている。そして十二月には「兼て副嶋種臣氏の発起に係る開進会は、一昨日（十日）柳橋万八楼に会員の懇親会を開きし由なるが、当日の会長は副島氏にて相会するもの四十名ほどなり」と、副島が会長となり、四十名の参加者と共に懇親会を催した様子が報じられた⁵⁴。

三―二・佐賀開進会と東京改進会

前述したように、「開進会主義書」と「改進会約書」はほぼ同内容であった。佐賀開進会と東京改進会にはどのようなつながりがあったのであろうか。柳田氏は東京改進会について、

普通東京改進会と呼ばれるが、これは東京から及ぼして各地に、支部をつくるといふ意気込から、東京の改進会といふので、東京改進会といふものではない、その本体はたゞ改進会といふのだ

と記している⁵⁵。確かに先に紹介した「改進会ノ心得」第六条には、「局部ヲ分ツニ本部末部ノ名アル可カラズ、我門人民ニハ本末ナキガ故ナリ、只何村ノ改進会何郡何県ノ改進会ト言ウノ等ニシテ可」とあり、柳田氏の指摘は的を射ている。では、佐賀開進会は柳田氏の言う「支部」にあたるのであろうか。

本節で紹介した「改進会約書」「改進会ノ心得」「改進会規約」などを読むかぎり、東京改進会は副島の「王道無偏無党」主義に基づいた啓蒙団体といった色彩が強い。一方、佐賀開進会は「政治結社」として成立し⁵⁶、後に九州改進黨、即ち政党の一員となり活動を展開していく。両会の性質が異なっていたことは明らかであり、佐賀開進会を「支部」或いは、「只何村ノ改進会何郡何県ノ改進会」と言うことは出来ない。

しかし、両者が同様に副島の主張を戴いていることは、単なる偶然ではない。佐賀開進会のメンバーで開拓使官有物払下げ事件に際し、副島の呼びかけに応じて上京した武富は、東京改進会の中心人物であった今泉と旧知の間柄であった。武富は後年、九年十二月末に上京し今泉を訪ねた際、「愈々鹿児島ノ私学校連は正月三十日頃兵を挙ぐる筈の密報が来た。君も速く佐賀に還つて之に応ずる準備をしたまへ」と言われ、数日後帰郷し家永恭種らに「此の密事を伝へ、之に応ずる準備を協議した」と語っている。今泉の漏らした内容から判断しても、両者は相当親密な間柄であったと推定される。また、前節で紹介した諸岡の存在も考慮に入れる必要がある。東京で常に副島の傍らにいた諸岡が、今泉や大東と共に東京改進会の活動に参加していた可能性は高い。あくまで想像の域を出ないが、副島の伝令を持って佐賀を訪問するなどしていた諸岡は、佐賀開進会と東京改進会の橋渡しの役割を担っていた、或いは担おうとしていたのかもしれない。

おわりに

十五年三月、佐賀開進会は九州改進黨創立に参加した。しかし九州改進黨は、結党四年たらずの十八年五月には解党することとなった。一方、東京改進黨はどうなったのであろうか⁵⁷。柳田氏によれば、

改進黨は政党運動としては種々不備な点があり、組織としてもいろいろ申分があり、且つ西洋風の政治思想が天下を風靡してゐるのにかういう東洋風な王道政治などを説きだしたものであるから十分伸びずの終つた

という⁵⁸。そもそも副島は、純粹なる政党結成を目指していたわけではなかった。副島の主張を戴いた、佐賀開進会、東京改進黨の双方が、図らずも数年でその活動を終えた。

ところで、副島はなぜこの時期に自身の主張を掲げて人々を結集しようとしたのであろうか。また、副島の唱道した「王道無偏無党」とは具体的にどのような主張であったのだろうか。次章では、こうした問題について考察していくこととしたい。

1 水野公寿「九州改進黨の結成について」（熊本近代史研究会編『近代熊本』第二二号、熊本近代史研究会、一九八三年）六〇頁

2 本来、「開進会」、「改進黨」は、冠頭に地名を付してはいないが、混乱を避けるため、本章では適宜「佐賀開進会」、「東京改進黨」と称して論考をすすめる。

3 「開進会」（『東京日日新聞』明治十五年三月二十四日号）

4 杉谷昭「佐賀開進黨の成立過程」（九州大学九州文化史研究施設編『九州文化史研究所紀要』第二二号、九州文化史研究所、一九七六年）二一八頁

- 5 「開進会主義書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書類)』八二―一)
- 6 「米倉経夫日記」明治十四年十二月二十四、二十五日条(佐賀市総務課編『佐賀市史関係史料調査目録』佐賀市、一九七七年、二〇〇―二〇一頁)
- 7 杉谷昭「佐賀開進会の成立過程」二一六頁
- 8 水野公寿「九州改進黨の結成について」六〇頁
- 9 明治一四年十月五日付、副島種臣書翰、熾仁親王・大隈重信宛(日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四、日本史籍協会、一九三四年、三五五―三六五頁)なお全文は、本稿末「参考資料①」を参照されたい。
- 10 「米倉経夫日記」明治十四年十月一日条(『佐賀市史関係史料調査目録』一九九頁)
- 11 渋谷作助『武富時敏』(『武富時敏』刊行会、一九三四年)一〇六―一〇七頁
- 12 「米倉経夫日記」明治十四年十月六日条(『佐賀市史関係史料調査目録』一九九頁)
- 13 渋谷作助『武富時敏』一〇六頁
- 14 「米倉経夫日記」明治十四年十月十日条(『佐賀市史関係史料調査目録』一九九頁)
- 15 水野公寿「旧九州改進黨の再組織過程」(熊本近代史研究会編『近代熊本』第一七号、熊本近代史研究会、一九七五年)一頁
- 16 水野公寿「九州改進黨の結成について」四八―五五、五九―六一頁
- 17 水野公寿「九州改進黨覚書」(熊本近代史研究会編『近代熊本』一一号、熊本近代史研究会、一九七〇年)一―十頁

¹⁸ 鳥海靖『日本近代史講義—明治立憲制の形成とその理念』（東京大学出版会、一九八八年）一一六—一四一頁

¹⁹ 渋谷作助『武富時敏』（二〇七頁）。同書によれば、「この時副島は武富を招き時事を談じた後、筆を執り、紙を展べて、十年招国会、此挙誠至公、予卜肥前撰、喜君在其中、と書し又他の紙には、当仁不讓師、此言能孔子云、願君克壓倒吾曹、而為天下之名人、と書て傍に、武富生吾知其為偉器、故附此語 一々学人種臣、と書いた」という。尚、前書は、佐賀県立美術館編『蒼海・梧竹展』（佐賀県立美術館、一九八五年、三二頁）に掲載されている。

²⁰ 「米倉経夫日記」明治十四年十一月二十五日条『佐賀市史関係史料調査目録』二〇〇頁）

²¹ 諸岡の履歴については、「履歴」（佐賀県立博物館所蔵、八三七八）、「諸岡家忌日控」（佐賀県立博物館所蔵、八三六一）、「藤原姓諸岡氏系図」（佐賀県立博物館所蔵、八三六五）、「略系図」（佐賀県立博物館所蔵、八三六二）等を参照した。

²² 副島種臣「明治初年外交実歴談」（『国際法雑誌』第六号、国際法学会、一九〇二年）八五頁

²³ 拙論「副島種臣の借金問題について」（早稲田大学大学院社会科学研究所『ソシオサイエンス』一三、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇七年、一一〇—一二四頁）

²⁴ 永田の履歴については、旧肥前史談会編、小宮博康復刻版編『佐賀県歴史人名事典』（洋学堂書店、一九九三）一六五—一六六頁を参照した。

²⁵ 「弔辞」（佐賀県立博物館所蔵、八三八五）

²⁶ 佐賀県立博物館所蔵「略系図」（佐賀県立博物館所蔵、八三六一）

²⁷ （明治十三）年九月十四日付、諸岡正直書翰、両親宛（佐賀県立博物館所蔵、八三四九）

²⁸ 宮内庁『明治天皇紀』第五（吉川弘文館、一九七一年）七〇―七六頁

²⁹ 宮内庁『明治天皇紀』第五、七三―七四頁

³⁰ 「尊王同盟懇親会規則」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任関係文書（書類）』八二―一）。同書類の内訳は、主義書（仮題）、尊王同盟懇親会規則、尊王義会盟約、同盟懇親会幹事心得、建言并演説規則である。

³¹ 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』（A二九八）には、尊王同盟懇親会幹事であつた副島宏が、明治十三年七月六日付で記した「王権党ヲ起スノ議」が所収されている。

³² （明治十九）年十二月十二日付、諸岡孔一書翰、両親宛（佐賀県立博物館所蔵、八三八二）

³³ 書翰の日付は十二月十三日で、次の①②③の用件を満たすのは明治十九年である。①「外務大臣」は、明治十八年十二月の内閣制度確立以降の呼称である。②「長崎事件」とは、十九年八月長崎で生じた清国水兵による飲食暴行事件であり、翌二十年二月外交交渉により妥結した。③同時期の条約改正交渉は井上馨外務大臣によるもので、二十年七月各国に改正交渉の無期延期を通告した。「我国之負公事トナル勢ニ傾居候半条約改正之事も餘り立派ナラズ」とあるから、改正交渉無期延期通告前と考えられる。

³⁴ 副島種臣「姪諸岡正順輓歌」（副島種臣「蒼海全集」島善高編『副島種臣全集』一、慧文社、二〇〇四年、二六九頁）。なお、漢詩の読み下し及び解釈については、早稲田大学大学史資料センター研究調査員木下恵太氏にご教示頂いた。また、副島種臣「蒼海全集」（島善高編『副島種臣全集』一、二六九頁）に掲載されている「姪諸岡正順輓歌」には、「吾道蕭寥日云甚」とあるが、「云」は平声であり誤字と考えられ、恐らく「日々」の誤りではないかとの木下氏のご指摘をいただき、「日々」として読み下し、解釈を付した。

³⁵ 田中惣五郎『東洋社会党考』（新泉者、一九七〇年）三二頁

³⁶ 諸岡は、十五年五月十四日の開進会の地区懇親会、同月二十五、二十八日の長崎政談会に参加している（「米倉経夫日記」明治十五年五月十四日条、『佐賀市史関係史料調査目録』二〇二頁／高木知明「東洋社会党に関する一試論―樽井藤吉の動向を軸として」日本歴史学会編『日本歴史』五一一、吉川弘文館、一九九〇年、六一頁）。

³⁷ 田中惣五郎『東洋社会党考』一九―一四一頁

³⁸ 田中惣五郎『東洋社会党考』二八頁

³⁹ 樽井は自叙伝の中で、鍋島閑叟の徳政を称えて東洋社会党が「閑叟公の社前に、堅三尺横六尺の扁額に仁祖の二字を大書し、其横に、『天保壬寅年 公以博愛之心 立財産公平之制 我党沐浴其沢 欽慕其徳 乃謹奉献此扁額 東洋社会党松浦郡三千余名総代』と記し、乃ち之を奉獻して正面に懸けたり」と記している。しかし武富は、「あの額も八釜しくなつて、献上出来ぬか引下げられたかした筈だ」と述懐している（田中惣五郎『東洋社会党考』二七―二八、一四八頁）。

⁴⁰ 田中惣五郎『東洋社会党考』三十一頁

⁴¹ 鈴木正「東洋社会党の創設者―樽井藤吉」（田中惣五郎『東洋社会党考』三〇―三二頁）、高木知明「在京時代の樽井藤吉の軌跡」（日本歴史学会編『日本歴史』六一六、吉川弘文館、一九九九年、五五―七二頁）

⁴² 田中惣五郎『東洋社会党考』二八頁

⁴³ 田中惣五郎『東洋社会党考』三一頁

⁴⁴ 高木知明「東洋社会党に関する一試論―樽井藤吉の動向を軸として」六一頁

- 4 5 副島家の借金問題と平野新八郎の関係については、拙論「副島種臣の借金問題について」（早稲田大学大学院社会科学研究所『ソシオサイエンス』一三、一一〇—一二四頁）を参照されたい。
- 4 6 田中惣五郎『東洋社会党考』一五七—一五八頁
- 4 7 『朝野新聞』明治十五年五月十二日号
- 4 8 尚、同主義書は、「諸政社趣意書」として国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政会収集文書』（四一七—一）にも所蔵されている。同文書は「改心会約書」と題され、冒頭は「副島種臣氏ノ言ニ曰ク、我輩ハ改進者ナリ」と記されている。
- 4 9 『東京日日新聞』明治十五年五月二十二日号
- 5 0 今泉みね『名ごりの夢』（平凡社、一九六三年）二四一頁
- 5 1 今泉みね『名ごりの夢』二三〇—二四〇頁
- 5 2 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎『勝海舟全集二〇（海舟日記三）』（勁草書房、一九七三年）四〇八—四一五頁
- 5 3 柳田泉『副島種臣伝』の一章 その国家社会主義的思想」一三一頁
- 5 4 『横浜毎日新聞』明治十五年十二月十二日号
- 5 5 柳田泉『副島種臣伝』の一章 その国家社会主義的思想」一三三頁
- 5 6 水野公寿「九州改進黨の結成について」六〇頁
- 5 7 水野公寿「旧九州改進黨の再組織過程」一一二頁

5
8
柳田泉 『副島種臣伝』の一章 その国家社会主義的思想 一三三頁

第六章 明治十五年の「副島種臣建言」について

はじめに

前章では、副島の口述である「開進会主義書」や「改進会ノ心得」などを見たが、ほぼ同時期の明治十五（一八八二）年八月、『鹿児島新聞』紙上に「副島君意見」と題する一文が掲載された。同文は副島が平素子弟の質問に答えて論述した持論を、諸岡正順が聞き書きしてまとめたものであった¹。そして翌十六年、中川澄なる人物が同意見に批評を加え、『副島種臣君意見書評論』と題し小冊子を刊行している²。こうした事実から鑑みると、「副島君意見」は当時一定の反響を呼んだと推定される。

昭和十一年、柳田泉氏は、「副島君意見」を中心に副島の政治思想分析を試み、「それは勿論当時の政状に照して解釈されるべきで、絶対不動の意見といふことは出来ぬが、種臣の為人と教養と理想とに考へ、当時の政治の現状を判断すべき有力な照夜燈たるを失はぬ」と記している³。丸山幹治氏もまた『副島種臣君意見書評論』を、副島の政治思想を知る唯一の手がかりとして、その主要論点を紹介している⁴。

そこで先ず、「副島君意見」の全容を確認するため、『鹿児島新聞』に掲載された「副島君意見」及び『副島種臣君意見書評論』の所在を調査したが、管見の及ぶ限りでは確認することが出来なかつた。そのため、柳田氏の「諸新聞紙上に公にされた」という言葉を頼りとして、同時代の幾つかの新聞を紐解いたところ、『日本立憲政党新聞』に「副島君意見」の転載記事を見ることが出来た⁵。「副島君意見」は、「開進会主義書」や「改進会ノ心得」と同様の趣旨を述べたものであるが、箇条書きに読み易く整理されている。

更に、「副島君意見」を調査する過程で、新たに二つの文書の存在が明らかとなった。国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』『副島種臣意見書』⁶と、宮内庁書陵部所蔵「副島種臣建言」⁷である（以下、両者を総称して「明治十五年建言」

とする)。「明治十五年建言」は、「開進会主義書」「改進会ノ心得」「副島君意見」などに比較して長文ではあるが、その言わんとする趣旨は同様である。

前述のとおり「副島君意見」は、既に柳田、丸山両氏によりその概要は紹介されているが、「明治十五年建言」について言及した研究は見当たらない。そこで本章では、先ず「明治十五年建言」はどのような目的で認められたのかを明らかにし、その内容を紹介する。更に「明治十五年建言」を手がかりとして、国会開設勅諭前後における副島の政治的言動を考察していきたい。

一、「明治十五年建言」とその背景

一―一・明治十五年前後の副島

明治十四年十月五日、北海道開拓使官有物払下げ事件に憤慨した副島は、有栖川宮熾仁親王・大隈重信宛に建白書を提出した。そこには「政府ノ陛下ヲ遇スル無礼ノ廉々ノミナリ」、「今ノ県令等ハ民ノ讐ノミナリ」、「今ノ世界ハ殆畜生界ナリ、何ゾ此時ニ乗シテ諸県令ヲ一新シ玉ハザル」等々、副島の憤りが伝わる激しい文言が並んでいる。副島は、「薩長肥ノ三藩人ニハ是等ノ重職ニ当ルベキモノナシ」と、藩閥政府を批判し、「人撰ノ法ハ広ク天下ニ求」めるべきであると主張した。更に、人事試案として、田口卯吉、岡本健三郎の大蔵卿、福地源一郎の外務卿、板垣退助の陸軍卿を挙げている。

当然、政府内から非難の声が挙がった。大臣等の副島非難を耳にした天皇は、「閣議復種臣の罷免を奏請せんも測り難し」として、元田と佐々木高行を副島へ遣わし「漫りに書生輩と談論するを慎ましむべし」と垂諭された。天皇が「閣議復」と語ったのは、第三章で論じた十二年に閣内に生じた副島排斥論を思い起こしていたのである¹⁰。

その後の副島の動向について、従来の研究では次のように記されている¹⁰。

却つて聖慮を勞し奉つたといふので、種臣は十五年に入つてからずっと引籠つてゐたが、遂に四月辞表を出した。だが、今は閑職にゐるとはいへ、維新以来の功臣であり、聖上の御信任も厚い種臣をこのまゝ辞させるのは、政府としては、得策でないかと考へたか、極力引とめて辞表を却した。

確かに副島は、十四年十月以降、病と称して参内を辞していた。そのため天皇は、十五年二月七日「元田永孚をして内旨を告げ」たところ、恐懼した副島は、八日に参内している¹¹。

藤田一郎は、三月二十四日付佐々木宛書翰の中で、「副島公モ、彌以昨日辞表差出候様、山県参議ヨリ承り候へ共」と記している。つまり、副島が辞表を提出したのは、三月二十三日であつた。岩倉は、三月二十三日付山県有朋・井上馨宛書翰中に、

副島 御前伺候、別紙入御覽段々意見陳述、而して同僚たるを以て元田江辞表差出候、小生卒然出会不取敢辞表之義者差扣候様示談、一兩日中懇談之上去就一決之約定致置候、右ニ付而も心得ニ相成候義ハ御申聞有之度候

と記しているから¹²、岩倉からの書翰で副島の辞表提出を知つた山県が、藤田に漏らしたのであろう。この時の辞表と思しき書翰が、現在神奈川県立公文書館に所蔵されている（写真一一一参照）¹³。

臣種臣、多年侍講之任を忝し宮内省出仕として蒙 仰不堪感佩候、然処近来体気不都合多病勝にて不勤のミ有之、誠以て不堪恐縮、依之右任官可遂御断候、尚以て臣子之情合或以明 天氣同等丈仕度聊表微忠候、此如御執奏可給候、在 朝在野 永々 天恩を忘却不仕候

三月二十三日

副島種臣

太政大臣殿

岩倉は先の書翰中に「一兩日中懇談之上去就一決之約定」をしたと記しているが、その後の副島の去就について、三十日付元田の佐々木宛書翰には、「然ハ副島一条、右大臣公懇々ノ話合有之候テ、此節ハ留り候方ニ相決シ、既ニ皇上ニモ、夫々御受相済、御安心被遊候」と記されている¹⁴。二十三日に提出した辞表は、遅くとも三十日には撤回されたと考えられる。以上のように、先行研究の伝える当時の副島の動向は、あながち誤りとは言えないものの、時間の記述に事実と齟齬があることを指

摘しておきたい。

ところで、三十日付元田書翰には、「右大臣公懇々ノ話合有之候テ」と、岩倉が副島を慰留したことが記されている。三月二十八日、岩倉、副島、元田は予め約して宮中に会し、その後、副島と元田が拝謁し、「具視と語る所を奏聞」している¹⁵。「具視と語る所」とは、どのような内容であったのであろうか。副島が二十三日に辞表を提出していること及び元田書翰の記述を考えれば、三者の話合いが副島の進退問題であったと見るのが自然であるけれども、『岩倉具視関係文書』に、興味深い書翰が残されている。副島が岩倉に「国会開設に付士族の発揚を願」い出た書翰である¹⁶。日付の記載はないが、冒頭に「来ル二十三年国会被為相開候ニ付テハ、如何ノ景況ニ立至候哉」とあることから、十四年十月の国会開設勅諭以降であることは間違いない。そして書翰後半部には、次のように記されている。

来ル二十三年国会被為相開候ニ付テハ、如何ノ景況ニ立至候哉、若モ不幸ノ事等有之候テハ奉対 御上相済不申、好ヤ今ノ処ニテ御仁恵ノ廉ヲ、下万民ニ被相布行之挙動被為在度、尚以テ 御上モ御自分聖徳被為励、聊御倦怠之振舞不為在、専徳明ヲ被為示候様有御座度、尤御一新之功ハ元々士族ニ存候間、今般天下士族ヲ御勞リ候挙行御座被為在度、尚モ天下忠臣孝子節婦順第等ニハ位階号等御授ケ、善ノ一字ヲ天下ニ被為教示度、功名ヲ優体シ一生ノ恩慶ヲ被為保度、尤大政官之儀ハ一応功臣ヲ精撰シ、更ニ天下明良ヲ御撰ヒ、確ト御政治ニ携候様被為在モ尤モ以テ天下御治績之休兆ニ可有之、然シ是等之事急ニ相運ト申ニハ候ハス、漸ヲ以テ被挙行候様存候、就テハ其方此旨ヲ相心得今一応 君前ニ伺候シ具視ト腹ヲ合セ候半ハ如何トノ儀ニ有之、因テ種臣思考候ニ付臣敢テ主上ヲ後ニスル意ハ因以テ御座候半ス、只憾ハ驚駭ニシテ御用ニ相立兼候半ン事ヲ、閣下之御忠誠今更ナラス、尚以テ此様ノ御尽力候半ハ、天下之泰平二十三年国会モ相行レ可申、就テ今一応陛下之御思召ヲ相仰タメ聊カ手覚ヲ奉納候、是ニテ 御異存不被為在候半ハ、当分ノ奉仕ハ謹ミテ御受可申候別紙演説書若不都合候ハ、明日 賢慮ヲ伺候末口上ニテ 主上ニハ言上可申上、仍テ不待貴答候也

副島の辞意を山県と井上に伝えた三月二十三日付岩倉書翰には、「副島 御前伺候、別紙入御覽段々意見陳述」とある。副島は過日参内の折、自身の意見を天皇に奏上したところ、天皇は、「具視ト腹ヲ合セ候半ハ如何」と答えたという。書翰中で副島

は、自身の意見を開陳した上で了解が得られるならば、職に留まると語っている。前述したように、同書に日付の記載はないが、「別紙演説書若都合候ハ、明日賢慮ヲ伺候末、口上ニテ主上ニハ言上可申上」と記されている。三月二十八日、副島が予め約して岩倉、元田と会し、その後、元田と共に奏上したことは既に述べたとおりである。以上の状況を考え合わせると、本書翰は十五年三月二十七日に副島が岩倉に送った可能性が高い。そして「具視と語る所」とは、副島の進退問題だけではなく、「国会開設に付士族の発揚を願う」等、副島の政治的意見も含まれていたと推測される。

以上、十五年前後の副島の言動を史料から考察したが、辞表提出後の動向を改めて整理しておこう。三月二十三日、辞表を提出した副島は、二十七日岩倉へ書翰を差出し自身の所懐を述べた。翌二十八日、宮中で岩倉、元田と会し、前日岩倉に送付した「演説書」について意見を交換した。「御異存不被為在候半ハ、当分ノ奉仕ハ謹テ御受可申候」という文面から推察すれば、副島はこの時辞意を撤回したと考えられる。そして、「具視と語る所」を奏上したのである。

一―二―「明治十五年建言」の目的とその性質

国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』所収の「副島種臣意見書」（以下、「元田文書」と、宮内庁書陵部所蔵「副島種臣建言」（以下、「書陵部文書」）は、双方共に写本であり、どこかに原本が存在するものと推察されるが、現在のところ確認には至っていない。両者は、転記ミスと思われる数ヶ所の漢字の誤りや、表記の相違（一方はカタカナで、他方は漢字で表記）がある程度で、記述内容は同一であることから、原本を一つにしていると考えられる。しかし、体裁において二点の相違がある。一点は日付の有無であり、もう一点は、「元田文書」には元田宛の書翰が附されているという点である。

「書陵部文書」には「明治十五年四月二十一日」と記されているが、「元田文書」には日付の記載はない。幸い元田は日記を残しているので、同日条を確認すると次のような記述があった¹⁷。

本日吹上禁苑観桜会、午後三時皇上皇后臨幸皇族大臣参議外国公使諸省勅任官以上皆会焉余告所劳不参、侍従書至傳勅諭及副島建言書

『明治天皇紀』の同日条にもこの「元田日記」の記述を典拠として、「侍講元田永孚に命じて、宮内省御用掛副島種臣の建言書を内覧せしめたまふ」と記されている¹⁾。したがって「明治十五年建言」は、十五年四月二十一日に副島が天皇に提出した建言書と推察することが出来る。それでは、「元田文書」に附された書翰は、何を意味しているのでしょうか。

「元田文書」の冒頭には、「副島種臣意見書 茲 贈元田永孚附書（自筆）」と記されている。そして先ず、漢文体の書翰があり、その後「雜議」と題された「明治十五年建言」が続いている。この書翰は明治十三年のものと推定されているが¹⁾、「明治十五年建言」とは時間的隔たりがあることから、おそらく憲政資料室移管以前、元田家に於いて整理の際誤って一緒に綴じられたのであろう²⁾。

ところで、「元田文書」一綴りが納められた封筒には、便箋に筆写されたもう一通の書翰が同封されている。そして、同書翰の末尾には次のように記されている。

別封奏上之文、故以為長也、八千四百五十五言、母乃陛下厭読之乎、足下居中而善言之、前二十有三日、足下奉旨来、宣速造闕、对揚于天子之休命、而未能者、旧痼未復也、是亦善言之、永孚忠義全終、書不尽言、肅禱、并謝皇后陛下、

三月二十有七日

右書翰は、『元田永孚関係文書』に「明治 年三月二十七日」副島種臣差出書翰として収録され²⁾、年代の特定は行なわれていないが、「前二十有三日、足下奉旨来、宣速造闕、对揚于天子之休命」との記述がある。「元田日記」十五年三月二十三日条には「十時参内皇上親諭謹稟副島種臣謁見亦侍坐一時間」とあり²⁾、『明治天皇紀』の同日条にも「宮内省御用掛副島種臣・侍講元田永孚に俱に謁を賜ひ、内旨を告げたまふ」と記されている³⁾。したがって、右書翰は明治十五年のものと推定される。副島は、三月二十三日参内の際、天皇より内旨を受けて「八千四百五十五言」にわたる「奏上文」を起草し、三月二十七日、右書翰を添えて元田に示したのであろう。以上のように、「明治十五年建言」は、副島が天皇の命を受け上奏したものであった²⁴⁾。

ところで、前節で検証したように、副島の辞表提出は三月二十三日であり、岩倉への書翰送付は二十七日であった。本節で

見た「明治十五年建言」を巡る動きと、時を同じくしている。そこで改めて整理してみると、二十三日、副島は辞表を提出する一方で、天皇から「明治十五年建言」を奏上するよう命を受けた。二十七日には、岩倉に所懐を述べた書翰を、元田には「明治十五年建言」の草稿を送付した。そして二十八日、宮中で岩倉・元田・副島が会したのである。この事實は、何を示しているのだろうか。

前述した、副島が太政大臣宛てに辞意を認めた書翰では、体調不良を理由としていた。しかし副島は、政府の方針に不満を持っていたのではないだろうか。十四年十月の建白では、天皇の示諭があり矛を納めたが、副島が非難した藩閥政府は依然として継続し、民間人の登用どころか、官民の関係は悪化しつつあった。副島は、こうした状況に不満を抱き辞意を表明し、それを聞いた天皇が、副島に意見の奏上を求め、更に岩倉との話合いを勧めたという推測も成り立つのである。この推測が正しいとするならば、天皇は副島の政治論にも共鳴するところがあったと言えるのではないだろうか。

副島の「明治十五年建言」奏上から五日後の四月二十六日、岩倉は井上毅宛書翰の中で²⁵、

一、別冊者政体及ヒ憲法ニ関スル内閣建言ハ勿論其他之分モ過日（派島建言之類）自今一冊写取置度存候事ニ候、依而一部ハ小生手元、一部ハ貴卿御手元ニ預リ置カレ度、兎角立咄シ之様ニ成行残心ニ候、右ニ付、検印有之本紙之分御廻シ申候、取落シノ分も有之候ハ、御廻し有之度候

と述べている。岩倉が、副島の意見に対して、一定の重きを置いていた証左と言えよう。

一―三・「明治十五年建言」大意

大正十年臨時帝室編集局において、「書陵部文書」を採集した藤波言忠は、「本書ハ副島種臣建白ト題セルモ、内容文章共ニ建白書ノ体ヲ備ヘズ、恐ラクハ種臣一家ノ議論タルニ過ギザル可シ」と記している²⁶。確かに「明治十五年建言」は、副島の意見が綿々と綴られた長文であり、内容も交錯して難解であるが、大別すると（一）税制度、（二）道徳と自由、（三）撰挙法、（四）地主と小作人の関係、と四つの事柄に言及している。以下、本項では要点のみを示すこととする²⁷。

(一) 税制度について。税金は人頭税とし、不足が生じた時は地租を徴収する。地租を軽減し、二重三重課税を廃止する。そして冗費を削減するには、工農商三省及び文部省の廃止、陸軍を民兵とし海軍との一元化を図る、役人の削減、駄逓の縮小等が可能である。誰もが一律に支払うこととなる人頭税は、貧者には苛酷な政策とも受け取れるが、副島が人頭税を唱えたのは、「人頭ヲ計ヘラレシ以上ハ俱ニ是国民ソカシ」と記しているように、同等の負担によって同等の権利を得るという考えからであった。

(二) 道徳と自由について。社会は人々の道徳の上に成立しているのであるから、「若道徳ヲ離レテ単別ニ民権ノミヲ拡張セントスルモノハ野蛮」である。自由の確保には、自弁と自治の精神が必要であり、政府の保護過多は、人々の依頼心を高め「自治ノ精神ヲ滅却」させる。副島は、「人民ノ自辨ニスルトキハ上ヨリ脅迫術ノ規則ナクシテ、而民自ラ善良ヲ扱フヲ知ル」、「資金ヲ仰クノ生徒ハ始メヨリ不廉直ヲ養フノ兆アリ、余強テ学資金ヲ投与スルノ善挙ヲ拒ムニ非サレトモ、自治ノ精神滅却スルヲ如何ニセンヤ」と語っている。政府の保護政策過多は、人々の依頼心を高め自治の精神を停滞させる。依頼心の高まりは「上ヨリ脅迫術」へと繋がり、引いては自由を侵しかねないことを示唆したのである。「自辨自治是自由ノ本義」、自弁自治があつてこそその自由なのである。

(三) 撰挙法について。公選、普通選挙を実施すること。「今茲ニ西洋説ヲ引テ資格論ヲ立ルモノアリ、是中等社会常ニ身ニ便ニスルノ計、天下ノ為ニ公論スルモノニ非ス野蛮臭シ、若此説行ハル、マテハ世ハ常ニ治マラサルモノ」と、普通選挙の実施を訴えた。当時、官民間わず多くの私擬憲法が発表されたが、選挙権に制限を加えている場合が大部分で、被選挙権についても、財産や納税額による制限を設けているものも少なくなかった。しかし副島は、納税額による参政権の付与に強い懸念を示していたのである。その懸念が先の人頭税の主張に通じていることは言うまでもない。

(四) 地主と小作人の関係について。地主は小作人に対する私納税を軽減すべきである。中等社会の台頭と有司専制は、国家に害となるため抑制しなければならない。「夫我国ニシテ千古地主ハ天皇陛下ノ御家トナサ、ルヲ得ス」と考えていた副島は、「地主ヲ以テ地主ト認ムルハ人類優^優ノ道」であると語っている。また、地主を中等社会、小作人を下等社会と言い換えて、「中

等社会ノ得カト有司者ノ専擅トハ常ニ国家ニ害アリ、「古ヨリ君ヲ無ミシ民ヲ欺クモノハ常ニ中等社会ヨ、下等社会ヨリハ決シテ之ナシ」と中等社会の台頭に警鐘を鳴らしている。「明治十五年建言」の最後は、「速カニ汝カ心ヲ翻ヘシ、小作ノ害ヲナスナクンハ、則日本帝国ハ皆同心同腹ナリ、青天白日ノ世ヲ見シ、且近例金ノ貸借ノ利息モ制限アラレシ、加地子ヲ限ルヲ不公平ト思フコト勿レ」と、地主への呼び掛けで結ばれている。王土論に立脚していた副島にとつて、本来地主は否定されるべき存在であった。同時に、国家安寧を維持する為にも、社会的階級格差の拡大を懸念していたと考えられる。

ところで、前述したように「明治十五年建言」は、天皇への奏上を目的として認められたものである。それ故、随所に天皇への進言が見られる。

民ニ入費ヲ掛スシテ更ニ幸福ヲ図ル事ノ善、且又言フ、我国墾田他各国ニ比スレハ寥々乎タリ、墾田ノ捗ラサルモノハ租税ノ過度ニシテ而民資力ナキカ故ナリ、禍ヲ転シテ福トスル今ノ時ト吾ハ明言スルナリ

あるいは、

何事モ己カ身カラ抑天子ナルモノハ己カ精神ノ注ク所ノモノ永々尊貴ヲ推譲リ参ラセントスルナリ、故ニ願ハクハ社会ノ幸福ヲ図リ給ハンコトヲ

副島は「明治十五年建言」を通して、人民の視点に立った王道政治を天皇に説いていたのである。

二．副島の王土論とその波及

二―一．副島の王土論

さて、前節で副島が王土論の立場から、土地私有に反対していたことをみたが、十五年頃は、憲法の諸原則の問題について論争が最高潮に達した時期であり²⁹、皇室財産についても活発な議論が展開されている。最大の要因は、十四年十月の国会開

設勅諭を受け、「皇室財産設定の議一日も忽諸に付すべからずとし」て、「十一月内閣中に委員を設け、官有財産を調査せしめ、土地品目を定めて皇有・国有・民有とし、以て皇有地を設定せんと」したことにあつた³⁰。

十五年二月、岩倉は、「皇室財産設定に関する意見書」を閣議に提出した。国会開設後、民権論が激進し、「天子と雖も国会に左右せられ」大権を失いかねない事態を想定した岩倉は、「今の官有地を挙て悉く皆皇室領」にすることによって、「皇室の財産を富贍にして陸海軍の経費等は悉皆皇室財産の歳入を以て支弁するに足る可らしむへし」と主張した³¹。岩倉の建議を受けて、同月、伊藤博文は「皇有地設定」を建議し、「土地の所有権を皇有・国有・民有の三種に區別し、各々之れが管理の方法を設くべし」とした。閣議はこの議を採納したが、皇有地を設置する方法、順序等は「尚攻究を経ざるべし」として参事院に付した。これを受けて、七月十日参議兼参事院議長山県有朋は、参事院総会議を開催し「明治七年改定の地所名称の中、官有地の称を廃し、更に御有地・官有地と為すの議」を付したが、参事院議員井上毅らの反対に遭い衆議多数を以て否決された。この間、内務卿山田顕義、農商務卿西郷従道、参事院議員福羽美静らも、皇有地設定の必要を切言している³²。

こうした議論があつたことを念頭に入れ、改めて「明治十五年建言」における副島の王土論を検証してみよう。

所謂普天率土皆王有トハ、版籍奉還ノ明文ニ見ヘテ天下万歳ノ声聞ヘタリ、然ルヲ天子ハ西洋説ハ公平ナリトノ論議ニ由ラレテ地券等マテ其々ニ渡シ下サレタリ

副島の言が示すように、王土王民は王政復古の大前提であり、当時の共通概念であつた。その一方で、明治五年には田畑永代売買の解禁、地券の交付により土地の私有制度が確立された。版籍奉還により租税徴税権は政府に移行されたが、旧来、藩により尺度、貢租率、引いては徴収形態が異なっていたため、地域格差が激しかった。財政が窮乏していた維新政府にとって、統一税制の確立は焦眉の課題であつたのである³³。五年の土地制度改革は、こうした必要性に迫られての改革であつたが、結果として、明治国家の大前提であつた王土王民論との間に、矛盾を生じることとなつた。

先に、十五年における皇室財産を巡る幾つかの議論を挙げたが、こうした議論は全て、五年の地券交付を既得権として是認した上で、今後の問題にどう対処するかを論じていた。しかし副島の意見は、こうした意見とは立脚点が全く異なっていたの

である。

二―二― 副島の「地券改正」論

国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』中に「皇有地ヲ定メ諸功臣ヲ調和スルノ議見聞ノ次第言上案」(以下、「元田草案」と題された草稿が残っている³⁴)。「地券改正ノ議、副島種臣建言ノ趣ハ」という冒頭部は、修正加筆されており、当初は、「皇有地ノ儀副島種臣右大臣ニ建言ノ趣意ハ」と記されていた。「元田草案」は、副島が岩倉に建言した内容を、元田が天皇に奏上するにあたり作成した言上案であったと考えられる。

地券改正ノ議、副島種臣建言ノ趣ハ御前奏上ノ通りニテ、我邦土ハ海外各国ノ互ニ交替変革シテ、君ヲ易エ主ヲ移スノ土地ト天壤其体ヲ異ニシ、天祖以来一姓君臨所有ノ王土タルハ歴史上確然タル儀ニテ、維新ノ始列藩版籍奉還モ即天朝ニ返上奉リタルニテ、決シテ民有ニ付与シタルニテ之ナク、然ルニ地券授与ノ制規ヲ定メラレ、是失錯ノ大ナル者ニシテ、天子ハ尺土モ所有スルコト無ク、遂ニ皇有地ヲ別途ニ設ケ置クノ説有ルニ至レリ、然ルニ其実ハ日本全国孰レカ天皇ノ有ニ非サラシヤ、地券授与ノ文字ヲ改正セサレハ終ニ其実ヲ復スルコト能ハス、故ニ今地券授与ヲ改メテ地券借与トナシ、其地ノ産物建築ノ不動産ハ人民ノ所有タリト明示アル時ハ名義燦然、皇室ノ富永遠ニ保チ、自由民権ノ説モ自ラ其勢ヲ失ヒ宸衷ヲ安シ玉フ可シ、若又此地ハ民有地ニ授与シテ今之ヲ取ルヘカラスト詔シ玉フ時ハ、祖宗開闢ノ土地ヲ自ラ棄テ玉ヒ、他日外国人売買差支ナキノ条約改正ノ日ニハ悉ク其ノ所有トナルハ予メ見ルヘキナリ、假令皇有地ヲ所々ニ置カレテモ何ノ補カアラシヤ、是実ニ恐悚ニ堪ヘサル、故ニ地券改正ノ儀、速ニ聖断ヲ仰ク云々

副島は、版籍奉還によって列藩は土地を天皇へ奉還したのであり、民間に賦与したのではないとして、地券授与の制度を定めた事は「失錯ノ大ナル者」であると述べている³⁵。そして、このまま何の対策も講じることなく皇有地を設定すれば、「祖宗開闢ノ土地ヲ自ラ棄テ」ることになると危惧していたのである。元田や佐々木高行が「所有権の観点から王土論を展開していた」ことは既に指摘されているが³⁶、「他日外国人売買差支ナキノ条約改正ノ日ニハ悉ク其ノ所有トナルハ予メ見ルヘキナリ」

という副島の主張は、先の指摘に該当する最たるものであろう。

「地券授与」から「地券借与」への改正を求めた副島の「地券改正ノ議」は、五年に行つた地券交付を、根本から覆す意見であつたのである。

二二三・元田の「地産券」論と岩倉具視の「地所名称更定等ニ関スル意見書」

副島の地券改正論を、元田はどう評したのであろうか。「元田草案」では、

臣永孚按スルニ、別紙副島地券改正ノ議、理明白尊王憂国ノ心アル者常ニ熱心渴望スル所ナリ、欽定ノ前ニ改正セサレハ之ヲ国会開設ノ後ニ議定スヘカラス

と全面的な賛意を表している。その一方で、

但之ヲ今日ニ実施スルニ廟堂恐クハ輿論ノ向ハサル所ヲ憚リテ断行スルニ難アルヘシ、然ルニ審カニ其实ヲ言ヘハ地券改正ト云ニ非ス唯名義ノ差誤ヲ明白ニスルニ在レハ決シテ異論ヲ起スニ至ラス、假令異論アリテモ之ヲ諭スニ易キノミ

と、地券を「授与」から「借与」へと改正するのは世論の抵抗が大きであるという現実的見地から、「名義の差誤を明白」にすれば、人々の理解が得やすいとした。元田は頭註に、「故に地券授与ハ即チ地産券授与ナリト云ノ道理ヲ以テ天下ニ明詔論告セハ大臣奉勅ノ一紙誰肯云々」と記しているから、元田の言う「名義の差誤を明白」にするとは、「地券授与」を「地産券授与」と改めることを意味したのであろう。

「元田草案」を見る限りでは、元田の「地産券」論は、副島の「地券改正ノ議」を下地に形成された意見であつたと推測される。しかし、留意しなければならない事は、副島が何時、岩倉への建言を行つたのかという時間的な問題である。「元田草案」には日付の記載がないため、ここから判断することは出来ない。『明治天皇紀』によれば、七月八日、元田は書を岩倉に呈し、皇有地を設けんと欲せば、宜しく土地の所有権は天皇に在りて、人民は唯其の土地より生産する物を所有するに過ぎずと云ふ義を明かならしむべし、若し此の義を明瞭ならしめずして、漫然皇有地を設定せんか、皇室は皇有地の外一切所有の

権なしと解せられ、祖宗開闢の土地を自ら狭くするに至るべし

と説いたという³⁷。元田は七月八日時点では、全国は王土であり、人民は「土地より生産する物を所有するに過ぎ」ないと主張していた。従って、副島の「地券改正ノ議」が七月八日以降であるならば、当然「元田草案」もそれ以降に記されたことになり、副島の意見が元田の意見を導いたことにはならない。

しかし、筆者は以下三点の理由から、副島の岩倉への建議（「地券改正ノ議」）は、七月四日、若しくはそれ以前であったと推定している。

第一点は、山県が井上馨に宛てた七月七日付書翰である³⁸。当該書翰中で山県は、「別書王土論壺冊并建議を壺葉共借請覽候（中略）右王土論ハ副島之口述を松園某子筆記致たる歟ニ聞及ひ候」と記している³⁹。書翰の前半部には、「昨日御内談を尽候一事ハ、早速両大臣江事情細縷致開陳候処」とある。この際山県は、岩倉から副島の「王土論」を借り受けたのだろう。山県という「王土論」を「地券改正ノ議」であると仮定するならば、先ず、副島の岩倉への建言は、七月七日以前ということになる。

第二点は、「元田日記」の記述である。「元田草案」冒頭の「地券改正ノ議、副島種臣建言ノ趣ハ御前奏上ノ通りニテ」という文言からは、元田が「地券改正ノ議」を目にする以前に、副島が天皇に同様の意見を奏上したと考えられる。「元田日記」によれば、七月四日八時、元田と共に拝謁した副島は、時事に就き意見を奏聞している。そして、同日記の五日から七日条には、次のような記述がある⁴⁰。

五日「八時訪岩倉右大臣家不遇」

六日「八時因前約詣右大臣家面語機密九時三十分退帰（中略）内覧右大臣所借与書類」

七日「午後上書右大臣反所借与書類」

元田は、副島の「地券改正ノ議」の内容を確認するため、五日朝八時に岩倉家を訪ねたのではないだろうか。しかし、何らかの理由で面会することが出来なかったため、翌日は事前に約束を取付け訪問した。面会での会話は内密なものであった。こ

の日元田は、岩倉から書類を借り受け、翌日、上書と共に岩倉に返還した。この上書とは、先に『明治天皇紀』から引いた、七月八日に元田が岩倉に呈した書と同一であったとも考えられる。既に第一点で示したように、山県は七月七日に、岩倉から副島の「王土論」を借覧している。仮令原本を借り受けたとしても、時間的な矛盾は生じない。「元田草案」には、「別紙副島地券改正ノ議」という記述がある。岩倉から借用した書類中に、副島の建言書が含まれており、それを筆写した可能性が高いと考えられる⁴¹。

第三点は、「元田草案」の一部と、七月八日付伊藤博文宛岩倉書翰の内容の一部が酷似していることである。岩倉は書翰中で、機密事項として、昨今副島、西村貞陽、福沢諭吉、高島嘉右衛門が入来し、各々官民調和論を開陳したことを伝えている⁴²。一方、「元田草案」は、「皇有地ヲ定メ諸功臣ヲ調和スルノ議見聞ノ次第言上案」というタイトルが示しているように、皇有地問題と官民調和の二点に言及されている。後半部では昨今の官民調和論として、副島、西村、福沢、高島と四名の意見を挙げているが、その内容は岩倉書翰と同様である。七月六日、元田が岩倉から借用した書類とは、昨今岩倉の下に届いていた意見書類であったのではないだろうか。

以上三点を総合すると、副島が岩倉へ「地券改正ノ議」を建言したのは、七月四日、若しくはそれ以前であったと推定される。少なくとも、七月八日以前であったことは明らかであろう。従って、元田の「地産券」論は、副島の「地券改正ノ議」を下地として形成されたと言うことが出来る。

さて、七月十日の参事院総会議前後に、岩倉は「地所名称更定等ニ関スル意見書」を太政大臣三条実美に示している⁴³。同意見は「地券発行・地租改正によって確定したかにみえる土地制度および租税制度について、それらの根本的見直しを求める」ものであったという⁴⁴。例えば、同意見書では、

諸侯ヨリ版籍ヲ還納スルニ方テハ朝廷名分ヲ正シ主権ヲ明カニシテ之ヲ受ケ給ヒシニ、何ソ一朝故ナク擅ニ之ヲ抛チ一般ノ臣民二分与シ給フヲ得ンヤ、願フニ曩ニ売買ノ禁ヲ解キ地券ヲ与フル者ハ土地ヨリ生スル所ノ收穫利益ヲ売買使用スルノ権ヲ与フルノ趣意ニシテ、土壤ヲ挙テ所有スルノ権ヲ与フルニ非ス

と、「人民への土地私有権付与の事実それ自体を」否認している⁴⁵。

奥田晴樹氏は、岩倉の意見の変化について、井上毅と元田の影響があつたことを指摘している⁴⁶。管見の及ぶ限りでは、岩倉が副島の「地券改正ノ議」に直接言及した史料は見当たらない。しかし、副島が「地券改正ノ儀」を岩倉に建言していること、さらに元田の「地産権」論は、副島の「地券改正ノ儀」を敷衍したものであつたことを考えるならば、副島の意見は、岩倉の「地所名称更定等ニ関スル意見書」に、少なからぬ影響を与えたと言ふことが出来るであらう。

三、副島の官民調和論

三―一・政党の誕生

「明治十五年建言」に見られたように、副島は過激な民権論者ではなく、あくまで「全国一会」による王道政治を説いていた。しかし、明治七年「民撰議院設立建白書」に名を連ねた副島に対する、政府の警戒は根強かつた⁴⁷。副島側に全く原因がなかつた訳ではない。明治十四年十月には、開拓使官有物払下げ問題に憤慨して、有栖川宮・大隈宛に建白書を提出し、藩閥政府を批判し人事一新を訴えたことは前述したとおりである。

十四年十月に板垣退助を総理とする自由党が、翌十五年四月には大隈重信を総理とする立憲改進黨が誕生した。副島は、大隈と同郷、旧知であつたため、改進黨結成の動向に周囲の人々はよほど警戒したようである。一月十七日、大木喬任は佐々木に対して、大隈が「佐賀へ民権自由論を布」こうと画策している動きを伝えている⁴⁸。大木もまた、副島、大隈と同郷であつたが、当時司法卿を勤めており、立場は三人三様であつた。大木は、「副島ハ、大隈トハ一体ハ不同意ナレドモ、不平ノ点ヨリ同意スル時ハ、余程勢力ヲ得ント恐ル、故、副島ヘ手ヲ附ケ置キ度」と語つた。これに対し、佐々木も「副島ハ大隈論ニ不合事ナレ共、大隈ヨリ程能ク籠絡スレバ、其ノ恐レアリ、依ツテ、副島ハ、屢侍講ノ場ヲ以テ、御前へ罷出候時、周旋スベシ、

然ラバ、自然勤皇心ヲ引起シ、不都合ナカルベシ」と答えている⁴。一月二十四日、元田もまた、「大隈杯ニソ、ノカサレ、自由論者ノ奇貨ニ成ルモ不可知」と語っている⁵⁰。周囲の人々が如何に副島の動向を懸念していたかが窺えよう。

大木や佐々木が語っているように、当時の副島と大隈の政策意見には、かなりの隔たりがあったと考えられる。例えば、参政権について、副島は「明治十五年建言」の中で、納税額による参政権の付与に反対し、人頭税を主張して納税者全員の参政権を主張した。一方、大隈の構想とほぼ同様であるという、交詢社の「私議憲法案」では、「地租五円以上」という制限を設けていた。議会制度についても、副島は一院制を良としたが⁵¹、イギリス型議会政治をモデルとしていた「私議憲法案」は、当然二院制を採っていた。更に、副島が否定する中等社会、地主層が改進黨の支持基盤であったのである⁵²。

斯くまでに、副島と大隈の政策の差は大きかった。敢えて比較するならば、副島の政策は自由党の主張により近いものであったと言えるであろう⁵³。しかし、「明治十五年建言」の中で「所謂社会ヲ半々ニシ、或ハ政党或ハ阿党、以テ己カ全体社会ヲ破壊セントスルカ如キ、我深く取ラサルナリ」と語っているように、副島は、民党と政府の対立という事態こそ避けなければならぬと考えていた。そのため、両者の調和に奔走したのである。

三―二・官民調和に奔走

井上毅は、七月十三日付伊藤宛書翰に「近日、福沢・副島杯頻ニ官民調和論を主張之向有之候」と記しているが⁵⁴、副島の官民調和論は「近日」に始まったことではなかった。前述したように、既に十四年十月、有栖川宮・大隈宛建白書中でも民間人登用を訴えていた。

岩倉は、七月八日付伊藤宛書翰の中で、「去る五月末副島種臣来訪曰く、後藤方向を改め板垣も半ば説得行届云々、長談之上至急兩人共参議御登庸可然建言」と告げている⁵⁵。五月末、副島は板垣参内のために奔走していた。

四月六日、板垣は遊説に訪れた岐阜県で暴漢に襲撃された。この時天皇は、侍従西四辻公業を差遣し、「聖旨を伝達し、菓子料として金三百円を伝賜」した。『明治天皇紀』によれば、「初め宮内卿徳大寺實則、侍従長を以て勅使たらしめんとし、聖旨

を候」したが、「天皇之れを聴さず、侍従にて可なり」とした。一方、「勅使差遣の旨」が伝わると、「退助の左右、以て政府の緩和策なりとし」て、拝辞すべきと言う声もあったというが、「退助叱していわく、是れ聖恩の微臣におよぶものなり、奚んぞ之れを奉受せざるべけんやと、謹みて之れを拝受」した⁵⁶。当時の、官民間の関係が窺えるエピソードである。

幸い板垣はさほど重傷ではなく、御礼参内のため五月末に上京している。板垣は、「横浜着后直ニ副島方ニ使ヲ出し」、参内の手続き等を依頼した⁵⁷。宮島誠一郎はその理由を、副島が板垣に送った電報にあつたのではないかと推測している⁵⁸。副島は、板垣襲撃の報を受けるとすぐに電報を打った⁵⁹。

嗚呼板垣君ヨ、君ハ泰山北斗ト謂ハレタリ、不幸ニシテ何者ノ為メカ仇ヲ受ケラレシ、此仇我最モ悪ム所ナリ、冀クハ深ク養生セラレシヲ是祈ル、足下ノ親友副島種臣

板垣がこの電報に感激したであろうことは想像に余りある。そして副島もまた、板垣の信頼に応えるべく方々に働きかけていた。五月三十一日、副島は岩倉へ書翰を送った⁶⁰。

今日板垣正四位より電報到来、不日参内御礼申上度ニ付き如何之都合ニ心得候哉、内々問合に及ふとの意味合向社中より被申入候ニ付、只今三条殿江参申候所生憎留守ニ付、明朝同館江参可申、右之情実被汲取一応謁見等迄相整候、以上少々御取成被為在度、是ハ別段種臣より為国家、御依頼之積ニ御坐候、閣下因リ種臣ニ於而申請御察し之筈ニ付、此義ハ条公ニ依頼仕置候条不悪御汲取、此節こそ主将之法ハ英雄之心をとるといふ御挙動被遊度、然以上ハ種臣板垣と心を合せ必柔は、至義を以て御奉公御受合可申上、猶都合次第明日宮中にて御申上度奉冀候 不宣

板垣から電報を受取った副島は、すぐに三条を訪ねたが留守のため面会出来ず、帰宅した直後に岩倉へ書翰を認めたのである。書翰の文面には、官民調和を切望する副島の心情が滲み出ている。

副島は、翌六月一日には宮内卿徳大寺実則に参内の手続きを申出、二日には岩倉、三条、山県と「相会し副島より板垣之目的話を」した⁶¹。勿論、板垣とも面会している。宮島は、福岡孝弟から副島と面会した際の話聞き、その内容を日記に綴っている⁶²。

副島話ニ、昨日（六月一日―註筆者）宮内卿江及相談候処、唯今宮内卿より返事有之、明日ハ板垣御礼ニ参内之義故 天顔
 拝無之、又病氣全快之上別ニ天機伺ニ出よとの事を同人ニ通知セヨトの事申来候間、直ニ板垣江通知セシ処なり、且今朝（六
 月二日）板垣も参り対顔セシニ、板垣も此上者あく迄も名を棄て衷心之忠義を可致云々、仍而種々談話せし所、見識も進ミ
 前日之板垣ニ非ず、仍而我ら兩人握手而他日勤皇セハ世上之世話ハ無之と喜ひ候也

副島が板垣に寄せた期待の大きさが窺えよう。副島は、板垣の天皇への謁見を望んでいたが、それは叶わなかった⁶³。自由
 党総理という立場の板垣に対して、政府内の反発が大きかったためであろう。しかし政府も、副島の調和論を全く無視してい
 たわけではなかったようである。

六月七日、勝海舟を訪ねた副島は、勝の話として、此頃山岡鉄舟が入来し、「三大臣の命を伝えて元老院江出仕せよ」と説諭が
 あつたこと、「副島が頻ニ家来を遣し逢度旨申聞ニ付、此間弁当持参木下川の別荘ニ而話シタ」ことを記している⁶⁴。『海舟日
 記』を確認すると、五月二十五日条に「山岡、三大臣並びに井上参議より、小拙出身の奉職の説諭これあり」、六月四日条に「木
 下川行、一泊。副島、岡本、大東、今泉来る」との記述があつた⁶⁵。勝は、この時の副島との会話内容には触れていないが、
 副島に「副島ヲ元老院ニ送レハ宜シ」と語つたという。

これらの史料のみでは、三大臣の命と副島の意向が一致していたか否かを判断する事は出来ないが、勝と副島らが、木下川
 別荘に赴いたのは、命を受けた後であつた。勝が副島に語つた言葉から推察するならば、副島が勝に出仕を勧めたことは間違
 いないであろう。

その後副島は、官民調和論を説くため各地遊説を主張し、反対する大木らの説得にも容易には屈しなかつた⁶⁶。副島が、官
 民調和の必要性を、どれほど真剣に考えていたのかが窺えるエピソードである。

当時、官民調和論を唱えていた人物は決して少なくはなかつた⁶⁷。しかし、副島は主張するだけでなく、自ら実現に向け
 て行動した。政府が副島の動きを警戒したのも、民に対してそれだけの影響力を有していると考えていたからであろう。当時
 において副島は、官と民双方に影響力を行使出来る数少ない人物であつたのである。

【年表四】明治十五年の「副島種臣建言」

明治	月日	主要な関係事項	副島種臣の動向
一四年	一〇月五日	国会開設の勅諭が下る。大隈、参議を辞職。	副島種臣、左大臣有栖川宮熾仁親王・参議大隈重信宛に建白書を提出。
一五年	一〇月二日		
	二月七日		副島、元田永孚から明治天皇の内旨を受ける。
	二月八日		副島、参内。
	二月	岩倉具視、「皇室財産設定に関する意見書」を三条実美に提出。	
	二月	伊藤博文、「皇有地設定」を閣議に建議。	
	二月二四日	太政大臣三条実美・左大臣熾仁親王・右大臣岩倉具視が、立憲政体に関する諮詢に奉答書を奏上。	
	三月二日	伊藤博文、憲法調査のため欧州に向けて出発。	
	三月一七日	参議大木喬任・山県有朋ら、国会開設準備に関する勅問に奉答書を奏上。	
	三月二三日		副島、辞表を提出する。同日、副島は明治天皇から「建言」を奏上するよう命を受ける。
	三月二七日		副島、岩倉に所懐を述べた書翰を発する。
	三月二八日		副島、岩倉・元田と予め約して宮中で会す。その後、元田は明治天皇に拝謁し、「具視と語る所を奏聞」。
	四月六日	板垣退助、遊説に訪れた岐阜県で暴漢に襲撃される。	副島、元田侍講を通じて、明治天皇に建言書を奏上。
	四月二一日		副島、板垣参内のために奔走。
	五月末		副島、岩倉に書翰を送る。
	五月三一日		副島、宮内卿徳大寺実則に参内の手続きを申し出る。
	六月一日		

第6章 明治十五年の「副島種臣建言」について

一六年	六月二日		副島、板垣と会い、その後、岩倉・三条実美・山県有朋に「板垣之目的」を話す。
	六月四日		副島、岡本・大東義徹・今泉利春と共に、木下川別荘に宿泊する勝海舟の許を訪問。
	六月	福羽美静、「帝室財産及び其管理法を設くるの議」を岩倉・三条に提出。	
	七月八日	元田、岩倉に書翰を呈し、自身の皇有地問題に関する見解を開陳。	
	七月一〇日	山県参議兼参事院議長、参事院総会議を開催し「明治七年改定の地所名称の中、官有地の称を廃し、更に御有地・官有地と為すの議」を付したが、参事院議官井上毅らの反対によつて、衆議多数を以つて否決。	
	七月	岩倉、「地所名称の更定に関する意見書」を提出。	
	八月六日	福澤諭吉、朝鮮扶助・官民調和を岩倉に建言。	
	八月		『鹿兒島新聞』紙上に「副島君意見」と題する一文が掲載。
	九月一〇日	元田、「愚見」を岩倉に提出する。	
	九月	山県、「直隸御料地に関する意見」を提出する。佐々木、「建議」を岩倉に提出。	
	一〇月	佐々木、岩倉に「建議」を提出。	中川澄、「副島種臣君意見書評論」を刊行。

【典拠】『明治天皇紀』、奥田晴樹『地租改正と地方制度』、勝部真長・松本三之介・大口勇次郎『勝海舟全集二〇（海舟日記三）』、佐佐木高行著、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一一、丸山幹治『副島種臣伯』。

おわりに

昭和十年、『副島種臣君意見書評論』を読んだ長谷川如是閑は、

伯の意見は第一に政府不干渉説、第二に租税の軽減、第三に工農商文部各省の廃止、第四に常備軍を廃して民兵制度とする事、第五に小作人保護と土地共有、第六に普通選挙（複選挙法）、第七に一院議会説等を主張した頗るラディカルのもので、最後に皇室の栄貴と人民の平等と自由の道徳とを説いて結んでゐる

と副島の主張を端的にまとめている。⁸⁰『副島種臣君意見書評論』のこうした副島の主張は、いうまでもなく「開進会主義書」「改進会ノ心得」、「副島君意見」そして「明治十五年建言」と同様である。そして、皇室の繁栄のもとで、人民が平等の権利を有し、独立の精神を持って自由を保持することこそが、副島のいう「王道無偏無党」であつた。

如是閑は、

伯の意見は、あの古典的な蒼海流の文字とは数千年の隔たりのある此人にして此言ありとは、と驚かれる「新思想」であつた。（中略）伯は元来早くフルベッキについて洋学を修め明治の初めに外務卿として、秘露の商船を抑留して支那人奴隸を開放せしめ、台湾生蕃の邦人虐殺事件で清国と折衝し、所謂自主外交の端を開いた人で、また板垣等と議院開設の建白もした、明治初期の新知識であり文明主義者であつた。だから伯の進歩的意見は当然だが、その人が他の一面で、醇乎として醇なる東洋学者であり、殆んど古聖賢を想はせる風格の人であつたのが珍とするに足るのである。東洋の聖人のやうな人格を以て、「欧米最新の主義」を撰取して時代に先駆した所に、真の伝統的日本人を見るのである。現在の日本に欠けてゐるのは、かういふ政治家であり、かういふ東洋学者であり、かういふ思想家であり、かういふ日本人であると感嘆しているが、『副島種臣君意見書評論』の編者もまた、

君は素と皇漢の学に通ずるを以て社会に鳴る先輩なり云々、然るに君の思想中斯く既に業に欧米新主義の根柢を定めたるを証するに止まらず、君は此主義に依り改進民治を謀る最も熱心なる一人たるを証せる者

としていたという⁶⁹。確かに副島は、「改進黨治」に熱心であったが、それは欧米新主義の思想に依るものであろうか。「明治十五年建言」を見る限り、副島は日本の古代社会にその思想的根拠を見出している⁷⁰。この点は、是非指摘しておきたい。さて、本章でみたように、明治十五年前半、副島は実に積極的に政治に関与していた。副島のこうした動きは、同年七月、朝鮮半島において壬午軍乱が勃発したことで停滞を余儀なくされるが⁷¹、その情熱が褪せることはなかった。十六年春、土地の国有化と官民調和を説くため、副島は九州遊説を願い出るのである。

¹ 柳田泉『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想―（我觀社編『我觀』我觀社、一九三六年）一三五頁では、「副島君意見」としているが、本稿では、同新聞の掲載記事である『日本立憲政党政新聞』で用いられていた「副島君意見」で統一した（注（五）参照）。

² 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）三二五頁

³ 柳田泉『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想― 一三七頁

⁴ 丸山幹治『副島種臣伯』三二五―三二八頁

⁵ 「副島君意見」は『日本立憲政党政新聞』に、明治十五年八月十五日、十七日、二十日、二十三日と四日間分割して掲載された。なお、全文は本稿末参考資料②に附した。

⁶ 副島種臣「副島種臣意見書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』書類一〇九―一二二）

⁷ 副島種臣「副島種臣建言」（宮内庁書陵部所蔵、明一二四四）

⁸ 明治一十四年十月五日付、副島種臣書翰、有栖川宮熾仁親王・大隈重信宛（日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四、日本史籍協会、一九三四年、三五五―三六五頁）なお全文は、本稿末参考資料①を参照されたい。

⁹ この間の事情については、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』十（東京大学出版会、一九七八年）四二〇―一五〇九頁、宮内庁『明治天皇紀』第五（吉川弘文館、一九七一年）五五四頁を参照されたい。

¹⁰ 柳田泉『副島種臣伝』の一章―その国家社会主義的思想―一三〇―一三一頁

¹¹ 宮内庁『明治天皇紀』第五、六二六頁

¹² （明治十五）年三月二十三日付、岩倉具視書翰、山県有朋・井上馨宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』三三〇―四）

¹³ （明治十五）年三月二十三日付、副島種臣書翰、三条実美宛（神奈川県立公文書館『山口コレクション』一九七―七）

¹⁴ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一一（東京大学出版会、一九七九年）一〇二―一〇〇頁

¹⁵ 宮内庁『明治天皇紀』第五、六七八頁

¹⁶ 年月日不明、副島種臣書翰、岩倉具視宛「国会開設に付士族の発揚を願う」（岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五八―（七八））

¹⁷ 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷（元田文書研究会、一九六九年）二八三頁

¹⁸ 宮内庁『明治天皇紀』第五、六九二頁

¹⁹ 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』（山川出版社、一九八五年）一六二頁。

²⁰ 第四章一―一・元田宛副島書翰、を参照されたい。

²¹ 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』三四六頁

²² 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷（元田文書研究会、一九六九年）二七五頁

²³ 宮内庁『明治天皇紀』第五、六七六頁

²⁴ 尚、井上毅は、五月二十日付、伊藤博文宛書翰に「副島ハ近日上書有之、一院論又一般選挙論等に而、上天子を尊ひ、下民庶ヲ恵シ、中等人種ヲ抑フルとの趣意に相見へ候」と記している。副島が「明治十五年建言」を奏上したのは、四月二十一日である。一ヶ月後の書翰で「近日上書有之」とあること、及び「明治十五年建言」では議院制については言及していないことを合わせると、副島は四月二十一日以降、改めて建言を奏上したとも考えられる（井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』資料編第四（国学院大学図書館、一九七一年、六四頁）。

²⁵ （明治十五）年四月二十六日付、岩倉具視書翰、井上毅宛（井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』資料編第四、八九―九〇頁）

²⁶ 「書陵部文書」は大正十年十月、宮内庁省御用掛子爵藤波言志により採集されている。なお、本文に記した藤波氏の感想は、「副島種臣建言」の冒頭に別筆で記されている。

²⁷ 全文については、本稿末「参考資料③」に附した。

²⁸ 鳥海靖『日本近代史講義』（東京大学出版会、一九八八年）一七一頁

²⁹ 稲田正次『明治憲法成立史』上巻（有斐閣、一九六〇年）五九九頁

³⁰ 宮内庁『明治天皇紀』第五、六四五頁

³¹ 多田好問編『岩倉公実記』下巻（原書房、一九六八年）八二一―八二五頁

³² 宮内庁『明治天皇紀』第五、七三五―七三八頁

³³ 佐々木寛司『地租改正：近代日本への土地改革』（中央公論社、一九八九）二二頁

³⁴ 「皇有地ヲ定メ諸功臣ヲ調和スルノ議見聞ノ次第言上案」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』一〇九―一六「見聞秘記」二）なお、全文については本稿末「参考資料④」に附した。

³⁵ 明治五年当時、副島は外務卿であり、管轄外とはいえ政府の政策決定に関与できる立場であつたと考えられる。残念ながら、当時の副島の意見を示す史料は現在のところ見当たらない。

³⁶ 島善高「井上毅のシラス論註解―帝国憲法第一条成立の沿革―」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年）三二三頁

³⁷ 宮内庁『明治天皇紀』第五、七三八頁。更に、元田は九月十一日、岩倉に宛てた書翰に別紙「愚見」を同封し、「地券御改称、即ち君相一致の御英断に出ずるの外有之まじくと奉存候。然るに其実愚見を以てすれば、『地券授与之儀、自今地産券授与と改称す。此旨奉勅布告候事』と政府の一紙を以て相すみ可申、若し人民の異議を唱ふるも、副島の所謂天皇は皇国の大地主、華士族平民は其中の小作人たること明白なることにて、殊に実有産売買の権利は、是迄と少しも相替ることなきを論されば、何の苦情を鳴らすの理あらんや」と、地券改称を強く論じている（沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、一九八五年、八〇―八四頁）。

³⁸ （明治十五年）年七月七日付、山県有朋書翰、井上馨宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』六二二―四）。尚、

同書翰には「七月七日」と、日付のみ記載されており、目録においても年数の特定は行われていないが、その内容から明治十五年の書翰と考えられる。

³⁹ 「松園某子」とは、長崎県五島福江藩出身の松園忠貫を指していると推測される。松園については、落合弘樹『明治国家と士族』（吉川弘文館、二〇〇一年、一四五―一四六頁）に詳しいが、副島と松園が、いつ何処で知り合い、どのような間柄であったかは不明である。同書によれば、明治八年七月上京した前原一誠と島津久光および副島の会見を周旋したのは、松園唐人町の松園宅に寄留していたという。樽井と副島の甥である諸岡正直は親交があり、諸岡を通じて副島も樽井に助言をしていたという（田中惣五郎『叢書名著の復興―東洋社会党考』新泉社、一九七〇、二八頁）。こうした事実からも、松園と副島には接点があったことが窺える。落合は、その後の松園について、十五年の『改正官員録』に工部省書記局六等属に名前が見られること、十六年六月、肥前大保守兵鬼猛夫の名で『王土弁』を著作発行したことを紹介している。尚、十四年七月八日付「明治日報」（丸山作楽発刊）にも、松園忠貫の署名入りの記事が掲載されている。同記事も「王土論」を論じたものであり、副島と松園の主張が少なくとも「王土論」という観点では一致していたことを示している。

⁴⁰ 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻、二九七頁

⁴¹ 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』中に、別紙は残されていない。

⁴² 明治十五年七月八日付、岩倉具視書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、一一一頁）

⁴³ 奥田は、「参事院での『御有地』法案否決をうけてのものと考えられるが」と、岩倉による三条への「地所名称更定等二関

スル意見書」提示は、参事院総会後と推定している（奥田晴樹『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三年、三八六頁）。

⁴ 奥田晴樹『地租改正と地方制度』三八六頁

⁴ 奥田晴樹『地租改正と地方制度』三九〇頁

⁴ 奥田晴樹『地租改正と地方制度』三八六頁

⁴ 副島は、自宅にしばしば、政府が差し向けた探偵が出入りしていると語っている（佐佐木高行著、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一〇、東京大学出版会、一九七八年、五〇八頁）。

⁴ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一一、一〇頁

⁴ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一一、一〇頁

⁵ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一一、二七頁

⁵ 副島は「明治十五年建言」の中では議院制について触れていないが、新聞に掲載された「副島君意見」の中では、「抑も世間両院の説されども、他の貴族院とか上院とかの一院は我々人民は之を要するの事なし、不要の議院は又之を要するの理なし」と一院制を主張している。

⁵ 交詢社の「私議憲法案」については、鳥海靖『日本近代史講義』（東京大学出版会、一九八八年、一七七―一八〇頁）を参照した。

⁵ 但し、自由党もまた、地方有力者、つまり副島が中等社会と称した人々を支持基盤にしていた（鳥海靖『日本近代史講義』一五二頁）。

- ⁵₄ (明治十五) 年七月十三日付、井上毅書翰、伊藤博文宛 (井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』資料編第四、六七頁)
- ⁵₅ 明治十五年七月八日付、岩倉具視書翰、伊藤博文宛 (伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、一一一頁)
- ⁵₆ 宮内庁『明治天皇紀』第五、六八七頁
- ⁵₇ 宮島誠一郎「壬午日誌」明治十五年六月七日条 (早稲田大学図書館所蔵『宮島誠一郎文書』A—六〇)
- ⁵₈ 宮島誠一郎「壬午日誌」明治十五年六月二日条
- ⁵₉ 『朝野新聞』明治十五年四月十四日号
- ⁶₀ 明治十五年五月三十一日付、副島種臣書翰、岩倉具視宛 (国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』一九一—一〇六)
- ⁶₁ 宮島誠一郎「壬午日誌」明治十五年六月二日条
- ⁶₂ 宮島誠一郎「壬午日誌」明治十五年六月三日条
- ⁶₃ 宮内庁『明治天皇紀』第五、七一四頁
- ⁶₄ 宮島誠一郎「壬午日誌」明治十五年六月七日条
- ⁶₅ 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎『勝海舟全集(海舟日記三)』二〇 (勁草書房、一九七三年) 四一三—四一五頁。勝は、宮島に「副島が頻ニ家来を遣し」と語ったとあるが、家来とは、副島と共に木下川へ同行した、大東義徹、今泉利春等を指しているであろう。大東、今泉は四月以降頻繁に勝を訪問している (勝部真長・松本三之介・大口勇次郎『勝海舟全集(海舟日記三)』二〇、四〇八—四一五頁)。

⁶⁶ この点については、本稿第七章で詳述する。

⁶⁷ 明治十五年七月八日付、岩倉具視書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、一一一頁）

⁶⁸ 長谷川如是閑「現代日本の缺乏」（『読売新聞』昭和十年六月六日号、後『長谷川如是閑集』第四卷、岩波書店、一九九〇年、三七六―三七七頁）

⁶⁹ 同右

⁷⁰ なお、島善高氏は、明治初期副島が、「政体書」や「職員令」の制定などの法整備に深く関与することが出来たのは、古代律令制に対する豊富な知識を有していたこと、そしてそれは幕末佐賀藩で兄枝吉神陽から受けた教育という底流があったことを指摘している。（「律令法から西欧法へ―副島種臣を手がかりとして―」早稲田大学アジア歴史文化研究所『アジア歴史文化研究所 シンポジウム報告集』、早稲田大学アジア歴史文化研究所、二〇〇五年、四九―六四頁）

⁷¹ 壬午の軍乱に際して、政府内においては、副島を全権大使とする意見が出ていた。東京大学史料編纂所編『保古飛呂比佐佐木高行日記』一一（二二七頁）、また、井上馨の八月二日付伊藤博文宛書翰によれば、副島本人も外務卿井上に対し、「遣韓弁理之任に当らん事を」申し出ていたという（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、塙書房、一九七四年、一七二頁）。

第七章 明治十六年の副島種臣—九州遊説願いをめぐって—

はじめに

『明治天皇紀』の明治十六（一八八三）年六月二十二日条には、次のような記述がある¹。

是れより先、正四位副島種臣時事を慨し、其の意見を建言し、又自ら九州地方に遊説せんとし、暇を請ふ、聖慮之れを止めんと欲したまふ、侍講元田永孚其の旨を体し、種臣を訪ひ、之れを語る、種臣恐懼して旨を奉じ、自ら止む、是の日永孚之れを右大臣岩倉具視に報ず、具視亦種臣遊説のことを憂ひたるを以てなり

従来、幾つかの研究において、「副島は官民調和を説くために各地遊説を願ひ出た」と記されているが、その大半は十五年の行動と推定している²。しかし、副島が各地演説を願ひ出たのは十六年であった。

こうした研究動向の中で、近年、『宮島誠一郎文書』の共同研究の成果³として発表された望月雅士「明治国家の形成と立憲構想—藩閥官僚官島誠一郎を通して—」には、同時期における副島の言動を窺い知ることが出来る貴重な指摘を見ることが出来る³。要約すると、十五年に生じた佐賀復興運動は⁴、まとまりに欠けていた肥前グループの緊密度を深めた。更に十六年四月以降は、肥前グループのみでなく黒田清隆ら薩摩グループも加わった会合が持たれた。黒田は、「朝野における政治的対立を解消し、挙国一致体制を築かねばならないとの決意」のもと、薩摩、肥前グループの団結を狙っていた。十四年の北海道開拓使官有物払下げ事件以降、内閣顧問という閑職にあった黒田のこうした行動を、吉井友実は「黒田ノ旗揚」と称している。副島は、肥前グループの一員として「黒田ノ旗揚」に参加していた。黒田の決意に感激した副島は、当時自らの政治課題であった、(一) 君主権限に抵触しない限り、国政は議会中心の運営とする、(二) 地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと、の二点を黒田と共に実現していこうと考えていたという⁵。

望月論文は、従来全く知られていなかった同時期における副島の政治的言動を紹介しており大変興味深いものであるけれど

も、もとより副島を扱ったわけではない。そのため、「黒田ノ旗揚」と同時期に企図された九州遊説についての言及は見られない。遊説願いも、「黒田ノ旗揚」への積極的賛意も、自らの政治課題実現という同一の目的に起因していたと考えられる。そうであるならば、両者の間に何らかの関係があったと想定することは自然であろう。

「黒田ノ旗揚」は副島の九州遊説願いに如何なる影響を与えたのか、岩倉は何故副島遊説を案じていたのであるのか。本章は、こうした疑問点に立脚し、明治十六年前後における副島の政治的言動を検証していくこととしたい。

一、「黒田ノ旗揚」と遊説願い

一一・遊説の目的とその背景

副島は、何時から遊説を考えていたのであるか。それを明確に示す史料には未だ遭遇していないが、十六年五月二日付大木喬任宛岩倉具視書翰には次のように記されている。

過日元田ヨリ、上御沙汰之旨ニ而右府迄可申入置との事ハ、添嶋意見書奉り此旨趣ヲ以而九州地方演説致シ、為王室尽力云々言上有之

右書翰からは、副島が五月二日以前に既に天皇に対して「意見書」を提出していること、その意見書の趣旨を伝えるため九州地方へ演説したいという意向を示していたことがわかる。管見の及ぶ限りでは、「意見書」は見当たらない。従って、「此旨趣」を明らかにすることは出来ないが、幾つかの史料から「意見書」の内容とその背景を推察してみたい。

前述したように、同時期における副島の政治課題は、「地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと」と、「君主権限に抵触しない限り国政は議会中心の運営とする」ことの二点であった⁷。次節で詳述するが、両者実現に対する副島の意気込みは並々ならぬものがあつた。おそらく「意見書」もまた、両者に対する副島の主張が綴られたものであつたと推測される。で

は、その「旨趣ヲ以而」演説することが、なぜ「王室」の為へとつながるのであろうか。以下、両者に対する副島の主張を見ていこう。

第一点は、「地租改正に基づく土地私有制の認定を取り消すこと」である。これは、地券の改正を意味している。前章でみたように、副島は十五年四月二十一日に天皇へ建言書を呈し、その中で「我国ニシテ千古地主ハ天皇陛下ノ御家トナサル、ヲ得ス、若然ラストイハ、明治ノ四藩ヲ始メ二百六十大名ノ版籍奉還セシハ之ヲ汝等ニ奉還セシカ、之ヲ陛下ニ奉還セシカ、我ハ信スラク之ヲ陛下ニセシコトヲ」と王土王民論の立場から、明治五年に交付された地券について、天子の「恩愛寛大ノ計ヒ」であつたとした⁸。そしてその後、地券の改正を天皇に奏上し、更に岩倉に「地券改正の議」を建言した⁹。副島は、「地券授与ノ制規ヲ定メラレ、是失錯ノ大ナル者」と、明治五年の地券交付を否定し、

地券授与ノ文字ヲ改正セサレハ終ニ其実ヲ復スルコト能ハス、故ニ今地券授与ヲ改メテ地券借与トナシ、其地ノ産物建築ノ不動産ハ人民ノ所有タリト明示アル時ハ名義燦然、皇室ノ富永遠ニ保チ、自由民権ノ説モ自ラ其勢ヲ失ヒ宸衷ヲ安シ玉フ可シ

と、地券を授与から貸与へと改正すること、土地の上に立つ不動産及び、土地で生産した産物は人民の所有であることを明示することを主張した。

第二点は、「君主権限に抵触しない限り国政は議会中心の運営とする」ことである。この主張は、おそらく政党を意識したものであつたろう。

大木は、副島の遊説目的を「巡回之主意ハ皇室ノ御為め謀り官民間之調和ヲナスノ目的之よし」と語っている¹⁰。言い換えるならば、官民調和を唱えるため遊説に出ようと決意させるほど、当時の官と民の関係が悪化していたということになる。事実、政府の政党への締め付けは厳しく、政党は資金繰りに苦慮していた。さらに、十五年六月には集会条例が、十六年四月には新聞紙条例が改正され、言論取締りも強化された。こうした中、十五年十一月には福島事件が、十六年三月には高田事件が勃発した。『明治天皇紀』にいう「時事を慨し」とは、こうした政党激化事件を指していたとも考えられる。

十六年三月二十三日付「鎮西日報」には副島の談話が掲載されている¹¹。

東京よりの信書中、副島一等侍講にハ近来日々参内あり、或る時知音の人其邸に至り談話の際、今般海陸軍御拡張に付ては増税徴集の御布告あり、因より今日軍備の急務たるハ誰も知る所なれど、世間の自由民権家は此増税を奇貨として人心を煽動するも計られず、果して然らば政府の由々敷御大事にも立至るべし、海陸軍拡張も漸を以て御施行ありてハ如何にやと存し候也と申されければ、侍講ハ容を改め、方今宇内各国の形勢を何と思はるゝや、所謂弱肉強食虎狼博噬の世界にて、焼眉の急は軍備より先なるはなし、況んや我邦に於て海陸軍の寡少にして且不完全なるハ有識者の慨嘆する所なり、苟しくも日本国の人民たらん者ハ踊躍して此盛挙を賛成すべき筈なるを、政府に於て不急の土木を興し増税を賦課するごとく思ひ誤り苦情を鳴すハ日本の人民たる義務を知らぬ人面獣心の者なり、講へて斯る無用の事に心を勞し給ふな、と語られし哉に伝承せりとあり

十五年七月、朝鮮京城において壬午の乱が勃発したことにより、日本は軍備、特に海軍増強が焦眉の課題となった。同年十二月、軍備拡張は政府部内で正式に決定をみたが、そのためには当然のことながら財源を確保しなければならず増税が布告された¹²。副島は、増税を機会として民権家が「人身を煽動する」かもしれないと危惧し、警鐘を鳴らしたのである。

国民が団結して外憂に当たらなければならぬこの時期に、政党運動が激化し国内が混乱し兼ねないという事態を目の当りにし、副島は居ても立ってもいられないといった心境であったに違いない。それ故、官民調和こそ当今の急務と考え、自らその責を担おうとしたのである。

一―二・ 黒田清隆への期待

では、「黒田ノ旗揚」は、副島の遊説願いにどのような影響を与えたのであろうか。

肥前・薩摩グループの会合は、十六年四月二十五日、五月三日、六月三日、六月十一日と、少なくとも四回実施されている¹³。五月三日、第二回目の会合後、黒田は吉井に「前後之時勢ヲ熟慮一団結し而、大ニ基本を確立スルハ、今日之急務」であると

語り、大隈や副島らへ自身の意思を伝えるよう依頼した。黒田の意を受けた吉井は、六日に副島を訪問している。「吉井日記」によれば、副島は「欣然トシテ出迎」へ、「黒田ノ趣意ヲ」聞いて、「実ニ黒田ノ精神感服無限」と喜んだ。そして、

今後国憲ヲ立ルニ君父ノ権ニ不立入様有之度、其余ハ何事ニテモ議ト投出候処ニ廟堂一決致度、且ツ地券一条改正有之度、此両条ヲ黒田ニハカリ是非ヤリ付申度、最早余命モ無之、只此二条ハ是非存命中黒田ノ力ヲ借りヤリ付度トノ事、過日上ヘモ黒田ノ処申上候処、龍顔ニ御涙ヲ浮ベサセ御聴被遊候トノ事ナリ

と語ったという¹⁴。副島はこの時既に、黒田らとの会合の子細を天皇に報告していたのである。副島の政治的意欲がいかにかきかたかを物語っていると見えよう。黒田らとの会合後、副島は岩倉を訪ね所懐を述べている¹⁵。

今朝副嶋種臣入来、例ノ持論皇官民ト土地三有区別之義、天皇陛下之国土権ヲ被失候義実ニ不容易重事件ト段々陳述、随分手強キ論候得共、可成平穩ニ可致其理由モ云々申聞置候得共、両大臣公江ハ不日出頭言上之旨ニ候、此節副嶋申聞候ニハ過日アル参議ト一席懇談之砌、ソノ参議曰、当今ニテハ官民調和ニ無之而者国家之不幸又一一般ノ論点モ十中五六者ココニ出候歟、大隈始調和可然トノ事承リ副嶋ニモ大ニ同意、大臣公ニモ云々トノ事ニ付小生返答候ニハ、参議ニシテ右被申候ハ旧同僚ナリ、彼是深慮ノアルトコロト尤ニ存候得共、今日小生輩ニ於而ハ大臣之職ナレバ調和トカ折合トカ右様ニ涉候義ハ今日ニ至リ決シテ成シカタキ事也、其故ハ天皇陛下何ヲ以テ御自分ヨリ更ニ調和論可被成モノニヤ実ニ難キモノニ考候、右之通り申聞置候間御心得近ニ一筆申入置候

副島は、「アル参議ト一席懇談之砌、ソノ参議曰」云々と語っている。黒田は、十四年の開拓使問題で参議を辞職していたので、「アル参議」には該当しない。「黒田ノ旗揚」に参加していたメンバーで、当時参議職にあったのは大木のみである。大木は、「実ハ副島ニも一種之論旨有之、随分至当之事も不少ル様ニ鄙考仕り」と述べ¹⁶、副島の主張に一定の理解を示しているから、「アル参議」とは大木を指していたと推定される。右書翰からは、副島が「黒田ノ旗揚」に意を強くして、岩倉を訪問していたことが窺えよう。

副島が、黒田に寄せた期待がいかに大きかったかは、次のエピソードにも表れている¹⁷。黒田は、六月四日に自ら副島を訪

ねた。副島は「大ニ喜び、兼光之刀を把テ之を与得、若シ此後種臣利己主義之事ある時者、之を以而即ち我を斬レ」と語ったという。その夜、副島は「猶太刀一本を携得」吉井を訪ね「老兄者積年之親知なり、仍而之を脱贈す」と言つてその太刀を贈った。副島は、吉井にも期するところがあつた。「僕、今谷（干城—註筆者）氏ノ時を得スシテ沈淪スルヲ愁フ、且勝（海舟）氏も同断善き人なり、此等之人早く地歩ヲ与ルヲ思フ、先ツ谷氏ヲ宮内一等出仕ニ命セラレ侍従ノ長ニ致度ものなり」と自説を披露した。吉井が、「此事誠ニ同案なり、但シ聖上之御意向ハ予熟知せり、今突然と他より侍従之長杯を撰挙し上奏セハ必ず異見有之なり、仍而唯何となく一等出仕と申ス如くなれ者宜しきなり」と答えると、副島は、「然ラハ僕明日直ニ此兩人を聖上ニ申シ上クベし、但し此事ハ吉井と相談致せし旨申上ケ候而宜敷敷如何」と重ねて問いつている。副島の官民調和論は、谷、勝といった朝野に人望の篤い人物を政府側に迎え入れることも意味していたのであろう。

ところで、「黒田ノ旗揚」による肥前・薩摩グループの接近は、周囲にはどのように映っていたのであろうか。吉井は、その顔ぶれを「実ニ意外」と語っている¹⁸。黒田は、

副島と申而も、已二十年以前之廟堂ニ於而論議不合なり、今之を延而一己之不和ヲ為ス時ニ非ず、大隈亦然り、政府ニ而一度も争ひし事なし、唯開拓拓下ケ之時ニ論不合ナリ

と語った¹⁹。黒田は、副島との関係を、明治六年征韓論争で対立したが、「已二十年以上」も前のことと語ったというが、明治十二年の副島侍講排斥を強行に主張したのは黒田であつた²⁰。吉井が「実ニ意外」と語つたのも当然であらう。黒田が、副島邸を訪ねた六月四日、宮島は「今日ハ黒田清隆氏副島に到り、夜ハ副島氏吉井に到りたるよし、此事件他日上流之耳目を動し頗る影響あり」と記している。実際、後日天皇は、副島と黒田、吉井が「私約」を結んでいのではないかとの疑念を抱き、元田にその真相を宮島から聞き取るよう命じた²¹。元田は、宮島に「此頃世上何となく黒田、副島、大隈、吉井等之親睦会ハ世論之影響を来し、副島より黒田吉井ニ秘蔵之刀を贈りたる事杯ハ全ク私約之姿有之、此辺者頗ル聖上也も御配慮被遊次第なり」と語つた。これに対して宮島は、「決而副島ニ別段私心有之等か事より贈刀之事杯者無之ハ小子も保証し得べし」と答えている²²。副島と黒田の交際は、天皇に疑惑を抱かせるほど意外な組み合わせであつたのである。

前節で述べたように、副島が何時遊説を決意したのかは明らかではない。副島の日記によれば、肥前・薩摩グループの最初の会合は四月二十五日であったという。前述のとおり副島は、五月二日以前に天皇に意見書を提出し、遊説の意向を示している。七日間という時間はあるものの、これらの史料のみでは、「黒田ノ旗揚」が副島の遊説を誘引したと判断することは出来ない。しかし「黒田ノ旗揚」は、副島の遊説への決意をより強固なものにした、と言うことは出来るであろう。五月六日、吉井に同伴し副島宅を訪ねた宮島は、同日の日記に次のように記している²³。

副島曰ク、僕迎も何も無異存、誠ニ黒田氏之英断ニ感したり、僕ハ老朽無力之人なり、唯此時政体之変革よりして、聖天子二三代後之御世ハ、実ニ不可言之季世を見るも不可量、仍而此際第一番に国憲を以テ君父之権内ニ者犯入不相成之大法ヲ御定めに相成れハ、餘ハ縦令如何様之政党社会ヲ現出スルモ不足顧慮、且ニケ條ハ地券なり、政府より授与等之成文有之候而者、弥人民より官吏ハ我等之雇人なり云々等之弊害を来すべし、仍テ地券書替何町何反誰々姓名ニ天皇之御璽を押すハ其レニ而人民より税ヤ彼此なく、御上江御冥加を差上ルと申事ニ相成べし萬世之福祥又々無疑、此事ハ黒田氏の力を以テ担当致しもらい度、サスレハ社会等ハ自分一人ニ而相向ひ担任致し、縦令暗殺セラレテモ不顧ナリ、唯社会之沸騰を起し而聖上之御迷惑を掛ケテハ死し而も不足ナリ云々

前半部分は、前述した副島の政治課題について語ったものであり、吉井が日記に記した内容とほぼ同様である。注目すべきは、「此事ハ黒田氏の力を以テ担当致しもらい度、サスレハ社会等ハ自分一人ニ而相向ひ担任致し、縦令暗殺セラレテモ不顧ナリ」という副島の言葉であろう。政府内の議論、副島の言葉を借りるならば、「廟堂一決」は黒田に任せ、自分は社会、つまり民に「相向ひ担任」しようとしていたのである。

二・周囲への波紋

二一・大木喬任・岩倉・元田の懸念

しかし周囲の人々は、副島の遊説願いを危惧していた。五月二日、岩倉から書翰を受取った大木は、同日に返書を認めてい²⁴る。

副島之義ハ是非各地演説致度旨趣昨今頻りに被談候得者、遂ニ言上致候義ト相見へ候、実ハ副島ニも一種之論旨有之、随分至当之事も不少ル様ニ鄙考仕り、併も演説等ハ不可然ト奉存候得共、現今之風潮ニ同人も甚感触する不少ル処より右之次第、尚拝顔之上萬々可申上候

また、六月中旬、副島が愈々出発の段となつて、「副嶋種臣義、湯治一暇帰縣相願居候、右ハ御聞届相成度意哉、実ハ如何と少々懸念仕候」と問い合わせて来た三条に対して²⁵、大木は次のように答えている²⁶。

其巡回之主意ハ皇室ノ御為め謀り官民間之調和ヲナスノ目的之よし、差向き妨害ト申ス事も有之間敷トハ奉存候得共、其間ニハ随分自分之説ヲ吐露被致ニハ相違無之、此辺ハ如何ト苦慮仕候、去迎引留之手段も十分付き兼ね罷在候、

大木は、副島の意見には肯定的であつたが、各地演説という行動に対しては否定的であつた。しかし、「去迎引留之手段も十分付き兼ね」る以上、副島の意に任せる他はないと考えていたのである。次に、岩倉、元田の意見を見ていこう。

前述した、五月二日付けの大木書翰を受け、六日岩倉は返書を認めている²⁷。

副嶋演説云々之儀言上、又当人頗り自ラ奮発遊説見込之趣又一種之論旨も有之哉ニ御賢考之旨何も承候、愚考二者、此際上思召之通り決テ不可然存候、殊ニ建白中、人撰方法ニ至テハ、全歐羅巴社会党之如キニ陥り不申哉と頗る懸念此意見は貴卿限り御秘密彼是厚御配慮相止り候様、御周旋有之度候

同日、岩倉は元田にも書翰を送り、「小生には副島建白中人撰法に至ては、所謂欧羅巴社会党の如きものを現出候訳に不至哉と頗る懸念候。兎角思召之通り止るに不如と存候」と²⁸、大木に示したのと、同様の懸念を伝えている。

元田はすぐに返書を認め²⁹、

御賢慮にも前之建白中、人撰法に至ては、所謂欧州社会党之如きものを現出候哉と御懸念被成候に付、聖旨之通りに止むに不如と被思召候段、重々御尤に奉存候。御熟知之通りに、建白中之主義も、之を聞くに、識慮有る人にし而取捨致し候得ば、宜を不失敷と存候得共、壮年各政党之人にし而之を聞き候日には、誤認謬伝如何にか影響を生じ、遂ニは人を誤り己を誤る之弊害不可測敷と、御同様憂念仕候事に御座候

と、岩倉と同様の懸念を抱いている旨を記した。

岩倉、元田は副島の「人撰法」が社会主義的要素を帯びていると見て、副島の九州遊説が日本に「欧羅巴社会党の如き」政党を生むのではないかと危惧していたのである。

二―二・副島の人撰論

岩倉や元田が、「所謂欧羅巴社会党の如きものを現出候訳に不至哉」と懸念した副島の「人撰法」とは、どのようなものであったのであろうか。

岩倉らが言う「建白」とは、前述した五月二日以前に副島が天皇へ奉じた「意見書」を指しているであろう。前述のとおり、現在「意見書」は確認できていないので、その中で副島がどのような「人撰法」を展開し、何故岩倉らに前述の懸念を与えたのかを検証することは出来ない。

前章でみたように、十五年四月の「副島種臣建言」において、副島は撰挙法について言及している。副島の主張は、公選、普通選挙の実施、納税者全員への選挙権の付与であった。その後、同年八月に新聞に掲載された「副島君意見」では³⁰、上記に加え、一院制実施が述べられているが、こうした主張は、当時発表された他者の私議憲法案にも見られるもので、副島に特異なものとは言えない。では何故、岩倉らは副島の主張に「欧羅巴社会党の如きものを現出」する可能性を見たのだろうか。

ところで柳田氏は、「改進黨約書」や、「副島君意見」を紹介し、普通選挙、土地共有といった副島の主張を「国家社会主義

的色彩の濃いものであった」とし³¹、「西洋風の政治思想が天下を風靡してゐるのにかういふ東洋風な王道政治などを説き出した」と記している³²。しかし、当時岩倉らは、副島の主張が日本に「欧羅巴社会党の如き政党」を現出させることに繋がるのではと危惧したのである。

副島は、意見書等でしばしば「社会党」という言葉を用いている。「開進会主義書」では、「夫人生ル、時ヨリ国民ノ名ヲ被ラザルハナシ、宜ク亦撰挙被撰挙ノ権ヲ有スベキナリ、此理ヲ以テセバ社会党ナリ」と語り³³、「副島種臣建言」中でも「是故ニ上代ハ豪貴ヲ抑ヘテ貧賤ニ與ミシ華者ヲ壓ヘテ困窮ニ怱ム等ノ挙アルヲ以テ明君賢君ノ実トセシナリ、哲臣補佐ノ務トセシナリ、淑人君子ノ論トセシナリ、四海萬民ノ希望トセシナリ、千古丹青ノ照シトセシナリ、而今ノ社会党借地党ノ恐ラクハ嗟嘆スル所ナラン」、「且古ノ天子ハ社会党ナリ借地党ノ主義ナリ」等³⁴、「社会党」という言葉を肯定的に使用している。晩年副島は、門人の質問に答えて、

抑も社会主義の起るは、人間社会の組織上、上流社会と、下層社会の懸隔を生じまして、其間に一の空間の如きものを生じ、相互に軋轢を免かれざるに至ります。これが革命を促がすの原因であらうと思ひます。社会主義を唱道するは、即ち此の革命の騒乱を豫防するの策に外ならずと存じます。而して西洋の社会主義は、権利の平均、利益の配分を主とし、東洋の社会主義は、道徳を以て貧富の離隔を調和するを主とす。彼の五畝の宅や井田法の如き、又孟子に、王何ぞ必ずしも利を言はん、亦仁義あるのみと言ひ、色を好むと言へば、昔は大王も色を好む。故に内に怨女なく、外に曠夫なしと言ふ。皆是れ不調和を矯正するの言のみ。是を以て見ると、孟子も亦一の社会主義者とも申さるべきか

と語っている³⁵。副島にとって社会主義とは、「即ち此の革命の騒乱を豫防するの策に外なら」ないものであり、「道徳を以て貧富の離隔を調和するを主とす」る思想であった。しかし、岩倉らは、副島の使用した「社会党」という言葉に敏感に反応したのかもしれない。

当時、ロシアの虚無党を報じる記事は、頻繁に新聞に掲載されていた。そして虚無黨員によるアレキサンダー二世暗殺事件のような過激な行動は、壮烈な献身的行動として、自由党急進派に深い感激を与えた。当時、ロシア虚無党の活動事情を描い

た出版物も続々刊行されたが、自由党の急進派は「虚無党の思想を理解するといふよりも、たゞ自由のため、専制政府と戦ふ壮烈な行動を賛美した」という³⁶。更に、十五年五月には、長崎で樽井藤吉が首唱者となって東洋社会党が結成された³⁷。同党の「綱領」は道徳的な平等を説いたもので、ロシア虚無党とは全く異質であった。しかし、政府は治安に妨害ありとして、結党から二ヵ月後の七月には集会を禁止している。更に、翌十六年一月には禁止命令に背き党則草案を印刷配布したことが罪に問われ、樽井は禁錮一年に処せられた³⁸。政府が「東洋社会党」という党名に如何に神経をとがらせていたかが窺えよう。こうした、国内外の状況を考慮すれば、岩倉や元田が示した懸念も理解出来る。

元田は、副島の主張に対して「之を聞くに、識慮有る人にして而取捨致し候得ば、宜を不失敷と存候得共、壮年各政党之人にして之を聞き候日には、誤認謬伝如何にか影響を生じ、遂ニは人を誤り己を誤る之弊害不可測敷」と語っている。たとえ、副島の言う「社会党」が、「革命の騒乱を豫防」し、「道徳を以て貧富の離隔を調和する」ことを意味していたとしても、言葉だけが先走り、結果として急進民権家を煽動するという事態に陥ることを危惧していたのである。

二一三・九州遊説願いと佐賀開進会

副島は何故九州遊説を望んだのであろうか。周知のように副島は佐賀の出身であるが、遊説先に九州を挙げたことが単に出身に由来しただけとは考え難い。九州遊説の背景には開進会の存在があつたのではないだろうか。そして、そのことが岩倉や元田らの懸念を増幅させたのではないだろうか。

第五章で紹介したように、明治十五年三月二十四日付「東京日日新聞」は、開進会の主義書が副島の口述であることを報じ、両者の関係は衆目の知るところとなった。しかし開進会における副島の影響力については、それ以前から様々な筋を通じて政府要路者の耳に入っていた。

長崎県令であつた内海忠勝は、十四年十月諸岡孔一帰郷前後の佐賀の状況を、佐賀小城から伊藤博文に報じている³⁹。

当県内も都合無事、尤当月上旬頃より佐賀表之士族等所々に集合又は政談演舌等を為し、不穩風聞有之候に付、各郡巡視

を名とし過る十一日出立、十二日佐賀へ着、直に探偵を入夫是聞合見候処、去月下旬より大蔵書記官石橋重朝なるもの長崎中の島炭鉦視察を名とし下崎、直に佐賀に帰り東京よりは副島の甥諸岡孔一外兩人同時に着、集合演舌等を企目下之景況に及ひし由。石橋説く処大意は、余は先達而開拓使始末を延期する云々を認めたる大蔵卿の建白と副島より左大臣と大隈参議へ宛たる太政大臣之

罪数条を挙たる激文とを携へて北方に使ひしたり、其書面を大隈一見して曰く、嗚々世外人の副島さへ斯く憤激之色を表すか、

是にて京地之近況想察するに足る、早速左大臣へ打合中止之事に決すへしと怒気を含て発言あり、無間も立て左大臣を訊はれ終に中止之令出今日之始末に至れり、依て考るに御還幸後此結果は薩肥之大紛議となるも知れず、肥人は夢中に居るなかれ広く天下之形勢を見て各覚悟あるへしとの語氣にて陰に壯年輩を誘導する央、東京より諸岡之一行着、劇場、寺院等を借請、陽に演舌を始めたなり。思ふに内外打合しての事なかるへし。其演舌之大意も重に開拓使の始末にて差止る程之演舌にも至り不申、併し是迄之有様より考れば余程人心を得候ものと相見、傍聴人等も日々二三千之多きに及ひたり。實際に付て之か原因を想像すれば或は大隈、副島等の内示に出たるものには無之乎と疑るゝ形状も不少候。依て其辺探んか為め石橋へ面接し探偵之次逐一申聞たる処、至極尤之探偵なり、言語之齟齬はあれとも北海之始末二三之友人に語りたる事あり、然れとも人心を喚起する様之事は決て為さず、又諸岡等は却て鎮制した位故僕か謀る杯との疑念は解き呉よと弁解を為し居たり。而して演舌之結果は有志中より委員を撰上京する事に決し、既に副島之甥と大隈の親族と外三人上京せり。今後尚五名を上京さするの風評に相聞申候。実に何たる事か浅間布挙動にて笑に堪たり。併し九州各県も過日安場、古荘等帰省政党組織以来何となく人心を喚起したる哉に相見、随分将来之一害物を出来し申候。右は申上る程之事にも無之候へ共、生か想像之通大隈、副島の心意より出し事とすれば少し御参考にも可相成歟と思考候間、不取敢成行相認御内報申上候。

副島は、十四年十月五日付で有栖川宮熾仁親王・大隈重信宛に提出した建白書の最後に「此度の使人は彦根人大海原尚義と

申人に御座候、実は司法の官員に御座候、此時勢に付乍恐内借仕候、呵々」と附言している⁴⁰。副島が建白書を託したのは大海原であったが、内海書翰の報ずるところによれば、大蔵書記官石橋重朝も大海原と同行していたのであろうか⁴¹。また内海によれば、諸岡帰郷後の演説会は、二三千人の聴衆が集う程の盛況ぶりであったという。内海は、石橋、諸岡らの行動は、大隈、副島の内示によるものと考えていた。内海書翰は、武富らを「大隈の親族」と報じるなど多少の事実誤認はあるものの、佐賀の政治運動に、副島が深く関与していることを伊藤に報じた史料として重要である。

「開進会主義書」が副島の口述であることも、新聞報道以前に政府要路者の耳に入っていた。十五年二月二十五日付の井上毅宛古荘嘉門書翰には次のように記されている⁴²。

今日高橋^(長秋)、柳川、久留米佐賀ヨリ帰来セリ(中略)此之主義書ハ高橋佐賀ヨリ持参セリ、佐賀人ハ此之主義ナリトテ高橋へ遣シタル由、実ニ如何ナル主義ナルヤ、其主義之有ル所ヲ知ルニ苦シムナリ、此之主義書ハ全ク副島之口述ナル由、佐々高橋語り合ひ、満坐報復ニ不堪シ

古荘は熊本で紫溟会を起こした人物である。十五年二月九日、熊本では自愛会、立憲自由党、相愛社により公議政党が結成された。同党は設立直後から、三月の九州改進黨結成大会開催に向けて、九州各地に遊説委員を派遣した。公議政党に参加していなかった紫溟会もまた、九州各地の様子を探るべく会員を派遣していた。帰郷した高橋が佐賀から持ち帰ったのが、「開進会主義書」であった。「佐賀人ハ此之主義ナリトテ高橋へ遣シタル由」という記述から察するに、開進会会員から入手し、それが副島の口述であることを伝えたのであろう。高橋が見聞した九州各地の状況を、古荘は井上に報じたのである。同書翰は、井上から山田顕義の手に渡っている⁴³。さらに、同年三月七日付山県有朋宛井上毅書翰にも、

又赤界紙ニ認有之候ハ佐賀人団結党之趣意書手ニ入候由ニ而熊本より送来候、副島之口授ニ出候物ト聞へ候、一読抱腹ヲ覚候、品川氏へ御廻被下度奉冀候

との記述があり、赤界紙に記された「開進会主義書」が同封されている⁴⁴。二月二十五日付の古荘書翰には主義書が同封されていた形跡は見当たらない。後日古荘から郵送されたものなのか入手経路は不明だが、井上は山県に「副島の口授」である主

義書を送付し、山県は井上の希望通り品川に廻送した。また「開進会主義書」は、「大木喬任関係文書」⁴⁵、「岩倉具視関係文書」中にも所収されている⁴⁶。当然、岩倉も副島と開進会の関係を承知していたことであろう。

開進会と副島の関係については、開進会成立当初から政府要路者の知るところであった。また、現時点では東洋社会党と副島の関係を当局が把握していたことを明確に示す史料は見当たらないが、東洋社会党結成後の第五回長崎政談会で、諸岡が樽井藤吉や平野新八郎と共に演説をしたことは新聞に掲載されている⁴⁷。東洋社会党の動向に目を光らせていた政府がこれを見逃すとは考え難く、背後に副島の存在を感じていたことであろう。

さて、その後開進会は、九州改進黨の結成に参加しその一員として活動していったが、十六年当時の九州改進黨の動向を示す興味深い書翰が残っている。九州改進黨の本拠地熊本で、同党とは一線を画していた紫溟会の古莊嘉門が、二月二十四日付で内務卿山田顯義に宛てた書翰である⁴⁸。

当地改進黨之内ニも両説有之、一方ハ少々事ヲ寛ニスル方ニテ、願ク「」議論ヲ以テ政府ヲ破壊スル主義ナリ、一方ハ急激之方ニテ、我ヨリ機會ヲ作り、血ヲ以テも政府ヲ顛覆スルとの主義ナリ、右等之事ハ多く其原因東京ヨリ波及し来りしものと被考候、彼等之所作近日は余程密々ニハ致し候得共、とても格別之事ハ吐出得申間敷、然し今少暖氣ニ相成候時分ハ色めき申候半も難斗、御地も御油断無之候而、内場御準備ハ充分ニ御整頓有之候而、随分寛裕ヲ示シ充分彼等之所為ヲ熱セシメテ、其機ニ投シ一網ニ彼ノ暴挙ニ出シ者ハ之ヲ制セラレン事ヲ、当県之事ハ彼等之挙動ニハ極々注意追々上申可仕候、其端緒之少々相見へ候間、寸書上申仕置候

右書翰からは、九州改進黨内部にも過激論が生じていたことがわかる。副島は、長崎、鹿児島、日向、大隅等を巡回して佐賀に入ること企図していた⁴⁹。九州改進黨の拠点それぞれに遊説を試みるつもりであったのだろう。

以上のように、副島が遊説先に九州を選んだ背景には、開進会の存在があったと考えられる。そして、岩倉や元田らが九州遊説に反対した理由の一つにも、副島と開進会や東洋社会党の関係があったのである。

三 遊説断念とその後の副島

三一 遊説の断念

十六年六月十五日付「鎮西日報」は、「副島君 同君者一百日の御暇を賜り九州遊歴の爲め本月二十一日より東京を發锚し西京に到り、それより薩州豊前豊後肥後及び長崎佐賀等にも来らるゝのよしなりと、昨日東京より通信の端に見えたり」と報じた⁵⁰。副島の九州遊説は、具体的な日程も既に決定したのである。しかし同月二十七日付の「自由新聞」には、

副島種臣氏 同氏にハ之程熱海温泉へ赴かれん為め休暇願済にて去る廿一日發足と定められ其の期に至りて知己の人々にハ見送りとして同氏の許へ到られし処、突然宮内省より侍従を勅使として其行を止められたるとか聞及びつるが、今や政府にても何か至急を要せらるゝの事ありと憂ゆと去る方よりの通報

という記事が掲載された。「熱海温泉へ赴かれん為め休暇願」とあるが、日付から考えて九州遊説への發足であることは間違いない。宮内省から侍従が勅使として派遣され、出發は取りやめられたと報じている。六月二十二日、元田は京都宮闕保存調査のため滞京中であつた岩倉に宛てた書翰中で、副島の九州遊説について次のように報じた。

副島九州下県之内願に有之、已に發途に臨み、思食も被為在候旨小官より話合候処、同人より相止め候段願出、好都合に相運申候、委細は筆頭に尽し得申候、略申上候

結局、天皇の意を受けた元田の來訪説得により、副島は遊説を断念した。副島の決意は相当堅く、引き止めることが出来たのは天皇だけであつた。天皇は、当初から副島遊説に反対していたようである。五月二日、岩倉の大木宛書翰は⁵¹、

過日元田ヨリ上御沙汰之旨ニ而右府迄可申入置との事ハ、添嶋意見書奉り此旨趣ヲ以而九州地方演説致シ、為王室尽力云々言上有之、右ハ不可然思召候ニ付云々御内示拝承

と、天皇が「不可然思召」であることを伝えている。天皇は明治十二年政府内に副島排斥運動が起つた際、「西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通・伊地知正治・副島等は共に天下の仰瞻する所なり、而して西郷・木戸・大久保は已に逝けり、故に伊地知・

副島を挙げて左右に置く」と語った⁵²。当時、急進派自由党員は激化運動に傾きつつあった。元田は、副島の主張を「遂に人を誤り己を誤る之弊害不可測歟」と語っている⁵³。或いは、天皇や元田らは、九州遊説に出るといふ副島の言葉に、西郷隆盛や江藤新平の姿を重ね合わせていたのではないだろうか。

一方で元田は、副島を侍講として欠くべからざる人材と考えていた。六月二十六日、宮島は、求めに応じて元田邸を訪問した。その時、元田は次のように語ったという⁵⁴。

実者副島之義ハ世論如此、又ハ御前体ナドモ始終ニ自分より相助ケ御信用有之様ニ取成し置クなり、如何となれ者、如彼学力淵博之物も無比類、且御前等ニテ誰夫レナドモ政党ヲ離れ今日ハ決シテ政党ハ決シテ御勞襟ニ及ハ又杯色々御前ニ於テ吐露致候事ハ、如何ニも君臣情洽之体ニ於テ他臣の及所ニ非ず

元田が九州遊説に反対した理由の一つには、副島は宮中から失うにはあまりにも惜しい人物であるという思いがあったからであろう。

三—二・副島の憂慮

天皇の意向を受け九州遊説は断念したが、副島の憂いは増すばかりであった。七月に入り副島は、三条に「国会開設ニ関スル建言」をしている⁵⁵。

口上覚

私儀

先年建言書を以て後藤象二郎板垣退助由利公正等と同く、上ハ

皇室之御栄利を不被為損、引続而下萬民之康寧を抄度趣意に本き議院設立之段願出ニ而ハ不堪恐縮、就而二十三年国会設立云々之

御勅掟被為在たる以上ハ、仰き願くハ且此時を期し奉り

御上之御威光益御拡張被為在 御一新度

神武復古との御名言に不被為叛、猶

御誓文中

皇威を海外ニかかやかすとのことも

御実践之義不堪懇望、固り議事條件ハ

君父之大義名分を不犯、猶

大権に干渉せざる余分に止るべく、却而

旨を得て大義名分之差障を討論するハ臣子の本分として 御許容も或ハ之あるべく、抑我

本朝に於て

天子と称し奉るハ四海を併有する之

御名たること律令格式等之 御法章に有之、四海ハ

天子之御一家、

天子ハ無外出と不言て行といひ、還と不言て至といふ、到处皆

天子之御家たるべく、民の富を 御覽して

仁徳帝ハ朕富との玉ひき、民貧を 御覽して

延喜帝ハ 御服を之に衣させられき、

天子之御威光巍々たるの 判罪不能 □ んハ民ハ始て仕合多るべく、私ハ公に対するの名一身之場合之を私とす、公之一字ハ

天子に帰す、私ハ公の為に不屈する筈、私田も

国家城砦等 御用向之折にハ差出す筈、兵役等之折にハ身さへ差出す筈、兵の通行にハ家さへ取除らるゝ筈、不若茲て 国
をなすハ難し、家の名誉ハ戸主をさし、 国の名誉ハ

上一人をさし奉る普天率土王物たること私に於而開目落地之時より之を記す、何卒目出度き

御法章を垂させられ度奉存候、右ハ最前連名之者も本意本望に可有之、於今變心ハ無之筈、謹而拝表

以聞仕候俣御取成奉仰候 以上

明治十六年七月

副島種臣謹言

太政大臣三條美美殿

右の建言は、これまで見てきた「開進会主義書」「副島種臣建言」「副島種臣君意見」等における主張を端的に表現していると同時に、当時の副島の心情が如実に反映されている。

自分は、皇室の繁栄と民の安寧を願って、過年板垣らと共に民撰議院設立を建言した。今や明治二十三年の国会開設、憲法制定が決定した。この上は、維新時の「神武復古」の名言に叛かないように、そして「皇威を海外ニかかやかすとのことも」是非実践して頂きたい。しかし国会開設、憲法制定はあくまで「大権に干渉せざる余分に止る」べきである。「天子之御威光巍巍」たることが民の幸福である。「何卒目出度き 御法章を垂させられ度」、このことは民撰議院設立建白書に名を連ねた者らの「本意本望」であり、その気持ちは今も決して変わっていない。

建言の冒頭と末尾で民撰議院設立建白について触れているのは、当時の世情を嘆じてのことであろう。十四年十月十八日、副島は佐々木高行と元田に対して、開拓使官有物払下げについて建白書を有栖川宮と大隈に送った理由を語った際に、次のような心境を吐露していた⁵⁶。

明治六年民撰議院設立ノ建白ハ、有司専制を憂ひての事なり、然るに、爾来、自由民権論世上に勢力を得たるより、共和論点にも及ぶ景況あり、実以て不安、僕輩侷を作りたるの責は免れず、深く恐縮せり、去り迎、今又致方なく、此上、国会設立の際に、甚だしき激動なからんを思慮すれば、今日の自由民権家の心を和らげ置くこそ肝要なれと思考する故に、板垣其他の人々をも、能々和らげ置き度、然るを、自由民権家に同意して、騒々敷あるの風評、意外なり、今世より三世

の後は、共和の論者夥多相成、或は、不可言景況に至るも難計、吾輩の子孫も、其辺は保證難致、今日より注意すべしと、
苦慮万々なり

有司専制を批判し、国家崩壊を防ぐために民撰議院設立建白書に連署したが、民権が大権を犯すような事態となつては本末転倒である。国会開設期成同盟、政党誕生、政党運動の激化といった世情を受け、自由民権運動の端緒となつた民撰議院設立建白書に名を連ねたことに、副島は責任を感じていた。だからこそ、自ら遊説にでかけ人々に己の真意を訴えようとしたのである。

おわりに

宮島は明治十六年の日記の最後に「王土王民論 十六年六七月之形勢」と題した一文を綴っている⁵⁷。

政府二派ニ相成り、王土王民ノ論ヲ嫌疑スル事ニ成れり、岩倉右大臣か憲法上より頗ル配慮し而、愈々地券授與等之文字上等ニモ配慮スル事ニ相成り、已ニ四五月頃内閣顧問黒田清隆、副島種臣等往来せし頃、副島より黒田ニ土地名称王民所有之弊害を起すへき等之事を語りし折に、井上毅か、始め岩倉ニ親近し、後漸く疎外せられ頗る怖之餘り、当地丸山作樂之派五島之人松園と申生有志者に告クト云フ名目ニテ国事商法の建白書を認め、少し民権封建を并而含有する建白書あり、政府之を認めて副島か立案と疑を起セリ、又藤田一郎派ニ藤瀬、菊池と申もの此等も土地之名称論あり、又唐津の人樋口真彦、肥後之人高原淳一郎等も連名シテ王土論を建白せり、此等之事件を皆井上より山縣内務卿に内告せしニ、山縣大ニ驚愕し而、此数派力皆国体ナレトモ必ず刺衝者ありて之を煽動するならんと疑ひ、其恐愕引而山田ニ及ひ、皆是井上毅一人より發出シテ人をし而此を言ハシムルトなり、於是井上右之王土論ヲ排斥シテ洋文を譯シテ民有二似たる民権派の土地論を立て、以テ此廉を以伊藤の帰朝を待つて媚と言、結局黒田と副島大隈と交際始りしに就而一方之參議か一小人之輩ニ

惑されたり、可恐々々

官島によれば、王土王民論をめぐる政府内の対立の背後には井上毅の暗躍があったという。伊藤博文は、八月四日に欧州憲法調査から帰国した。八月十六日、北島治房は伊藤帰国後の井上の動向を大隈に報じた⁵⁸。

一、曾て副島元田兩人か、地券没収論の建議せしか伊藤帰朝前内閣に行はれ、頗る勢力を得たるもの、如き有様に而、井上毅之を防かんとせしも力及はざるより応援を依頼せし事ありし由なるか、伊藤帰朝迄不決之策を大臣邸に遊説しをきたりしを、昨日伊藤に論したるに同人も応同し排斥すべしと請負たりと、但し其論中彼日本紀雄略の巻に、私田を以て罪を贖ひし事見へたれば、太古も私田ありし事明白なり云々と説たる由、素人にはよき見付ものと存候

前章でみたように、副島の「地券改正ノ義」は元田の「地産券論」、そして岩倉の「地所名称更定等ニ関スル意見書」に影響を与えた。こうした事態を危惧した井上は、「伊藤帰朝迄不決之策を大臣邸に遊説」し、問題解決の引き延ばしを図った。伊藤は井上の意見に同意し、元田や副島の「地券没収論」を排斥しようと請け負った。井上の策は功を奏したのである。

ところで右書翰中、北島が「素人にはよき見付もの」と称した「但し其論中彼日本紀雄略の巻に、私田を以て罪を贖ひし事見へたれば、太古も私田ありし事明白なり云々」という井上の指摘は、明治十五年の「副島種臣建言」にもみられるものである。副島は、「古ハ公田ト私田トノケチメアリ公田トハ屯田ト書シモノナルヘシ、人民勞力ヲ以テ君主ノ為ニ従事セシモノ猶備ノ意味アリ、天智帝ノ時制度大變、公田ヲ出シテ皆民ニ分賦セシメ而更ニ租傭調ノ制ヲ設ケラレシ」と、大化の改新以前に「公田ト私田トノケチメ」があつたことを引いていた⁵⁹。一方、十六年六月、井上は山県のために代草をした「地券議」の中で、大化以前、未タ私地ノ禁アラズ、其罪アリテ地ヲ献リ、自贖フ者アリ、悪田ヲ献ルヲ以テ罰ヲ得タル者アルニ抛ルトキハ、当時、皇徳寛宏、所謂 屯田ミヤケタ即チ御田ナリノ外、臣民各々其地ヲ私有スルコトヲ得タルノ状、復タ疑フヘカラズ、而シテ罪過アル者ハ之ヲ没シ、官需アルトキハ之ヲ収ム、其統一ノ大権ニ至テハ、是力為ニ、其分毫ヲ損スルコト無シ、此レ乃チ私有ノ制アリト雖モ、普天率土ノ大義ト相悖ルノ嫌アルニ非サルコト明カナリ

と、唐の律令制を継受する以前に、日本には土地私有と官需優先を統一した法制が存在していたことを説いた⁶⁰。井上は「副

「島種臣建言」を岩倉から廻送され目にしていた^{6.1}。ただこの一点を以て、井上の主張は副島の意見を敷衍したものだということとは出来ないが、それまでの井上の意見書には見られない見解であり、井上が副島を意識して認めた文章であることは間違いないであろう。元田や副島の意見が勢力を得る中で、井上は伊藤帰朝まで問題を先送りすることに努めたのである。

副島が井上のこうした動きを承知していたか否かは不明であるが、「黒田ノ旗揚」「九州遊説願い」三条への「国会開設ニ関スル建言」と、己の信念を主張し続けた。こうした副島の言動を、井上は注視していた。十五年三月、井上は入手した「開進會主義書」を山県、山田、品川に廻送した。四月に岩倉に国権論第三号を提出した際には、「此卷ハ別而精神之在る所ニ候ヘハ、副島侍講へ御廻示被遊度懇祈候」と副島への廻示を望んだ^{6.2}。渡欧中の伊藤宛書翰中にもしばしば副島の動向を報じている^{6.3}。そして十六年七月七日、井上は山県に送った書翰の追伸に、「海軍卿（川村純義）之話ニ、黒田顧問云、副島屢々来り、『土地論ニ対し、井上毅より異見を建議し、山県参議もこれに同意せり云々』之由、話ありし、右に對し、事情一々海軍卿へ申陳置候」と記している^{6.4}。こうした記述からは、井上がいかに副島の言動に注意を払っていたかが窺える。

奥田晴樹氏は、皇室財産の設定に反対する井上は、山県ら政府首脳部を説得するために、土地所有権の問題へと論を進めて行かざるを得ず、その最大の論敵は岩倉であったと指摘している^{6.5}。確かに伊藤渡欧中の政府にあつて、岩倉を説得することは必要不可欠であったが、元田や岩倉の王土論に理論的正当性を与え、さらには遊説において自身の主張を民意に訴えようとした副島こそが、井上の最大の論敵であったのではないだろうか。少なくとも、井上が意識しなければならぬほど、副島が官民に及ぼす影響力は大きかったのである。

さて、十月二十七日に吉井の仲介により副島は伊藤と面会した。この時の模様を、同日吉井から聞いた宮島は、

二十七日 土曜 塩湯木挽町一浴、吉井ニ偶然相会す、今朝副島を伴ひ伊藤の高輪を訪ふ、然ルニ伊藤之話誠ニ国体上より發し、帝室等之事ハ大ニ副島も同論ニ而、惣テ無異存よし、副島も角ヲ折りたるよし、吉井も此両人之交際仕舞、大ニ安心セリト云フ

と、日記に記している^{6.6}。この会談において、何が話し合われたのかについては不明である。しか

し、これ以降副島が「地券改正」論を主張していたとする史料は見当たらない。宮島の「副島も角ヲ折りたるよし」という記述からも、この会談によって副島は矛をおさめたのであろう。

¹ 宮内庁『明治天皇紀』第六（吉川弘文館、一九七一年）七一―七二頁

² 例えば、渡邊幾治郎『明治天皇の聖徳重臣』（千倉書房、一九四一年）一〇五頁、島内喜市『年譜考大木喬任』（アピアランス工房、二〇〇二年）三三九―三四〇頁

³ 望月雅士「明治国家の形成と立憲構想―藩閥官僚官島誠一郎を通して―」（由井正臣『幕末維新期の情報活動と政治構想』、梓出版、二〇〇四年）一九八―二三五頁

⁴ 明治九年四月十八日、佐賀県は三潯県へ合併され、同年八月二十一日には長崎県に編入された。十五年に入り、旧佐賀県下で復県運動が活発化した。こうした状況を受けて、同年六月、大木、佐野、副島らは「佐賀分県の儀を切迫に申立」てた。

山県は、憲法調査のためヨーロッパに滞在していた伊藤に宛てた書翰中、「過日来閣議を尽し候処各意見有之、数回論究の末遂に割県論に相傾申候。生も分県論なれとも独り佐賀の分県を唐突所置致候は不得止事に候へとも、其甚しきを得たるものとも難認、他県より聳動を生し苦情百出と察申候」と、政府内で佐賀分県運動が問題となっていることを記している。結局、

明治十六年五月九日、長崎県から分離独立して佐賀県が設置された。（明治（十五）年六月十六日付、山県有朋書翰、伊藤博

- 文苑、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』八、一〇六一—一〇七頁、佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷、佐賀市、一九七八年、四〇七—四二三頁、望月雅士「明治国家の形成と立憲構想—藩閥官僚宮島誠一郎を通して—」二一六—二二七頁（一六—二二七頁）
- 5 望月雅士「明治国家の形成と立憲構想—藩閥官僚宮島誠一郎を通して—」二二六—二二三頁
- 6 (明治十六)年五月二日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書（書翰）』一二四—一二〇）
- 7 望月雅士「明治国家の形成と立憲構想—藩閥官僚宮島誠一郎を通して—」二二〇頁
- 8 「副島種臣建言」明治十五年四月二十一日（宮内庁書陵部所蔵、明一二三三）
- 9 「皇有地ヲ定メ諸功臣ヲ調和スルノ議見聞ノ次第言上案」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』「見聞秘記」一〇九—一六二）
- 10 (明治十六)年六月十五日付、大木喬任書翰、三条実美宛（国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』二七八—七）
- 11 「副島侍講之格言」『鎮西日報』明治十六年三月二十三日号
- 12 室山義正『近代日本の軍事と財政・海軍拡張をめぐる政策形成過程』（東京大学出版会、一九八四年）一二二—一二三頁
- 13 宮島誠一郎「明治第十六年日記」六月十三日条欄外（早稲田大学図書館所蔵『宮島誠一郎文書』A—六一）
- 14 吉井友実「三峰日記」明治十六年六月六日条（宮内庁書陵部所蔵、明四四二）

¹⁵ (明治十六)年五月二十一日付、岩倉具視書翰、三条・有栖川宮宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』一一九―一一五)、小西四郎・佐々木克監修、藤田正・中川壽之編『岩倉具視関係文書』岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵(Ⅱ)Ⅴ(北泉社、一九九三、三四六頁)では、同書翰の年代を明治十五年としているが、内容から十六年の書翰と判断した。

¹⁶ (明治十六)年年五月二日付、大木喬任書翰、岩倉具視宛(岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』一七―五七―(九七))

¹⁷ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」六月四日条

¹⁸ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」五月四日条

¹⁹ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」五月四日条

²⁰ 副島侍講排斥運動については、本稿第三章を参照されたい。

²¹ 望月雅士「明治国家の形成と立憲構想―藩閥官僚宮島誠一郎を通して―」二二二頁

²² 宮島誠一郎「明治第十六年日記」六月二十六日条

²³ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」五月六日条

²⁴ (明治十六)年五月二日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書翰)』一二四―一二〇)

²⁵ (明治十六)年六月十三日付、三条実美書翰、大木喬任宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書翰)』七五〇)

- ²₆ (明治十六) 年六月十五日付、大木喬任書翰、三条実美宛 (国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』二七八—七)
- ²₇ (明治十六) 年五月六日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛 (国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書翰)』一二四—一一一)
- ²₈ (明治十六) 年五月六日付、岩倉具視書翰、元田永孚宛 (沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』、山川出版社、一九八五年、三〇〇頁)
- ²₉ (明治十六) 年五月六日付、元田永孚書翰、岩倉具視宛 (沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』、山川出版社、一九八五年、八八頁)
- ³₀ 『日本立憲政党新聞』明治十五年八月十五日、十七日、二十日、二十三日号
- ³₁ 柳田泉 『副島種臣伝』の一章—その国家社会主義的思想— (我觀社編『我觀』、我觀社、一九三六年) 一三七頁
- ³₂ 柳田泉 『副島種臣伝』の一章—その国家社会主義的思想—、一三三頁
- ³₃ 「開進会主義書」については、本稿第五章一—一・開進会主義書、を参照されたい。
- ³₄ 「副島種臣建言」明治十五年四月二十一日 (宮内庁書陵部所蔵、明一二三三)
- ³₅ 片淵琢 『蒼海閑話』 (島善高編『副島種臣全集』二、慧文社、二〇〇四年) 二二六—二二九頁
- ³₆ 赤松克麿 『日本社会運動史』 (秀英社、一九四九年) 二二頁
- ³₇ 樽井は自叙伝の中で「諸岡正直氏は元佐賀人なるが、其叔父副島種臣の命を含み、東京より来られ、大いに社会主義を鼓吹せらるゝや、予は大いに意志を強うせり」と、副島との交流があったことを語っている (田中惣五郎著、鈴木正編『東洋社

会党考』新泉社、一九七〇年、二八頁。

³⁸ 田中惣五郎著、鈴木正編『東洋社会党考』二二—四三頁

³⁹ (明治十四)年十月十六日付、内海忠勝書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、一六三—一六四頁)

⁴⁰ 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四(日本史籍協会、一九三四年)三六三頁

⁴¹ 『近事評論』によれば、副島が「開拓使処分ノ一事ニ就キ深く憂フル所アリ、石橋大蔵権大書記官ノ帰省ヲ止メテ御巡幸先ニ至ラシメ、大隈参議ニ就キ其意見ヲ上奏セラレタルヤハ、当時専ラ世上ニ流伝スル所」であつたという(副嶋侍講ハ一泣ノ外計ノ出ヅル所ナキ乎)『近事評論』第三五三号、共同社、一八八一年十月二十三日)。

⁴² 明治十五年二月二十五日付、古荘嘉門書翰、井上毅宛(井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、國學院大學図書館、一九七五年、一八四—一八六頁/日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書宮内庁書陵部蔵筆写本』六(日本大学、一九九二年)三七〇—三七二頁)

⁴³ (明治十五)年三月十日付、井上毅書翰、山田顕義宛(日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書宮内庁書陵部蔵筆写本』六、二七四頁)

⁴⁴ 明治十五年三月七日付、井上毅書翰、山具有朋宛(尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』二、尚友倶楽部、一九九四年、九—一〇頁)

⁴⁵ 「開進会主義書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書類)』八二—一)

- ⁴₆ 「開進会主義書」(岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵Ⅱ『岩倉具視関係文書』一七—五八—(八五))
- ⁴₇ 高木知明「東洋社会党に関する一試論—樽井藤吉の動向を軸として」(日本歴史学会編『日本歴史』五一—、吉川弘文館、一九九〇年)六一頁
- ⁴₈ 明治十六年二月二十四日付、古莊嘉門書翰、山田顕義宛(日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書・宮内庁書陵部蔵筆写本』一、日本大学、一九九一年、二三—二四頁)
- ⁴₉ (明治十六)年六月十五日付、大木喬任書翰、三条実美宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』二七八—七)
- ⁵₀ 『鎮西日報』十六年六月十五日号
- ⁵₁ (明治十六)年五月二日付、岩倉具視書翰、大木喬任宛(国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書(書翰)』一二四—一二〇)
- ⁵₂ 宮内庁『明治天皇紀』第四(吉川弘文館、一九七〇年)七七—二頁
- ⁵₃ (明治十六)年五月六日付、元田永孚書翰、岩倉具視宛(沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』、山川出版社、一九八五年、八八頁)
- ⁵₄ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」六月二十六日条
- ⁵₅ 「国会開設ニ関する建言」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『副島種臣関係文書』四)
- ⁵₆ 東京大学史料編纂所編纂『保古飛呂比・佐々木高行日記』一〇(東京大学出版会、一九七八年)四八七—四八八頁
- ⁵₇ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」

⁵⁸ 明治十六年八月二十一日付、北畠治房書翰、大隈重信宛（早稲田大学所蔵『大隈文書』B一九七）

⁵⁹ 「副島種臣建言」明治十五年四月二十一日

⁶⁰ 奥田晴樹『明治国家と近代的土地所有』（同成社、二〇〇七年）四八一頁

⁶¹ （明治十五）年四月二十六日付、岩倉具視書翰、井上毅宛（井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』史料編第四、八九—九〇頁）

⁶² 『国権論』第三号（独逸協会、一八八二年）は、「憲法ノ王位」、「法律ノ範圍ニ於る国王一身ノ位置」、「国王固有ノ主宰権」について論じている。

⁶³ 例えば、（明治十五）年七月十三日付、井上毅書翰、伊藤博文宛（井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』史料編第四、六七頁）。

⁶⁴ （明治十六）年七月七日付、井上毅書翰、山県有朋宛（井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』史料編第四、六一八—六二〇頁）

⁶⁵ 奥田晴樹『明治国家と近代的土地所有』四三九頁

⁶⁶ 宮島誠一郎「明治第十六年日記」十月二十七日条

第八章 内務大臣副島種臣と第三議会

はじめに

明治二十五（一八九二）年三月十一日、副島は第一次松方正義内閣の内務大臣に就任した。衆議院議員であつた尾崎行雄は、後年副島の内相就任について次のように述懐している¹⁾。

松方内閣が品川子に代へて副島伯を内務大臣としたのは、成功であつた。副島伯は人も知る忠誠篤厚の士で、当世稀にみる人格者として、一世の信望をあつめた人であつた。憲政の新知には通じてゐなくても、伯には漢学から味ひ得た王道論があつた。民と親しみ民を導くをもつて自分の任となし、暴虐な圧迫手段や、卑劣な節操売買は、大きらひな人であつた

明治二十四年五月六日、山県有朋内閣の後を受けて発足した第一次松方内閣は、当初から波乱の幕開けとなつた。内閣成立直後の十一日には大津事件が生じ、国内は騒然となつた。迎えた第二議会では予算審議をめぐつて紛糾し、内閣は解散を決断、これを受けて翌二十五年二月十五日、第二回総選挙が実施されたが、この選挙をめぐる地方官と民党との抗争は、各地で死傷者を出す流血の惨事となつた。同選挙は政府に一応の勝利をもたらしたが、次期議会での民党の反発は必至となつた。選挙後は選挙干渉をめぐり、陸奥宗光農商大臣、後藤象二郎通信大臣等政府内部からも品川弥二郎内相の責任を追及する声が生じ、三月二日品川は辞意を表明した。品川の辞意が堅い事を知つた政府は後任人事に着手する。当初松方は後任候補として井上馨の名を挙げ、伊藤博文もこれを良としたが、井上は内相就任を拒否した。その後、河野敏鎌、副島の名前が挙げたが、天皇、伊藤らを始めとして、副島の内相就任を危ぶむ声は少なくなかつた。しかし松方は、改進黨副総理を務めた経歴を持つ河野は、民党側という印象が根強く残つているため、地方官更には内務省との折合いを懸念し、天皇らの反対を押し切つて副島を選出した。こうして三月十一日、副島は第一次松方内閣の内務大臣に就任した。しかし、わずか三ヶ月で副島は内相辞任に追い込まれることとなつたのである。その事情を尾崎は、次のように記している²⁾。

せつかく大臣が代つても白根次官があるうちは、やつぱり駄目であつた。白根専一君は、相変わらず乱暴な議論をして、しばしば副島内相と争つたらしいが、かうなると人格者の副島伯は、みづから大臣として次官を御することが出来ないのを、却つて一身の不徳と責め、つひに議会で、辞職してしまつた

さて、第三議会を扱つた研究には、林茂「第三議会と第一次松方内閣の瓦解」³、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』⁴等がある。こうした先行研究中でも、内相時代の副島の動向に就いて言及されてはいるが、未だ不明な点も少なくない。

第一に、なぜ副島が品川の後任候補として浮上したのであるか。明治六年十月征韓論に敗れて廟堂を去つて以来約十八年間、当局者として政治にあたるのがなかつた副島が、品川の後任候補として浮上したことは如何にも唐突という印象を免れない。丸山氏は、副島の内相就任について、選挙干渉の後始末に苦慮した松方内閣が「国民の激昂を緩和するために、一大の人格者として国民に尊敬せらる」副島を無理やり引き出したと記している⁵。しかし、国民の尊敬を集める人物が副島唯一であつたとは考え難い。一方佐々木氏は、河野と副島を比較した松方の判断については論証しているが、副島が内相の後任候補に浮上した経緯については記していない⁶。

第二に、副島は如何なる境地で内務大臣就任を承諾したのであるか。清国漫遊中に李鴻章と面会した際、副島は「不為人上不為人下」と語つた⁷。侍講就任後も、紙上には度々副島が入閣するのではないかという記事が掲載されたが⁸、実現するとはなかつた。単なる噂であつたのか、それとも副島が望まなかつたのか、現時点では事の真相を明らかにし得ないが、これまでみてきたように、副島は事あるごとに辞意を口にしてきた。入閣に積極的であつたとは考え難い。選挙干渉により世情が混乱を極めたとはいえ、副島は今更なぜ、若輩である松方総理の下で内務大臣を務める気持ちになつたのであるか。

第三に、副島の描いた政策論とはどのような内容であつたのだろうか。内相就任後は議会対策に迫られ、副島が自身の描く政策を披瀝する場面はほとんどなかつたが、心中には長年温めた意見も有していたことであろう。

以上のような疑問点に立脚し、本章では、明治二十五年の副島の内務大臣就任をめぐる経緯及び背景を明らかにするとともに、当時副島が描いた政治的主張を考察することとしたい。

一・副島の内務大臣就任とその背景

一―一・枢密院副議長へ就任

副島はなぜ内相候補として浮上したのであるか。この点を考察するにあたっては、まず、当時副島がどのような立場にあったのかを確認しておく必要がある。

十二年四月、宮内省御用掛兼一等侍講に就任した副島は、十九年二月の宮内省官制改革に伴い宮中顧問官へと転じ、二十一年四月には枢密院設立と同時に顧問官に任じられた。そして、内相就任直前の副島は、枢密院副議長を務めていた。

二十四年九月十日、副島は病気の寺島宗則に代って枢密院副議長へ就任した。その翌日、伊東巳代治は伊藤宛に「昨日副島伯本院副議長に被任、寺島伯は顧問官に被任候。副島伯は尤も歎喜被致居候に付、別封札状被差出候事に御座候」と書き送っている。伊東の弁からは、議長の伊藤が副島の副議長就任を容認していたと推察される。

この副議長就任は、副島と松方内閣の關係に影響を与えることとなった。最大の要因は、伊藤が東京を離れていたことである。二十四年九月上旬から十月上旬まで伊藤は萩へ帰省し、旧藩主毛利敬親の記念事業に尽力した。そして十月中旬に小田原へ帰ったのも束の間、十一月十四日、旧藩主の銅像建立基金募集のためとして再度山口へ下ったのである¹⁰。伊藤が再び山口へ向かったのは、松方内閣に対する不満の表れであった。

十月二十二日、松方内閣で深刻な問題となっていた覆牒変更問題について、伊藤、井上馨、山県、松方による元勳会議が開かれた。ここで言う覆牒とは、第一次山県内閣において衆議院予算査定案に対して出された回答書のことである¹¹。伊藤は松方内閣を援助するつもりで乗り出したが、却って内務省系各紙の攻撃を受け憤慨し、再度帰郷したのである¹²。そして、帰京後も小田原に引籠もっていた。

伊藤が東京不在の間、枢密院と内閣間の調整は副島を介して行われた。内閣は壮士処分法案を議決し、枢密院の議に付するため、十月八日には副島に謀り同意を得た。これより先、「弥々枢府の議に付するためには如何せは最も穩に通過すへきや」

と尋ねた陸奥に対して、伊東は「刻下議長不在中に候へば、先づ副島副議長に面し、其の止むへからざる所を相談被成候外有之間布」と答えている¹³。政府は枢密院の諮詢を必要とする案件については、枢府會議の場で問題を生じさせないよう事前説明、いわば根回しが必要であったのだろう。当然、こうした任務を担うのは議長であったと推察されるが、その議長は東京を離れていた。

また、十二月十二日永田町官舎が出火した際も、副島はすぐさま参内し、宿直の侍従にその次第を言上した後現場を訪ねた。事後処理及び官舎再築にも積極的に関与している¹⁴。こうした副島の行動も伊藤不在に依るところが大きいと考えられる。

以上のように、枢密院副議長就任は、副島と松方内閣の関係を緊密にしたのである。

一―二・第二回総選挙と佐賀

副島内相は品川前内相の辞任により誕生した。従来、品川は選挙干渉の責任をとって辞任したとされてきたが、近年の研究においては、現存の史料から判断して、品川が選挙干渉を直接指示した事実はなかったとする説が有力である¹⁵。事実、『明治天皇紀』においても、品川の辞任理由は松方内閣の態度に業を煮やしたためであったと記されている¹⁶。しかし、品川の辞任が第二回総選挙に起因していることに変わりはない。そして、選挙干渉をめぐる問題が、来る第三議會で議会の争点になることは必至であった。では、副島は第二回総選挙に際してどのような姿勢をとっていたのであろうか。

伊東は、「先般選挙準備之折、副島伯九州行之事内閣より懇望せられたり」と態々官舎へ相談に被参候節も、小生伏蔵〔隠]なく愚見申陳竟に内閣之所望に応せしめさりし事は内々内閣へも相聞へ居候由」と、松方内閣が二月に実施した第二回総選挙に際し、副島を九州に派遣する意向があったことを報じている¹⁷。なぜ内閣は副島の九州行きを懇望したのであろうか。

第二回総選挙では、板垣、大隈の出身地である高知、佐賀は選挙干渉により大きな犠牲を出したが、佐賀における選挙干渉の黒幕は松方内閣で文部大臣の座にあった大木喬任であったという¹⁸。佐賀の乱に少年隊として参加し、晩年貴族院議員となった古賀廉造は、往時を振り返り、「当時の内務大臣は品川弥二郎であつて其干渉の方面に当つたが、其実はこの干渉事件は大

木伯が發起人である」と語っている¹⁾。さらに、第二回総選挙で議員生涯唯一の落選を経験した武富時敏も、後年当時を次のように述懐している²⁾。

時の内閣に伴食の一員たる大木伯は自己の出身地から政府党議員を出して、手柄顔をしたばかりに、非常に奮発をしたものである。如何なる非法を為しても構はぬ。後日の責は総て自分が負ふから、何としても反対党の挙らぬ様にせよ、と地方官に内命したので、さなきだに政府の趣意が干渉に在る上に、県地出身の大臣がソウ云ふ意気込みなれば、地方官は朝敵征伐の気になつて仕舞つた。勿論佐賀県は余が多年苦勞して打固めた地盤であるから、尋常平和の手段では決して少しも動揺せぬ。ソコで暴力に訴へることになつた。巡查丈では手が不足と云ふので、所在の無頼の悪漢を駆り集めて、之に刀を給与し隊を為して巡查が一人か二人之を指揮して白昼公然抜刀を振り翳し中には小銃を携へたものもあり、到处の民党に乱暴を働く。余りの事に淳樸な百姓も憤怒して各处に争闘は起る。即死七人負傷八十余人を出したと云ふ騒ぎ。愈々二月十五日の投票日には巡查の指揮せる悪漢隊は民党の選挙人を途中に要撃して投票所に赴くを得ざらしめ、投票所の入り口には張番して居て、民党候補に投票しソウな選挙人は兇器を振り廻して追散らす。斯くして急造の吏党議員が出来て、吾々は落選と極つたのである。馬鹿々々しいとも何とも言はう様はない始末で、其の時の實際を目撃した人の外は、斯様の事が明治の時代に行はれたとは信じないであらふ。

古賀や武富の弁は多少割り引いて聞く必要があるであろうが、現存する史料からも、大木は郷里佐賀の選挙の動向に深く関与していたと考えられる³⁾。その他、当時の佐賀の状況を窺うに格好の史料として、死者七人、負傷者十八人と最も多くの犠牲者を出した、佐賀県小城郡の郡長であつた石井晋一が残した『衆議院議員総選挙ニ就テノ始末』がある⁴⁾。

本県ハ佐賀、肥筑ノ両派ニ岐レ、佐賀派ハ国民的自由主義ヲ執リ、肥筑派ハ純然タル自由改進黨主義ヲ執ルモ、第一期帝國議會ニ改進黨、自由ノ連衡ヨリ九州改進黨ナルモノト変シ、遂ニ民党ニ名ヲ挙グルニ至タリ、而シテ今日ニ於ケル両派ノ勢力ヲ比較スルニ、肥筑派ハ非常ノ勢力ヲ有シ、前代議士ハ固ヨリ現在ノ県會議員ハ其九分ヲ占メ、常置委員ハ肥筑派ノ専有物ニシテ同派政略上唯一ノ機關トナリ、県治上萬般ノ政務ニ容喙シ誠ニ不都合ナリ、加之ナラズ各郡長モ一二ヲ除ク外

改進黨員ナルガ為メ、肥筑員ト連絡シ同派ノ方針ヲ以テ郡治ヲ施スノ嫌アリ、茲ヲ以テ各村長等ハ殆ンド改進黨ニ名籍ヲ列ネ、又随テ少シク識見アルモノハ概ネ肥筑派ナラザルハナシ

佐賀、肥筑の二派とは、前者は佐賀新聞を、後者は肥筑日報を機関紙にする二派であった。両派は明治十四、五年においては、共に佐賀開進会のメンバーに名を連ねていたが、市制実施をめぐり意見が対立し、国会開設前に町制派の人々は武富を中心に分派し「郷党会」を結成し、肥筑日報を機関紙とした²³。第一回総選挙では、武富、松田正久ら郷党会派が当選したため、佐賀県下での肥筑派の優勢は圧倒的であった。官吏であった石井はこうした民党優勢の佐賀政界を、

既ニ客年ノ県会ノ如キハ、全ク民党ノ趣意ニ従ヒ、事業ノ緩急事理ノ当否ヲ省ミズ。徒ラニ民力休養ヲ口実ニ藉リ、県政ヲ妨ケ、遂ニハ治積ノ挙ラザルコトヲ暴露シ、上下ヲ隔離シ、人心ヲ動乱セヒムルノ基礎ヲ形造ルモノト思料セリ。

茲ヲ以テ此ノ大挙ニ乗ジ、民心ノ意向ヲ一変シ、而シテ前代議士ヲ退クルハ勿論、県會議員等再選ニ対スル勝利ノ準備トモ相成ルヲ以テ、必死ノ覚悟ヲ以テ当タルコトヲ決意シタリ

と、何としても形勢を挽回しようとした様子を綴っている。官側が重要視したのは何と言っても佐賀一区であった。

然ルニ右二、三区ノ代議士ヲ再選シタリトテ、国家ノ為メ憂フルニ足ラザルヲモ、第一区ノ前代議士松田、武富ヲ排斥スルニ非サレバ、到底総選挙ノ目的ヲ達シ能ハザルヲ以テ、是非トモ之ヲ排斥センコトヲ企図セシガ、之ニ匹敵ノ人物ヲ索ムルニ、実ニ其人ニ乏シク、偶々忠良ノモノアルモ資格ナク、又資格アルモノハ必勝ノ期シ難キヲ虞リ承諾セザルニ付、国家ノ為メ尽スノ義務ハ此時ニ在ルコトヲ諄々懇諭スルモ、発憤ノ有力者ナキ為メ殆ンド焦思セシ末、遂ニ牛島秀一郎、

阪元規貞ノ兩人ニ定マリタリ

石井の記述は、佐賀において武富、松田の勢力が如何に大きかったかを物語っている。

ところで、官側が武富らの対抗馬として擁立した一人である坂元規貞とは、嘉永五年北川副村新郷の生まれで、藩校弘道館に学び、後に木原隆忠が主宰した木原塾で塾頭を務めた人物である²⁴。明治九年十二月長崎県十五等出仕を拝命し、二十年には文部属となったが、二十五年第二回総選挙に際し、官を罷め立候補した。明治大学博物館所蔵『大木喬任文書』に、坂元と

副島に関する興味深い史料が残っている²⁵。

坂元運動費ノ事、小子之ヲ明言シテ必ス遣スベシト申シタルニ非ラス、副島ヨリ旅費シ渡シ呉レロト申サレタルマテナリ、副島ト如何ナル約束アリシヤハ知ラス、坂元発途ニ臨ンテ運動費モ入ルナルベシト申サレタルニ、夫レハ実地ニ臨ンテ吾方ニ被申ヨト副島被申タリ、坂元モ貧生ノ由ナレバ素リ運動費ハサテヲキ宿泊所モ又持在ラレサルハ明ナリ、何連ヨリ歟之ヲ補ハサレバ相成ラサルハ亦明ナリ、県ニ於テ已ニ坂元ヲ利用シタル上ハ県ノ持チト思惟セリ、然レ共カク迄ニ成リタル上ニ是レニテ負クル様ナ事ニテハ相成ラス、兎角勝敗ノ決セサル内ニ何トカ決スル事必要ナリ、左ナクンバ誰レモ知ラスト云ニ至ル事アルベシ

右文書は、日付、宛名、署名がないと同時に、所々修正が加えられていることから、恐らく大木の書翰案であったと考えられる。文面からは、選挙に対する大木の断固たる意思が見て取れると同時に、その詳細は明らかでないものの、副島が坂元への選挙資金援助を申し出ていたことが窺える。残念ながら現時点では、これ以上副島と坂元の接点を見出す史料は見当たらず、両者の関係がどれほど親密であったのかは明らかではない。高嶋鞆之助陸相は、二十五年一月十日付の松方宛書翰に、

扱、佐賀之模様モ、大木、副島君杯之御高配ニ依リ、頗ル面白狀況ヲ呈シ、見込相立チ候様御座候、付而ハ、御困難ノ段、御察仕候得共、爰ニ貳千円斗、大木君へ御振向被下マシクヤ、尤、委細之実況ハ徳久書記官差上候付、御直々御聞取被下度候

と記している²⁶。小城郡長であった石井も、

一月初メ頃ニ至ルマデハ、肥筑派ハ佐賀派ノ運動ヲ豪モ憂慮スルニ足ラズトテ、恬然顧リミズ侮笑シツツアリ。且ツハ内実運動費ニ乏キ為メ、止ヲ得ズ手足ヲ縮メ居リシモ、一月十日頃ニ至リテハ形勢激変シタルヲ以テ忽チ狼狽シ、頻リニ武富、松田、天野等ノ帰県ヲ促スニ至レリ

と記しており、高嶋が書翰で伝えた佐賀の状況と、内容も時間も一致する。さらに、一月五日付『鎮西日報』には²⁷、

大木文部大臣、副島枢密院副議長は何れも佐賀県出身の元老なるが、両伯は此度衆議院解散は全く近來人心の腐敗して徒

らに政治熱に浮かされ神聖なる帝国議會を以て勢力競争の具と為せし結果なる事を痛く慷慨せられ、次回の選挙にはせめては故郷なる佐賀県からは帝国代議士に愧ざる尽忠愛国の名士を挙げしめんとて内々憂慮せられ居るとの事なれば、時宜に依ては副島伯は久々にて祖先の墓参旁々帰省せらるやに言伝ふるものあれども事実如何にや

と、副島帰郷の風聞が掲載されている。松方内閣が副島に九州行きを懇望したことを報じた伊東書翰では、その明確な日時には触れていないが、『鎮西日報』掲載記事から推察すれば、恐らく二十四年末から二十五年年頭にかけてであったのであろう。伊東の進言も手伝ってか、副島の九州行きは実現しなかったが、一月十日には既に佐賀政界の状況は変化しつつあった。高嶋の「大木、副島君杯之御高配ニ依リ」という言葉から判断するならば、佐賀における状況変化の背景に副島の影響があったということになるであろう。

第二回総選挙における副島の言動を検討することは全く今後の課題であり、現時点で指摘できることは、副島が坂元へ選挙資金の援助を申し出ていることのみであるけれども、坂元が吏党候補であること、そして高嶋書翰を考え合わせると、副島の言動は松方内閣にとって好ましいものであったと考えられる。そしてこの事実もまた、副島が内相候補に挙げられた遠因となつたと言えるであろう。

一―三・内相就任の受諾

副島への内相打診が、どの時点で開始されたのかは明らかではない。前述のように、品川の辞意が明らかとなったのは三月二日であった。品川の辞意が堅いことを知った松方は、四日に伊藤へ井上馨の内相起用を諮り賛成を得た。これを受けて、五日には黒田が、七日には伊藤が井上へ説得を試みたが、承諾を得ることはできなかった。その一方で、三月五日に高嶋陸相は「品川は到底思ひ止る処万々六ヶ敷、後任は副島、河野適當奉存候。左候は、知事連中も折合出来、将来は却而良結果を得可申敷。井上伯は少々今日の人気に對し不都合敷存申候」と松方に進言していた。では、副島はどの時点で就任を承諾したのであろうか。

三月十日、井上馨は「添島は昨夜承諾候由に御坐候」と伊藤に伝えた³⁰。しかし翌十一日、伊東は昨夜（十日―註筆者）の顛末を伊藤に報じている³¹。これによれば、十日夜、大木邸で松方、大木、副島の三者が会談している最中に、大木から呼出された伊東は、松方から「副島伯へ内務大臣後任之事相談に及候処中々承知不相成、幾重にも大木伯と共に勧告之末、到底老兄（小生を指す）に相談之上可相決との事に有之、何分至急を要する次第も有之候に付態々呼寄たり」と告げられた。そして、副島からも意見を求められると同時に、大木からは「内務大臣後任之一大事」は伊東の「一言にて可相決と」して意見を迫られた。こうまで言われては、いい加減な返事も出来ず、「第一聖慮如何、第二内閣一統の折合如何、第三自身の厚薄如何」と尋ねたところ、松方は「逐一弁明」したという。

前項において、第二回選挙前に政府から九州行きを要請を請けた副島が、相談のため伊東を訪問したことを示したが、この時期、副島は伊東に少なからぬ信頼を寄せていたようである。『蒼海全集』には「贈伊東枢密書記官長」と題した詩が収録されている³²。伊東が枢密院書記官長であったのは、二十二年五月から二十五年八月であることから、この時期の両者の関係を窺い知ることができる。伊藤の欧州憲法調査に随行し、初期議会下では伊藤の手足となって行動した伊東が、当時副島と親密な交際をしていたという事実は注目に値する。両者の関係を検討することは同時期の副島の動向を探る上で、重要な手がかりとなることであろう。

さて、伊東書翰からは、まず、副島が十日の時点で未だ内相就任を完全には承諾していない様子が窺える。先の井上書翰と考え合わせるならば、副島は受諾の方向で考えつつも、迷いもあったのであろう。しかし、翌十一日午後三時には新任式が挙行されていることを考えれば、いかに切迫した状況であったかが見て取れる。

書翰中、注目すべきもう一点は、伊東と松方のやりとりである。伊東は、副島が内相を引き受けるにあたっての必要条件として三点を挙げたが、松方は「逐一弁明」したという。しかし、天皇は副島の起用に難色を示していた。

枢密顧問官であった佐々木高行は二十五年三月十九日の日記に以下のように記している³³。

午前十一時半より拝謁之節 御沙汰拝承之件左に記す（中略）御沙汰に、此度副島を内務大臣に任候儀自分不可然と相考

候、其訳は同人も最早老年にもあり何事も十分の働き出来間敷、若し不都合と相成辞表差出候時は枢密院に帰り候事も場合に依りては相調間敷、愈民間に下り候ハゞ又々不平を申出、奇人に候得ば、谷干城杯と同様の地位に立ち又々内閣も心配増し可申と申したれども、松方より今日他に無之と申出たり、河野の方なれば若くもあり出来可申と考たれども何分副島に被 仰付旨にてありし、他日山県が陸奥を採用して困りたる轍を踏ぬ様に注意すべしと申たり

天皇の語った所が、佐々木の記した言葉どおりであったか否かはさておき、天皇が副島の内相就任に強い懸念を示していたことは間違いない。天皇は副島が野に下る事態が生じれば、谷干城同様の道を辿りかねないと案じた。谷は、第一次伊藤内閣の農商大臣に任ぜられたが、伊藤内閣の欧化主義政策に反対し、条約改正問題をめぐって辞任した³⁴。そして帝国議会開会後は貴族院議員となり藩閥政府と対峙していた。

こうした天皇の懸念は、副島の言動に起因していたと推察される。これまでにみてきたように、十二年四月の侍講就任以来、副島の身辺は常に騒がしかった³⁵。そして二十二年には、元田永孚、佐々木、谷らと共に大隈条約改正交渉に断固反対論を唱えた³⁶。こうした問題が生じる度に、天皇は副島の立場を案じたが、宸意を受けて副島を庇護し、その行動を制御したのは元田であった。しかし、もはや元田はこの世にはいなかった³⁷。

副島の門弟でもあった古賀は、内相就任は同郷である大木の力に依る所が大きいので、大木に挨拶にいつてはどうかと副島に進言したところ、「先生は大いに怒って『僕の大匠たるは大木輩の力をもって能くすべきに非ず、天子の命令によって然るなり』と云われた」と語っている³⁸。やはり、天皇の勸諭は副島に伝わっていなかったであろう。尤も、就任を要請しているという状況を考慮すれば、松方が天皇の意見を伏せていたことは当然とも言えよう。

かくして副島は、三月十一日に内務大臣に任命された。その前日、徳大寺実則は、「品川内務大臣病ヲ以職ヲ拝ス、後任副島伯種臣被任伺アリ、次ハ河野敏謙、次ハ総理大臣兼任カ」と日記に記している³⁹。伊東が「小生之挨拶に而副島伯も断然承諾の意を表せられ、尚後事杯話出され候次第に有之候」と語っているように、十日夜の松方・大木・副島・伊東の四者会談は、副島の内相就任承諾への、最後の一押しとなったと言っても過言ではないだろう。

二・第三議會開始前の副島内相

二―一・副島の「議會談」

副島は内相就任に際してどのような抱負を抱いていたのであろうか。任命の翌日「閣下は今後如何なる方針を取りて内閣に立たせ玉ふや」と取材に訪れた記者に対し、「余の就職は世人も意外なるへきが、余に取りては一層意外の就任にて、昨日御請を致したばかりの今日別段に申し出すこともなく、「余は唯た丹誠以て国に奉することを常に心懸け、今後とても別段彼是と新工夫を持出すほどの了簡はなし」と答えている。品川の後を自分が襲うことになることは、よもや考えていなかったであろうから、「丹誠以て国に奉する」のみとは、偽らざる心境であつたのであろう。そして、焦眉の課題である選挙干渉処分問題と議會対策については、

唯た目下世の噂に掛れる選挙干渉の問題に付ては、果して其の事実あるやなしやすら未だ判然せざれば、世人の噂が如何に喧しければとて余より進みて其の実否を調査するにも及ふまじ、言はゞ別段是と云ふほどの證據なき限りは、内閣に於ても先づ其の事実なしと断するの外あるまじ、扱て又た品川子が其の任を退き余が其の後を承けたるをば、右の噂に関するものゝ如く思ひ政府の對議會の一なりとまで言ふ人もあるが、是も意外の推了にて、余に於ては右の噂に対し毫も策略を行ふの念あらず、唯た公平と信する所の道を履みて余の職を尽すべきのみ、

と特別な方策を示さず、あくまで「公平」に処するといふ信条に終始した⁴⁰。

従来、選挙干渉で対立が深刻化した官民間の融和策として副島が起用されたといふ説が多いことから⁴¹、副島は民党寄りであつたような印象が強い。しかし、副島自身が語っているようにその信条は「公平」にあつた。就任から約十日後の三月二十日、副島は次のような議會談を披瀝している⁴²。

今日の我日本ハ代議制国としてハ実に創業の時代なり、故に今の民間政治家中にハ准壯士とも云ふべき無職業の空論家多し、此内にハ一日も早く責任内閣を組織し政府の役人となりて生活を立てんとの野心を抱く者なきにしも非ず、一昨年来

の議會が無益に喧騒を極めたるハ蓋し之れが為めなるべし、英国の如きハ責任内閣の張本國なれども我国の如く無職業の空論家を代議士に挙ぐるの弊なし、凡そ真の代議制國に空論的政治家のあらう筈なし、然るに今日我国に此流の政治家あるハ創業時代にして国民一般が未だ代議政治の妙用を知らざるが為めなり、故に政府が國家の福利を増進するに必要と認め發したる議案を議會に於て妄りに否決する時ハ、政府ハ飽迄も強硬主義を取り用捨なく何回にてもドシ、解散を命ずるの覚悟なかる可らず、英国に於て創めて憲法を実施せし時政府と議會の意見甚しく衝突して三回迄解散を命じたれども、三回目に至りて結局政府ハ予算なきに窮して遂に議會と譲り合ひ和睦せしことありしが、日本の憲法にハ予算不成立の時ハ前年度の予算を施行する明文あるを於て何回解散を命ずるも大なる差支なし、此の如くして改選十數回に及ばば大に代議士の面目を改むべし、現に今回の臨時選挙の結果を第一期の選挙の結果に比すれば世間一体に幾分か空論的政治家を忌むの傾きあり、要するに今日無益の喧騒を極むるハ代議制度の進行する階梯と諦むるの外なし

こうした副島の意見は、先に紹介した二十五年一月五日の『鎮西日報』記事と相通じるものと言えらるであろう。

憲法では、予算不成立の場合は、前年度予算を採用すると規定されているのだから、議會が國家經營に必要な議案を妄りに否決するのであれば、何度でも解散すべし、というのが副島の意見であった。つまり副島は、第二議會の紛糾の責任は民党側にあり、松方内閣の解散という決断を是としていたと考えられる。

副島の対議會談は一見強硬な意見にも思えるが、言うまでもなく、議會制度を否定したのではない。代議員は國民の代表であるから己の利のために政治にたずさわるのではなく、國家福祉増進のために尽くすべきであると、代議制度の本質を説いているのである。副島から見れば、議會が國家經營に必要な議案を妄りに否決し紛糾を極めることなどは、「無益」に他ならなかった。そして、この「無益な喧騒」をどうにか抑えようと行動していくのである。

二二二 副島の板垣退助訪問

尾崎行雄は、内相就任後の副島について次のように述懐している⁴³。

大隈侯とは、同郷のよしみもあり、また民選議院設立の建白以来、板垣伯とも交はりがあつたので、この人が内相となる
とすぐ、しばしば大隈侯や板垣侯と面談して、政府と民党との融和につとめた。このやうなことは真率なる副島伯にして、
初めてよくするところであつた。

従来、幾つかの研究において、副島が内相就任後板垣、大隈と会談したと記されている⁴⁴。確かに、四月九日、副島は板垣
を訪問した。この時の模様は新聞各紙に掲載され、両者の会談内容は明らかではないとしながらも、

官民相反目すること今日の如くして進み行かば国家の前途に於て頗る憂ふべきものあり、爾来政事上重要な問題に就ては
余は飽迄も足下の意見を叩くべし、去れば国利民福を増進する点に於て余と足下と意見を全く相反するときは止む、出来
限り互に相提携せんと欲す、離合の岐るゝ所は只国家の利害に関する意見の衝突にある而已、足下以て如何となすと

と副島が語り、板垣も「そは余の最も希望する所なり、爾来相往來して舊交を煖め與に至誠を以て国事に執掌すべし」と応じ
たと報じられた⁴⁵。

副島の板垣訪問は、次は大隈との対談があるのであるのではとの臆測を呼んだ。十四日付の新聞各紙は、昨日副島が大隈に一書を投
じ面会を求めたと報じた⁴⁶。しかし大木は、同日付の松方宛書翰に次のように記している⁴⁷。

昨夜純九郎ヲ呼出候得共、一時比まで不罷出、脇方へ罷出候よしニ付、同人ニ申遣シ、問合可申命候処、同人只今出頭、
新聞之一件の如キハ、已ニ朝日新聞ニ掲載有之ヨリ、昨夜已に佐賀議員、亦今日同人等ヨリ副島へ詰論致候よし之処、副
島は断シテ右様之事ハ不致、板垣、谷等ニ面会致シタルハ、少々方策も有之タル事ナレトモ、近来大隈之挙動ニ就而ハ、
素り絶交同断之事ニ就き、決而右様之事ハ無之ト明言被致候よしニ御座候、就而は、想像説欺、ハ又彼の党の奸策かも不
被斗、新聞の都合ニ而、虚説ナルコトヲ出スも一方案欺ト奉存候、不取敢、御報申上候、頓首

冒頭の「純九郎」とは佐賀出身で副島の門弟であつた中村純九郎であろう⁴⁸。十四日の紙面に掲載されたということは、十
三日中には副島が大隈に一書を寄せ面会を申し込んだという情報が、新聞社に入つていたと考えられる。一方、同夜純九郎を
呼出し、事の真偽を確認しようとしていることから、大木もまた同日中にはその情報を得ていたのであろう。副島が情報を否

定したことで、大木は「彼の党の奸策」（恐らく改進黨を指しているであろう）か、もしくは「新聞の都合」で報じられた虚説であろうと結論付けている。

翌十五日の新聞には、大隈への書翰差出の真偽を確認した所、副島は「未だ嘗て大隈伯に書を送りたることもなく又面会を求めたることもなし」と答えた、という前日の記事を否定する内容が掲載されている⁴⁹。或いは、副島若しくは政府筋から訂正記事掲載を求められたのかもしれない。板垣訪問直後に、副島が大隈に面会を求めたという記事は誤報であった。この事実のみで、副島内相が官民融和のため板垣、大隈に面会したという従来の記述を否定することはできないが、現時点では副島内相と大隈の会談を示す史料には遭遇していない。

ところで、先の大木書翰によれば、副島は「近来大隈之挙動ニ就而ハ、素リ絶交同断之事ニ就キ、決而右様之事ハ無之ト明言被致候よしニ御座候」と、大隈との会談を到底考えられないと強烈に否定している。副島が板垣、大隈と会合を持つのではないかという噂は、既に三月下旬には生じており、その真偽を確かめに訪れた記者に対し副島は次のように応じている⁵⁰。

大隈と云ひ板垣と云ひ維新の際ハ俱に王事に勤勞し、薪に臥し胆を嘗め艱難を同うせし旧友なれば、今日の如く互に障壁を設けて其交を絶つが如き觀あるハ素より余の本意にあらざれば、時機を得て一堂の中に相会し各自の胸臆を打明しなば互に意見の在る所も分明なるべく、大丈夫の世に処する宜しく公明正大なるべし、何ぞ秘密と陰険とを要すべき、併し此事ハ余が或人と一場の茶話になしたる迄にて、未だ公然両伯に向て申込しことハあらざるなり

会談の申込みという巷での噂は否定したものの、その意志は十分に有していたようである。大隈、板垣は苦勞を共にした仲間であるから、相会し膝を交えるならば必ずやお互いに理解し合えるだろうとしている。恐らく、これが副島の本心であったのではないだろうか。そうであるならば、大木書翰中で、大隈との会合をあれほどまでに激しい言葉で否定したのは何故だろうか。

ところで、副島と板垣の会談の仲介したのは誰であろう、武富と共に郷党会から佐賀一区に出馬し、坂元、牛島の前に敗戦を喫した松田正久であった⁵¹。前述したように、第二回総選挙で副島は、吏党候補である坂元に資金援助を申し出ていた。その

選挙からわずか二ヶ月余りで、今度は民党候補であった松田の仲介を入れて板垣と面会したのである。

そもそも副島は、武富とも決して浅い関係ではなかった。十四年秋、開拓史官有物払下げ一件に憤慨した副島の求めに応じ、武富が上京したことは既に論じたとおりである⁵²。『佐賀市史』によれば、その後の佐賀政界の政派対立は複雑であったというが⁵³、こうした県下の動きに副島がどのような反応を見せていたのかは明らかではない。しかし、第二回総選挙において坂元に示した好意は、大木が佐賀政界に抱いた感情とは趣を異にしていたのではないだろうか。

先の松方宛書翰の文面からは、大木は副島の板垣、谷訪問についても全く知らされていなかったと推定される。そして、書翰中「詰論」という言葉を使用していることから、副島、大隈会談への強い反発が窺える。民党の存在に否定的であった大木にとって、内相である副島が民党の党首と会談するなどという行為は理解し難かったのであろう。

大木からの問い合わせに対して、大隈との会合を強く否定したのは、副島の大木への配慮によるものか、大木、副島両者に師事していた中村が機転を利かせたものか、或いは大木が松方に対して副島を弁明するためであったのか、現時点ではその真相は明らかにし得ない。しかし、副島の板垣訪問に対する反響は、話し合いによる官民調和路線を目指す副島と、あくまでも民党勢力を排除しようとする大木との議会運営、引いては議会制度に対する認識の相違が如実に現れた結果と言えるであろう⁵⁴。

二二三・選挙干渉と地方官処分問題

議会開催後、民党側が選挙干渉に関与した地方官の処分を声高に要求してくるであろうことは容易に想像された。内務省の所管となるこの問題に対し、副島はどのような対策を考えていたのであろうか。就任直後の取材に対しては、「唯た公平と信ずる所の道を履みて余の職を尽すへきのみ」と答えた事は前述したとおりであるが⁵⁵、それから約半月後の三月二十七日に再び干渉問題について意見を求められた副島は、

官吏が職権を濫用し暴力若くハ賄賂を用ひて選挙に干渉するの非なる事ハ固より論を俟たざれども、官吏と雖も一面にハ

臣民の資格を有し居る故、一己の資格を以て国家の爲めに自己の信ずる代議士を挙ぐる事を勧誘するが如きハ敢て差支なき事なり、過般の総選挙ハ世上一般に競争の熱度非常に上騰し人心殆ど狂したる如き有様故、数多の官吏中にハ政府の意思を奉じ過ぎたる輩なきを保し難し、若し法律に触れたる者あらバ夫々処分する迄の事なり

とより具体的な意見を述べている⁵⁶。

副島は選挙干渉に關与した地方官の更迭処分を企図し、河野農商相もこれに同調した。副島の動きに激しく反発した内務次官白根専一は⁵⁷、議會開会後の五月十五日付けで松方に意見書を提出し、「其初メ任ニ就クヤ地方官ニ対シ、余ハ前任品川大臣ト主義を同クスル者也ト明言シナカラ其後ノ所為ヲ熟察スルニ言行相反スル者少ナカラス」と副島を非難し、内相解任を訴えた⁵⁸。

確かに副島は、就任の翌日内務省に出頭して、上京中の各府県知事に向つて「内務施政の方針に至りては前大臣品川子が執られたたる方針に寸毫の差なき」と演説していた⁵⁹。白根にすれば、当初前任者の方針を踏襲すると言つておきながら、後に選挙干渉に關与した地方官処分を企図することは、背信行為と映つたのであろう。

一方、副島にしてみれば自分が前言を翻したという認識は皆無であつた。副島の撰挙干渉に關する意見は前述のとおりで、前者では、証拠がない以上干渉は無かつたと判断せざるを得ないとし、後者では、「法律に触れたる者あらバ夫々処分する迄の事なり」と明白に語っている。つまり「前大臣品川子が執られたたる方針に寸毫の差なき」という副島の言葉は、選挙干渉に關与した地方官僚を一切黙認することを意味しているわけではないのである。そもそも政府は、選挙干渉の事実を否定しているのだから、干渉があつたと証明されるならば、「品川の方針」も変わつて当然という理屈である。

こうした副島と白根の見解の相違は、議會開催後その運営をめぐつて一層対立を深めていくこととなつた。

三. 第三議會と副島内相の辞任

三一・議会停会

第三議会が開始されると、選挙干渉問題をめぐって審議は紛糾した。五月十二日、河野広中らは「選挙干渉二関スル上奏案」を衆議院本会議に上程し内閣の退陣を求めた。この上奏案は辛うじて三票差で否決されたが、十四日、中村弥六により再度政府の退陣を求めて提出された「選挙干渉二関スル決議案」は、四十三票差を以って可決された⁶⁰。

ところで、河野らが提出した上奏案をめぐり議会在紛糾した際、忽然と登壇した副島が、ただ一言「維戎維狄」⁶¹と発したというエピソードは、副島内相を語る際必ず添えられてきた。副島伝の端緒である『副島種臣伯』では、

ザワ、とした議場はシンとなつて、三百人の眼は白髪白髯、巨眼巨耳、掃溜に鶴の下りたやうな異相異風の先生に注がれ、如何なる言が吐かれるかと咳一つせず聴耳を立てた。先生は双手を組み、双肩を揺がし、唯一語、雷の如き大音声に「維戎維狄」と叫んだ。書経の一句が選挙干渉の答弁になつたのである。殆ど大抵のものは何のことやら判らぬ。呆氣に取られてる間に、先生は悠然として壇を下つた。先生の誠意がしかも満場の諒とする所となつたのは、固より人格の力である。

二大民主党の首領たる板垣も、大隈も、先生とは個人的にも親しい間柄であるから、議会の猛者も、先生に対しては鋒鉞を藏めたのであつた

と、あたかも眼前にその光景を髣髴とさせる筆致で記している⁶²。ところが、『衆議院議事録』を見る限り、この時の副島の発言は収録されていない⁶³。もちろん、議事録は全ての発言を収録しているわけではないし、あまりにも抽象的な副島のこの発言は削除されたとも考えられる。しかし、当時の新聞各紙を紐解いてみても、このエピソードと思しきものは見当たらない。新聞各紙は一連の議事録だけでなく、「副島内務の演説」等と題して、副島の演説をその都度感想を附して報じている⁶⁴。もし副島が審議の混乱した議会で、唯一語「維戎、維狄」と叫んだのであれば、当然大きく報じられているはずである。丸山氏が内相時代の副島を執筆するにあたって引用している『日本政党史』には⁶⁵、副島の議場演説に関するくだりはない。したがって、この有名な副島発言の真偽には疑義を呈せざるを得ない。

さて、選挙干渉をめぐり審議が紛糾した間、政府はただ手を拱いて傍観していたわけではない。十三日、箕浦勝人他四名が

提出した新聞紙法案が衆議院を通過した。主たる改正内容は、(一) 発行届出期日の短縮、(二) 保証金全廃、(三) 行政処分による発行禁停止の撤廃の三点であつた⁶⁶。同案に対して政府は十四日、発行禁停止を「裁判所ノ判決ニ依ラシムル事」に限定して存置する線で修正議決するよう貴族院に働きかける一方、同案を基本的に容認することを一旦決定した。しかし、所管官庁内務省の白根らの反対に遭い潰れている。政府、自由党間には、集会・新聞・出版の三条例が貴族院の協賛を得られるならば、政府はこれを認可し濃尾震災事件については再調査をする、自由党は震災予算外支出事後承諾問題を握り潰す、という約束ができていた。このとき白根は「終ニハ副島大臣ノ言行を非難」したという⁶⁷。そして翌十五日、白根が松方に意見書を送り副島の解任を求めたことは前述したとおりである。

この時の政府と自由党との交渉過程は明らかではない。佐々木氏は、副島辞職後、板垣が日下義雄に「三条例(言論・集会・出版)等を通過を此の議會に而政府も内諾し其の報酬に余り過激之運動は不為事に内約有之候処、添島の辞職に而不被行事に相成後悔致居候」と語つたことから、議會前、副島が「少し方策も有之」として板垣と会談した際、「政府攻撃の緩和を条件に言論・集会・出版の規制緩和を内約した」のではないかと指摘している⁶⁸。

辞職から半年後の二十五年十二月、第四議會で再び提出された新聞紙改正案について意見を求められた副島は、次のように答えている⁶⁹。

条例は改正せざるべからず、停止せざるべからず、我が内務にあるの頃なりき、南海の新聞紙過激の言論を為し郡長可殺の説を為す、知県電音以て我に発行停止を命ずべきやを問ふ、我之に答へて曰く、停止に及ばず、之を停止したればとて一旦頒布したる新聞紙は馴も舌に及ばず、何の益かあらん、如かず郡長を殺さんとする者を警察の力を持って予防するにほと、我の在職や短日月にてはありたれども発行停止を命じたるは単に一回なりと覚ふ、是れ停止の効用なきを知ればなり、然れども新聞紙時として治安に妨害ある説を為すことあり、是れ政治を為す者の放棄すべからざる者なれば今の新聞紙郵送税を減じ悉く郵便配達となし、治安妨害と見認らるゝ者は其紙のみの頒布を禁ずる様致たしとは私の持論なれば何卒此持論を實行し度し云々

内務大臣として副島が、どれほどの譲歩を示していたのかその詳細は明らかではない。しかし、民党が提出した改正案と同意を有していたわけではなかったようである。

さて、第三議會であるが、十二日の「選挙干渉ニ関スル上奏案」は辛うじて否決されたが、十四日「選挙干渉ニ関スル決議案」は可決してしまふ。決議は法的拘束力を持たなかったが、危機感を抱いた政府は、十六日一週間の停会を実施した。

三―二・議會再開と副島内相の辞職

最終的に、濃尾震災救済予算外支出事後承諾問題を廻って、副島と白根の対立は決定的となった。

二十四年十月二十八日、岐阜愛知両県下をマグニチュード八・〇という大地震が襲い、死者は七千二百余人を数える甚大な震災を被った。政府は、既に岐阜愛知両県下震災救済及河川堤防工事費として二百二十五万円の予算外支出を行い、その事後承諾を第二議會に提出した。しかし、解散により決定を見なかつたので、再度第三議會に提出した。事後承諾案は五月七日に特別委員会に付議されていたが、二十四日に財源上の問題と工事内容の不透明を理由に不承認の見込みとなった。これに対して政府は、自由党の板垣や星亨衆議院議長に働きかけ、被災地の再調査を条件に審議未了による事後承諾案否決の回避をとりつけた。これを受け副島は、三十一日の議會で被災地再調査の間、審議延期を求める演説を行なう予定であった。しかし、これを探知した白根と内務省警保局長小松原英太郎が抗議のため自宅に籠居したことにより、副島の演説は中止となった。この日、白根は松方に書翰を送り、

内務大臣ハ一身ニ反对党之攻撃ヲ受ケ、為閣下ニ尽スヘキ時ト存候処、副嶋伯ハ毫モ其意思無之、却而反对党之言ヲ妄信シ、又ハ一場之演舌モ不致、唯タ反对党之氣ニ入ル様心懸ラレ候様相見ヘ、驚入申候

と、再び副島の解任を求めた⁷⁰。そして、翌六月一日、白根は副島に、「失望至極なる書簡」を送つたため、副島も堪忍袋の緒が切れて「何時たりとも望に任せて解職せん」と返信した。この騒ぎに驚いた松方は、高島を白根に遣わし「百万慰諭」させる一方、自らは副島のもとへ出向き、白根との書翰往復の事実を、後藤通相、河野農商務相の二大臣に漏れないように努めた⁷¹。

白根ら内務官僚の専横に対し、白根解任の声を挙げていた後藤や河野が、これを知れば、事態はより悪化すると考えたためである。しかし、同日後藤は、白根の専横について、副島を一時間に涉り面駁した。副島は唯首をたれて終始黙聴していたが、「決して断然たる処分に出づるを躊躇するにはあらず」と答えたという⁷²。こうした状況に、副島は期するところがあったのだろう。六月二日登院した副島は、「前後撞着の演説を遣らん」としたが、松方にこれを遮られ、辞意を表明し自宅に引き籠った。

一方、自由党との妥協は政府に協力的であった温和派（中央交渉会）を刺激した。温和派は、議会政治における党派性の排除を目指し、これまでは、基本的には自主的に政府に協力してきた⁷³。政府が自由党と密約を結んでいたことを知った温和派の五、六十名は、六月一日、紅葉館で集会を開き「政府は自由党と姦通したりと罵倒」する者もあり、「其極高島へ怒鳴り込む」者もありといった状況で、「政府は余程狼狽した様子」であったという⁷⁴。そして、副島が辞意を示して自宅に引き籠ったことで、温和派の反発はいよいよ高まり、松方に副島解任を迫った。内外からの攻撃に対し、松方は高嶋、西郷、品川と協議し、「副島伯に辞表を差し出さしめ候外無之」との結論に達した。そして、六月八日の辞表受理により、副島は内務大臣を辞職した⁷⁵。

この間の事情を伊東は、伊藤に詳細に報じている⁷⁶。副島は、六月五日自ら辞職を申し出たが慰留され、それに応じたが、同日中に今度は政府から辞職を求められた。六月二日演説を遮られ自宅に引籠もった副島は、五日朝辞職を申し出た。これを受けてまず河野が慰諭に遣わされ、その後松方から「今国会会期中は辛抱被致候様可申勸」めるよう懇請を受けた伊東も副島の説得にあたった結果、どうにか了解をとりつけた。しかしその間に温和派は、政府が自由党と妥協交渉を行った事を憤り、「内務大臣を辞職せしむへし、否らされは明日震災事件の事後承諾案も勿論政府に反対するべしと圧迫」したため、西郷、品川、高島らが相談の結果「到底副島伯に辞表を差出さしめ候より外無之」と、伊東に「副島伯へ参り辞表可被差出様取計具」と依頼した。伊東は四ヶ条を挙げ、承諾が得られるならば副島を訪ねても良いと条件をつけた。この四ヶ条の内二ヶ条は、副島が辞職後枢密顧問官に復帰することを約束したものであった。西郷らは伊東の条件を即刻了承した。

伊東は念のため松方を訪ねその意思を確認したが、松方から明確な返事が得られなかったため、高島方へとって帰ろうとしたところ、大木に出会った。大木が再度松方の意見を求めると、「内閣の議を以て辞職を勧むる訳には不参候へとも、勢ひ辞表

不被差出ては相纏不申」と、大木に副島への友誼上の忠告を懇願した。大木からも「就ては自分の使としても是非副島へ申勸呉候」と依頼された伊東は、再度副島邸へ向かった。話を聞いた副島は、快諾して伊東に辞表案作成を依頼したという。その後副島自署の辞表が提出され、直ちに上奏された⁷⁷。辞職後の副島の処遇については、伊東の条件のみならず、内意も枢密顧問官転任にあつたため⁷⁸、内相免官と同時に顧問官に再任された。

前述のように、六月五日伊東は二度副島を訪ねている。一度目は内相留任の説得の為であり、二度目は辞表奉呈を勧めるためであつた。一度目の訪問の際、副島はこれまでの経緯を伊東に語っている⁷⁹。

今度自由党と内談の事は素より自分の発意にあらず、高島子等自由党の一派と内話の末後藤伯に移し、而して総理を初め各大臣相談の末愈決行すへき事と相成、後藤伯の紹介に依り星とも面談し種々取極、愈演説を試んとするに際し総理より止められ、跡にて聞けば御味方連中に異論を生し為其閣議豹変するに至り、後藤伯は自分が総理の説に随ひ折角の計画を執行せさりしを優柔不断なりと罵り、他の閣臣等は知らぬ顔の半兵衛を気取り、御味方議員の御機嫌を損せん事を慮れ前議を翻し演説思ひ止り呉との依頼なれども、既に星とも相談済の上突然中止する訳にも不参、旁以病氣に付辞職すへしとの書翰を星に送り、当日は直と官邸に引取りたる次第なれば、此事たる初より自分一己の発意に無之、総理を始め一同熟慮の上決行せんとしたるに、今日に於ては自分一身の所為なるか如く申触され残念至極なれども、為国家相忍候より外無之

伊東は、副島の語つた所は自分の聞いている話とも大差がないとしている。五月三十日、白根は「内務大臣ハ一身ニ反対党之攻撃ヲ受ケ、為閣下ニ尽スヘキ時ト存候処、副嶋伯ハ毫モ其意思無之、却而反対党之言ヲ妄信シ、又ハ一場之演舌モ不致、唯タ反対党之氣ニ入ル様心懸ラレ候様相見へ、驚入申候」として再三にわたり副島の解任を求めた⁸⁰。白根は、自由党との妥協は副島の発意と考えていたのであろう。

第三議會終了後、井上毅は新聞に掲載された「民党へ交際ある一書生の書面」に対し、「又々如例白根の所為にして内閣は預知らず、副島の失策にて他人は預知らず杯云ふ如き小児を欺く如き顔付きにてすます積と見へ候とも、政府の威信は遂に墜落

し、遂に雖有智者不可善其後に至る事目前に有之、氣の毒の至りに候」と松方内閣の内情を嘆いている⁸¹。結局、黒幕内閣とまで揶揄された不安定な松方内閣が第三議会を乗り切るためには、副島が犠牲にならざるを得なかったのである。

三一三・「蒼海政談」

二十五年八月、松方内閣の崩壊を受けて、第二次伊藤内閣が成立した。同内閣はその顔ぶれから元勳内閣と称された。第二次伊藤内閣成立から約一月後、新聞紙上に「蒼海政談」と題する副島の談話が掲載された⁸²。副島の内相在職期間はわずか三ヶ月で、その殆んどの時間が議会対策に費やされたため、政策論を展開する暇はなかった。以下、「蒼海政談」を手がかりとして、当時副島が抱いていた政治的主張を考察してみたい。

頃者人あり、副島蒼海伯を訪ふ、而して其内閣に就て談する所甚だ善し、曰く予は前内閣の運命遂に此の如くなるべきを予期せり、而て又新内閣の運命遂に此の如く組織せらるべきを予期せり、されば松方伯爵の辞表捧呈の当時にこそ予のいふべきことはありつれ、今に於て又何をか言はんや、若し夫れ新内閣の運命如何は別に一個の問題に属す、予の見を以てすれば新内閣は前内閣に比し大に為政の容易なる機会に遭遇せりと信ず、試みに彼民党なるものを見よ、彼等は行掛上徹頭徹尾前内閣に反対せざるを得ざりしなり、其反対の極遂に万般の為政総て消極の方針を取り来りしなり、乍併事の久きは倦怠を来し易し、彼等民党は今にして大に地方民心の消極的政治に倦めるを悟れり、此に於て彼等は人心の帰嚮する処を察して漸く其方針を變じ自今以後將に積極的の政論を試みんとしつゝあるなり、彼等は前内閣に於て殆んど其機会無きに窮せり而して新内閣偶然にも此間に組織せらる是れ実に彼等変通の好機会なり

副島は、第二次伊藤内閣の政権運営に大きな期待を寄せていたのである。副島が語ったように、選挙干渉後の第三議会においては、民党は「行掛上徹頭徹尾前内閣に反対せざるを得」なかったであろう。そのため、地租軽減、海軍拡張費等政府提出の予算は悉く削減された。副島によれば、こうした民党の消極策は地方民心の支持を得られなくなりつつあったが、松方内

閣下では民党が方針轉換を図るきつかけが得られなかった。しかし、政權が変わった今こそ民党も積極政策に転じる好機会であるという。

新内閣は此好機会に遭遇するを得たり故に新内閣は本年の議會に於ても亦次の議會に於ても必ず勝利を得るなるべし、思ふに三年の間は必ず昇平無事なるを得ん、而後民党或は新事業の計画を以て大に政府に当らんとするの期あるべしと雖も其機会に於て政府が巧に敵を外し得ば内閣は更に持続するを得ん、新内閣或は内訌に破れんと云ふものあり、或は之れあらん、然れども多少の内輪もめ或は多少の破壊はあるとも内閣猶繼續するなるべし、或は地価修正地租軽減の問題につき議會と内閣との衝突は到底免るべからずと云ふ、或は之あらん、然れども此両案は貴族院に於て到底通過の見込無し、決して為めに非常の衝突を来すに及ばざらん、或いは曰く両案もし貴族院の沮む処とならば監獄費国庫支弁案の如きは到底通過せざるべしと、或は之あらん、然れども同案の如きは必ずしも提出するを要せざるべし、人民自ら地方税の負担に甘ずと云ふ政府は強て国庫支弁を主張するにも及ばざるなり、予は新内閣が特に此案を以て議會解散の一理とせし如き前内閣の為を復びせざらんことを希望す

これまで論じてきたように、松方内閣崩壊の最大の要因は内輪もめであった。にもかかわらず、新内閣に対しては、多少の内輪もめや破壊があったとしても、なお繼續するであろうと語っている。新内閣はその顔ぶれから元勳内閣と称された。副島は、新内閣は三年間は無事であろうと語っているが、その一因は、元勳が顔を揃えた新内閣の布陣にあったのではないだろうか。さらに、個々の政策への見通しも示しているが、その真意は、徒に民党と対立することによって、国政の停滞を招くべきではないという主張である。

而して予は新内閣が此費を転じて大に海軍拡張航路開廓等の途に費さんことを望む、夫れ鐵道の利は即ち利なり、然れども彼は以て内地の交通を便し内地の産物交換を利すべきのみ、遠く航路を拡張し海上の労力を強大にし一は以て貿易の權力を強し、一は以て海軍の実力を強くするに及ばざるを信す、思ふに航海の權力を握り以て我貿易に従事せば其我国を利するもの啻に關稅回復の利にもあらざるべし以て海軍拡張の実挙らん、其方法盛に郵船会社を保護し彼をして大に海外

の航路を啓擴張せしむるにあり予豈虚弁を好まんや云々

航路擴張政策は経済効果を齎し、国を富ませる。国が富むことは、条約改正に繋がるだけでなく、軍事力を増強させるのだとし、その方策として郵船会社の保護による航路擴張を挙げている。

副島は内相就任直後の取材において、

余は内閣員の一人として例の条約改正の問題に付ては兼ての持論の如く機を失せずに着手せんことを希望するものなり、此の問題は国家重要な事に関するものなれば、内閣にて考定したる上に愈々進行せんとするに先つ枢密院の審議に附し、政府内は勿論のこと同院にても将来異論を生せざる迄に事を鄭重にせんことを望むものなり

と語った。副島は、二十二年の大隈条約改正交渉には反対の立場をとったが、問題は条約改正に伴う条件、そして交渉の進め方にあった。副島は条約改正を熱望していた。そのためには、経済、軍事両面拡充の必要性を強く認識していたのである。

「蒼海政談」は、政府対民党という内的な構図で政局を捉えるのではなく、国家として共に外憂に対峙しようとする副島の信条が、如実に表現されていると言えるであろう。

おわりに

内務大臣の職に登るに当り、副島は「我老骨を国家に与へん」と絶叫したという⁸³。副島自身、今更自分が政局を担うことなど、躊躇したにちがいない。しかし、朝野における副島への期待は大きかった。

内相就任後間もなく、副島を官邸に訪ね施政方針を問うた者があった。副島の坐後には朱熹の作である「独抱瑶琴過玉谿、琅然清夜風明時、只今已是無心久、却怕山前荷蕢知」の一幅が掛けられていた。顧みた副島は、その第三句を指して「余も亦『只今已是無心久』なり、只た此無心、内務大臣となりし所以なり」と答えたという⁸⁴。結果的に副島は、議会の紛糾を収め

るために身を捧げることとなったが、就任のみならず、内相辞任の所以もまた「只た此無心」にあつたといえるのであろう。

辞職の翌日、副島を越前堀の自宅に訪ねた記者があつた⁸⁵。

例に依り淡泊無飾に語りて曰く、我は内務に職を奉ずる時、如何にもして今日官民分裂の不幸を避んものと、改進黨員も来れ自由黨員も来れ、と日々諸君に面会せしが世間の万事意と違ひ今は閑散の身となれり、出づるも別に楽しみとするに足らず、隠るゝも別に悲むに足らず、是よりは閑散地にありて大学章句の道を修むるより外なし、と笑ふて相逢ひ笑ふて相別れたり

内相を辞職した副島が、再び政局の表舞台に立つことはなかつたのである。

¹ 尾崎行雄『峯堂回顧録』上巻（雄鷄社、一九五一年）一八四頁

² 尾崎行雄『峯堂回顧録』上巻、一八五頁

³ 林茂「第三議會と第一次松方内閣の瓦解（一）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（三・四）、國家學會事務所、一九四八年、一四―三七頁）、同「第三議會と第一次松方内閣の瓦解（二）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（五）、一九四八年、二三―三六頁）、同「第三議會と第一次松方内閣の瓦解（三）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（一〇）、國家學會事務所、一九四八年、二三―三九頁）、同「第三議會と第一次松方内閣の瓦解（四）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六一（一一）、國家學會事務所、一九四八年、三一―五一頁）、同「第三議會と第一次松方内閣の瓦解（五）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六三（一・二・三）、國家學會事務所、一九四九年、七九―九五頁）

⁴ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、一九九二年）

- 5 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）三〇三―三〇四頁
- 6 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二二〇頁
- 7 副島種臣「副島伯経歴偶談」（島善高編『副島種臣全集』二、慧文社、二〇〇四年）四七一―四七二頁
- 8 例えば、「副嶋種臣君参議ニ任ゼラル、ノ内命ヲ固辞セシタル風説」（『近事評論』第二五四号、共同社、一八八〇年三月十三日）、「副嶋侍講辞職を止めて更に内閣に入らんとすとは未だ輒く信ズ可らず」（『扶桑新誌』第二一七号、共同社、一八八二年四月二十一日）など。
- 9 明治二十四年九月十一日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、塙書房、一九七四年、一三八頁）
- 10 春畝公追頌会『伊藤博文傳』中卷（統正社、一九四二年）七九〇―七九一頁
- 11 同問題については、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（二七〇―二八二頁）に詳しい。
- 12 第一次松方内閣と新聞報道の関係については、佐々木隆「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」（東京大学新聞研究所編『東京大学新聞研究所紀要』三二、東京大学新聞研究所、一九八三年、一三一―一五八頁）に詳しい。
- 13 明治二十四年十月十日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、一四六―一四八頁）
- 14 明治二十四年十二月十三日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、一六三―一六四頁）

- ¹₅ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二二三―二二九頁
- ¹₆ 宮内庁『明治天皇紀』第八（吉川弘文館、一九七三年）三二頁
- ¹₇ （明治二十五）年三月十一日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、一八八―一八九頁）
- ¹₈ 佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷（佐賀市、一九七八年）四五二―四五三頁
- ¹₉ 明治三十五年四月十六日付、古賀廉造談話「談話筆記」下（国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任関係文書（書類）』六九―七三）
- ²₀ 渋谷作助『武富時敏』（「武富時敏」刊行会、一九三四年）一三〇―一三二頁
- ²₁ 例えば、明治大学博物館所蔵『大木喬任文書』八二六―三六、三七、三八、七七、九三を参照されたい。
- ²₂ 石井晋一氏遺稿「明治二十五年選挙大干渉と佐賀県（一）」（園田日吉編『佐賀史談』五（四）、佐賀史談会、一九七三年）一六―二二頁
- ²₃ 佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷、三八三―四二六頁
- ²₄ 坂元の履歴については、旧肥前史談会編、小宮博康復刻版編『佐賀歴史人名事典』（洋学堂書店、一九九三年）一五四―一五五頁を参照した。
- ²₅ 明治大学博物館所蔵『大木喬任文書』八三八
- ²₆ （明治二十五）年一月十日付、高嶋鞆之助書翰、松方正義宛（大久保達正監、松方峰雄他編『松方正義関係文書』第八卷、

大東文化大学東洋研究所、一九八七年、四三〇頁)

²⁷ 「大木副島伯の慷慨」(『鎮西日報』明治二十五年一月五日号)

²⁸ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』、二二八―二三〇頁

²⁹ 明治二十五年三月五日付、高嶋軻之助書翰、松方正義宛(大久保達正監、松方峰雄他編『松方正義関係文書』第七卷、大東文化大学東洋研究所、一九八六年、四二八―四二九頁)

³⁰ 明治二十五年三月九日付、井上馨書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一、塙書房、一九七三年、二八九頁)

³¹ 明治二十五年三月十一日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、一八八―一八九頁)

³² 副島種臣「蒼海全集」(島善高編『副島種臣全集』一、慧文社、二〇〇四年)三〇一頁

³³ 佐々木高行「佐々木高行日記」明治二十五年三月十九日条(国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」六二〇)

³⁴ 日本史籍協会編『谷干城遺稿』二(東京大学出版会、一九七〇年)六七―一八七四頁

³⁵ 第三―第七章を参照されたい。

³⁶ 宮内庁『明治天皇紀』第七(吉川弘文館、一九七二年)三三三―三三四頁

³⁷ 元田永孚は、明治二十四年一月二十二日に逝去している。

- 38 古賀廉造「蒼海先生を憶う」(園田日吉編『佐賀史談』八(四)、佐賀史談会、一九七六年)九―一八頁
- 39 徳大寺実則「徳大寺実則日記」明治二十五年三月十日条(宮内庁書陵部所蔵、C一―一四九)
- 40 「副島新大臣の直話」(『日本』明治二十五年三月十三日号)
- 41 例えば、尾崎行雄『峯堂回顧録』上巻、一八四頁
- 42 「副島内務大臣の対議会談」(『朝日新聞』明治二十五年三月二十日号)
- 43 尾崎行雄『峯堂回顧録』上巻、一八四頁
- 44 例えば、工藤武重『帝國議会議史』(有斐閣書房、一九一〇年)一四三頁、林田亀太郎『日本政党史』上巻(大日本雄弁社、一九二七年)三五―一頁
- 45 「副島伯板垣伯を訪ふ」(『毎日新聞』明治二十五年四月十日号)
- 46 例えば、「副島伯大隈伯に面会を求めむ」(『東京朝日新聞』明治二十五年四月十四日号)、「副島伯と大隈伯」(『毎日新聞』同年四月十四日号)
- 47 明治二十五年四月十四日付、大木喬任書翰、松方正義宛(大久保達正監、松方峰雄他編『松方正義関係文書』第八卷、一一九―一二〇頁)
- 48 中村純九郎は、明治十三、四年頃から副島の門弟であったという(古賀廉造「蒼海先生を憶う」九頁)。
- 49 「副島伯大隈伯に面会を求めず」(『東京朝日新聞』明治二十五年四月十五日号)
- 50 「三伯会合の説、副島伯の談話」(『東京朝日新聞』明治二十五年三月二十六日号)

^{5 1} 「副島伯板垣伯を訪ふ」(『毎日新聞』明治二十五年四月十日号)

^{5 2} 渋谷作助『武富時敏』一〇六一—一〇七頁、及び本稿第五章を参照されたい。

^{5 3} 佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷、四二六頁

^{5 4} 副島は板垣訪問を飽くまで旧交を暖める為の私的な行為であったとしていたが、果して全く政府の与り知らぬ行動であったのだろうか。四月十四日、郷里和歌山に帰省していた陸奥宗光は「近比の新聞ニ副嶋高嶋などが頻ニ板垣ニ面会之様子有之候、何ケ調和論にても行ハレ候ニ無之哉」と感じ、岡崎邦輔に板垣に逢いそれとなく聞き出すよう命じている(明治二十五年四月十四日付、陸奥宗光書翰、岡崎邦輔宛、国立国会憲政資料室所蔵『岡崎邦輔関係文書』卷三—一)。陸奥が記しているように高嶋もまた板垣と会していた。副島訪問の前夜、山地将邸に招かれ偶然同席したと報じられている。新聞はわざわざ「政治上に関する談話は一語もあらざりしと聞く」と結んでいるが、主客三人であったというから、陸奥が疑念を抱くのも無理はないであろう。また、第三議會において高嶋は、自由党閥東派の新井章吾らと通謀して軍艦製造費等の通過をはかっている(升味準之助『日本政党史論』第二卷、東京大学出版会、一九六六年、二〇五頁)。高嶋が民党との折衝に積極的であったことは明らかである。或いは、内閣一部の人々、例えば高嶋や後藤らは副島の調和策を後援していたのかもしれない。その一方で、民党との折衝を嫌う面々には、飽くまで個人的な交際としていたのではないだろうか。副島の真意が、大木書翰ではなく、記者に語ったところにあると仮定するならば、このような推測も成り立つのである。

^{5 5} 「副島新大臣の直話」(『日本』明治二十五年三月十三日号)

^{5 6} 「選挙干渉に付副島伯の談話」(『東京朝日新聞』明治二十五年三月二十七日号)

^{5 7} 白根と副島の対立については、佐々木隆「内務省時代の白根専一——山県系」形成の起点——(伊藤隆編『山県有朋と近代

日本』吉川弘文館、二〇〇八年）七四―二二六頁に詳しい。

⁵⁸ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二五一―二五二頁

⁵⁹ 「副島新内務大臣の演説」〔『日本』明治二十五年三月十五日号）

⁶⁰ 内閣官報局『帝國議會衆議院議事速記録』四（東京大学出版会、一九七九年）一三二―一四七頁

⁶¹ 「維戎維狄」とは、「野蛮人」という意味である。なお、『詩経』の「魯頌」に「戎狄是膺、荆舒是懲」―戎狄（戎は西方の、狄は北方のえびす）これ撃ち、荆舒（南方の蛮族）これ懲らす―とある。

⁶² 丸山幹治『副島種臣伯』三〇五頁

⁶³ 内閣官報局『帝國議會衆議院議事速記録』四

⁶⁴ 例えば、「副島伯の演説」、「副島内務の演説」、「副島大臣の演説」〔『日本』明治二十五年五月十日号）、「副島内務の演説」〔『日本』明治二十五年五月十二日号）、「肅然容を改む」〔『朝日新聞』明治二十五年五月二七日号）、「副島内務大臣の演説」〔『経世新報』明治二十五年五月十日号）、「副島内務大臣の演説」〔『東京日日新聞』明治二十五年五月十日号）、「副島内務大臣の演説」〔『毎日新聞』明治二十五年五月十日号、五月二十七日号）。

⁶⁵ 林田亀太郎『日本政党史』上巻（大日本雄弁社、一九二七年）

⁶⁶ 内閣官報局『帝國議會衆議院議事速記録』四、九四―九九頁

⁶⁷ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二五一頁

⁶⁸ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二五二―二五四頁

- ⁶⁹ 「副島種臣未だ致死せず」(『毎日新聞』明治二十五年十二月二十九日号)
- ⁷⁰ (明治二十五年) 年五月三十日付、白根専一書翰、松方正義宛(大久保達正監、松方峰雄他編『松方正義関係文書』第八卷、三四五―三四六頁)
- ⁷¹ 明治二十五年六月二日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、二二〇―二二二頁)
- ⁷² 同右
- ⁷³ 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二五三頁
- ⁷⁴ 明治二十五年六月二日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、二二〇―二二二頁)
- ⁷⁵ 第三議會の経緯に関する記述については、林茂「第三議會と第一次松方内閣の瓦解(三)」二二二―二二九頁、升味準之助『日本政党史論』第二卷、二〇六―二〇九頁、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』二五二―二五四頁を参照した。
- ⁷⁶ 明治二十五年六月五日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛(二通)(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、二二二―二二六頁)
- ⁷⁷ 明治二十五年六月六日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、二二五―二二六頁)
- ⁷⁸ 明治二十五年六月七日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二、二二六頁)

⁷⁹ 明治二十五年六月五日付、伊東巳代治書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二六、二二三―二一五頁）

⁸⁰ （明治二十五年）年五月三十日付、白根專一書翰、松方正義宛（大久保達正監、松方峰雄他編『松方正義関係文書』第八卷、三四五―三四六頁）

⁸¹ （明治二十五年）年七月二十日付、井上毅書翰、伊藤博文宛（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一、四三九頁）

⁸² 「蒼海政談」『鎮西日報』明治二十五年九月二日号）

⁸³ 「副島伯の地位及責任」『経世新報』明治二十五年五月十日号）

⁸⁴ 「意は有無の中に在り」『日本』明治二十五年三月二十日号）

⁸⁵ 「退隱の副島伯」『毎日新聞』明治二十五年六月十日号）

終章 総括と今後の課題

一、総括

本稿は、筆者がこれまでに発表した拙稿に大幅な修正加筆を加え、再構成したものである。これまでに発表した、副島に関連する拙稿は以下のとおりである。

- 一、「国会開設勅諭と副島種臣―明治十五年の『建言』を手がかりにして―」（『ソシオサイエンス』一二、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇六年三月）
- 二、「明治十六年の副島種臣―九州遊説願いをめぐって―」（『社会学論集』七、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇六年三月）
- 三、「副島種臣と『天皇親政運動』」（『学習院女子大学紀要』第八号、学習院女子大学、二〇〇六年三月）
- 四、「内務大臣副島種臣と第三議会」（『社会学論集』八、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇六年九月）
- 五、「副島種臣の借金問題について」（『ソシオサイエンス』一三、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇七年三月）
- 六、「副島種臣と『御宸翰』」（『社会学論集』九、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇七年三月）
- 七、「副島種臣と佐賀開進会」（『財団法人鍋島報効会研究助成 研究報告書』第三号、財団法人鍋島報効会、二〇〇七年一〇月）

さて、本稿では主として明治十年代における副島の政治的言動を検討した。

第一章では、旧参議副島は、政府にとってどのような存在であったのかを中心に分析を行った。明治六年政変で下野した副島は、板垣、江藤、後藤らと共に、愛国公党を設立し、民撰議院設立建白書を提出した。下野した旧参議が、政府に先んじて民撰議院設立を建白したこと、そして建白書提出と前後して生じた岩倉襲撃事件や佐賀の乱によって、政府は建白者らに対す

る警戒を強めた。御用滞在中の副島は、神典研究に勤しみ目立った行動は謹んでいたが、政府が副島に対する警戒を緩めることはなかった。約三年に及んだ御用滞在を経て、副島は清国漫遊に出る。しかし、国内で土族反乱が続く中で、新たな火種となりかねない副島に対する警戒は、旅先でも変わることがなかった。政府が最も恐れていたのは、副島と西郷が手を結ぶことであつたらう。御用滞在が免じられ、清国行きが実現したのも、当面副島を海外に置いた方が好都合であると判断したのである。

第二章では、副島の侍講就任にいたる過程を、「天皇親政運動」との関係を中心に考察した。明治十一年五月大久保利通の遭難を受け、侍補グループは天皇親政運動を加速させた。副島の侍講就任は宮中派の人々の熱心な推挙で実現したが、その背景には漢学興隆を担える人物の登用という目的があつた。つまり、副島の侍講就任自体が、天皇親政運動の一環であつた。一方で、在野の人々も副島に期待を寄せていた。愛国社再興に際し、板垣らは副島を招聘した。副島がこれに応じることはなかったが、政府要路者は副島が板垣らと行動を共にするのではないかと神経を尖らせた。民間の有志者が副島に期待を寄せていたことは、要路者にとって脅威であり、大臣らは在野に置くにはあまりにも危険である副島を、何とか登用しようと図つた。

第三章では、副島侍講排斥運動と「天皇親政運動」の関係を考察した。侍補グループによる天皇親政運動の加速化は、政府と官府の緊張を高める結果となつた。特に大久保の後を襲い内務卿に就任した伊藤博文は、「君側を糺す」として、侍補グループの主張する宮中府中一体論を否定した。伊藤にとって副島もまた、糺さなければならない「君側」の一人であつた。その理由は、副島の侍講就任は宮中派の強力な要請によって実現したことだけでなく、侍講就任時に副島が木戸と同待遇を望んだことにあると考えられる。伊藤は、副島が政治的責任のない立場で政務に容喙することを嫌つたのである。黒田清隆の建言を端緒とした副島侍講排斥運動を好機会とし、伊藤は副島の海外派遣を三度上奏した。しかし、天皇は副島の海外派遣を許可しなかつた。したがって、侍補職の廃止と、副島の海外派遣により、「君側の奸」（伊藤側から見れば）を一気に除こうとした伊藤の意図は、前者しか成功しなかつたのである。

第四章では、明治十三年に副島に下賜された宸翰の経緯及び背景を検証した。副島は、侍講就任時から続いた政府との確執

もあり、辞意を決した。これを伝え聞いた天皇は、宸翰を遣わしてこれを慰撫した。天皇は副島を側に置きたいと考えていた。宸翰下賜はその証左である。天皇は副島を維新の元勳として重用しただけでなく、元田を通じて時事について下問するなど、副島の意見にも耳を傾けていたのである¹⁾。また、宸翰は元田によって起草され、数度の修正加筆の上で完成した。元田は、副島を高く評価し、書翰を送り、さらには訪問して出仕をすすめた。副島への返書では、天皇の法器を晩成させるためには副島の高明が必要であると説いた。

ところで、第四章で論じた宸翰は、長らくその所在が不明であった。しかし、平成十八(二〇〇六)年十月三十一日付「西日本新聞」は、「明治天皇『侍講辞めるな』副島種臣へ慰留の手紙、佐賀城本丸歴史館購入へ」と題して、京都市の古美術商を通じて、佐賀県立佐賀城本丸歴史館が宸翰を購入した旨を報じた。これに遡ること約十ヶ月、宸翰は、副島種臣没後百年を記念して同館において開催された「外務卿 副島種臣展」に出品されている²⁾。管見の及ぶ限りでは、副島宛宸翰が一般に公開されたのは、この時が初めてであった。筆者は、実物の宸翰に触発され、拙論(「副島種臣と『御宸翰』」)をまとめた。副島種臣研究に取り組む過程で、宸翰を実際に目にすることが出来た幸運に感謝したい。

第五章では、明治十四年に佐賀で成立した政治結社である開進会と副島種臣の関係について考察した。佐賀開進会と副島の関係は緊密であり、開拓使官有物払下げに憤激した副島の呼びかけに応じ、同会会員は上京した。また、設立から二ヵ月後の会合において、副島の口述である「開進会主義書」の確定式も行われていた。副島と開進会の関係を考える上で重要なのは、諸岡正順の存在である。侍講という公職にあり、自由に動くことの出来ない副島に代って、諸岡は佐賀と東京を往復し、故郷の人々を鼓舞した。また同時期東京には、副島の意を受けて設立した改進黨があった。佐賀開進会と東京改進黨の関係を考える上でも、諸岡の果たした役割は大きいと推測されるが、この点については後日を期すこととしたい。

第六章では、「明治十五年建言」を手がかりとして、国会開設勅諭前後の副島の政治的言動を考察した。十五年四月二十一日、副島は天皇に建言書を奏上した。同建言書は三月二十三日天皇より内旨を受けて認められたものであり、時事を憂いて辞意を表明した副島に対して、天皇が所懐を述べるよう促したことによるものであった。副島は、「明治十五年建言」の中で、王土論

の立場から土地私有に反対していたが、その後岩倉へ「地券改正ノ議」を建言していた。副島の王土論は、所有権の観点に根ざしたものであり、それ故、「地券授与」から「地券借与」にすべしと、「地券改正」論を唱えた。従来、皇室財産の研究において、元田が王土論に基づいた「地産券」論を主張した事は指摘されていたけれども、元田の「地産券」論は、副島の「地券改正」論に端を発していたのである³。また、政党結成により官民の対立が強まる中で、副島は積極的にその調停を実施しようと、官民調和論を唱え、実現に向け奔走した。

第七章では、国会開設勅諭が発せられ、国会開設、憲法制定に向けて諸問題が論じられる中で、副島がどのような政治課題を掲げていたのかを分析した。副島が掲げた政治課題は、「土地の国有化」と「官民調和」の二点であった。「土地の国有化」は王土王民論に基づいた思想であり、同時期皇室財産をめぐる議論が活発化する中で、副島の地券改正論は元田や岩倉に多大な影響を及ぼした。副島の主張の根底にあったのは、国会開設後民権論が激進し天皇の大権を犯すようなことがあってはならないという危惧であった。そして自由民権運動の端緒となった民撰議院設立建白書に名を連ねたことに責任を感じていた副島は、自ら遊説に出かけ人々に自己の真意を訴えようとしたのである。第五章で論じた、東京改進黨もまた、同様の趣旨の下に結成された啓蒙団体といえよう。しかし、岩倉や元田そして明治天皇も副島の九州遊説に反対した。皇室のため、国家のために官民調和を説こうとする副島の言動が、却って政黨運動に油を注ぐ可能性がある懸念したためである。そしてそれは副島が主張していた「王道無偏無党」主義への懸念でもあった。「無偏無党」とはロシアを席卷した虚無黨の思想と通じるものを抱かせたのであろう。しかし、こうした人々の懸念もまた、副島の在野への影響力の大きさを示すものに他ならない。当該時期において副島は、官民双方に影響力を持つ存在であったのである。

第八章では、明治二十五年に副島が内務大臣に就任した経緯及びその背景を考察した。副島が内相候補に浮上した背景には、副島が人格者として国民から尊敬されていたことに加え、前年の枢密院副議長への就任が大きく作用していた。議長である伊藤の東京不在により、枢府と内閣の調整は副議長である副島が担うこととなった。これにより、副島と松方内閣は親密度を増していったのである。また、民党の首領大隈の出身地である佐賀は、第二回総選挙において、甚大な被害を蒙った。吏党側を

指揮していたのは大木であったとされるが、副島も佐賀の吏党候補に選挙資金を用立てる意思があったことが、史料により明らかとなった。内相に就任した副島は、「公平」な政治姿勢を貫こうとした。反対のための反対を論ずる民党の姿勢を「代議制の進行階梯」と浩嘆する一方で、官民間双方が胸襟を開くことで混迷する議会運営を乗り切ろうとしたのである。しかし、こうした副島の態度は、時に民党への迎合と誤解され、政府内からも反発を招く結果となった。ついには、松方内閣の議会運営上の問題から、副島は辞職に追い込まれた。従来、副島の内相辞任は、閣議が副島の主張を容れなかったことで、桂冠の意を決したとされてきた⁴。確かに、最初に辞任を申し出たのは副島であったが、最終的には政府に辞任を要請され、議会運営上の責任を一身に背負わされたのである。

本稿では明治十年代の副島の政治的言動を中心に検討した。未だ不明な部分が多く、今後更なる研究を要することは言うまでもないが、これまで書や漢詩といった側面が強調されがちであった明治六年政変後の副島について、一端ではあるもの新たな側面を紹介することが出来た。本稿を通して浮かびあがった明治十年代の副島からは、書や漢詩に心を移し厭世的な生活を送った形跡など微塵も感じられない。副島は、常に国家を憂い忌憚のない意見を述べ、そして自ら問題解決に奔走した。本稿はあくまで「副島種臣」という一個人の言動を検討したものである。しかし近來の伝記研究において指摘されているように、いかなる人間も、時代状況の中で生きている存在であり、いやおうなく時代状況を自らの思想と行動のなかに刻印せざるをえない⁵。本稿もまた、副島の言動を検討することによって明治十年代前半の混沌とした政局、そして社会の一側面を明らかにしようとした。

序章で記したように、大久保の死後、伊藤博文が最高指導者としての地位を確立するには、欧州での憲法調査を経なければならなかった。明治十年代前半の不安定な政局において、官民双方が注目した副島は、決して看過出来ない存在であった。特に、第六、七章で論じた、立憲体制への基盤作りを十分認識した副島の主張が、元田や岩倉の意見の土台となっていたこと、さらに伊藤帰国後明治憲法の制定を担う井上毅が、副島の言動に注意を払っていたことは、より注目すべき事実であろう。

二、今後の課題

さて、最後に副島研究における今後の課題を挙げ結びとしたい。序章で述べたように、副島の専門的研究は緒に就いたばかりであり、今後様々な方面からの研究が期待されるが、ここでは、本稿に則した事柄についてののみ言及することとする。

まず第一点は、明治六年政変で廟堂を去った副島が、九年九月に清国漫遊に出るまでの約三年間の動向を明らかにすることである。この間副島は、東京で御用滞在の日々を過ごしていた。七年の佐賀の乱で多くの親類縁者を失った副島の心中は、さぞ重苦しいものであつたことであろう。当該時期の副島の動向を伝える史料は極めて少なく、本稿第一章で示した小河一敏書翰は貴重である。政府の監視下で副島はひたすら神典研究に没頭していたのであろうか。第六章でも指摘したが、副島は「副島種臣建言」や「開進会主義書」の思想的根拠を、西洋にはなく、日本古代に見出している。同時期没頭した神典研究は、その後の副島にどのような影響を与えたのであろうか。副島の思想を検討する上で、是非追求しなければならないテーマである。

第二点は、副島の侍講就任と肥前グループの関係を検証することである。副島の侍講就任の背景には、宮中派の人々の進言と共に大隈重信の奏上があつた。大隈のもとには、同郷の有志から副島登用に尽力して欲しいという意見が届いていたことは確認できる。果たして、大隈の副島推挙は同郷の誼や副島の才識を惜しんだだけであつたのであろうか。本稿で論じたように、副島侍講排斥運動は、排斥を訴える黒田と副島を擁護する大隈が、辞職を賭して対立した。大久保の死後、後継者として台頭したのは伊藤であつたが、大隈は筆頭参議であり、これまでの実績、そして能力でいうならば伊藤を凌いでいたとも言える。しかし参議のほとんどは薩長出身者であり、絶対的主導権を握っていた大久保を失った政府は、薩長藩閥の均衡を維持しながらの運営を余儀なくされていた。大隈の副島推挙の背景に政治的意図があつたか否かは不明である。しかし、全く皆無であつたとも言えないであろう。副島の侍講就任の背景に、肥前グループの思惑があつたとするならば、そしてそれを裏付けることができれば、本稿第二、第三章の検討に新たな視点を投じることが出来るであろう。

第三点は、副島と元田永孚の思想を比較分析することである。本稿で見えてきたように、副島は常に忌憚のない意見を口にし、時にそれは周囲を巻き込んで騒動に発展している。こうした状況において、副島を諫め侍講の職に留まらせたのは、元田の力に拠るところが大きい。副島の海外派遣反対を、天皇に強く進言したのも元田であった。笠原氏は、「元田がどちらかと言えば、政府に対し正面から建白して制度の改正を迫ったのに対して、佐々木は人事への介入や人脈の形成を通じて宮中の基盤強化を図った」⁶と指摘した上で、元田は「すぐれた儒学者であっても、政治家ではない。自己の理念には忠実であるが、政治的駆け引きに長けていたわけではない」とする一方で、佐々木の政治的手腕を評価している⁷。元田と佐々木の比較に副島を当てはめるならば、元田に近いことは明瞭であろう。本稿でみたように、皇室財産をめぐる議論においても、元田は副島の意見に共鳴するところが大きかった。元田は副島の熱心な君徳輔導の姿勢を評価していた。元田は副島の良き理解者であったとも言えるであろう。明治十三年六月、元田は副島を補弼にすべきだという意見書を認めている。元田が副島を信頼していた証左といえよう。序章で述べたように、副島に関する一次史料は少ない。一方、元田に関する史料群は充実している。本稿でもその恩恵に預かったが⁸、さらに丹念に元田史料を調査し、元田の意見と比較検討することで、侍講時代の副島の更なる検討が可能なのではないかと期待している。

¹ 例えば、明治十三年五月に大隈重信が外債募集を建言し、大臣、参議らの意見が分かれた際、天皇は元田を通じて副島の意見を求めた。宮内庁『明治天皇紀』第五（吉川弘文館、一九七一年）七三―七四頁

² 佐賀城本丸歴史館では、「前期」平成十七年十一月十五日～十二月十八日、「後期」平成十七年十二月二十一日（水）～平成十八年一月二十九日（日）という日程で「外務卿副島種臣」を開催した。本稿で扱う明治天皇書翰は「後期」に展示された。

³ 本章の基になった、拙論「国会開設勅諭と副島種臣―明治十五年の『建言』を手がかりにして―」（早稲田大学社会科学研究所）

科『ソシオサイエンス』一二、早稲田大学社会科学部研究科、二〇〇六年、一八六―二〇一頁)の発表後に刊行された、奥田晴樹『明治国家と近代的土地所有』(同成社、二〇〇七年)でも同様の指摘がなされている。

4 丸山幹治『副島種臣伯』三〇五頁

5 真辺美佐『末広鉄腸研究』(梓出版社、二〇〇六年)一七頁

6 笠原英彦『天皇親政』(中央公論社、一九九五年)一五二頁

7 笠原英彦『天皇親政』一五三頁

8 例えば、本稿第六章で論じた副島の「地券改正」論は、国立国会図書館憲政史料室所蔵『元田永孚関係文書』所収の書類に記された、副島の意見を考察したものである。

参 考 史 料

「参考史料」

① 明治十四年十月五日、副島種臣書翰、有栖川宮熾仁親王・大隈重信宛

【日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四（日本史籍協会、一九三四年）三五五―三六五頁】

臣按スルニ方今ノ時勢其洶々タル事累卵ヨリ危シ、但シ今度 御巡幸中度々英邁ノ 御振舞等被為在候趣ニテ諸新聞上ニモ相載セ聊誦言ヲモ申陳ヘシガ、又々北海道使廳附屬品拂下ケヲ中止ト 御發令ヨリ諸演說中ニモ專ハラ 御聖徳ヲ謳歌シ朝廷ヲ翼戴スルノ意マデモノベタリ、盛矣哉徳ノ流行スル遲郵ヨリモ甚キナリ、左ハアリナガラ留守諸官員 アナガチ 強ニ今以テ中止ノ令ヲ中止セラレシハ不忠ノ責ノガレ難シト、議論紛々家ゴトニ誦シ戸毎ニモノイフ何ヲ以テカ大臣參議ハ未タ其責ニ任セサルヤト、然ル處黒田氏ハ若シ我議ニ從ハスンバ直チニ禁闈ニ入り

天子ヲ脅シ是非トモ決着ノ 詔諭ヲ得ントノ企テアラルヤノ趣ニテ近衛總督官同シク參謀長土屋可成等ハ余程ノ心配ニテ、夫々御内々ノ御用心アラセラレ度旨、何ノ方ニ申シ入ラバヨケント殊ノ外惱マレシ趣、猶以テ兵事ノ關係モアランカト少尉以上ハ天子ニ得ソムカセジト説諭方ニ困難ノ趣猶以テ別ケ條ラシケレド、谷中將、鳥尾中將ハ屹度正論ノ由、山縣氏モ正論ノ由、佐々木高行其外元老院モ過半ハ正論ノ由、薩人モ岩下佐次ハ正論ノ由、検査院ハ皆正論ノ由、下々ノ官員モ正論スクナカラサル趣、愚案ナガラ警視總監樺山某ハ尤以テ正論タラルベシ、イカニトナレバ此人モト、西郷氏ノ恩顧ヲ受クル事スクナカラサレドモ、正論ヲ以テ彼レカ反對黨トハナラレキ、然スレバ此タビトテモ黒田ガ反對黨タル事疑ハザルベシ、平生質朴ヲ宗トシテ武勇ナルガ故也、猶以テ

東伏見宮ハスデニ死ヲ以テ從事セントノ御決着ナリ、土屋ハ土州人元來正直ノ人ナリ、此度ノ言上ハ實ニ種臣ヲモ御嫌疑ナクバ 君側ニ伺候シ奉ラント思ヘドモ、却テ又 御為ニ相成ラザルカト案痛罷在候、夫然而區々ノ縷念ヤムベカラザルモノアリ、土屋氏ノ請願ヲノベントス、近衛ノ内ヨリ一兩人侍從ヲ兼帯セシメ當分詰切ニシテ 宮中ニ伺候サセン、種臣思ヘラク此人撰 東伏見宮土

ヤナンドニシテ可ナラン、猶モ御不足ナラバ樺山竝ニ鳥尾中将谷中将佐々木高行ナドエオ宮中伺候ノ名目ニシテ内々 禁闈ノ側ニ一坐ヲ設玉ハゞ、當坐ノ安穩ハ圖ルニ足ルベシ、然ル後斷然トシテ開拓使ヲ止メ參縣ニ分チ人撰ハ薩長肥ノ參縣人ヲ除キナルベキダケハ土州ノ片岡健吉、谷重起或ハ經濟雜誌ノ田口卯吉此參人ニ命シ玉ハゞ民權家モ大ニ以テ承服スル所アルベシ、猶以テ島本正五位ヲ侍從長ニカ勅任ノ格ヲ以テ司法省檢事ノ上席ニ命ジ玉ハゞ、諸新聞ノ情状モ自カラ治マル所アリテ諸判事等ガ博奕ノ賄賂モ取ラシメラル、ヘシ、忉然ル後大臣參議ノ責任法モ立タセ玉ヘカシ、成ルヘキタケハ禮ヲ以官ヲ休ラル、マデナリ、功ニ報フルニハ賞アリ、未タ

天子ノ無情ヲ訴フルヘカラサルナリ、時々ニ朝參等ヲ奉セラレテ可ナリ、然ハアレド參條氏ノ如キハ實ニ氣ノ毒ナリ、參議ノ爲ニ制セラル、ト云フマテナリ、身ニ別段ノ惡行アルト云フニ非ルナリ、事ノ跡カラ云ヘハ參議ハ大臣ヲ制シ、大臣ハ

天子ヲ制スルノ謗ヲ免レザルカ如シ、是天下ノ憤怨今日ニ積ル所以ナリ、人撰ノ法ハ別段

天子ノ思召ヲ待ツト雖、萬一政府ニアル人ヨリ 勅任ノ人ヲ御進スルトキハ、一官員ノ場ニ二名ヅ、申上グベシ、然ル後

天子ノ上ノ方ニカ、又下ノ方ニカ二名ノ内一名ニ朱ヲ以テ勾シ玉フベシ、是ガ 勅任ノ法ナリ、一名ヲ以テ奏スルモノハ奏任ナリ、勅任ヲ奏任ノ法ニスルトキハ直ニ僭上ノ罪ト云フヘシ、臣故ニ陳ス、是マデ政府ノ

陛下ヲ遇スル無礼ノ廉々ノミナリ、今用向ノミヲ申スナリ冀クハ

陛下裁量シ玉ヘ、今ノ縣令等ハ民ノ讐ノミナリ、今度ノ拂下一條ニ似タル事モ山々アル由ナリ、平生ノ行事ハ民ト喧嘩スルノミアルナリ、今ノ世界ハ殆畜生界ナリ、何ゾ此時ニ乘シテ諸県令ヲ一新シ玉ハザル種臣ガ眼ニテハ薩長肥ノ參藩人ニハ是等ノ重職ニ當ルベキモノナシ、凡人撰ノ法ハ廣ク天下ニ求ムルヲ然トス、試ニ云ハゞ一國ヨリ二參人ツ、有名ナル人ヲ撰舉シ玉ヘカシ、猶以テ拔羣ノ人ヲ撰舉セスト雖、自鳴スルモノナリ、經濟ノ要ヲ語ラバ誰レカ田口卯吉カ右ニ出シヤ、能ク諸筋ニ渉ル事ハ福地源一ニ過クル者ナカルヘシ、此人ニ聊勇ヲ用フルノ道ヲ傳ヘナバ、外務ノ卿輔ノミカハ他日ノ大臣トモヤタスク得ヘアガラルベシ、田口卯吉ハ聊經驗シ玉ヘカシ、大藏卿輔モ十全タルベシ、岡本健參是ハ今トテモ直ニ大藏卿ニモノボリ得ベシ、板垣退助ノ陸軍卿大將タル、事前書ニモ申上タル如シ、夫怨ヲカクシテ而シテ人ヲトモトスルハナポレオンノ以テ起ル所以ナリ、古聖賢ノスル所ナリ

先帝方ノ注意シ玉フ所以ナリ、夫此ノ如クニシテ而シテ

陛下ノ爲ニ身力ヲ盡サ、ル者未之レアラザルナリ、且夫賢者位ニアレバ社稷重シ。不賢者上ニアレハ則

社稷輕シ是安危治亂ノ分ル、所以ナリ禍ヲ轉シテ福トスルハ今其時ゾカシ、猶モ申上タキ事ハ中止ノ令ヲ舉行セザルノ罪ハ問ハセ玉ヘカシ、猶以直ニ舉行シ玉ハ、天下歛抃シ喜ブンナリ、種臣ハ君側ニ在リト雖、猶草莽問屋ノ如ク草莽ノ情實ハ洩モナク知ルナリ、カク申上テモ草莽ノ爲ニ私恩ヲ賣ル者ニアラズ、故ニ身ハ憎ラシキ民權家ナリ御再用ヲ願フノ意ハ少シモ之レナシ、但シ

國家ノ爲ニ利益ヲハカルノ民權家ナリ、民權ノ主義ハ書經ニモト、之アルナリ、凡厥庶民有猷有爲有守是ナリ、猷トハ議事ナリ、爲トハ行政ナリ、守トハ司法ナリ、昔ノ專制家ハ此旨ヲ知テノ專制家ナリ、獨リカンシムラクハ、今ノ世界ハ 神武以來ノ大厄運人民怨恨地ニ入ルノ時、故ニ種臣

陛下ノ爲ニ躊躇參回去ルニ忍ザルモノハ

陛下ノ聖德ヲ輔翼シ、又モ懲患シ、一タビハ國家ヲシテ入安ノ地ニ立シメテノ議事院ヲ開カント欲スルナリ、若シ此儘ニシテ去ルハ不本意ナリ、且ハ一言ノ舉動却テ社稷ヲ禍センヲ恐ル、ナリ、然ト雖

陛下此タビ斷然タル能ハザルトキハ則

御手打ニ逢フマデモモノイハント欲スルナリ、夫トテ 御禁シ遊サレナバ夫ヨリハ山上林角都府モ市街モ眞ニ自由ノ身トナルベケンナリ、時ニヨリテハ大演説スルモ未タ知ルヘカラズ、併是ハ云フニ忍ビズナガラ云フナリ、尤此タビノ急用ハ御戒心ノ爲カ主意ナリ、請

天覽ヲ垂シ玉ヘ種臣ハタトヘ去ルノ日トテモ死シテノ後トテモ決シテ陛下ニハ背キ奉ラサル也、死罪々々謹言

本書カキヲハリテ後、外ヨリモ參條家黒田家ヘモ出入スル様ナ人両參畫參ラン、黒田ガ參條家ニテ無禮ノ舉動ヲ致シ、身ハ是陸軍中將ニシアレハ陸軍ヲ進退スルモ我儘ナルベシ、マシテ玄丸ノ一中隊、我ト死生ヲ同シクスル者ゾ、開拓使ノ拂下ヲ我物ニサセズンバト云ヒ罵リテ帰りシ由、其時ノサハキハ腕ヲ扼シ目ヲ瞋シ言語ヲアラクシタル故、參條家ノ郎等モ殊ノ外恐怖シタル趣、本

書ト考ヘ合サレナバ意味了然スヘシ、伏シテ冀クハ 宮様ノ御忠義御憤發此時ニコソアレト存進候、參議殿ニモ一世代ノ御勇猛御精勤、今ヲ除キテ復アル事ナカルベシ、種臣モ今ハ死身ニ候、家内子供ニモ訣別ノ心得ニテ罷在候、猶以大隈氏ニハ同僚ノ怨望日ニ増ス増長ノ由、是トテ今度美名ヲ一人ニ引受ケラル、残念トノ事ノ由、虎穴ニ入ラズンバ虎子ヲ得ズ、危極テ安心ノ地位ニ至ルベシ、況ンヤ今度

天子ノ御英斷アラハサレ玉フ様御輔佐アレガシ、左スレバ萬人ノ謳歌スル所

社稷ハ平安ナルモノゾ、此度ハ官員ノ内ニモ正論家スラナカラズ、是コソ國家ノ腹心諸君ノ御友僚ニマカセ本書御内見ノ上陛下ノ御手元ニ御直奏遊サレタク、毎度ナガラ申入候、種臣自參上セヨト云モノハ實ニ多々有之、去迎種臣ニ全權ヲ以テ捕縛ノ命ヲ下シ玉ハザル以上ハ、却テ御厄介カト差控居候、カシク

十月五日

種臣

有栖川宮親王殿下大隈參議閣下

此度ノ使人ハ彦根人大海原尚義ト申人ニ御座候、實ハ司法ノ官員ニ御座候、此時勢柄ニ付乍恐内借仕候、呵々

② 副嶋種臣君意見

【『日本立憲政黨新聞』第一〇八号（明治十五年八月十五日）、第一三〇号（明治十五年八月十七日）、第一三三三号（明治十五年八月二十日）、第一三五号（明治十五年八月廿三日）】

副嶋種臣君意見

副嶋種臣君が平素其子弟の質問に答へ論述せらるゝ持論を、同君と姻戚の間柄なる佐賀の人諸岡孔一氏が聞書せられしものより抜抄したりとて、頃日の鹿児島新聞に掲載せられたれば茲に之を抄録す

一 世界ハ日新人道は改進、天下の政道何んぞ此れに外ならん、何事も愛味蠻野の俗を改めて文明善良の域に進むこそ此れ其の目的と謂つべし

一 夫れ山は高しと雖ども一撮土の多きなり、洋海深しと雖ども一點滴の集れるなり、國家の成立豈此の理に外ならん、親子兄弟相寄て一家を成し、家々接簇して村を成し、數村相合して郡を成し、郡の聯合を縣と爲し、縣の總會是れ則ち一國なり、左れば一國は皆是れ一社會にして、固より同胞の情誼隔てなく、吉凶禍福總て相共にすべきこと事理の當に然るべきものとは云へ、直接の親交觀面の利害は、多くハ同村の社會より成出づるものなれば、我々政會は先づ以て各地各村より始めて漸次之を郡に及ぼし、郡ハ之を縣に及ぼし、遂に以て全國に至るを事物の順序とこそは謂つべし、忽じて一國の政治なるものは天下の公事とは云へ、到底善きも悪しきも我々人民銘々が私の身の上に罹ることなれば、即ち獨立自治と云ふことの肝要なる知り得べし、之を再言すれば國は廣しと云へども原是れ一人の積數なれば、國の主點は即ち一身なり、人々自由權利の貴重なる、於此乎知る可きなり、故に我々ハ苟も他人に害を施さざる限りハ、何處までも我々が幸福安全の歩を進むるを得べし、是れ人民の幸福安全は、取も直さず國家の幸福安全たるべきを以てなり

一 政府の保護ハ社會の便益を保護するまでにして、詰り人々をして自由ならしむること保護の本體にして、即ち政府たるものハ職分なり、此の故に士農工商各自由に其業を業とするを得べく、政府たるもの一切之れに干渉すべきものにあらず、故に世に官許不官許などの法は、我々の見て最も不善と爲すところなり（以下次號）

（明治十五年八月十五日 第百廿八號）

副嶋君意見（前々號の續）

一 凡租税ハ物成仕が一を過す可らず、元來自由の主義に差支ある工農商文部等の諸省及衆多の冗官冗員等ハ總て之を廢止し、尙も陸軍ハ民兵にて事足るを以て、悉皆之を廢せざる可らず、斯の如くする時ハ政府の費用は概ね半額を減じ、而して却て大に百般の事業を長進すべし、夫民に衣食の困難ありては、文明改進ハ愚か百事の結構も日を逐て敗類し、遂には萬年の社稷も夫の風前の浮漚と一般、憐れ危殆の形状に陥るべきハ固より理勢の當に然るべき所にし、爲政者の賤むべきも實に此れに外ならず、殊に我日本國の如きハ人民什中の七八ハ小作人にして、是れ等は年中辛苦艱難して僅かの物成を作出すも、多くは皆地主の手に徵收せられ、己れハ食、糟糠にだも飽くを得ず、衣ハ寒暑を防ぐに足らず、家破れて風雨を防かず、暗夜に燈火を點ずるさへ意の如くならざる者にして、萬一凶年にても際會したらんにハ如何なる慘狀に陥るべきや、進んでハ飢寒、前に迫り、退ては死亡、後に随ふ疾病ありと雖ども醫藥を調ふを得ず、憐れ昊天に號泣して死を急ぐより外なかるべし、而して是れ等の人民に限り縣會並に郡村會等の設けあるも、進んで選舉の權だに之を有するを得ず、恰も純然たる舊穢多の地位に異ならず、憐れと云ふも亦愚かなる次第なり、願ふハ地主達の宥恕は勿論、政府に於ても至當の保護ありたき事と想ハる、殊に先年我 聖天子ハ夙に稼穡の艱難を傷せられ、寛仁なる減租の詔をも降されたり、然るに其稼穡の艱難とは、餘所ならぬ現小作人の艱難なるを、是等ハ今に於て何等の仁惠を被らざるのみか、却て以前に増して地主の請求相加る計り、 聖天子の聖□豈斯の如くならんや、夫れ民の依て以て生き、國の頼て以て立つ所のもの、皆土地なり、此の土地たる、日本全力を以て保有する所にして、則ち社會の共有なり、決して一人一家の私有にあらず、今民地私有地官有地等の名稱あるも、其は只地面上に生ずる財物のみの所有にして、是れとて一定の法律あり、其所有權を限制して他の財産と同一なるを得ざらしむ、知るべし、今の地主も亦是れ借地人たることを、人の地を借て人の國を泯絶し、人の民を憔悴す、夫れ將た之を何とか云はん、國家之を正すの法なくして可ならんや、況んや 聖天子の仁徳を無みするの實あるをや、苟も社會の害としあれば、人の倉庫中の物たる金銀の利息までも制限さるゝにハあらずや、故に我々ハ断じて夫の小作人の私納税を制限して、仕が一を超過せしむ可らずと主張する所以なり、斯ても他の公納税を合て猶

二割ハ他の得物なり、其餘を以て牛馬を買ひ、農具を調へ、培養を施し、地味を良くするなど、己れの便利とは云へ、詰り地主のためにするも同様なれば、全く己れが取前とてハ幾何もなき譯なり、併し此の分ならば尚ほ老を養ひ、孤を慈み、寡妻を憐み高年を敬し、有徳に禮し、難民を救ひ、病者を撫慰し、或は橋を造り、梁を架し、道路を修めて、衆人の爲めにする等、諸の道徳善舉各地各村に行はれ、而して墾田飼牧の事業も随がつて隆昌の運に趣き、國家の福祉も遂に此より生出せんこと疑ひなし、豈に民に道徳善舉なくして、國獨り文明なるを得べけんや（未完）

副嶋君意見（去十七日の續）

（明治十五年八月十七日 第三百十號）

一 凡そ租税なるものハ、何等の名義を以てするも、實際我々人民が國家の爲めに分擔する勞力の爲換なれば、即ち此の租税なるものハ人民銘々の名前、所謂る分頭税を以て國人の第一と定むるこそ至當なれば、如斯するときハ一般人民等しく國民たるの名利を享くるを得て、所謂ゆる立國立社の實義も始めて照明なるに至るべし、而して餘の不足の分は之を地租より徴収するとせば、地主たる者の名譽も世に顯はるゝものと謂ふ可く、總じて二重税三重税等は悉皆廢止するを當然なりとす、如何となれば、現今の有様にては人の家族たり借地人たるものハ、恰も外國人の待遇を蒙り、隨て貧富の資格立てなどありて、爲めに社會成立の本義に悖ること鮮なからず、寧ろ嘆息の至りと云つ可し、夫れ一家に在ては一家の親和、一村に在ては一村の親和、一國に在てハ一國の親和、其親和を結合してこそ日本社會と謂ふべきことなるに、人の功勞を無にし、剩へ之を國外に置かるゝ如きハ、最も此の親和を破るの太甚しきものにして、其立國の本旨に違ふハ勿論、實にも蒙昧の汚俗、一日も早く洗滌せざる可らず

一 昨明治十四年晩秋の大詔に依り、愈々來る明治二十三年よりハ、我々の頭上にかゝる租税法律等の大權をバ國會院に於て議定することゝ定まりたる上は、苟も國民の分に列する者の限りハ、充分之れが準備を整頓することを努めざる可らず、然るに右の如く他日國會開設の日に當り、我々人民に取りて最も利害の重大なるものあり、他なし選舉被選舉の權是れなり、抑も此の權理

なるものハ人權中最も貴重なるものにして、而も我々生來國民の名を冠し、則ち國家の一分と定まりたる以上は、一般人民無論此の選舉被選舉の兩權を有す可きこと肝要なり、扨國會議員の選舉法ハ先づ村より郡々より縣と次第に國家成立の順序を追ひ、總ての人民等しく参政の權を有すべきハ勿論、元來選舉權と被選舉とを各個別々に資格立てするなどは最も不都合千万と謂ハざる可らず、何となれば選舉し得る人にして選舉し得られざると云ふハ道理上決してある可きものにあらざればなり、抑も我々が國會議員選舉法に就き目的とする所の方法ハ、假令バ一縣に於て被選人十人を作るに、先づ各村より三人宛の名代人を選んで之を郡に出し、而して一郡百ヶ村あれば此の總員合して三百人、此の内に於て更に一郡の名代人十人を互選して縣に出すに、一縣十郡なれば此人數合せて一百人、此の一百人中より選舉されたる十人即ち國會議員たるべし、又之れに丁寧を加ふるにハ右議員選舉の當否を縣の選舉人より郡の選舉人に下問し、郡よりハ又村々に下問し、郡村各意義なきときハ之を縣に回答すべし、斯の如くする時ハ徒黨偏頗の患なく、山陬海濱の民に至るまで皆能く参政の權を有つを得て、而して自から議員其人を得るも亦必ず容易なるべきなり (未完)

(明治十五年八月二十日 第百卅十三號)

副嶋君意見 (前々號の續)

一 議院の制二局を要するか、將た一局議院を良とするかの一點に至つては蚤とに世論の紛々たる所にして、今に一定の輿論とてもあらざるが、我々が民權より希望の點は、只一國會議院にして事足るべしと断定す、抑も世間兩院の説あれども、他の貴族院とか上院とかの一院は我々人民は之を要するの事なし、不要の議院は又之を要するの理なし、我々ハ唯貴族も庶民も齊しく國民にして、毫も異なるものなきを知るなり

一 大日本帝國ハ開關以來 天皇の御名を以て相立てられしものなれば、我々に於ても榮貴の二字は千万年の後も永く 皇家に讓

り奉る事勿論なり、故に 天皇の尊榮を侵す者は即ち我々人民を辱むるの賊徒なり、少しも用捨ある可らず、而して尚ほ外國の侮慢を受けざる様、一向注意せざる可らず、設し我々人民中一人にても外人の爲に汚辱せらるゝ者あれば、即ち我國の榮貴を侵されたるものに異ならねば、假令如何なる場合たりとも、外國に對し日本の名譽を損す様の失體ある可らず、故に我々人民に於ても互に相恭敬し親愛して、假りにも下等社會上等社會等の名稱ある可らず、夫れ人自から内に侮りて後、他人之を外に欺くものなり、我々ハ他を下等社會とする者の己れ自から下等の人たるを知るなり、返すゝも社會は互の恭敬親愛を怠る可らず、我々は自から文明改進の民となす故に、他人に在ても亦文明改進の人たるを疑はざるなり

一 人の人たる所以は唯道義ある計りなり、天下の萬機何時か之れに出でん、社會の安全もこれに倚りて保たるゝなり、人民の幸福もこれに頼りて進まるゝなり、嗚呼道義を以て起ち道義を以て處る、我が道義ハ天の賦するまゝの自由なり、何物にても牽制を施すべきなし、随て發言の自由、出版の自由、願望の自由、凡百爲善の自由固より之れあるべきハ勿論なり、只暴慢の行、非禮の言は我が道義の自ら禁ずるところの自由改進を主張する者須臾も忽諸に付すべからざるハ此の事なり (畢)

(明治十五年八月廿三日 第百卅十五號)

③ 「副島種臣意見書」

【国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』一〇九—三二】

税ハ本備力ヨリ始マルモノト思ハレタリ、其始民ヲ生スル未墾田ノ制モナク牧羊ノ事モアラシ、何ノ税ヲカ之要セン、木ノ子ヲ拾ヒ樞ノ實ヲ食ヒ水ヲ飲ミ石ヲ枕トスルノ景況天然ナリ、此時ニ當テ言語ノ制モナカリシ筈ナリ、然ラハ意ヲ通スルノ難キ芳意ヲ以テ悪意トスルノ惑モアルナルヘシ、茲ニ一ノ明智者アリ、言語ヲ制シ約束ヲスルノ舉動アリテ後始メテ人ハ人ト相伍スルノ事モ

アルナルヘシ、其ヨリ漸次ニ巢ヲ變シテ窟トシ窟ヲ變シテ居室トスルノ事ヲ始メ墾田飼牧ノ事ヨリ醫服用藥等ノ事、尚モ第一ニ鐵發明ノ事之ヲ始ルニ明智者ニ非スハ能ハス、其恩至レリ、其勞盡セリ、幾ト後世ナカラモ魯西亜ノ彼得荒蠻ヲ開カレシ舉動想ヒ知レカシ、醫者モ大工モ學問モ教法モ戰事モ裁判モ皆自ライイタツカレシナリ、此等ノ情ヲ察セスシテ政教ハ岐異ト文武ハ二途ト藝能ハ百般ト抔立言スルハ如何ニ可笑キコトニヤアラン、如何ニ同キ智トハイヘト發明者ハ常ニ獨カラ發明セラル、コトソ多キ萬人皆俱ニ發明セシト云コトハ未嘗デアラサルナリ、其恩ヲ重ンスルカ爲ニ傭力ノ爲換アリタルナルヘシ、上代ノ古風未タ蚊張モアラサルヘシ、右一人ノ智者ノ爲ニカハルカハル蚊ヲ追ヒ蝨ヲ拂ヒ蝨ヲ驅ル等ノ事モナクテハ此人疲果テ神莖ノ水モ乾カハ則智力ノ出ツヘキ様ナカラン、且爲ニ菓ヲ拾フモアルヘシ、況ヤ此時マテハ艸木森々尤蛇蝎ノ恐深カルヘシ、不寢番立番セスハ互々ノ安寧モ保チカタカラン、而是等ノ事ニモ一人賢智者ノ指揮アリタルナルヘシ、令ヲ用ヒスンハ斬ルト云ノ制度モ始メラレタルヘシ、案スルニ我國君主ノ始祖此時ノ賢者様ニテアリタルナルヘシ、是ヲ恩ナシトセンヤ、傭力ノ征昔以テ重シトス、其後田野日々ニ關ケ蝦夷人ヲ海外ニ逐出スニ至ルハ皆君恩後ノ人頭税ハ傭力ノ代ト謂ツヘシ、而親ク躬自ラ軍事ニ從事スルノ節ハ分頭税ヲ除カル、筈ナリ、茲ニ一ノ引用アリ、古ハ公田ト私田トノケチメアリ公田トハ屯田ト書シモノナルヘシ、人民勞力ヲ以テ君主ノ爲ニ從事セシモノ猶傭ノ意味アリ、天智帝ノ時制度大變、公田ヲ出シテ皆民ニ分賦セシメ而更ニ租傭調ノ制ヲ設ケラレシ、今我政會ニ談スラク、我ハ所謂ノ傭即人頭ヲ以テ税ノ始トセンコトヲ、故二人頭ヲ計ヘラレシ以上ハ俱ニ是國民ソカシ

公田私田ヲ併セテ均ク男女ニ班賦セシヨリ地租ノ名アルナリ、地租ナケレハ國家ハ獨立ツコト能ハス、此制タル六年ニ一更定、名ツケテ班田トカイフ、夫上代ノ未城郭ナキ間ハ差シテ此國此郡此村ト云名モナカリタルナルヘシ、人自ラ占領スルノ時ハ墾田トカ何トカ水艸ノ便トカ日陰日向ノ宜キトカト云事等ヨリ慾氣增長シテ區分數箇處トナリシナルヘシ、此今ノ各國ト云モノ是ナリ、其始人民稀疎タリシ程ハ皆小部分ニシテ大數ヲ要セス、且我國ノ歴史關東半分北陸道等ハ大抵皆蝦夷ナリ、中古猶且然リ、上代ハ未分明ナラスト雖尤以テ然ルヘシ、強キヲ壓ヘ弱キヲ助ク皆朕カ躬ヨリ及シ給ヘルナリ、此時ニ當テヤ中宗ノ君トシテ仰キシモノハ斯ル仁術アラセラレタル故ナルヘシ、未壓制ノ聲サヘモ聞カス、但シ租ハ二十餘ノ一ト雖先論傭ヲ合セ更ニ調ノ制アラセラレシ以上ハ大抵平均什カ一位ナルヘシ、凡税ハナルタケ緩ニスルヲ喜フ、急ニスルヲ欲セス、若一ノ難民アリ已ムヲ得サルノ場合ト認ム

ルトキハ、已ムヲ得ルマテハ寛大有恕ノ典ニ從フヘシ、是ハ互々ノ善擧法ト見做サ、ルヲ得ス人カ上カ我身ノ上ト思定ルヘカラム、
 夫民苦ムトキハ文明ハナシアタハヌモノナリ、一簞一瓢汝カ體ヲ瘠セシムルニ足ル弊褻袍徒ニ寒暑ヲ禦クトコソイヘ、觀美ノ足ラ
 サルヲ如何ニセン、他人ヨリ之ヲミレハ幾ト乞丐ノ有様之ヲ如何ニセンヤモ我今ノ景況ニ比ヘテホトホト涙墮ル、後ニ及ンテ執政
 大臣專權トコソイヘ天下過半ノ田地ヲ己カ物ニシ、天子ハ垂拱シテ給フ他人ニ仰クノミ、而邊裔ハ早クヨリ武門ノ領邑トセリ悲ム
 ヘキノ至ナラスヤ、延喜帝ノ民ヲ悲マセラル、モ御衣ヲ脱スルノ外他術アルコトナシ、菅原大臣ヲシテ若シ長ク在位セシメハ庶政
 ハ頗ル擧ラン、權奸除キ難シ千古痛嘆、蓋租ハ傭ノ足ラサルヲ助クルモノ、若傭ノ金ニシテ而餘アラハ租ハセスト雖可ナラン、後
 世事多ク國ト國トノ對待等アリ、幾分カ租セサルヲ得サラシ、入費ノ多數ナルカ故ナルヘシ、租ニシテ而足ラサルトキハ調、併シ
 是ハ天智ノ失、此ヨリ民間多少ノ艱苦生セシナリ、調トハ桑蠶鹽鐵ノ類、地租ヲ出シテ而更ニ地ヨリ成立ツコトニ稅セハ二重稅三
 重稅ト聚斂培克厭クナキニ至ラン、是今ノ禍ナルヘシ、縱令ヒ何ノ博士ニセヨ是等ノ事ニ左袒スルハ之ヲ暴虐ト謂ハサルヲ得ス、
 此外保護稅等ノ名アリ、是ハ尤訝カシ、此物ニ左袒セサルカ爲ニ名之ヲ抑エルニ諉ケテ以テ徵稅スルモノ俗言所謂盜人ノ上前取ナ
 リ、國家ノ義務焉クニアリヤ、善ハ善トシテ而進ムヘシ、惡ハ惡トシテ而罰シテモ可ナラン、世界ノ文明未開ケサルカ爲ニ百ノ誤
 レル擧措アルナリ、我輩ハ明言ス是等ノ聚稅ハ決シテ爲スト此ニ一役所アリ、入用不足ニシテ更ニ租稅センヲ思フ折ニハ又更ニ租
 稅セスシテ事ヲ省クノ條々ヲ思フヘシ、先試ニ言ハン、役所ノ植木若用ナケレハ則之ヲ拂下ニシテ可ナラン、工農商ハ民ノ儘ナリ
 三省撤去シテ可ナラン、文ト武トハ民ノ必用ナリ言ハ、文ハ智ノ領ニシテ武ハ勇ノ則文武ハ人ノ具徳天下人々ニ之ヲ習ハセテ可ナ
 ラン、而都府ニハ輪番持ニシテ各所ノ武人近衛等ノ職ヲ務メラレテ可ナラン、兵ノ給料ハ輪番ノ時ノミニス、入費省ケサルヲ得ン
 ヤ、猶其他ノ役所モ過半ハ冗員ナルヘシ、但海軍ハ幾何ノ備ナカルヘカラス、世界ノ狀況切ナルカ爲ナリ、驛遞モ小部分ニシテ可
 ナラン、文部モ全廢シテ可ナラン、海陸軍ハ一卿ニシテ可ナリ、天子ノ侍補ハ民ノ名望アルモノヲ撰セテテ（トク）而宮中ノ則トセハ日
 本天子ハ萬古不易ナラン、民ニ入費ヲ掛スシテ更ニ幸福ヲ圖ル事ノ善且又言フ、我國墾田他各國ニ比スレハ寥々乎タリ、墾田ノ涉
 ラサルモノハ租稅ノ過度ニシテ而民資力ナキカ故ナリ、禍ヲ轉シテ福トスル今ノ時ト吾ハ明言スルナリ

夫善擧ナルモノハ民ノ道德ナリ、老ヲ養ヒ孤ヲ慈ミ寡妻ヲ憐ミ高年ヲ敬シ有徳ヲ禮シ古墓ヲ存シ難民ヲ救ヒ癡疾篤疾ヲ撫慰ス等ノ擧行、之ヲ典ニシテハ啞院聾院孤育院等ノ類、或ハ衆ノ爲ニ橋ヲ造リ梁ヲ架シ道路ヲ修メ山林伐木ノ餘ヲ貧民ニ呉渡ス等、或ハ低價ニシテ墾田ヲ人ニ讓與する等、無利息ニシテ金ヲ貸ス事人ノ過ヲ掩ヒ善ヲ揚ル等、細過ヲ論セサル事有徳ヲ表旌スル等ノ事即孝悌力田賢良方正能直言等ヲ指ス、尤土地ニ功勞アルモノハ萬古不易ノ名稱ヲ與フル等ノ事、國難國事ノ際ニ貯蓄金ヲ奉納スル、是將忠勤第一ノ擧動凡ソ一介ノ善必報ユ、是古ノ重典今ニ於テ人自ラ相タシナムヘキ旨ヲ吾ハ明言ス、若道德ヲ離レテ單別ニ民權ノミヲ拡張セントスルモノハ野蠻、學校ノ設ハ小大共人民ノ自辨ニシテ可ナリ、人民ノ自辨ニスルトキハ上ヨリ脅迫術ノ規則ナクシテ而民自ラ善良ヲ擇フヲ知ルモノナリ、自辨自治是自由ノ本義而却テ上代ノ遺風ナリトス、唯上タル者學問ヲスルカヨシトノミ誘導セハ是可ナラン、斯克アリテモ租稅ヲ寬ニセサルトキハ此等ノ妙法妙用ハ出來兼ルモノナリ、官費生徒昔ヨリ名ヲ成セシ者アルヲ聞カス、徒ニ役人ニ依頼心ヲ起スマテナリ、萬軍皆敗ル、時ニ當テ獨止リテ敵ニ當ルノ精神コソツクラマホシケレ、此ニ一ノ演說アリ、學資金ヲ仰クノ生徒ハ始メヨリ不廉直ヲ養フノ兆アリ、余強テ學資金ヲ投與スルノ善擧ヲ拒ムニ非サレトモ自治ノ精神滅却スルヲ如何ニセンヤ、余ハ學者ノ爲ニ言置クモノナリ、且學者タルモノハ勝手ニ師ヲ擇フ筈ナリ、勝手ニ師ヲ擇ンテ而後師ノ腐敗氣去ン是又言置ク、尤窮民ノ學資金ハ他ノ善擧ニ因ルコト是祈ル

(欄外) 人撰法(撰筆法)

今茲ニ撰擧法ヲ論ス、夫撰擧ナルモノハ國ヲ爲ルノ要務、國ニ撰擧法ナクシテ而能ク人ヲ得ルモノハ鮮シ、堯舜ノ聖モ人ヲ知ルヲ難シトストイヘリ、神武皇帝ハ一珍彦ヲ用ヒテ而事治マルト吾ハ信ス、然レトモ平時撰擧法ナキカ故ニ自然ト眼前知ル所ノモノヲ擧ルノミニシテ天下ヨリ擧用ノ難キ終ニ官ハ世襲スルノ患ヲナセリ、昔天智天皇鎌足ヲ微賤ニ用ヒテ遂ニ奸賊ヲ除キ、國造即今ノ大名ナルモノ一百四十二ヲ廢シ世襲ノ弊ヲ除レシカトモ、不幸ニシテ藤原氏專權ノ弊ヲ又復啓カシシコトハナレリ、何トナレハ則撰擧ヲ專ラ側陋寒微ノ徒ニ注意怠リシカ故ナリ、故に豪邁不羈ノ徒ハ自ラ民間ニ跋扈シテ遂ニ武門ト稱スルノ弊ヲ啓キシナリ、夫英才アリテ而之ヲ用ヒサルハ金玉ヲ土中ニ棄ルト同一感獨自慨ノミナラス他人ヨリモ亦慨嘆スルヘシ、茲ニ一ノ花アリ、之ヲ看スシテ止マハ春ナキトヤセン、夫賢人位ニ在ルトキハ天下陽氣ニシテ春ノ心地コソセメ肅殺威伐ハ小人ノ慣ヒ冬令ト感ヲ同フセシ

ムルニ至ルヘシ、愁顔鼻酸ノ景況アルヲ如何ニセン、夫人ト憂ヲ同フスルモノハ唯賢者人ト樂ヲ同フスルモノモ亦賢者一ノ賢者ヲ得テ而國治マルモノナリ、夫賢者ナルモノハ宜ク天下ニ求ムヘシ、貧賤憂戚中却テ此種子成出ルモノナリ、門閥豪貴ハ自然二人ヲ侮ルノ心多クシテ而自負心過クルカタメ輕薄ノ舉動往々社會ヲ妨クルノミニシテ白面郎ナルモノ多カラン、然リト雖貴族中ニモ獨ノ賢者ナカラマシカハ、唯賢才ヲ徧天下ニ求ムヘキナリ、十室ノ邑必忠信丘力如キモノアリト聞ケリ、茲言確言舜ハ側陋ニ舉ラレテ天子トナリシニ非スヤ、伊尹傳説太公望匹夫ヨリ起テ而後能ク師傳トナリシナリ、若之ヲ漢土ノ事證トスルニ足ラストセンモ是ナラン、我國ハ自ラ我國ノ歴史今後斯ク引クヘシト定メテモ可ナラン、菅原道真ハ微賤ニシテ聞ユルナキ土師ノ裔孫、楠正成モ確トハ知ラネトモ本ハ赤坂近邊ノ一土豪ニヤアラン、明治ノ諸君子モ艸野ノ人、是ハ却テ華族ヨリ之ヲ觀シナラハ羨マシ、何トナレハ今ノ華族ナルモノハ元公家モ武家モ足利氏ノ餘唾ヲ嘗メシモノ多カラン、今ノ時ニ當テ楠公祭ナトセナハ片腹痛クコソオハセ、此ヨリ降テハ秀吉力驥尾ニ就テ起リシモノ、後ナラン、秀吉ハモト艸履ナト取リシ人ニヤオハセ、其ナト皆華族ト稱スルモノ吁今ノ時ニシテ寒微ニマテニ撰擧ノ法ヲ定メサルトキハ壓制ノ甚シキ天造ノ人類ヲ輕蔑スル、斯ル折ニハ又候前ノ武門ノ如キモノモ出來シナリ、社會ノ風潮ノ激蕩シ易キハ常ニ人才下ニ在レハナリ、人才ヲシテ常ニ下ニ在ラシムル是天理トヤセン、人情トハセナマシ、却テ天理モ若此者ニハアラマシヨシヤ至公至平ノ道ヲ徧ク下ニ及ホストキハ天下自ラ治マル、至公至平ノ道トハ他ナシ撰擧ノ法ヲ一般ニスルナリ、今茲ニ西洋說ヲ引テ資格論ヲ立ルモノアリ、是中等社會常ニ身ニ便ニスルノ計天下ノ爲ニ公論スルモノニ非ス野蠻臭シ、若此説行ハル、マテハ世ハ常ニ治マラサルモノソ、今一二撰擧ノ法ヲ擧シナリ、一ツノ法一村ヨリ二三人ヲ撰ヒテ撰擧者トナシ一郡ニシテハ數百千人ノ多キニ至ラン、

再カ中ヨリ更ニ撰擧人數十名ヲ精選シ之ヲ一國ニ合セテ而被選人ヲ撰フ投票方之ノ如ク多數勝ツ而後之ヲ議院ニ出スモ亦可、之ヲ文武官トナスモ亦可、之ヲ文武委員トナスモ亦可、凡之ニ又丁寧ヲ加フルノ法アリ、倒マニ人民ニ問合ハスルノ法ナリ、右被撰擧人ヲ一國前ノ撰擧人ヨリ前ノ郡ノ撰擧人皆ニ是ニテ如何ト問合セ下シ、郡ヨリ又前ノ村々ニ同法問合セ下シ、異議ナクシテ而村ヨリ郡ニ復命シ、郡ヨリ國ニ復命スル、之ヲ大同ノ方ト謂フ、如是セハ徒黨モ阿黨モ自然ニ絶滅シテ凡テノ人民常ニ參政ノ權アルナリ、而人々各地各方ニ在テ各名節ヲ砥礪スルノ方行ハレ、風俗教化號令ヲ須タスシテ而正シクナラヌラメ、余思フニ上代ハ大方

此様ノ用意アリシナルヘシ、但シ上ノ見込ム所ヲ以テ下ニ問下スノ法ナルヘシ、一國ヲ合セテトスル、是古ノ計、此ハ他事ナカラ試ニ言フヘシ、大伴家持越中守タリシ時ノ長歌ノ一語「ミツキモノマツルツカサ」トアリ此意味ハ人民ハ納稅職而大蔵省等ハ使拂フマテノ職トイハレタルカ如シ、是一國ヲ合セテ役人トスルノ論ナリ、此論ニヨリテ之ヲ推ストキハ斯ニ一ツノ軍事アリ、百戰ノ功ハ宜ク將士ニアルヘシ、而餉運ノ勞獨民ニナカラマシカハ、是一國ヲ合テ一勝利セシト凱歌スヘシ、此等ノ時ニハ今ノ位爵ノアラン限ハ天下ニ爵何級ヲ賜フ等ノ舉アルモ未不可ナラス、而別段代リテ納稅等セシモノニハ更ニ數級ヲ加ヘテモ可ナラン、凡天下ハ親トスヘシ疎トスヘカラス、一將功成リテ萬骨枯ル、等ノ舉動ハイハ、後世法ナラン、但シ首將ニハ多少ノ威權ヲ付與スルマテナラン、士卒ヨリ之ヲ觀ルトキハ自己自己ノ精神ノ在ル所ヲ以テ首將トセンナリ、而他ノ人民ヨリ又之ヲ以テ自己精神ノ頼ル所トシテ勝利ノアランコトヲ祝センナリ、是時ニ當テ主權ノ在ル所則覺ヘス知ラスモ一ノ首將ニ注カンナリ、斯クセサレハ勝利ハ得ラレス衆ハ統御セラレストノコトナルヘシ、是ヲ以テ不公平ト見誤ル勿レ、句讀ラシケレト是自己ノ精神ナルカ爲ナリト吾ハ謂ハシ、況ヤ此大將固ヨリ衆ノ悦フ所ナラハ則一國ノ以テ公撰トスル所其理尤適當ナリトスルヘシ、此ハ雜駁ナカラ試ニ言フナリ、今一國ヲ合セ親トスルノ舉人撰フ天下ニ徧クスルニ若クハナシ、且上ヨリ見込ム所ノ人アラハ之ヲ民ニ告ケテ理由ヲ知ラシメテ可ナラン、強ヒテ民ニ逆ラハ、民ヲ治メント欲シテ却テ之ヲ攪スモノ、然レトモ又此一ツノ情實アリ、此法ト同フスルヘカラサルノコト明治忽卒中興ノ折ノ如キ眼前汝力知ル所ヲ舉クルノミニセサレハ事間ニ合ヒカネシモノ、此時ニ當テ強ヒテ民ニトハントセハ何一事ナシ得マシ、百堵ノ舉風中ノ泡且外務交際ノ如キ此意味アルヘシ、之ヲ衆中公議セハ我ノ謀ル所彼ノ國先ツ知ル、此ニ由テ妨害ヲセハ一國ノ禍維口戎ヲ出ス、慎マサルヘカラサルナリ、但人君タルモノ人撰サヘ明亮ニスルトキハ決シテ人民一般不平等ナカルヘシ、而一國ノ治リハ天下ノ勞ナリ、明治ノ中興ハ天下ノ功ナリ、天下ノ臣民力賛成セシ故ナリ、謬テ天下ヲ以テ無功トシ而一二臣ノ功トセハ不詳モ亦不詳、今幸ニ國會ノ詔アリ、全國ニ合セテ一會トセラレシナルヘシ、但シ人才ヲ徧天下ニ求メハ則可ナラン、其他ノ行政官ヲ舉ルモ亦此心得タルヘシ、人才ヲ一私黨中ニ求メナハ土耳其古ト同慨他ノ一大敵國前ニアルアリテ而人撰論更ル更ル起ルナルヘシ、是亡國ノ兆、故ニ希望フ、一國ヲ以テ一社トシ豫メ政派トスルノ禍ヲ免レン、西洋ノ美菓ヲ得ント欲シテ而徒ニ酸敗氣ヲ吸得ハ如何、直ニ一溜飲ヲ醸得ン、溜飲醸シテ而蟲氣生ス、蟲氣ハ人ノ生命ヲ奪フモノナリ、思ハサルヘカラサルナ

り、強ヒテ一國ノ法ヲ學ヒントスルモノハ禍モ亦買ハサルヲ得ス、西洋學ヲセサレハ撰擧ハ得カタシトシテ而殺伐聞クニ忍ヒサルノ説モ起ルヘシ、吾モ亦我説ノ過アラランヲ恐ル、ナリ、我黨モ亦吾カ如キ過アラランヲ恐レヨカシ、我國ニ適當ノ道即我體氣ノ健康、夫國ハ一人ノ積數此理ヨリイフトキハ則民權自主ノ説ナリ、今己獨立スルコト能ハスシテ強ヒテ他國ヲ歆羨ス、此ヲ獨立ノ徒トナスヘカラサルナリ、且所謂社會ヲ半々ニシ或ハ政黨或ハ阿黨以テ己カ全體社會ヲ破壊セントスルカ如キ我深ク取ラサルナリ、且撰擧法ヲ論シテ而此ニ論及スルモノハ一ノ撰擧法以テ天下ノ社會ヲ固クセンカ爲ナリ、故二前年民撰議院ノ建白アリ、而其西洋書目ヲ引用スルヲ駁スルモアラハ則吾ハ昌言トシテ而拜センナリ、何事モ己カムカラ、抑天子ナルモノハ己カ精神ノ注ク所ノモノ、永々尊貴ヲ推譲リ參ラセントスルナリ、故二願ハクハ社會ノ幸福ヲ圖リ給ハンコトヲ

地主ノ小作人ニ於ル宜ク大理數ヲ思フヘキナリ、夫國土ノ人ニ於ル天意未曾テ一般ニセスンハ非ス、故二地上ニアリトシアラハ人種ハ常ニ繁衍シ易キモノ西洋或國ノナラシニシテ死生平均而生人增多ノ數ハ則常二百人ニ一人半トス、之ヲ世ノ所謂鼠算法ニシテ算スルトキハ則數十百年ニシテ今ノ人口ヨリハ多クノ倍層ヲ得ルモノナリ、此時ニシテ職業ナキヲ如何ニセン、山ヲ縱令ヒ絶頂マテ開キ得ルトモ其數盡ルアルヲ如何ニセン、海ヲ填ルノ舉動モアルヘシ、併シ是逆由々シキコトハアルマシ屋根廡ノ上ニ土ヲ盛テ畑トセンモ未知ルヘカラス、屋舟ノ上ニモ然ル手立アラマホシ、斯クアリテモ猶盡ル數アリトス而人類ノ繁衍ハ流産墮胎等セスハ日々ニヨク進マンナリ、然ラハ則人類ハ互ニ相抱育嘔响スルモ猶恐ラクハ人類ノムチヲ遺サンコトヲ餓死餒死凍死寒死葬ラサルノ狀況モ之アランナリ、墓田ヲ買ヒ得サルカ爲ナリ、地價貴キカ爲ナリ、之ヲ林木ニ掛ン乎、必鳥鳶ノ食トナランヨシヤ、林木ナクトモ之ヲ水中ニ投セン乎、徒ニ魚龍ノ喜トナルヘキナリ、此時ニ當テ改進者ハ改退ノ景況ヲナスナキヲ得ンヤ、諸君ノ爲ニ忠告ス、死ヲ善道ニ守ルノ一舉ノミ上帝何ソ感應ナキヲ得ンヤ、夫地主ヲ以テ地主ト認ムルハ人類優怨ノ道ナリ、地主ニシテ而獨惻隱心ナカラシメハ、人以テ之ヲ敵トカセンナリ、惻隱心トハ他道ナシ、小作人ノ私納稅ナルタケ輕重ニスヘシトノミ之ヲ勸ム、今ノ文明界ニ當テ己獨肥ヤシテ而人ヲ瘠サカス、之ヲ文明ノ實アリトセンヤ、瘠サカサル、ノ極度ハ、初筆ト雖兄弟妻子離散スルノ情合ナリ、熟々今日ノ狀体ヲミルニ衣服ノ制スラ萬人カ萬人異ナルニ似タリ、而奸醜美惡齊シカラス、而之ヲ責ムルノ文明ラシキコト山々

アリ、之ヲ如何ソ其行ハレンヤ、若シ一タヒ凶作アラハ慘情目ニ餘ルノ事トナラン、若シ凶作兩三年モアリシナラハ、全國ハ餓鬼修羅ノ岐トナラン、漸進急進ノ別ハアルヘケレトモ進路ハ一ツノ文明ノ點ニコソオハセ、中等社會ヲ重シテ下等社會ヲ輕蔑スルハ文明改進ノ論ニ非サルナリ、我ハ之ヲ今テスラ退歩者ト見做スナリ、従前愛民敬民裕民ノ一點ヲ退歩セシカ故ナリ、是故ニ上代ハ豪貴ヲ抑ヘテ貧賤ニ與ミシ華者ヲ壓ヘテ困窮ニ怱ム等ノ舉アルヲ以テ明君賢君ノ實トセシナリ、哲臣補佐ノ務トセシナリ、淑人君子ノ論トセシナリ、四海萬民ノ希望トセシナリ、千古丹青ノ照シトセシナリ、而今ノ社會黨借地黨ノ恐ラクハ嗟嘆スル所ナラン、夫惟ミルニ上一點ト下一點ト論ノ相得タルモノヲ平均論トスルナリ、中等社會ノ得ルト有司者ノ專擅トハ常ニ國家ニ害アリ、上下ト之カ爲ニ中和ヲ失フナリ、唯重點中ニ在テ而左右ヲ顧ミサルハ不均ノ至ナリ、之ヲ人身ニ譬フルニ心臟下痞癩シテ塊ナスカ如シ、頭部ト手脚トハ血液ノ不運行シテ遂ニ之カ麻痺ヲ來サンナリ、却テ恐ラクハ卒倒ノ害モアラシコトヲ、古ヨリ君ヲ無ミシ民ヲ欺クモノハ常ニ中等社會ヨリハ決シテ之ナシ、下等社會ノ弊害ハ困窮ノ餘リノ醜行ノミソ多カルメル、若一地主アリテ我言ヲ聽カスハ則我ハマタ一大快呼セントスルナリ、夫我國ニシテ千古地主ハ天皇陛下ノ御家トナサ、ルヲ得ス、若然ラストイハ、明治ノ四藩ヲ始メ二百六十大名ノ版籍奉還セシハ之ヲ汝等ニ奉還セシカ、之ヲ陛下ニ奉還セシカ、我ハ信スラク之ヲ陛下ニ奉還セシコトヲ、而汝等モ未タ西洋稽古セサル以前ハ、之ヲ陛下ニ奉還セシト認メシハ違フコトアラマシ、其頃ホヒマテハ天下皆勤王勤王ト呼ハラサルハナカリシ、且廢藩置縣ノ舉動モ既ニ前論ノ如ク天智帝ノ時ニ最早ク之ヲ行ハレシナリ、是日本ノ歴史ヨカシ、且又愚案ヲソヘテ之ヲイハンスラン、荒洪ノ時我人類ハ稀疏ニシテ何クノ地方ニアリトセンカ、日本過半ハ蝦夷人ノ足形ノミナラン大率世界ニ通論シテモ上代ノ時經界ト云經界ハナカリシナルヘシ、ヨリテ我天皇ノ元祖達ト汝臣民ノ先祖達ト同心戮力他類ヲ海外ニ逐ヒ出シ而我同胞兄弟ノ居ヲナセリ、縱令ヒ一ノ蝦夷人種遺リテ居ルトセンモ大恩ノ下之ヲ撫育ノ廡ニ蔽クセリ、寧恩アリトスルモ仇トハセヌ筈ナリ、今ノ姓氏録ヲ見ヨ、日本人種誰カ姓氏録ニ漏ル、モノソ、但シ再カ中ニモ吾カ實姓大藏氏ハ秋月氏ト同ク漢高祖ノ裔孫ナレハ、時ニヨリテハ謀叛心アリテモ然ランスルナレト中々然ラス、國敗レテ董卓ノ禍ヲ避ケ朝鮮ニ逃レ遂ニ此蓬萊瀛島ニ來リシハ、晋武帝太康十五年實ニ應神御宇二十年ニコソ當ルメレ、其ヲ仁政ノ下ニ蔭クシテ時アリテハ之ヲ貴重ノ臣トモセシナリ、寛大ノ國常ニ寛大ノ行アリ、日本ノ美德ハ従前之ヲ推シ以テ今日ニ至ルモ一ツトシテ寛大ノ二字ヲ離ル、コトハア

ラシ、風俗ニシテモ常ニ然ルヘシ、其外國ヲ喜フモ本ハ寛大ノ情合ヨリ生スルナルヘシ、今ノ西洋人ト手ヲ把テ嬌笑スルノ時ヲ見ヨ、日本人ハ公平無私ニシテ何ノ邪念モナキモノ、如シ、故ニ言ハシ、外國ヲ好フスキ過ルハ寛大ノ失チナリ、而已ヲ忘ル、ノ至己カ國ヲ忘却シテ而可ナラン乎、吾ハイフ如ク原寄住民ナレトモ本國民ト自負スル諸君ニ忠告スルナリ、夫日本ナルモノハ譬ヘハイスラエル十二派ノヂユデヤニ於ルカ如シ、而今ノ天子ノ系ハアブラハムノ裔ダビットノ裔ト言ハンカ如シ、本宗ヲ以テ首長トセシマテナリ、宜ク今一心同力上下トノ太逕庭ナキ様ニスヘキナリ、中等社會ナト、唱ヘテ上下ヲ攪乱スルハ片腹痛キコトニコソアレ、夫經界サヘ定マラヌ地ヲ擴充シテ大日本國トナシ、之ヲ蝦夷ニ至ラシメ之ヲ琉球諸島ニハヘカシ、所謂普天率土皆王有トハ版籍奉還ノ明文ニ見ヘテ天下萬歳ノ聲ニ聞ヘタリ、然ルヲ天子ハ西洋說ハ公平ナリトノ論議ニ由ラレテ地券等マテ其々ニ渡シ下サレタリ、其等ノ恩愛寛大ノ計ヒヲモ省ミスシテ、日本ノ權理ヲ獨中等社會ニ取リテ喋々論說歴史ヲ言罵リ父祖ヲ輕蔑シ自國サヘ悪口スレハ、文明ラシク言込ミ下萬民ヲ窮厄ノ地ニ實カシテ上ノ有徳ヲ行ハサラシム、是誠ニ何ノ心ソヤ、且試ニイハン、西洋ノ文明モ我國ノ古道ニ較ヘテ如何アランスラン、彼ハ父子サヘ相訴フルノ法ヲ開キシト聞ケリ、我國ノ古道ハ之ニ反ス、父子相訴フルヲ不孝不慈ノ罪ニヤ處セシ、夫物兩ナカラ是ナルト曰フコトハアラス、一ツカ是ナラハ則一ツハ非、父子相訴フルヲ以テ是トセハ、則父子相娶ルモ是トセンカ、我徒ハ鼓ヲ鳴ラシテ攻ントスルナリ、古ハ結句父子相隱スヲ以テ法トセシニ似タリ、忠臣ヲ求ル孝子ノ門ニ於テス、夫情ハ一情ナリ父子ニ情深キモノハ君民ニモ情深キ筈ナリ、故ニ孝以テ君ニ移ストソ聞ク事ニ因テハ國惡サヘモ諱ムトイヘリ、履霜ノ堅氷吾故ニ揚言ス、寛大ノ俗ヲ變シテ苛酷ノ論ヲ造ル浸クニ以テ風ヲ成サントス恐レサルヲ得サルナリ、且古ノ天子ハ社會黨ナリ借地黨ノ主義ナリ、一夫モ所ヲ得サレハ己推シテ之ヲ溝中ニ陥レタルカ如ク思フ、是輔佐タルモノ、明説ナリ、而我全社會ノ此點ニ於テ風采ヲ想ハサルモノハアラシ、彼此ノ情齊キカ故ナリ、齊ノ一字誰カ之ヲ公平ト呼ハサランヤ、偶之ヲ非トスルモノアラハハ資格ヲ中等社會ニノミ取ラントスルノ論說、國家ノ大蠹其禍今ニシテモ新ナラン、縱令ヒ小民ヲ恐嚇スルニ種々ノ誘導ヲ以テシテ以テ之ヲシテ同意セシムルモ局ル所利益ハ誰ノ有ソヤ、小民ノ手ニ落ルコトハヨモアラシ、且言ヒ難ケレト我ハ此輩ヲシテ社約ヲツカサトラシメンヨリ譜代恩顧ノ一王ノ保護ニ頼ラント希望スルナリ、且是ニテモ今ノ地主ヲ保存セントセハ、今ノ天子ヲ開闢以來ノ大地主ト見做サンモ何ノ不可力之アラン、且前ニ華族達ヲ言罵リタルノ咎ハ御免アレカシ、公卿ハ王ノ

股肱腹心トモナラレ武家モ同様ナカラ版籍奉還ノ功勞ハ身汗馬ニ當テ一州一郡ヲ定メシ功ヨリモ猶深カラメ、況ヤ遂ニ民ノ益此ヨリ生センコトノミナリ、士族達モ同様ノ意味柄アリシナリ、以前ハ勝手賣買分與ノ事アリテノ士族ノ禄ナリ、今ニ其證文數箇所ニ遺レリ、其ニテサヘモ士族ハ優々然トシテ上ニ取ラシメタリ、是併シ名文大義ヲ重ンスルノ故ナリ、今獨天子ノミヲ言罵リ下民ヲ舊穢多ノ地位ニ落シ之カ人民タルノ權利ヲ壓シテ撰舉被撰舉ノ權サヘ與ヘス、加地子ヲ己カマ、勝手次第ニ貪リ得ル小作人ヨ、若シ剛腹ニシテ是等ノ論說ヲ言放チ是等ノ舉動ヲ振舞フハ汝カ爲ニハ仇トモ我ハ心痛スルナリ、併シ地主達モ一時五里霧中ニ落シノミナラン、速カニ汝カ心ヲ翻ヘシ小作ノ害ヲナスナクンハ則日本帝國ハ皆同心同腹ナリ、青天白日ノ世ヲ見シ、且近例金ノ貸借ノ利息モ制限アラレシ、加地子ヲ限ルヲ不公平ト思フコト勿レ

④ 「皇有地ヲ定メ諸功臣ヲ調和スルノ議見聞ノ次第言上案」

【見聞秘記】(二) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』(一〇九—六)】

地券改正ノ議、副島種臣建言ノ趣ハ御前奏上ノ通りニテ、我邦土ハ海外各国ノ互ニ交替变革シテ、君ヲ易エ主ヲ移スノ土地ト天壤其体ヲ異ニシ、天祖以来一姓君臨所有ノ王土タルハ歴史上確然タル儀ニテ、維新ノ始列藩版籍奉還モ即天朝ニ返上奉リタルニテ、決シテ民有ニ付与シタルニテ之ナク、然ルニ地券授与ノ制規ヲ定メラレ、是失錯ノ大ナル者ニシテ、天子ハ尺土モ所有スルコト無ク、遂ニ皇有地ヲ別途ニ設ケ置クノ説有ルニ至レリ、然ルニ其実ハ日本全国孰レカ天皇ノ有ニ非サランヤ、地券授与ノ文字ヲ改正セサレハ終ニ其実ヲ復スルコト能ハス、故ニ今地券授与ヲ改メテ地券借与トナシ、其地ノ産物建築ノ不動産ハ人民ノ所有タリト明示アル時ハ名義燦然、皇室ノ富永遠ニ保チ、自由民権ノ説モ自ラ其勢ヲ失ヒ宸衷ヲ安シ玉フ可シ、若又此地ハ民有地ニ授与シテ今之ヲ取ルヘカラスト詔シ玉フ時ハ、祖宗開闢ノ土地ヲ自ラ棄テ玉ヒ、他日外国人売買差支ナキノ条約改正ノ日ニハ悉ク其ノ所有トナルハ予メ見ルヘキナリ、假令皇有地ヲ所々ニ置カレテモ何ノ補カアランヤ、是実ニ恐慄ニ堪ヘサル、故ニ地券改正ノ儀、速ニ聖

断ヲ仰ク云々

〔二内削ル〕「臣永孚按スルニ、此説大義名分燦然明白深く讚成スル處ナリ、但其実施ニ於テ深慮熟議公論ヲ集メテ宸斷ニ出テサレハ其失錯亦甚タ恐ル、處ナリ、又之ヲ優柔不斷ニ置テ國會開議ノ日ニ至ラハ遂ニ回復ス可ラス伏乞 聖照」

一 皇有地官有地民有地ヲ定メテ皇室ヲ永遠ニ保護スル説ハ農商務少輔品川彌次郎建言スル處ニシテ此説ニ同義ノ人多シ尤 皇有地ハ官有地ニシテ皇官區別スヘカラストテ云ノ説アリ、其詳細ハ建言ニアルヲ以テ之ヲ略ス

〔二内削ル〕「臣永孚按スルニ、前議ノ第一策行ハレス此ノ第二策ニ落ル時ハ小補ナキニ非スト雖トモ大義名分已ニ立ス國體ノ虧損皇室ノ狭小言フニ忍ヒサル處ナリ、伏請 陛下精思熟慮尙大臣ト謀リ更ニ副島品川等ノ言ヲ盡サシメ以テ宸斷ニ決シ玉ハンコトヲ」

一 調和ノ説、副島既ニ柔和ノ政ヲ施サシテ板垣勝等ニ勲章賜ハルヘシトノ上言セン類ヲ首トシテ、今日天下ニ勲勞有志者ヲ挙用シテ朝野一和ノ識ヲ具スル者アリ、第一西村貞陽ノ意見ハ、副島板垣後藤勝大隈伊地治等ヲ以テ内閣顧問ニ任シテ其責任ヲ定メ、國家ノ大事ハ総テ之ニ参与セシメ、其命ヲ受ケサル者ハ之ヲ罰シ而シテ政黨禁止ノ令ヲ廢セラルヘキノ説、又福沢諭吉ノ意見ハ、コ、二ヶ条ヲ掲ク天下ノ有志者都鄙ノ人物五百名ニ過キサレハ、之ヲ悉皆政府ニ舉ケ参事院元老院ノ如キ地位ヲ授ケ人ヲシテ倦ムコトナカラシムル時ハ野ニ遺賢ナクシテ民間ハ寂然タルヘシ云々、又高島嘉右衛門易カ□ニハ噬嗑カミアハ（ゼイガフ）スレハ則和合シテ治リ、齟齬ソゴ（クヒチガフ）シテ和合セサレハ則乱ル、是古今ノ常理ニシテ今日ニ在テハ即チ噬嗑ノ時失フヘカラス故ニ某氏々々二三ノ人ヲ以テ顧問ニ任シ若シ違 勅ナル者罰スルノ法ヲ設クルニ在リ云々、各建言スル處此外節目アリ之ヲ略ス

別紙諸功臣ヲ舉用シテ廟堂偏黨ナク在野ノ有志者ヲ集メテ遺賢ナカラシムルハ公明正大、是ヨリ善キハナクシテ今日又其機至レリト謂フヘシ、然トモ臣窃ニ謂フ、方今之ヲ實施スルハ甚難事トス、唯ニ陛下ノ英明大臣ト深謀遠慮而シテ後果斷決行能ク駕馭ノ道ヲ得ルニ在ル而已伏請 聖鑑

〔二内削ル〕「右条件其綱領ヲ舉ルノミ其詳細ノ如キハ面陳スル處ニ非サレハ盡スコト能ハス、固ヨリ右大臣ノ上陳スル處有レハ永孚カ言ヲ待タス、必ス伏請 陛下尙大臣ト深く熟議ヲ疑サレ、且ツ建言ノ人ヲシテ其思フ處ヲ盡サシメ更ニ内閣ノ公議ヲ取リ

以テ 宸裁シ玉ハンコトヲ

臣永孚按スルニ、別紙副島地券改正ノ議、理明白尊王憂國ノ心アル者常ニ熱心渴望スル處ナリ、欽定ノ前ニ改正セサレハ之ヲ國會開設ノ後ニ議定スヘカラス」但之ヲ今日ニ實施スルニ廣堂恐クハ輿論ノ向ハサル處ヲ憚リテ断行スルニ難カルヘシ、然ルニ審力ニ其実ヲ言ヘハ地券改正ト云ニ非ス、唯名義ノ差誤ヲ明白ニスルニ在レハ決シテ異論ヲ起スニ至ラス、假令異論アリテモ之ヲ諭スニ易キノミ、臣請試ニ之ヲ陳セン蓋我邦ノ土地ハ

天祖開闢直ニ天孫ニ傳ヘ天孫相承ケ歴代保有シ以テ今日ニ至ル迄毫モ缺欠（損）之無キハ天下萬民ノ共ニ知ル處ナリ唯其榛莽ヲ披キ蛇蝎ヲ驅リ田疇ヲ開キ溝渠ヲ堀リ生殖ヲ蕃衍スルニ至テハ

上一人ノ為ス處ニ非ス、必ス人民衆力ニ頼テ其功益ヲ共ニスル處、故ニ今之ヲ區別シテ之ヲ論セハ即チ都鄙郊野山林川澤該地、悉皆ノ天造物ハ是 天皇ノ處有ニシテ其樹木穀菓種植建築等凡ソ人作ニ成立セシ物ハ其住地ノ民有ニ属スルコト是皆天地古今自然不易ノ道理ナリ、故ニ地券授与ノ制已ニ定マリタリト雖トモ、未タ天造該地ノ王土ニ属シ人作物産ノ民有ニ属スルノ判然アラサルヲ以テ今之ヲ明瞭ニ區別シテ今後地券授与ヲ地券借与トナシ又ハ地産券授與ト為シ、（地産ハ之ヲ授与ト云可クシテ該地ハ當ニ授与ト云ヘカラス、故ニ地券授与ハ即チ地産券授与ナリト云ノ道理ヲ以テ天下ニ明詔諭告セハ、大臣奉勅ノ一紙誰肯異論アラシヤ、追テ國憲欽定ノ條ニ此名義ヲ揭示シテ後世ニ示セハ王室ノ富永延ニ保スヘキナリ、若シ此名義ノ區別ヲ明白ニセスシテ別ニ皇有地ヲ置ク時ハ自ラ王土ヲ狭小ニシ 祖宗ノ邦土遂ニ民有ノ私物ニ墮落確定シテ復改ムヘカラス、是今日失フヘカラサルノ機宜シク大臣ト熟議シ決行シテ後悔ナカラシムヘシ、伏請 聖鑑

茲ニ前条調和ノ私案ヲ記スヘシ

参 考 文 献

参考文献

参考史料

Gardner A. Sage Library 所蔵 「Verbeek Correspondences in 1868」

岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書』

大阪商工会議所所蔵『五代友厚関係文書』

鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵『黒田清隆関係文書』

神奈川県立公文書館所蔵『山口コレクション』

宮内庁書陵部所蔵「侍講局日記」

——「三峰日記」

——「副島種臣建言」

——「徳大寺実則日記」

個人蔵「枝吉忠左衛門系図」

国立公文書館所蔵『第四類上書建白書／上書建白書・諸建白書（一）・明治七年一月（明治七年四月）』

——『太政類典』

国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』

- 『伊藤博文関係文書（書類の部）』
 - 『大木喬任関係文書（書翰）』
 - 『大木喬任関係文書（書類）』
 - 『岡崎邦輔関係文書』
 - 『小河一敏文書』
 - 『憲政資料室収集文書』
 - 『三条家文書』
 - 『副島種臣関係文書』
 - 『元田永孚関係文書』
- 佐賀県立佐賀本丸歴史館所蔵
- 佐賀県立図書館郷土資料室所蔵「南濠先生日記」
- 佐賀県立博物館所蔵
- 首都大学東京図書館情報センター所蔵『土方久元日記』
- 平井靖人氏所蔵『平井希昌関係文書』
- 明治大学博物館所蔵『大木喬任文書』
- 米沢市上杉博物館蔵「南州私祭詩歌」
- 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』

早稲田大学図書館特別資料室所蔵『宮島誠一郎文書』

新聞

『朝日新聞』

明治二十五年三月二十日号、同年五月二十七日号

『経世新報』

明治二十五年五月十日号

『中外評論』

明治九年八月第三号

『朝野新聞』

明治十五年四月十四日号、同年五月十二日号

『鎮西日報』

明治十六年三月二十三日号、同年六月十五日号、明治二十五年一月五日号、同年九月二日号

『東京朝日新聞』

明治二十五年三月二十六日号、同年四月十四日号、同年四月十五日号

『東京日日新聞』

明治十一年三月九日号、明治十五年三月二十四日号、明治二十五年五月十日号

『西日本新聞』

平成十八年十月三十一日号

『日本』

明治二十五年三月十三日号、同年三月十五日号、同年三月二十日号、同年五月十日号、同年五月十二日号

『日本立憲政党新聞』

明治十五年八月十五日号、同年八月十七日号、同年八月二十日号、同年八月二十三日号

『報知新聞』

大正元年八月十日、同年八月十二日号

『毎日新聞』

明治二十五年四月十日号、同年四月十四日号、同年五月十日号、同年五月二十七日号、同年六月十日号、同年十二月二十九日号

『横浜毎日新聞』

明治九年九月二十一日号、明治十年九月二十七日号、同年十二月二十五日号、十五年十二月十二日号

『読売新聞』

明治十年一月五日号、同年一月十二日号、大正元年八月十三日号、昭和十年六月六日号

参考図書

- 赤松克麿『日本社会運動史』（秀英社、一九四九年）
- 伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年）
- 伊藤之雄『明治天皇―むら雲を吹く秋風にはれそめて―』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）
- ――『政党政治と天皇』（講談社、二〇〇二年）
- 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一（塙書房、一九七三年）
- ――『伊藤博文関係文書』二（塙書房、一九七四年）
- ――『伊藤博文関係文書』三（塙書房、一九七五年）
- ――『伊藤博文関係文書』四（塙書房、一九七六年）
- ――『伊藤博文関係文書』五（塙書房、一九七七年）
- 稲田正次『明治憲法成立史』上巻（有斐閣、一九六〇年）
- 稲村徹元『大正過去帳』（東京美術、一九七三年）
- 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』資料編第四（國學院大学図書館、一九七一年）
- ――『井上毅傳』史料篇第五（國學院大学図書館、一九七五年）
- 宇野哲人『論語新釈』（講談社、一九八〇年）
- 今泉みね『名ごりの夢』（平凡社、一九六三年）
- 枝吉勇『枝吉南豪・神陽略伝 草稿』（私家版、一九七八年）

- 大分県教育会編『大分県偉人伝』（大分県教育会、一九三五年）
- 大分県総務部総務課編『大分県史』近世編Ⅰ（大分県、一九八三年）
- 大久保利謙監『新修 森有禮全集』第一卷（文泉堂書店、一九九七年）
- 大久保利謙『明治維新の政治過程』（吉川弘文館、一九八六年）
- 大久保達正監・松方峰雄他編『松方正義関係文書』第七卷（大東文化大学東洋研究所、一九八六年）
- 『松方正義関係文書』第八卷（大東文化大学東洋研究所、一九八七年）
- 大橋昭夫『副島種臣』（新人物往来社、一九九〇年）
- 小川原正道『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』（慶應大学出版会、二〇〇四年）
- 奥田晴樹『地租改正と地方制度』（山川出版社、一九九三年）
- 『明治国家と近代的土地所有』（同成社、二〇〇七年）
- 小河忠夫『先人小河一敏事略』（非売品、一八九三年）
- 尾崎行雄『罌堂回顧録』上卷（雄鶏社、一九五一年）
- 落合弘樹『明治国家と士族』（吉川弘文館、二〇〇一年）
- 霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』（霞会館、一九九六年）
- 笠原英彦『天皇親政』（中央公論社、一九九五年）
- 『明治国家と官僚制』（芦書房、一九九一年）
- 賀川光夫編『竹田市史』中卷（竹田市史刊行会、一九八四年）

- 片野達郎・松野陽一校注『新日本古典文学大系十 千載和歌集』（岩波書店、一九九三年）
- 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎『勝海舟全集』二〇（海舟日記三）（勁草書房、一九七三年）
- 工藤武重『帝國議會史』（有斐閣書房、一九一〇年）
- 宮内庁『明治天皇紀』第四（吉川弘文館、一九七〇年）
- 『明治天皇紀』第五（吉川弘文館、一九七一年）
- 『明治天皇紀』第七（吉川弘文館、一九七二年）
- 『明治天皇紀』第八（吉川弘文館、一九七三年）
- 久米邦武編述、中野礼四郎校補『鍋島直正公伝』第一篇（侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年）
- 栗原廣太『伯爵伊東巳代治』上（晨亭会、一九三八年）
- 黒龍会編『西南記伝』下卷一（原書房、一九六九年）
- 国民文庫刊行会編『国訳漢文大成』經子部 第十五卷（国民文庫刊行会、一九三二年）
- 巨勢進・中村宏『元田東野・副島蒼海』（明德出版社、一九七九年）
- 坂井隆治『ふるさとの味―茶事心糧―』（金華堂、一九六二年）
- 佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷（佐賀市、一九七八年）
- 佐賀市総務課編『佐賀市史関係史料調査目録』（佐賀市、一九七七年）
- 佐賀県立美術館編『蒼海・梧竹展』（佐賀県立美術館、一九八五年）
- 『副島種臣展・躍動する魂の書』（佐賀県立美術館、一九九八年）

- 『蒼海 副島種臣―全心の書―展 図録』(佐賀新聞社、二〇〇六年)
- 坂田吉雄『天皇親政：明治期の天皇観』(思文閣出版、一九八四年)
- 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』(吉川弘文館、一九九一年)
- 坂本多加雄『明治国家の建設』(中央公論社、一九九八年)
- 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』(吉川弘文館、一九九二年)
- 『明治人の力量』(講談社、二〇〇二年)
- 佐々木寛司『地租改正 近代日本への土地改革』(中央公論社、一九八九年)
- 渋谷作助『武富時敏』(「武富時敏」刊行会、一九三四年)
- 島善高編『副島種臣全集』一(慧文社、二〇〇四年)
- 『副島種臣全集』二(慧文社、二〇〇四年)
- 『副島種臣全集』三(慧文社、二〇〇七年)
- 島内喜市『年譜考大木喬任』(アピアランス工房、二〇〇二年)
- 春畝公追頌会『伊藤博文傳』中巻(統正社、一九四二年)
- 尚友俱樂部、品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』二(尚友俱樂部、一九九四年)
- 尚友俱樂部、山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』一(山川出版社、二〇〇五年)
- 副島種経編『副島種臣書』(二玄社、一九六七年)
- 高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』(新教出版社、一九七八年)

- 多田好問編『岩倉公実記』下巻（原書房、一九六八年）
- 田中惣五郎『東洋社会党考』（新泉社、一九七〇年）
- 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記』六（東京大学出版会、一九七五年）
- 『保古飛呂比 佐々木高行日記』八（東京大学出版会、一九七六年）
- 『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一〇（東京大学出版会、一九七八年）
- 『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一一（東京大学出版会、一九七九年）
- 遠山茂樹、佐藤誠朗校訂『自由党史』上（岩波書店、一九五七年）
- 友清九吾『鎮魂帰神の原理及応用』（汲古書屋、一九二〇年）
- 内閣官報局『帝國議會衆議院議事速記録』四（東京大学出版会、一九七九年）
- 楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会『楠公義祭同盟』（楠公義祭同盟結成百五十年記念顕彰碑建立期成会、二〇〇三年）
- 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 宮内庁書陵部蔵筆写本』一（日本大学、一九九一年）
- 『山田伯爵家文書：宮内庁書陵部蔵筆写本』六（日本大学、一九九二年）
- 鳥海靖『日本近代史講義―明治立憲制の形成とその理念』（東京大学出版会、一九八八年）
- 日本史籍協会編『大久保利通日記』下巻（日本史籍協会、一九二七年）
- 『岩倉具視関係文書』六（東京大学出版会、一九三二年）
- 『大隈重信関係文書』第四（日本史籍協会、一九三四年）

- 『谷干城遺稿』二（東京大学出版会、一九七〇年）
- 『伝記』五（日本史籍協会、一九七四年）
- 日本歴史学会『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八二年）
- 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』（山川出版社、一九八五年）
- 『元田永孚と明治国家―明治保守主義と儒教的理想主義』（吉川弘文館、二〇〇五年）
- 荻生茂卿他句読『和刻本正史 晋書』一 帝紀志列伝・上（古典研究会、一九七一年）
- 林田亀太郎『日本政党史』上巻（大日本雄弁社、一九二七年）
- 平塚篤編『伊藤家文書』（平塚篤、一九三二年）
- 平凡社編『日本人名大事典』第二巻、平凡社、一九七九年
- 福岡博『佐賀の幕末維新 八賢伝』（出門堂、二〇〇五年）
- 真辺美佐『末広鉄腸研究』（粹出版社、二〇〇六年）
- 松浦玲『明治の海舟とアジア』（岩波書店、一九八七年）
- 松本健一『開国・維新』（中央公論社、一九九八年）
- 松本長四郎編輯『近世英雄名誉新史 全』（甘泉堂、一八七八年）
- 的野半介『江藤南白』上（南白顕彰会、一九一四年）
- 『江藤南白』下（南白顕彰会、一九一四年）
- 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）

御厨貴『明治国家の完成』（中央公論社、二〇〇一年）

湊川神社編『折田年秀日記』第一（湊川神社、一九九七年）

室山義正『近代日本の軍事と財政 海軍拡張をめぐる政策形成過程』（東京大学出版会、一九八四年）

明治日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第一卷（東洋経済新報社、一九七一年）

元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷（元田文書研究会、一九六九年）

森田朋子『開国と治外法権 領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件』（吉川弘文館、二〇〇五年）

柳田泉『心影・書影』（桃源社、一九六四年）

龍造寺八幡宮楠神社編『枝吉神陽先生遺稿』（出門堂、二〇〇六年）

早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第一卷（みすず書房、二〇〇四年）

——『大隈重信関係文書』第二卷（みすず書房、二〇〇五年）

W.F.グリフィス 村瀬寿代訳編 松浦玲監修『新訳考証日本のフルベッキ 無国籍の宣教師フルベッキの生涯』（洋学堂書店、二〇〇三年）

参考論文

朝比奈知泉「副島種臣伯」（朝比奈知泉編『明治功臣録』玄の巻所収、帝国図書普及会、一九一七年）

安養寺信俊「副島種臣の『君主専制』論」（岡山大学大学院文化科学研究科『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』一六、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇三年、一一―一四頁）

- 「明治六年の対清交渉にみる『副島外交』の検討」（岡山大学大学院文化科学研究科編『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』二〇、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇五年、一六六―一五五頁）
- 「副島種臣の『神道』論」（岡山大学大学院文化科学研究科『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』二二、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇六年、一九五―二〇六頁）
- 「副島種臣の国際関係観」（岡山大学大学院文化科学研究科『文化共生学研究』五、岡山大学大学院文化科学研究科、二〇〇七年、八五―九四頁）
- 家近良樹「副島外務卿排斥運動と『明治六年政変』」（『文化史学』三八号、一九八二年、五五―七一頁）
- 池田勇太「公議輿論と万機親裁―明治初年の立憲政体導入問題と元田永孚―」（史学会編『史学雑誌』一一五六、山川出版社、二〇〇六年、一〇四―一〇七八頁）
- 石井晋一氏遺稿「明治二十五年選挙大干渉と佐賀県（一）」（園田日吉編『佐賀史談』五（四）、佐賀史談会、一九七三年、一六―二二頁）
- 伊藤健一「小河一敏の罷免について（第二回研究発表会 発表要旨）」（桃山学院大学国際文化学会編『国際文化論集』一七、桃山学院大学総合研究所、一九九八年、九六―九七頁）
- 犬塚孝明「明治初期外交指導者の対外認識―副島種臣と寺島宗則を中心に」（日本国際政治学会『国際政治』第一〇二号、日本国際政治学会、一九九三年、二二―三八頁）
- 笠原英彦「ルジャンドルと政府系英字新聞」（日本マス・コミュニケーション学会編『新聞学評論』三三、日本新聞学会、一九八四年、二〇五―二一四頁）
- 旧肥前史談会編、小宮博康復刻版編『佐賀県歴史人名事典』（洋学堂書店、一九九三年）
- 草森紳一「薔薇香処 副島種臣の中国漫遊」（二）―（四〇）（文芸春秋社『文學界』一五四（二）―一五七（五）、文芸春秋

- 社、二〇〇〇年—二〇〇三年)
- 「初蘭詩人副島種臣の生涯」(二)——(六五)(集英社『すばる』一三(七)——一八(二二)、集英社、一九九一年—一九九六年)
- 「明治一〇—西南戦争と副島種臣」(京都精華大学文字文明研究所編「文字」四、京都精華大学文字文明研究所、二〇〇四年、三一—六一頁)
- 「捕鼠(二)——明治十一年の文人政治家副島種臣の行方」(京都精華大学表現研究機構編「表現」一、ミネルヴァ書房、二〇〇七年、一一—一六八頁)
- 古賀廉造「蒼海先生を憶う」(園田日吉編『佐賀史談』第八卷第四号、佐賀史談会、一九七六年、九—一八頁)
- 小竹武夫訳『漢書』下卷(筑摩書房、一九七九年)三—一一頁
- 後藤重巳「外様小藩における勤王動向—豊後岡藩と小河一敏—」(日本歴史学会編『日本歴史』四四三、吉川弘文館、一九八五年、一—一六頁)
- 後藤清春「豊後岡藩士小河一敏の勤皇運動」(人物往来社歴史研究会編『歴史研究』四三二、新人物往来社、一九九七年、二八—三三頁)
- 小林隆夫「留守政府と征台論争—ルジャンドル覚書に関する一考察」(日本政治経済史学研究所『政治経済史学』第二九六号、日本政治経済史学研究所、一九九〇年、一—二五頁)
- 「台湾事件と琉球処分—ルジャンドルの役割再考—」(I)(II)(日本政治経済史学研究所『政治経済史学』第三四〇号、日本政治経済史学研究所、一九九四年、一—一六頁/第三四一号、一九九四年、一三—三二頁)
- 齋藤洋子「国会開設勅諭と副島種臣—明治十五年の『建言』を手がかりにして—」(早稲田大学大学院社会科学研究所編『ソシオサイエンス』一一、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇六、一八六—二〇一頁)

- 「明治十六年の副島種臣―九州遊説願いをめぐって―」（早稲田大学大学院社会科学研究所『社会学研論集』七、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇六年、一二三―一三五頁）
- 「副島種臣と『天皇親政運動』」（学習院女子大学『学習院女子大学紀要』第八号、学習院女子大学、二〇〇六年、二一―三七頁）
- 「内務大臣副島種臣と第三議會」（早稲田大学大学院社会科学研究所『社会学研論集』八、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇六年、二七三―二八八頁）
- 「副島種臣の借金問題について」（早稲田大学大学院社会科学研究所編『ソシオサイエンス』一三、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇七年、一一〇―一二四頁）
- 「副島種臣と『御宸翰』」（早稲田大学大学院社会科学研究所『社会学研論集』九、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇七年、二八八―二九九頁）
- 「副島種臣と佐賀開進会」（財団法人鍋島報効会研究助成 研究報告書』第三号、財団法人鍋島報効会、二〇〇七年、一四三―一五七頁）
- 坂本規貞「木原塾について」（園田日吉編『佐賀史談』第八卷第五号、佐賀史談会、一九七七年、一五―二〇頁）
- 佐々木隆「第一次松方内閣期の新聞操縦問題」（東京大学新聞研究所編『東京大学新聞研究所紀要』三一、東京大学新聞研究所、一九八三年、一三―一五八頁）
- 「明治時代の内閣顧問と班列」（日本歴史学会編『日本歴史』五七七、吉川弘文館、一九九六年、一二一―一四二頁）
- 「壮士次官・白根専一」（日本歴史学会編『日本歴史』五〇〇、吉川弘文館、一九九〇年、五九―六一頁）
- 「内務省時代の白根専一―「山県系」形成の起点―」（伊藤隆編『山県有朋と近代日本』、吉川弘文館、二〇〇八年、七四―一二六頁）

- 里見弴「ル・チャンドル年譜」(文芸春秋『文芸春秋』昭和二十六年七月号、文芸春秋、一二二―一二七頁)
- 島善高「井上毅のシラス論註解―帝国憲法第一条成立の沿革―」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』所収、木鐸社、一九九二年、二七七―三二六頁)
- ――「幕末に甦る律令 枝吉神陽伝」(小林宏編『律令論纂』所収、汲古書院、二〇〇三年、一七九―二三二頁)
- ――「副島種臣―その人と思想―」(法史学研究会『法史学研究会会報』一〇、法史学研究会、二〇〇五年、一七一―二七頁)
- ――「律令法から西欧法へ―副島種臣を手がかりとして―」(早稲田大学アジア歴史文化研究所『アジア歴史文化研究所シンポジウム報告集』、早稲田大学アジア歴史文化研究所、二〇〇五年、四九―六四頁)
- ――『神典』前史(大倉精神文化研究所『大倉山論集』五三、大倉精神文化研究所、二〇〇七年、五―二六頁)
- ――「近代日中関係史の曙―副島種臣と李鴻章―」(書法漢學研究会編『書法漢學研究』二、アトライフ社、二〇〇八年、五二―五八頁)
- 徐越庭「『日清修好条』の成立」(一)、(二)(大阪市立大学法学会編『法学雑誌』四〇(二)、(三)、大阪市立大学法学会、一九九四年、一七〇―二二五頁、三三八―三九三頁)
- 鈴木正「東洋社会党の創設者―樽井藤吉―」(田中惣五郎『東洋社会党考』所収、新泉社、一九七〇年、三〇―三四二頁)
- 杉谷昭「佐賀開進会の設立過程」(九州大学九州文化史研究施設編『九州文化史研究所紀要』第二二号、九州文化史研究所、一九七六年、一九三―二一九頁。後に、佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第三卷 所収、佐賀市、一九七八年、三三―四〇七頁)
- 高木知明「東洋社会党に関する一試論―樽井藤吉の動向を軸として―」(日本歴史学会編『日本歴史』五一、吉川弘文館、一九九〇年、五七―七六頁)

- 「在京時代の樽井藤吉の軌跡」（日本歴史学会編『日本歴史』六一六、吉川弘文館、一九九九年、五五―七二頁）
- 長井純市「日清修好条規締結交渉と柳原前光」（日本歴史学会編『日本歴史』四七五、吉川弘文館、一九八七年、六一―七九頁）
- 中嶋久人『日新真事誌と民撰議院論争』―外国人ジャーナリストと「民主化」―（町田市立自由民権資料館編『自由民権』十三号、町田市教育委員会、二〇〇三年、一八―四五頁）
- 中村尚美「ル・ジャンドル外交意見 英露の極東政策と日本外交」（早稲田大学大隈研究室編『大隈研究』第二輯、早稲田大学大隈研究室、一九五二年、一六四―一八三頁）
- 西川誠「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」（日本歴史学会編『日本歴史』四八四、吉川弘文館、一九八八年、六八―八五頁）
- 野村亮「慶応四年の長崎鎮定と副島種臣」（早稲田大学大学院社会科学研究所『社会学研論集』一一、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇〇八年、一六〇―一七四頁）
- 長谷川如是閑「現代日本の缺乏」（『読売新聞』昭和一〇年六月六日号、後『長谷川如是閑集』第四卷、岩波書店、一九九〇年、三七六―三七七頁）
- 林茂「第三議会と第一次松方内閣の瓦解（一）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（三・四）、國家學會事務所、一九四八年、一四―三七頁）
- 「第三議会と第一次松方内閣の瓦解（二）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（五）、一九四八年、二三―三六頁）
- 「第三議会と第一次松方内閣の瓦解（三）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（一〇）、一九四八年、二三―三九頁）
- 「第三議会と第一次松方内閣の瓦解（四）」（國家學會事務所『國家學會雜誌』六二（一一）、一九四八年、三一―五一頁）

- 「第三議会と第一次松方内閣の瓦解(五)」(國家學會事務所『國家學會雜誌』六三(一・二・三)、一九四九年、七九—九五頁)
- 安岡昭男「東邦協會と副島種臣」(政治經濟史学会『政治經濟史学』一六九、政治經濟史学会、一—一二頁)
- 柳田泉『副島種臣伝』の一章—その国家社会主義的思想(我觀社編『我觀』、我觀社、一九三六年、一二七—一三七頁)
- 山下重一・小林宏「城泉太郎の生涯と人物」(山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』所収、長岡市、一九九八年、二六三—二七三頁)
- 山中永之佑「明治初期官僚制の形成と堺県知事小河一敏」(宮本又次編『大阪の研究』所収、清文堂出版株式会社、一九六七年、七四—一二頁)
- 吉野作造「日本外交の恩人將軍李仙得(二)」(明治文化研究会編『明治文化研究 新舊時代』三一七、福永書店、一九二七年)
- 水野公寿「九州改進黨覚書」(熊本近代史研究会編『近代熊本第』一一号、熊本近代史研究会、一九七〇年、一—五三頁)
- 「九州改進黨の結成について」(熊本近代史研究会編『近代熊本第』二二号、熊本近代史研究会、一九八三年、四七—八三頁)
- 「旧九州改進黨の再組織過程」(熊本近代史研究会編『近代熊本』第一七号、熊本近代史研究会、一九七五年)
- 毛利敏彦「副島種臣の対清外交」(大阪市立大学法学会編『大阪市立大學法學雜誌』四一(四)、大阪市立大学、一九九五年、四八五—五一九頁)
- 望月雅士「明治国家の形成と立憲構想—藩閥官僚宮島誠一郎を通して—」(由井正臣『幕末維新期の情報活動と政治構想』所収、梓出版、二〇〇四年、一九八—二三五頁)
- 李啓彰「日清修好条規成立過程の再検討—明治五年柳原前光の清国派遣問題を中心に」(史学会編『史学雜誌』一一五(七)、

参考文献

史学会、二〇〇六年、一二八―一二九八頁)

渡邊幾治郎『明治天皇の聖徳重臣』(千倉書房、一九四一年)

渡辺昭夫「侍補制度と『天皇親政』運動」(歴史学研究会編『歴史学研究』二五二、岩波書店、一九六一年、一―一四頁)

――「天皇制国家形成途上における『天皇親政』の思想と運動―日本的『立憲主義』との関連において―」(歴史学研究会編『歴史学研究』二五四、岩波書店、一九六一年、一―一四頁)